港区の地域行政
（総合支所）

令和７年度（2025 年度）版　事業概要

港区

芝地区総合支所　　麻布地区総合支所　　赤坂地区総合支所
高輪地区総合支所　　芝浦港南地区総合支所

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　　区

は じ め に

区は、より便利で、より身近に、より信頼される区役所をめざして、平成 18 年４月に「区役所・支所改革」を実施し、総合支所中心の区政運営をスタートしました。各総合支所は、区民にとって、より身近な窓口となるとともに、各地区の課題解決に向けた取組や、区民協働により地域の魅力を高める取組などを積極的に行ってきました。

令和６年３月に改定した港区基本計画の地区版計画書（令和３年度～令和８年度）は、各地区の区民参画組織の皆さんとともに、様々な角度から検討を重ね、「参画と協働」による計画の推進、地区を取り巻く環境変化への対応、自然災害等の様々な脅威への対策、アフターコロナの新時代に向けた取組の推進などを基本的な考え方としています。

令和６年度は、後期３年の計画初年度として地区版計画書を区民と共有しつつ、あらゆる主体と協働してまちづくりを進めてきました。

また現在、令和８年度からの新たな総合計画「ＭＩＮＡＴＯビジョン」の策定作業に向け、各地区区民参画組織での検討を進めています。

これまで築いてきた区民や地域との信頼関係を生かし、区が有する様々な地域資源や民間活力なども効果的に活用しながら、将来を見据えた港区ならではの政策の実現に向けて、職員一丸となって取り組んでまいります。

この「総合支所事業概要」を活用し、各総合支所の取組をご理解いただければ幸いです。

令和７年８月

芝地区総合支所、麻布地区総合支所、赤坂地区総合支所
高輪地区総合支所、芝浦港南地区総合支所

目　　次

総説

港区基本構想について…… 3
地区版計画書の政策とＳＤＧｓとの関係…… 4
芝地区版計画書の全体像…… 5
麻布地区版計画書の全体像…… 6
赤坂地区版計画書の全体像…… 7
高輪地区版計画書の全体像…… 8
芝浦港南地区版計画書の全体像…… 9
各総合支所の組織及び現員…… 10
各総合支所の主な事務…… 15
総合支所関係施設一覧…… 18
各総合支所課別事業別決算（令和６年度）…… 27

芝地区総合支所の事業

ふれ愛まつりだ、芝地区！…… 51
多様性を学ぶまち　～ＳＨＩＢＡ～…… 52
芝　ｄｅ　Ｍｅｅｔ　Ｔｈｅ　Ａｒｔ～アートに親しむまち、芝～ …… 53
芝地区地域資源活用はぐくみ支援事業…… 55
エコ芝教室…… 56
竹芝プロジェクト～ともにつながる未来へ～…… 57
もっと地域を豊かにする芝地区戦略会議（芝地区区民参画組織　芝会議）…… 58
芝地区防災力向上プロジェクト…… 63
ご近所イノベーション学校～芝に幸せを呼ぶ人づくり～…… 64
地域をつなぐ！交流の場づくりプロジェクト…… 66
芝地区「地域情報誌編集会議」…… 68
芝地区歴史・文化の発信…… 69
高齢者の買い物支援…… 70
芝ＢｅｅＢｅｅ’ｓ プロジェクト …… 71
トレジャー☆スクール～芝体験学習～…… 72
地域で支え合う～アロマネットワーク～…… 73
清潔できれいなまちの実現（新橋駅周辺）…… 74

麻布地区総合支所の事業

地域間子ども交流　～あらたなはっけん　あらたなきずな～…… 77
区民参画組織　麻布を語る会
　全体体系図…… 78
　「麻布地区政策分科会」…… 79
地域情報紙「ザ・ＡＺＡＢＵ」…… 80
麻布地域の魅力伝承事業
　「麻布未来写真館」…… 81
　「あざぶ達人ラボ ～次世代へつなぐ麻布の魅力～」…… 82
　「あざぶら部」…… 83

六本木安全安心プロジェクト～ルール違反ゼロの六本木へ～…… 85
清潔できれいなまちの実現（六本木交差点周辺）…… 86
みんなでまちをよくする「ミナヨク」…… 87
ＡＺＡＢＵ　ＷＯＲＬＤ　ＦＥＳＴＡ…… 89
地域事業活性化プロジェクト…… 90
親子でエコっとプロジェクト…… 91
飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業…… 92
地域サロン「ちょこっと立ち寄りカフェ」…… 93

赤坂地区総合支所の事業

赤坂・青山多世代交流促進事業…… 99
区民参画組織　赤坂・青山地区タウンミーティング
　全体体系図……102
　「赤坂地区版計画推進分科会」……103
　「地域情報の発信・交流分科会」……104
　「いきがいづくり推進分科会」……106
　赤坂青山「知伝活（ちでんかつ）」プロジェクト……107
　「まちのお宝発掘プロジェクト」……109
赤坂・青山会議～地元企業等による社会貢献ネットワーク～……110
赤坂・青山みんなで学ぼうさい事業……112
赤坂でつながり隊……113
地域デビューの集い……114
赤坂・青山 Meet up プロジェクト ……115
赤坂親善大使 魅力発信プロジェクト……117
よちよち子育て交流会……118
赤坂・青山子ども共育事業……121
子ども地域間交流事業～離れていても心は一つ！～……123
赤坂・青山シニアファッショニスタ～自分らしく素敵に～……126
赤坂・青山ふれあいサロン……127
赤坂青山 美しいまち マナーのまち宣言……129
違法置き看板ゼロ作戦……132
清潔できれいなまちの実現（赤坂見附駅・赤坂駅周辺）……133

高輪地区総合支所の事業

あっぷリング高輪フェスティバル……137
たかなわ子どもコミュニティカレッジ……138
たかなわみんなのおしらせばん……139
区民参画組織　タウンミーティングTAKANAWA
　全体体系図……140
　「地区版計画改定支援グループ」……141
　「地域情報紙グループ」……142
　「私が語る高輪今昔物語グループ」……143
　「高輪みどりでつながるプロジェクト」……145
港区チャレンジコミュニティ大学……147
大学連携推進事業……148

高輪地区防災ボランティア育成事業……149
たかなわ親子防災教室……151
町会・自治会・マンション交流活性化プロジェクト
～地域がつながる　たかな輪コミュニティ～……152
高輪地区商店街にぎわいプロジェクト……154
高輪ほっとひといき子育て支援事業……155
たかなわ防災コミュニティ向上プロジェクト～地域とつながるマンション防災～……156
高輪情報局……159

芝浦港南地区総合支所の事業

みなとパーク芝浦等ふれあい交流事業……163
区民参画組織 港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト
全体体系図……165
「水辺のまち歩きプロデュース分科会」……166
「みどりでつなぐプロジェクト分科会」……168
「べいあっぷ編集部」……170
「地区版計画検討分科会」……172
みずまちプロデュース事業……173
水辺のまちサーキュラーＬＡＢ．……175
ベイエリア防災リンク事業……177
水辺フェスタ……178
歴史と文化がつなぐ地域交流事業……179
ＳＫＤｓ未来の担い手育成プロジェクト……181
お台場ふるさとの海づくり事業……184
「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組……186
みどりでつなぐプロジェクト事業……187
運河に架かる橋りょうのライトアップ……188
芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト……189
高齢者みずべネット……190

管理課

区民センター……195
区民の声の受付……201
区長と区政を語る会……202
情報公開制度……203
区民協働スペース……204
伝統文化交流館……205
高齢者人材バンク事業……206
いきいきプラザ・児童高齢者交流プラザ（あいぷら）……207
児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等……209
児童館等週末施設開放……212
学童クラブ……213
放課ＧＯ→クラブ……215
学童クラブ児童見守りシステム……218
保育園……219

認定こども園……224
保育園であそぼう……225
港区保育室事業……227
一時保育……229
緊急一時保育……231
いきいきプラザ等地域訪問事業……232
子育てひろば等事業（あっぴぃ）……233
みなと保育サポート事業……235

協働推進課

地区の政策形成……239
区民交通傷害保険事業……240
地域葬儀支援事業……241
災害見舞金……242
町会・自治会の支援……245
各総合支所「地域のできごと」……256
区設掲示板設置及び管理……257
防災住民組織育成・地域防災協議会支援……258
総合防災訓練（地域訓練）……259
防災アドバイザー派遣……260
帰宅困難者対策の推進……261
家具転倒防止器具等助成及び取付支援……262
生活安全活動の支援
（１）港区生活安全協議会・生活安全活動推進協議会……264
（２）安全・安心まちづくり推進地区の取組（六本木地区）……265
（３）安全・安心まちづくり推進地区の取組（赤坂地区）……266
防犯カメラ等の設置支援等……267
共同住宅防犯対策助成事業……268
住まいの防犯対策助成事業……269
みんなとパトロール……270
老人クラブの活動助成……271
リサイクル団体助成……272
清掃協力会支援事業……273
みなとキャンプ村……274
青少年対策地区委員会活動支援……275
にぎわい商店街事業
（１）コミュニティ事業……276
（２）商店街活性化事業……278
（３）地域連携型商店街事業……278
（４）商店街地域力向上事業……279
（５）商店街振興アドバイザー派遣事業……279
猫の去勢・不妊手術補助……280
動物の愛護・管理……281
公害の規制・指導［公害苦情・相談］……282
地域環境美化・みなとタバコルール推進……282
ハクビシン等対策……282

まちづくり課

道路の管理[占用]……285
道路の整備[歩車共存道路の整備]……286
道路の整備[歩道の整備]……287
道路の整備[遮熱性舗装・保水性舗装の推進]……288
道路の整備[電線類の地中化]……289
道路の整備[細街路の整備]……290
道路の維持[道路維持]……291
道路の維持[掘削道路復旧]……292
道路の維持[私道整備]……293
道路の維持[街路灯]……294
道路の維持[道路植栽]……295
道路の維持[交通安全施設・坂名標識・公衆トイレ]……296
橋りょうの整備・維持……297
公園等の整備・維持[公園・児童遊園の整備]……298
公園等の整備・維持[公園・児童遊園の維持等]……299
公園等の整備・維持[緑地の整備・維持]……301
公園等の整備・維持[遊び場の整備・維持]……302
子どもの遊び場づくり事業[プレーパーク事業]……303
子どもの遊び場づくり事業[あそびのきち事業]……304
河川等の管理……305
水防[水防計画]……306
港区アドプト・プログラム……308
緑化推進[みどりの保護]……309
緑化推進[みどりの育成]……309
緑化推進[みどりの普及・啓発]……310
緑化推進[ビオトープづくりの推進]……310
芝地区のまちづくり[環状第二号線新橋・虎ノ門地区]……311
地区まちづくりに係る支援制度……312
屋外広告物……313
放置自転車対策……314
あき地の適正管理……320

区民課

住民基本台帳諸届……323
印鑑登録……326
戸籍関連事務……328
在留管理制度・特別永住者制度……332
住居表示……334
電話予約サービス……335
証明書コンビニ交付……336
マイナンバーカード（個人番号カード）交付……338
マイナンバーカード等の電子証明書……341
電子申請サービス……342

証明書等の交付事務……343
ご遺族支援コーナー……345
火葬（埋葬）・改葬許可……346
区民葬儀及び区民葬儀券の発行……347
特別区民税の徴収事務……348
軽自動車税（種別割）の徴収事務……348
臨時運行許可関係事務……348
介護保険の被保険者証の交付及び保険料の収納に関する事務……349
国民健康保険料の減免制度……350
国民健康保険療養費……350
非自発的失業者の保険料の軽減措置……351
出産被保険者の保険料の減額措置……352
国民健康保険その他の医療給付……353
国民健康保険医療費の一部負担金の減額・免除と徴収猶予……354
国民健康保険高額療養費……355
国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給……358
国民健康保険結核・精神医療給付金……358
国民健康保険高齢受給者証……359
後期高齢者医療制度（長寿医療制度）……360
心身障害者医療費の助成（㊟制度）……361
国民年金……363
民生委員・児童委員の支援……364
無料入浴券の給付……370
都営交通の無料乗車券の交付……371
コミュニティバス乗車券の発行……372
救急情報の活用支援事業（救急医療情報キット）……373
高齢者福祉相談……374
高齢者・心身障害者（児）訪問電話……374
高齢者・障害者等救急通報システム……375
認知症高齢者等おかえりサポート事業……376
高齢者・障害者（児）徘徊探索支援事業……377
高齢者・障害者配食サービス……378
高齢者・心身障害者（児）福祉理美容サービス……379
高齢者・障害者（児）紙おむつ給付及びおむつ代の助成……380
高齢者・障害者（児）寝具乾燥等消毒……381
高齢者・心身障害者（児）福祉キャブ……382
緊急移送サービス利用助成事業……383
高齢者日常生活用具給付事業……384
民間賃貸住宅入居支援事業……385
養護老人ホーム入所措置……387
寿商品券等贈呈……388
成年後見審判申立事業……389
高齢者単身世帯実態調査……390
高齢者の地域におけるセーフティネットワーク構築……391
高齢者補聴器購入費助成事業……392
要介護・要支援認定（申請）……393
障害者控除対象者認定……394

介護給付……395
訓練等給付……395
障害児通所支援……396
相談支援……396
移動支援……397
身体障害者手帳……397
愛の手帳（知的障害者）……398
精神障害者保健福祉手帳……398
身体障害者福祉相談……399
知的障害者福祉相談……399
自立支援医療（更生医療）……400
補装具費の支給……401
障害者（児）日常生活用具及び住宅設備改善費の給付等……402
中等度難聴児発達支援事業……403
自動車運転免許取得費助成……403
自動車改造費の助成……404
福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成……404
入浴サービス……405
ＮＨＫ放送受信料減免対象世帯の証明……406
タクシー利用券の給付……407
自動車燃料費の助成……408
補助犬の給付……409
重度脳性麻痺者介護事業……410
重度身体障害者（児）居宅生活支援事業……410
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等事業……411
特別障害者手当等（国制度）……412
重度心身障害者手当（都制度）……414
心身障害者福祉手当（区制度）……415
民営バス乗車割引証……416
有料道路障害者割引制度……417
自立支援医療（精神通院医療）……417
難病等医療費助成……418
小児精神障害者入院医療費助成……418
短期入所事業……419
児童手当……420
児童扶養手当……421
特別児童扶養手当……422
児童育成手当（育成手当）……423
児童育成手当（障害手当）……424
子ども医療費助成……425
ひとり親家庭等医療費助成……426
出産費用助成……427
小規模保育事業……428
居宅訪問型保育事業……428
狂犬病予防……429
咬傷犬事故処理……430
母子訪問指導……430

養育医療……431
育成医療・療育給付……432
小児慢性疾患医療費助成……433
母子健康手帳（親子手帳）の交付……434
都外医療機関、助産院（都内、都外を問わない）での妊婦健康診査又は
　新生児聴覚検査費用助成及び多胎妊婦健康診査費用助成（都内、都外を問わない）‥435
健康手帳の交付……435
精神保健福祉事業……436
保健師・助産師・看護師・管理栄養士学生実習の受け入れ……436
保健師活動……437
生活保護事業……438
就労支援事業……439
生活保護受給者等就労自立促進事業……440
生活保護受給者等メンタルケア支援事業……440
調査訪問体制強化事業……441
法外援護事業……441
自立促進事業……442
被保護者健康管理支援事業……442
生活相談……443
中国残留邦人等支援給付事業……443
路上生活者対策事業……444
戦没者遺家族援護……445

索引……446

総　　説

港区基本構想について

港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。

地区版計画書の政策とSDGsとの関係

ＳＤＧｓが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、ＮＰＯなど様々な主体により積極的な取組が展開されています。各総合支所が定める地区版計画書の政策の方向性とＳＤＧｓの各目標は重なるものが多いことから、政策や施策との関連を明らかにし、ＳＤＧｓの目標の達成期限（2030年）まで 10 年を切っていることを踏まえて、地区版計画書で掲げる各施策を推進していきます。

※ 総合支所の各政策と関連するSDGsのゴール

【かがやくまち】

【にぎわうまち】

【はぐくむまち】

※各地区版計画書の計画内容により、ＳＤＧｓのゴールが対応していない場合があります。

SDGsとは

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは、平成 27(2015)年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で記載された令和 12(2030)年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められています。

芝地区版計画書の全体像

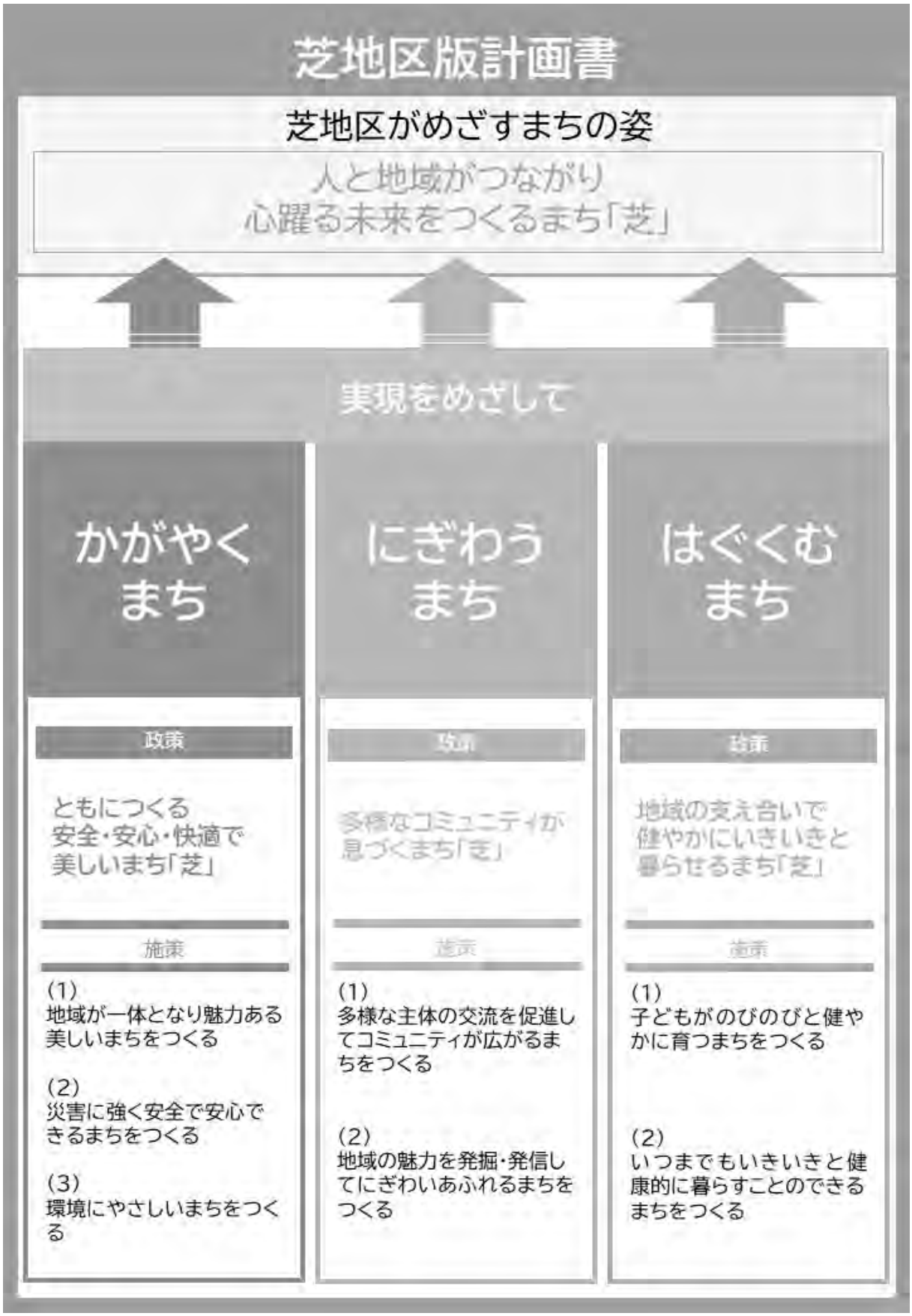

麻布地区版計画書の全体像

赤坂地区版計画書の全体像

高輪地区版計画書の全体像

芝浦港南地区版計画書の全体像

各総合支所の組織及び現員

芝地区総合支所

令和７年４月１日現在

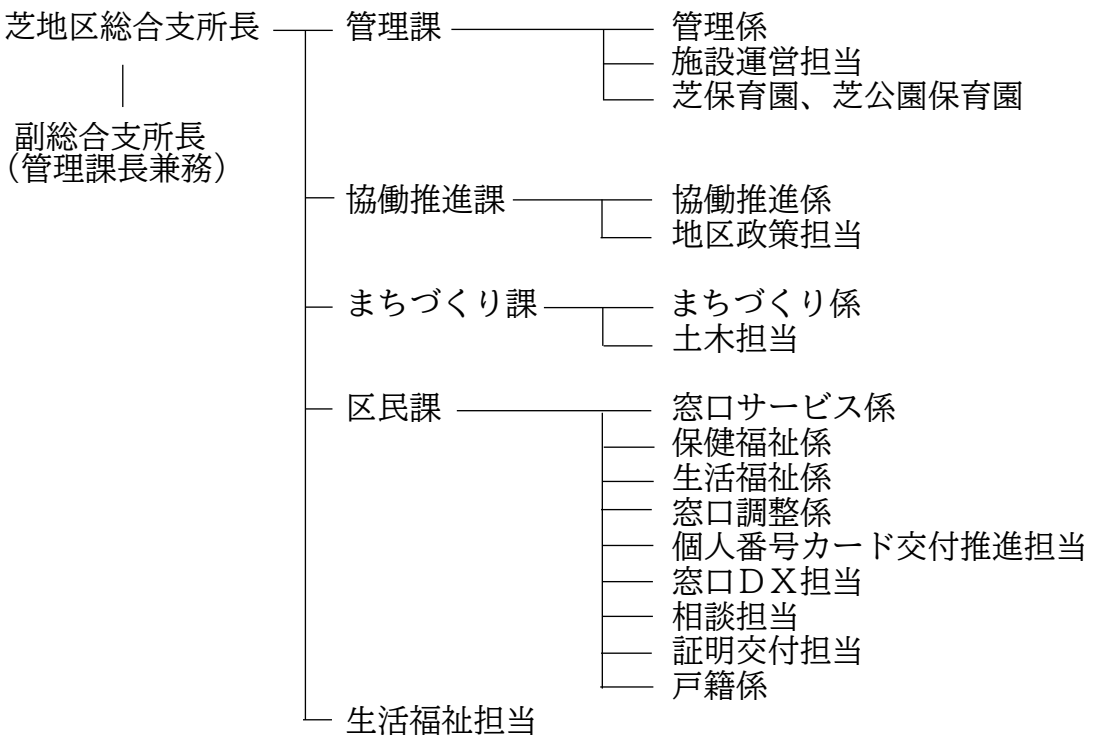

（単位：人）

課　名	係　名	部長級	課長級	係長級	係　員
管理課	管理係	1	1	1	5
	施設運営担当			1	
	芝保育園			6	22
	芝公園保育園			4	22
	課計	1	1	12	49
協働推進課	協働推進係		1	2	8
	地区政策担当			1	
	課計		1	3	8
まちづくり課	まちづくり係		1	1	17
	土木担当			2	
	課計		1	3	17
区民課	窓口サービス係			2	24
	保健福祉係			4	8
	生活福祉係			2	5
	窓口調整係		1	1	4
	個人番号カード交付推進担当			1	
	窓口ＤＸ担当			1	2
	相談担当			1	
	証明交付担当			1	
	戸籍係			1	15
	課計		1	14	58
生活福祉担当			1		
総合支所合計	170	1	5	32	132

※総合支所長は管理課管理係に含みます。
※再任用職員を含みます。

麻布地区総合支所

令和７年４月１日現在

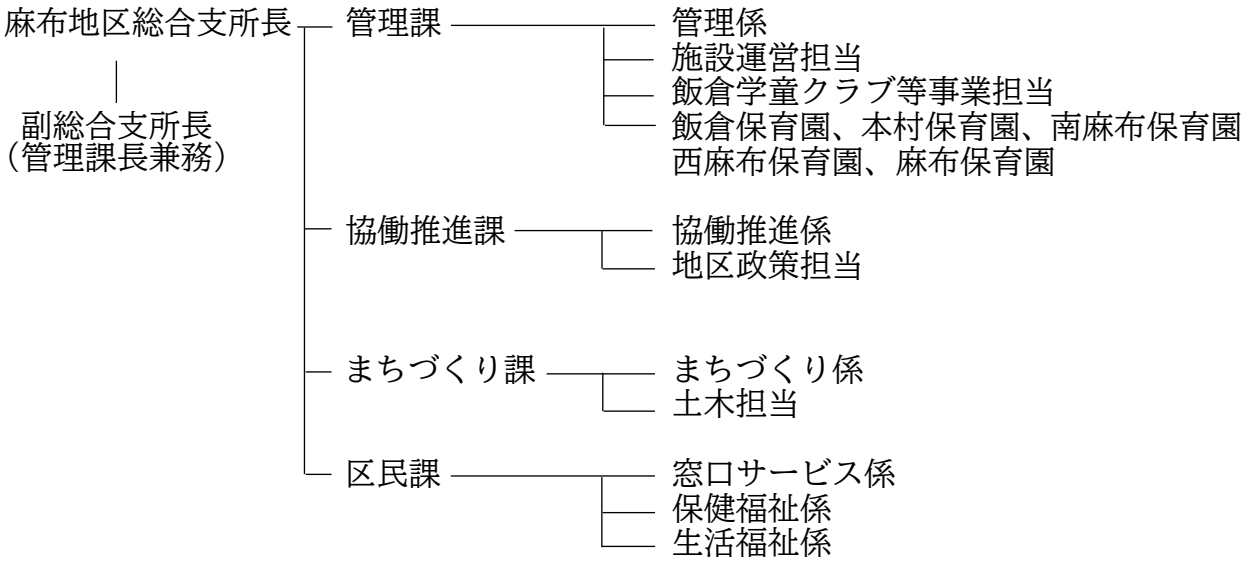

（単位：人）

課　名	係　名	部長級	課長級	係長級	係　員
管理課	管理係	1	1	1	10
	施設運営担当			1	
	飯倉学童クラブ等事業担当			2	4
	飯倉保育園			4	19
	本村保育園			5	15
	南麻布保育園			5	15
	西麻布保育園			3	19
	麻布保育園			4	21
	課計	1	1	25	103
協働推進課	協働推進係		1	2	8
	地区政策担当			1	
	課計		1	3	8
まちづくり課	まちづくり係		1	2	16
	土木担当			2	
	課計		1	4	16
区民課	窓口サービス係		1	2	14
	保健福祉係			4	7
	生活福祉係			1	4
	課計		1	7	25
総合支所合計	196	1	4	39	152

※総合支所長は管理課管理係に含みます。
※再任用職員を含みます。

赤坂地区総合支所

令和７年４月１日現在

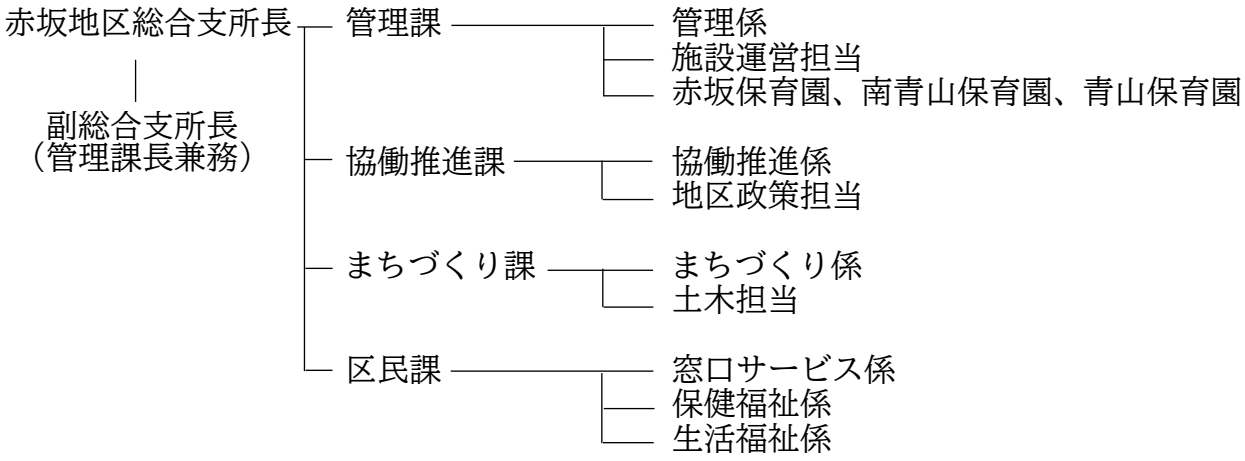

（単位：人）

課　名	係　名	部長級	課長級	係長級	係　員
管理課	管理係	1	1	2	4
	施設運営担当			1	
	赤坂保育園			3	16
	南青山保育園			4	20
	青山保育園			4	21
	課計	1	1	14	61
協働推進課	協働推進係		1	1	9
	地区政策担当			1	
	課計		1	2	9
まちづくり課	まちづくり係		1	1	15
	土木担当			2	
	課計		1	3	15
区民課	窓口サービス係		1	2	9
	保健福祉係			4	6
	生活福祉係			1	4
	課計		1	7	19
総合支所合計	135	1	4	26	104

※総合支所長は管理課管理係に含みます。
※再任用職員を含みます。

高輪地区総合支所

令和７年４月１日現在

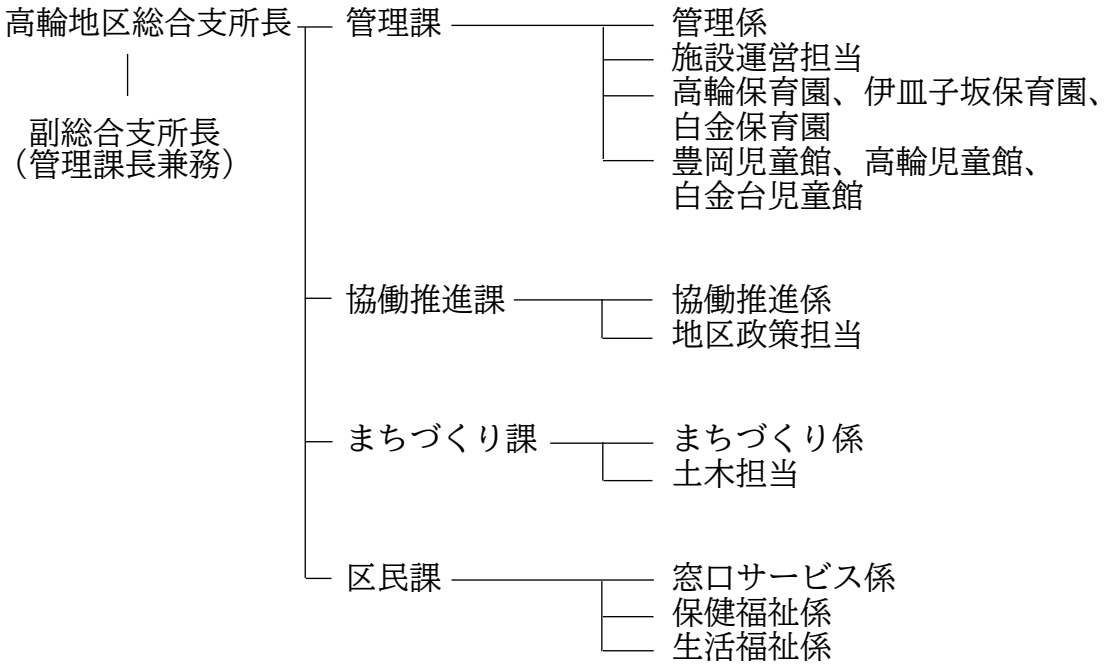

（単位：人）

課　名	係　名	部長級	課長級	係長級	係　員
管理課	管理係	1	1	2	9
	施設運営担当			1	
	高輪保育園			6	19
	伊皿子坂保育園			4	23
	白金保育園			4	15
	豊岡児童館			2	6
	高輪児童館			2	5
	白金台児童館			2	7
	課計	1	1	23	84
協働推進課	協働推進係		1	2	8
	地区政策担当			1	
	課計		1	3	8
まちづくり課	まちづくり係		1	1	14
	土木担当			2	
	課計		1	3	14
区民課	窓口サービス係		1	2	14
	保健福祉係			4	9
	生活福祉係			1	6
	課計		1	7	29
総合支所合計	176	1	4	36	135

※総合支所長は管理課管理係に含みます。
※再任用職員を含みます。

芝浦港南地区総合支所

令和７年４月１日現在

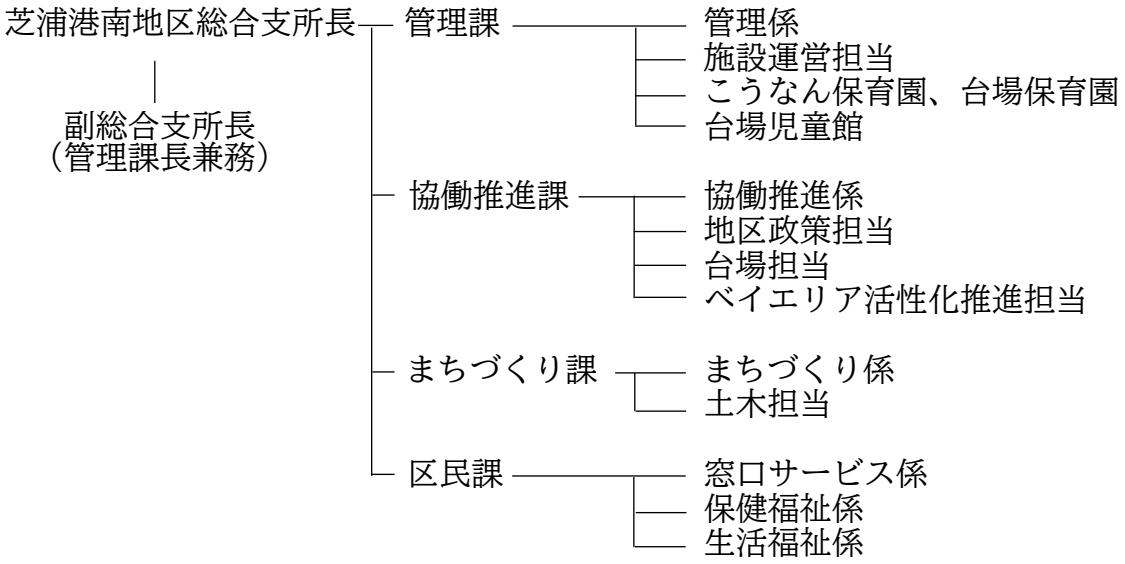

（単位：人）

課　名	係　名	部長級	課長級	係長級	係　員
管理課	管理係	1	1	2	8
	施設運営担当			1	
	こうなん保育園			3	22
	台場保育園			5	19
	台場児童館			2	8
	課計	1	1	13	57
協働推進課	協働推進係		1	1	9
	地区政策担当			1	
	台場担当			1	
	ベイエリア活性化推進担当			2	
	課計		1	5	9
まちづくり課	まちづくり係		1	1	13
	土木担当			2	
	課計		1	3	13
区民課	窓口サービス係		1	2	15
	保健福祉係			5	7
	生活福祉係			1	5
	課計		1	8	27
総合支所合計	140	1	4	29	106

※総合支所長は管理課管理係に含みます。
※再任用職員を含みます。

各総合支所の主な事務

管理課

令和７年４月１日

管　理　係	総合支所の予算及び決算　総合支所の調整及び管理運営　職員の服務及び福利厚生　職員の研修及び育成　文書類の収受、配布、発送及び保存　その他施設に関すること　人権問題　同和問題　情報公開　保有個人情報開示等請求に係る相談　ふるさと納税に係る寄付金の受領　区民の意見、要望、陳情等　区民の声を広く聴くための事業の実施　区民協働スペースの管理運営　総合支所内他の課及び課内他の係等に属しないこと 【芝地区総合支所に限る事務】 総合支所間の連絡調整　総合支所協議会の運営 【芝地区総合支所を除く事務】 区民センターの管理運営　区政資料の収集及び提供　区が発行する有償刊行物の販売 【芝地区総合支所及び芝浦港南地区総合支所を除く事務】 庁内管理及び庁舎の維持管理 【芝浦港南地区総合支所に限る事務】 庁内管理及びみなとパーク芝浦の施設全体の維持管理　台場コミュニティーぷらざの維持管理　伝統文化交流館の管理運営
施設運営担当	区立保育園、子ども中高生プラザ、いきいきプラザ等の施設計画　区立保育園及び港区保育室の管理運営　子ども中高生プラザの管理運営　放課後児童健全育成事業等の運営　いきいきプラザの管理運営　子育てひろば事業等の運営 【芝地区総合支所・麻布地区総合支所・赤坂地区総合支所を除く事務】 児童館の施設計画、管理運営 【芝浦港南地区総合支所に限る事務】 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ及び芝浦アイランドこども園の管理運営
飯倉学童クラブ等事業担当（麻布地区総合支所に限る。）	飯倉学童クラブ等の事業運営

協働推進課

協働推進係	地区の参画及び協働　地域振興　地域自治活動組織の育成　地域振興活動に必要な情報の収集及び提供　社会を明るくする運動　老人クラブの活動支援　防災知識の普及啓発　防災住民組織の育成　地域防災訓練　防災施設の整備に係る調整及び連絡　消防団　生活安全活動等の推進　防犯協会　環境美化の推進　環境の普及啓発　環境及び公害の苦情処理及び相談並びに公害関係法令に基づく指導　ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の普及啓発及び支援　清掃協力会　青少年対策地区委員会　動物の愛護及び管理等　区民交通傷害保険　区民葬儀及び地域葬儀支援事業　商店街組織の育成支援　火災等の見舞金品等　区民向け住宅の案内　地区の政策　地区の全国連携の相談　課内他の係等に属しないこと
地区政策担当	地区の政策形成　区民及び特定非営利活動団体等との協働推進　区民参画の推進　地域文化の推進　地域情報の発信　地域の国際化に係る施策の推進　地域の観光資源の発掘、収集及び発信
台場担当（芝浦港南地区総合支所に限る。）	芝浦港南地区総合支所協働推進課各係等が行う事務事業の台場地域における連絡調整　台場地域における住民要望の調整　台場コミュニティーぷらざの維持管理に係る連絡調整
ベイエリア活性化推進担当（芝浦港南地区総合支所に限る。）	地域の運河及び海辺に係る施策の推進　地域の運河及び海辺に係る関係団体との連絡調整　水辺空間活用推進会議

まちづくり課

まちづくり係	住民参加のまちづくりの相談及び調整　交通対策の相談　特定地区の開発の調整　道路の通称名　樹木等の保護及び育成　緑化の普及及び啓発　土木施設の占用許可及び使用許可　屋外広告物の許可　土木施設内の放置物件及び屋外広告物の撤去等　自転車等駐車場の管理運営　自転車置場の管理　放置自転車対策　道路美化協力員の活動　空き地の管理の適正化　土木に関すること　課内他の担当に属しないこと
土木担当	土木施設の新設、改良及び維持管理　土木施設の新設、改良及び維持に係る受託工事　土木施設の災害復旧及び防災工事　土木施設の自費工事及び沿道掘削　道路掘削及び復旧工事の指導監督　私道整備　細街路の拡幅工事　河川等の改良及び埋立工事　水防作業及び除雪作業　道路上のへい死犬猫　防犯灯の補助　まちづくり相談等に係る支援 【芝地区総合支所及び芝浦港南地区総合支所に限る事務】 港湾の埋立工事

区民課

窓口サービス係	住民基本台帳に係る届出　住民基本台帳に係る証明等　住民基本台帳に係る支援措置　印鑑登録に係る届出　印鑑登録に係る証明　個人番号カードの電子証明書　戸籍に係る証明等　特別区民税（個人都民税・森林環境税を含む。）及び軽自動車税の収納　特別区民税（個人都民税・森林環境税を含む。）及び軽自動車税の納税及び課税の証明　自動車臨時運行許可　原動機付自転車等の登録及び廃車　国民健康保険の資格の得喪、資格確認書等の交付、保険料の収納並びに出産育児一時金及び葬祭費の申請受付　介護保険の被保険者証の交付、諸届の受付及び保険料の収納　国民年金の資格の得喪及び諸届の受付　国民年金の保険料の免除並びに未支給年金及び死亡一時金の請求　後期高齢者医療の資格確認書等の交付、諸届の受付、保険料の収納及び葬祭費の申請受付　東京都心身障害者医療助成制度による医療証の交付及び諸届の受付　転入学通知書の交付　外国人の住居地届出　特別永住者証明書　個人番号カードの交付等　区民課が利用するシステムの運用 【芝地区総合支所を除く事務】 戸籍に係る届出の受付及び相談　戸籍届出に係る証明等　住居表示の実施及び町名等の変更に伴う証明　埋火葬及び改葬の許可　区民葬儀券の交付　課内他の係等に属しないこと 【芝地区総合支所に限る事務】 各総合支所の分掌する事務（住民基本台帳に係る届出、印鑑登録に係る届出及び個人番号カードの電子証明書）の取りまとめ　住民基本台帳法による通知　外国人の在留管理制度
保健福祉係	福祉総合窓口事業　高齢者、障害者、ひとり親家庭及び女性のサービス受付及び相談　児童、ひとり親家庭及び障害者に係る各種手当の申請受付　養護老人ホームの入所措置等　寿商品券等及び敬老事業　高齢者及び障害者の住宅　介護保険の要介護及び要支援の認定の申請受付　地域における高齢者の支援　子ども、ひとり親家庭及び難病の患者に係る医療費助成の申請受付　出産費用の助成の申請受付　育成医療、療育給付、養育医療及び小児慢性疾患医療費助成の申請受付　配偶者からの暴力に係る相談　保育の必要性の認定　認可保育園等の入所　地域における子育て支援　成年後見審判の区長申立事業　障害者の介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具及び地域生活支援事業　身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の受付、交付等　地区保健活動　一般健康相談　母子及び乳幼児の健康相談　精神保健相談　狂犬病予防等　母子健康手帳（親子手帳）の交付　妊婦の健康診断費用の申請受付　民生委員・児童委員
生活福祉係	生活相談　被保護世帯の法外援護　被保護世帯に係る無料入浴券の支給　被保護世帯に係る都営交通無料乗車券の交付　被保護世帯に係るごみ袋の交付　旧軍人及び戦没者の遺族等の援護に係る相談及び申請書等の受付 【芝地区総合支所に限る事務】 路上生活者に対する援護及び自立支援事業等の実施　中国残留邦人等支援給付事務

窓口調整係（芝地区総合支所に限る。）	住民基本台帳事務及び印鑑登録事務の計画及び調整　住居表示　住居表示の実施及び町名等の変更に伴う証明　総合支所の分掌する前記各事務の取りまとめ　住民基本台帳及び戸籍事務並びに印鑑登録事務の統計　区民課が利用するシステムの運用　課内他の係等に属しないこと
個人番号カード交付推進担当（芝地区総合支所に限る。）	個人番号カードの交付に係る総合調整
窓口ＤＸ担当（芝地区総合支所に限る。）	窓口ＤＸの推進に係る総合調整　区民課が利用する各システムの管理・運用計画・調整
相談担当（芝地区総合支所に限る。）	特別区民税（個人都民税・森林環境税を含む。）及び軽自動車税の収納　自動車臨時運行許可　原動機付自転車等の登録及び廃車　国民健康保険の資格の得喪、資格確認書等の交付、保険料の収納並びに出産育児一時金及び葬祭費の申請受付　介護保険の被保険者証の交付、諸届の受付及び保険料の収納　国民年金の資格の得喪及び諸届の受付　国民年金の保険料の免除並びに未支給年金及び死亡一時金の請求　後期高齢者医療の資格確認書等の交付、諸届の受付、保険料の収納及び葬祭費の申請受付　東京都心身障害者医療助成制度による医療証の交付及び諸届の受付　総合支所の分掌する前記各事務の取りまとめ　区民課が利用するシステムの運用
証明交付担当（芝地区総合支所に限る。）	住民基本台帳に係る証明等　住民基本台帳に係る支援措置　印鑑登録に係る証明　戸籍に係る証明等　特別区民税（個人都民税・森林環境税を含む。）及び軽自動車税の納税及び課税の証明　総合支所の分掌する前記各事務の取りまとめ　住民基本台帳の閲覧　住民基本台帳に係る証明及び戸籍に係る証明の郵送請求　区民課が利用するシステムの運用
戸籍係（芝地区総合支所に限る。）	戸籍に係る届出の受付及び相談　戸籍届出に係る証明等　埋火葬及び改葬の許可　総合支所の分掌する前記各事務の取りまとめ　戸籍台帳及び諸届書の管理　戸籍事務の計画及び連絡調整　戸籍事務に係る法令等の周知及び戸籍の研修計画　戸籍の附票の記載　人口動態調査　民事刑事事項名簿　区民葬儀券の交付　区民課が利用するシステムの運用

芝浦港南地区総合支所台場分室では、以下の業務を取り扱っています。

芝浦港南地区総合支所台場分室	芝浦港南地区総合支所協働推進課各係等が行う事務事業の台場地域における連絡及び調整　台場地域における住民要望の調整　台場コミュニティーぷらざの維持管理に係る連絡及び調整並びに当該施設内における対応　住民基本台帳に係る届出の受付、証明等　印鑑登録に係る届出の受付及び証明　外国人の住居地届出　特別永住者証明書　出生届、死亡届及び死産届の受付　戸籍に係る証明等及び戸籍届出に係る証明等　特別区民税（個人都民税・森林環境税を含む。）及び軽自動車税の収納並びに納税及び課税の証明　原動機付自転車等の登録及び廃車　国民健康保険の資格の得喪、資格確認書等の交付、保険料の収納並びに出産育児一時金及び葬祭費の申請受付　介護保険の被保険者証の交付、諸届の受付及び保険料の収納　国民年金の資格の得喪及び諸届の受付　国民年金の保険料の免除並びに未支給年金及び死亡一時金の請求　後期高齢者医療の資格確認書等の交付、諸届の受付、保険料の収納及び葬祭費の申請受付　東京都心身障害者医療助成制度による医療証の交付及び諸届の受付　転入学通知書の交付　埋火葬及び改葬の許可　区民葬儀券の交付　児童手当の申請受付　子ども医療費助成に係る医療証の交付申請　子ども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の申請受付　出産費用の助成の申請受付　母子健康手帳（親子手帳）の交付　高齢者、障害者、ひとり親家庭及び妊産婦等に係るコミュニティバス乗車券の交付　高齢者、障害者及び原爆被爆者に係る無料入浴券の交付　身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び児童扶養手当受給者に係る都営交通無料乗車券の交付　高齢者及び障害者等に係る救急医療情報キットの申請受付

総合支所関係施設一覧

※敷地面積は併設施設を含む
※構造　Ｒ　Ｃ　鉄筋コンクリート
　　ＳＲＣ　鉄骨鉄筋コンクリート
　　Ｓ　　鉄骨

総合支所

（令和７年４月１日現在）

施 設 名	所在地・電話	竣工年月	敷地面積	建物の構造・延床面積	備　　考
芝地区総合支所	芝公園 1-5-25 ℡（3578)3111	昭和 62.2	4,599.69㎡	ＳＲＣ造地下3階地上11階建 29,433.51㎡	港区役所(行政棟)内(地下１階、1・2 階の一部)
麻布地区総合支所	六本木 5-16-45 ℡（3583)4151	昭和 61.11	2,636.36㎡	ＳＲＣ造地下1階地上3階建 6,317.00㎡	区民センター・災害対策住宅等併設
赤坂地区総合支所	赤坂 4-18-13 ℡（5413)7011	平成 7.12	2,747.00㎡	ＳＲＣ造一部Ｓ造 地下2階地上16階建 19,251.00㎡	区民センター・区立住宅・健康増進センター等併設
高輪地区総合支所	高輪 1-16-25 ℡（5421)7611	平成 7.2	3,832.83㎡	ＳＲＣ造地下3階地上18階建 20,461.92㎡	区民センター・区立住宅・図書館等併設
芝浦港南地区 総合支所	芝浦 1-16-1 ℡（3456)4151	平成 26.10	20,179.06㎡	Ｓ造一部ＳＲＣ造、ＲＣ造 地下1階地上8階建 62,981.71㎡	消費者センター・介護予防総合センター・男女平等参画センター・港区スポーツセンター・しばうら保育園分園・芝浜小学校併設
台場分室	台場 1-5-1 ℡（5500)2365	平成 8.2	18,472.51㎡ （五番街全体）	ＳＲＣ造一部ＲＣ造 地下1階地上13階建 5,387.24㎡	区民センター・保育園・児童館・図書館併設 （ＵＲ住宅内設置）

区民センター

（令和７年４月１日現在）

施 設 名	所在地・電話	竣工年月	指定管理者 （指定期間）	建物の構造・延床面積 （敷地面積）	備　　考
麻布区民センター	六本木 5-16-45 ℡（3583)5487	昭和 61.11	公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団 （R6.4.1～R11.3.31：5年間）	ＳＲＣ造地下1階地上3階建 1,416.00㎡ （－）	麻布地区総合支所内
赤坂　〃	赤坂 4-18-13 ℡（5413)2711	平成 7.12		ＳＲＣ造一部Ｓ造 地下2階地上16階建 4,046.77㎡ （－）	赤坂地区総合支所内
高輪　〃	高輪 1-16-25 ℡（5421)7616	平成 7.2	社会福祉法人奉優会 （R6.4.1～R11.3.31：5年間）	ＳＲＣ造地下3階地上18階建 6,428.20㎡ （－）	高輪地区総合支所内

施 設 名	所在地・電話	竣工年月	指定管理者 （指定期間）	建物の構造・延床面積 （敷地面積）	備　　考
芝浦港南 区民センター	芝浦 4-13-1 ℡（3769)8864	昭和 63.6	公益財団法人 港区スポーツ ふれあい文化 健康財団 （R6.4.1～ R11.3.31： 5年間）	ＲＣ造地下1階地上24階建 2,020.50㎡ (2,815.45㎡)	
台場　〃	台場 1-5-1 ℡（5500)2355	平成 8.2		ＳＲＣ造一部ＲＣ造 地下1階地上13階建 1,797.05㎡ (－)	台場分室等併設

伝統文化交流館

（令和７年４月１日現在）

施 設 名	所在地・電話	開設 年月日	竣工年月	指定管理者 （指定期間）	建物の構造 ・延床面積 （敷地面積）	備　　考
伝統文化交流館	芝浦 1-11-15 ℡（3455)8451	令和 2.4.1	令和 元.12	伝統文化交流館 運営共同事業体 （R7.4.1～ R12.3.31： 5年間）	木造一部ＲＣ造 地上2階建 550.35㎡ (642.93㎡)	

いきいきプラザ

（令和７年４月１日現在）

支所	施 設 名	所在地・電話	開設 年月日	竣工年月	指定管理者 （指定期間）	建物の構造 ・延床面積 （敷地面積）	備　　考
芝	三田いきいきプラザ	芝 4-1-17 ℡（3452)9421	昭和 38.10.15	平成 7.7	湖聖会・ヘルスケアデザインネットワーク・東急コミュニティー共同事業体 (R4.4.1～R9.3.31 ：5年間)	ＲＣ造地下1階地上4階建 1,527.65㎡ (274.57㎡)	災害対策住宅併設
	神明　〃	浜松町 1-6-7 ℡（3436)2500	平成 24.9.1	平成 24.7		ＳＲＣ造地下1階地上8階建 6,085.36㎡ (2,427.97㎡)	保育園・子ども中高生プラザ併設
	虎ノ門 〃 （とらトピア）	虎ノ門 1-21-10 ℡（3539)2941	平成 19.6.1	平成 19.4		ＲＣ造地下1階地上21階建 1,261.74㎡ (745.26㎡)	高齢者在宅サービスセンター併設 （グランスイート虎ノ門内区分所有）
麻布	南麻布 〃	南麻布 1-5-26 ℡（5232)9671	平成 3.3.18	平成 3.3	セントラルスポーツ・東急コミュニティー共同事業体 (R4.4.1～R9.3.31 ：5年間)	ＳＲＣ造一部ＲＣ造 地下1階地上3階建 2,051.85㎡ (1,766.14㎡)	高齢者在宅サービスセンター・高齢者相談センター併設
	ありす 〃	南麻布 4-6-7 ℡（3444)3656	平成 26.9.1	平成 26.5		ＲＣ造一部Ｓ造 4階建 2,138.65㎡ (3,922.32㎡)	保育園・子ども中高生プラザ併設
	麻布　〃	元麻布 3-9-6 ℡（3408)7888	昭和 39.11.1	令和 6.2		ＲＣ造4階建 1,047.92㎡ (731.09㎡)	みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所併設

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者（指定期間）	建物の構造・延床面積（敷地面積）	備考
	西麻布いきいきプラザ	西麻布2-13-3 TEL (3486)9166	昭和 58.2.23	平成 26.9		ＳＲＣ造一部ＲＣ造，Ｓ造地下1階地上7階建 2,116.91㎡ (1,579.46㎡)	保育園・子育てひろば・災害対策住宅等併設
	飯倉　〃	東麻布2-16-11 TEL (3583)6366	昭和 44.4.1	平成 12.5		Ｓ造2階建 646.92㎡ (566.15㎡)	
赤坂	赤坂　〃	赤坂6-4-8 TEL (3583)1207	昭和 48.4.1	昭和 48.3	ピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体 (R4.4.1～R9.3.31 ：5年間)	ＲＣ造3階建 848.70㎡ (503.09㎡)	障害者グループホーム(民設)併設
	青山　〃	南青山2-16-5 TEL (3403)2011	昭和 58.1.19	昭和 57.11		ＳＲＣ造地下2階地上2階建 2,471.33㎡ (1,152.45㎡)	
	青南　〃	南青山4-10-1 TEL (3423)4920	昭和 58.2.9	昭和 58.1		ＲＣ造2階建 654.98㎡ (499.48㎡)	
高輪	豊岡　〃	三田5-7-7 TEL (3453)1591	昭和 55.9.20	昭和 55.7	社会福祉法人奉優会 (R4.4.1～R9.3.31 ：5年間)	ＲＣ造地下1階地上4階建 1,021.24㎡ (－)	児童館内
	高輪　〃	高輪3-18-15 TEL (3449)1643	昭和 48.8.20	平成 22.12		ＲＣ造一部Ｓ造地下1階地上3階建 565.54㎡ (－)	保育園内
	白金　〃	白金3-10-12 TEL (3441)3680	昭和 37.6.1	平成 4.5		ＲＣ造地下1階地上3階建 1,098.47㎡ (－)	保育園内
	神応　〃	白金6-9-5 TEL (5422)8848	令和 5.4.1	昭和 42.3		(本棟)ＲＣ造一部Ｓ4階建、(体育館)ＳＲＣ造2階建 1,545.86㎡ (4,913.75㎡)	保育園・学童クラブ併設
	白金台　〃	白金台4-8-5 TEL (3440)4627	昭和 55.12.10	平成 2.2		ＳＲＣ造地下2階地上4階建 2,982.52㎡ (－)	児童館内
芝浦港南	港南　〃 (ゆとりーむ)	港南4-2-1 TEL (3450)9915	平成 14.4.1	平成 13.10	ピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体 (R6.4.1～R11.3.31 ：5年間)	ＲＣ造1階建 1,254.05㎡ (－)	(都営住宅内設置)

児童高齢者交流プラザ

（令和７年４月１日現在）

施 設 名	所在地・電話	開設 年月日	竣工年月	指定管理者 （指定期間）	建物の構造・延床面積（敷地面積）	備　　考
芝浦アイランド 児童高齢者交流プラザ（あいぷら）	芝浦 4-20-1 ℡（5443)7338	平成 19.4.1	平成 19.3	公益財団法人 東京YMCA (R4.4.1～R9.3.31 ：5 年間)	ＳＲＣ造地下1階 地上4階建 1,928.30 ㎡ （—）	こども園内

児童館・学童クラブ

（令和７年４月１日現在）

支所	施 設 名	所在地・電話	開設 年月日	竣工 年月	敷地面積	建物の構造 ・延床面積	備　　考
麻布	飯倉 学童クラブ	東麻布 1-21-2 ℡（3583)6355	平成 19.4.1	平成 19.2	—	Ｓ造一部ＳＲＣ造 地下1階地上5階建 738.65㎡	保育園内
	東麻布　〃	東麻布 2-1-1 ℡（3568)1042	平成 25.4.1	昭和 42.3	—	ＲＣ造一部Ｓ造4階建 396.68㎡	東麻布二丁目複合施設内
	南麻布　〃	南麻布 2-11-10 ℡（6809)5291	平成 27.4.1	平成 5.10	—	ＳＲＣ造地下1階地上8階建 588.66㎡	0J ビル内
高輪	豊岡児童館	三田 5-7-7 ℡（3453)1592	昭和 55.9.20	昭和 55.7	615.36㎡	ＲＣ造地下1階地上4階建 585.91㎡	いきいきプラザ併設
	高輪　〃	高輪 3-18-15 ℡（3449)1642	昭和 48.8.20	平成 22.12	—	ＲＣ造一部Ｓ造地下1階地上3階建 930.52㎡	いきいきプラザ・保育園併設
	白金台 〃	白金台 4-8-5 ℡（3444)1899	平成 2.2.20	平成 2.2	1,323.08㎡	ＳＲＣ造地下2階地上4階建 981.72㎡	いきいきプラザ併設
	桂坂 学童クラブ	高輪 2-12-24 ℡（6455)7973	平成 27.4.1	平成 3.10	—	ＲＣ造地下1階地上5階建 996.62㎡	高輪桂坂ビル内
	神応　〃	白金 6-9-5 ℡（5422)7535	令和 5.4.1	昭和 42.3	—	(本棟)ＲＣ造一部Ｓ造4階建、(体育館)ＳＲＣ造2階建 777.96㎡	いきいきプラザ・保育園併設
	白金台 〃 （ゆかしの杜 〃）	白金台 4-6-2 ℡（6450)4014	平成 30.4.1	昭和 13.10	—	ＳＲＣ造地下1階地上6階搭屋4階建 326.62㎡	郷土歴史館併設
芝浦港南	台場児童館	台場 1-5-1 ℡（5500)2363	平成 8.4.1	平成 8.2	—	ＳＲＣ造一部ＲＣ造地下1階地上13階建 973.96㎡	台場分室等併設
	芝浦 学童クラブ	芝浦 4-12-28 ℡（5439)5680	平成 26.4.1	昭和 63.1	—	ＳＲＣ造地下1階地上8階建 1,475.27㎡	芝浦中島ビル内
	五色橋　〃	海岸 3-5-13 ℡（6435)2745	平成 29.9.1	昭和 61.4	—	ＳＲＣ造地上8階建 1,093.19㎡	五色橋ビル内

子ども中高生プラザ

（令和７年４月１日現在）

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者（指定期間）	建物構造・延床面積（敷地面積）	備　考
芝	神明子ども中高生プラザ	浜松町 1-6-7 ℡（5733)5199	平成 24.9.1	平成 24.7	株式会社日本保育サービス (R4.4.1～R9.3.31 ：5 年間)	ＳＲＣ造地下1階地上8階建 1,325.16㎡	いきいきプラザ・保育園併設
麻布	麻布　〃	南麻布 4-6-7 ℡(5447)0611	平成 26.9.1	平成 26.5	公益財団法人児童育成協会 (R7.4.1～R12.3.31 ：5年間)	ＲＣ造一部Ｓ造地上4階建 1,637.03㎡	ありすいきいきプラザ内
赤坂	赤坂　〃 （プラザ赤坂なんで～も）	赤坂 6-6-14 ℡（5561)7830	平成 15.4.1	平成 15.2	社会福祉法人東京聖労院 (R4.4.1～R9.3.31 ：5年間)	ＲＣ造地下1階地上4階建 1,769.05㎡	特別養護老人ホームサン・サン赤坂併設
	赤坂　〃 青山館 （カリッパ）	北青山 3-4-1 -201 ℡（5786）6567	令和 2.4.1	令和 元.10	社会福祉法人東京聖労院 (R4.4.1～R9.3.31 ：5年間)	ＲＣ造一部Ｓ造地上20階建 861.49㎡	保育園併設 （都営住宅内設置）
高輪	高輪　〃 （ＴＡＰ）	高輪 1-4-35 ℡（3443)1555	平成 23.12.1	平成 23.10	一般財団法人本所賀川記念館 (R4.4.1～R9.3.31 ：5年間)	Ｓ造一部ＲＣ造地上4階建 3,297.12㎡ (2,704.82㎡)	高輪図書館分室併設
芝浦港南	港南　〃 （プラリバ）	港南 4-3-7 ℡（3450)9576	平成 18.4.1	平成 24.10	本所賀川記念館・太平ビルサービス共同事業体 (R5.4.1～R10.3.31 ：5年間)	ＲＣ造一部Ｓ造地上3階建 3,985.43㎡ (4,788.28㎡)	たかはま保育園併設

放課ＧＯ→クラブ

〔18 か所〕　（令和７年４月１日現在）

支所	施 設 名	所在地・電話	開設年月日	延床面積※	備　考
芝	放課ＧＯ→クラブおなりもん	芝公園3-2-4 ℡（3431)2767	平成 20.6.9	108.72㎡	御成門学園御成門小学校内
	放課ＧＯ→クラブしば	芝2-21-3 ℡（3456)5082	平成 18.4.1	305.36㎡	芝小学校内
	放課ＧＯ→クラブあかばね	三田 2-6-2 ℡（5443)0331	平成 29.4.1	192.00㎡	赤羽小学校内
麻布	放課ＧＯ→クラブあざぶ	麻布台1-5-15 ℡（3583)5883	平成 25.4.1	120.00㎡	麻布小学校内
	放課ＧＯ→クラブなんざん	元麻布3-8-15 ℡（3470)9699	平成 18.4.1	216.00㎡	南山小学校内
	放課ＧＯ→クラブほんむら	南麻布3-9-33 ℡（3473)4781	平成 20.10.1	128.00㎡	本村小学校内
	放課ＧＯ→クラブこうがい	西麻布3-11-16 ℡（3404)3301	平成 21.4.1	190.00㎡	笄小学校内
	放課ＧＯ→クラブひがしまち	南麻布1-8-11 ℡（3451)7728	平成 23.4.1	107.37㎡	東町小学校内
赤坂	放課ＧＯ→クラブあかさか	赤坂8-13-29 ℡（3404)6931	平成 29.4.1	194.00㎡	赤坂学園赤坂小学校内
	放課ＧＯ→クラブあおやま	南青山2-21-2 ℡（5474)2760	平成 27.4.1	183.00㎡	青山小学校内
	放課ＧＯ→クラブせいなん	南青山4-19-7 ℡（3404)8610	平成 27.11.1	355.99㎡	青山生涯学習館併設

支所	施 設 名	所在地・電話	開設年月日	延床面積※	備　考
高輪	放課ＧＯ→クラブみた	白金3-18-2 ℡（3445)9200	令和 6.4.1	157.06㎡	御田小学校仮校舎 （旧三光小学校）内
	放課ＧＯ→クラブたかなわだい	高輪2-8-24 ℡（5449)6911	令和 2.7.1	120.40㎡	高輪台小学校内
	放課ＧＯ→クラブしろかね	白金台1-4-26 ℡（3440)4321	平成 28.4.1	160.00㎡	白金小学校内
	放課ＧＯ→クラブしろかねのおか	白金4-1-12 ℡（3441)8395	平成 27.4.1	239.08㎡	白金の丘学園白金の丘小学校内
芝浦港南	放課ＧＯ→クラブしばうら	芝浦4-8-18 ℡（5476)6877	平成 23.4.1	118.70㎡	芝浦小学校内
	放課ＧＯ→クラブしばはま	芝浦1-16-31 ℡（5427)4188	令和 4.4.1	404.19㎡	芝浜小学校内
	放課ＧＯ→クラブこうなん	港南4-3-28 ℡（6718)4230	平成 30.4.1	250.93㎡	港南小学校敷地内

※延床面積は、放課ＧＯ→クラブ教室として使用している部分を指します。
※放課ＧＯ→クラブの開設時期は、学童クラブ事業付置の日付を指します。

保育園

（令和７年４月１日現在）

支所	施設名	所在地・電話	開設 年月日	竣工 年月	敷地面積	建物構造・ 延床面積	備　　考
芝	芝保育園	芝 5-18-1-101 ℡（3455)4669	昭和 47.7.1	昭和 48.3	3,333.26㎡	ＳＲＣ造14階建 1,123.49㎡	みなと子育て応援プラザ Pokke 併設 （都営住宅内設置）
	芝公園 〃	芝公園 2-7-3 ℡（3438)0435	昭和 54.4.1	平成 26.3	1,470.69㎡	Ｓ造3階建 2,287.01㎡	
	神明 〃 ※指定管理者導入施設	浜松町 1-6-7 プラザ神明 1～3 階 ℡（5733)6822	平成 24.9.1	平成 24.7	—	ＳＲＣ造地下1階地上8階建 2,496.72㎡	いきいきプラザ・子ども中高生プラザ併設 指定管理者：株式会社日本保育サービス (H29.4.1～R9.3.31:10年間)
麻布	飯倉 〃	東麻布 1-21-2 ℡（3583)1786	昭和 39.4.1	平成 19.2	570.74㎡	Ｓ造一部ＳＲＣ造 地下1階地上5階建 1,182.00㎡	学童クラブ併設
	本村 〃	南麻布 4-6-7 ℡（3444)2385	昭和 52.4.1	平成 26.5	—	ＲＣ造一部Ｓ造4階建 1,196.33㎡	いきいきプラザ・子ども中高生プラザ併設
	南麻布 〃	南麻布 4-2-29-101 ℡（3442)8068	昭和 42.12.1	昭和 42.11	1,278.49㎡	ＲＣ造4階建 722.45㎡	都営住宅内設置
	西麻布 〃	西麻布 2-13-3 ℡（3409)4924	昭和 46.10.1	平成 26.9	—	ＳＲＣ造一部ＲＣ造、Ｓ造 地下1階地上7階建 2,161.14㎡	いきいきプラザ・子育てひろば・災害対策住宅等併設
	麻布 〃	六本木 5-16-46 ℡(5545)7135	昭和 26.11.6	平成 26.10	1,969.41㎡	ＲＣ造3階建 1,856.40㎡	
	東麻布 〃 ※指定管理者導入施設	東麻布 2-1-1 ℡(3584)3811	平成 29.4.1	昭和 42.3	—	ＲＣ造一部Ｓ造4階建 1,383.55㎡	東麻布二丁目複合施設内 指定管理者：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 (H29.4.1～R9.3.31:10年間)

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備　　考
麻布	元麻布保育園 ※指定管理者導入施設	元麻布 2-14-12 ℡（5422）7338	令和 2.1.1	令和 元.11	2,952.79㎡	ＲＣ造一部Ｓ造 2階建 3,087.72㎡	指定管理者：芳美会・おれんじハウス保育園共同事業体 (R7.4.1～R17.3.31：10年間)
赤坂	赤坂　〃	赤坂 5-5-26-101 ℡（3583）2156	昭和 53.10.1	昭和 54.4	3,357.67㎡	ＳＲＣ造 地下1階地上9階建 792.56㎡	(都営住宅内設置)
	南青山 〃	南青山 1-3-15 ℡（3401）1650	昭和 46.2.1	平成 19.3	6,784.48㎡ (青山一丁目スクエア全体)	ＲＣ造地下2階地上14階建 1,100.00㎡	(都営住宅内設置)
	青山　〃	北青山 3-4-1-101 ℡（3401）1723	昭和 37.12.1	令和 元.10	8,817.98㎡	ＲＣ造一部Ｓ造 地上20階建 1,178.22㎡	令和2年3月1日移転 (都営住宅内設置)
高輪	高輪　〃	高輪 3-18-15 ℡（3449）1641	昭和 48.9.1	平成 22.12	1,336.87㎡	ＲＣ造一部Ｓ造地下1階地上3階建 1,384.30㎡	児童館･いきいきプラザ併設
	伊皿子坂　〃	三田 4-19-30 ℡（3444）7601	平成 25.9.1	平成 25.7	1,118.04㎡	ＲＣ造3階建 1,664.82㎡	志田町保育園（平成25年8月31日まで）から移転
	白金　〃	白金 3-10-12 ℡（3441）5076	昭和 36.4.1	平成 4.5	1,133.84㎡	ＲＣ造地下1階地上3階建 1,320.35㎡	いきいきプラザ・ みなと保育サポート併設
	神応　〃 ※指定管理者導入施設	白金 6-9-5 神応ほっとプラザ1・2階 ℡（5422）6363	令和 5.4.1	昭和 42.3	―	(本棟)ＲＣ造一部Ｓ4階建、(体育館)ＳＲＣ造2階建 2,130.09㎡	いきいきプラザ・ 学童クラブ併設 指定管理者:株式会社アソシエ･インターナショナル (R5.4.1～R15.3.31：10年間)
芝浦港南	こうなん 〃	港南 4-2-3-101 ℡（3450）3800	平成 14.4.1	平成 13.10	2,040.33㎡	ＲＣ造一部ＳＲＣ造6階建 1,185.33㎡	(都営住宅内設置)
	台場　〃	台場 1-5-1 ℡（5500）2360	平成 8.4.1	平成 8.2	―	ＳＲＣ造一部ＲＣ造 地下1階地上13階建 1,233.48㎡	台場分室等併設
	たかはま〃 ※指定管理者導入施設	港南 4-3-7 ℡（5781）0255	平成 24.12.1	平成 24.10	―	ＲＣ造一部Ｓ造 地上3階建 2,414.82㎡	港南子ども中高生プラザ内 指定管理者：株式会社日本保育サービス (H30.4.1～R10.3.31:10年間)
	しばうら〃 ※指定管理者導入施設	芝浦 3-1-16 ℡（5232）1130	平成 27.10.1	平成 27.8	3,036.32㎡	ＲＣ造一部Ｓ造 地上6階建 5,944.99㎡	子育てひろば あっぴぃ芝浦併設 指定管理者：小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ (R7.4.1～R17.3.31:10年間)
	しばうら保育園分園 ※指定管理者導入施設	芝浦 1-16-1 ℡（6453）6346	平成 29.4.1	平成 29.2	―	Ｓ造一部ＳＲＣ造、ＲＣ造 地下1階地上8階建 446.11㎡	芝浦港南地区総合支所内 指定管理者：小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ (R7.4.1～R17.3.31:10年間)

認定こども園

（令和７年４月１日現在）

施 設 名	所在地・電話	開設 年月日	竣工 年月	指定管理者 （指定期間）	建物の構造・ 延床面積 （敷地面積）	備考
芝浦アイランド こども園	芝浦 4-20-1 ℡ (5443)7337	平成 19.4.1	平成 19.3	公益財団法人 東京ＹＭＣＡ (H29.4.1～R9.3.31 ：10 年間)	ＳＲＣ造地下 1 階 地上 4 階建 1,832.90 ㎡ (1,800.00 ㎡)	児童高齢者交流 プラザ併設

港区保育室

（令和７年４月１日現在）

支所	施 設 名	所在地・電話	開設年月日	敷地面積	延床面積	備　　考
芝	芝公園二丁目保育室	芝公園 2-12-10 ℡(3436)6611	平成 30.4.1	578.74㎡	735.72㎡	
赤坂	青南〃	南青山 4-19-18 ℡(5770)3933	平成 22.4.1	1,179.37㎡	997.92㎡	
	第二青南〃	南青山 4-19-5 ℡(5770)5366	平成 27.8.1	922.22㎡	994.68㎡	
高輪	桂坂〃	高輪 3-19-36 ℡(5475)6646	平成 23.5.1	3,160.27㎡	2,201.27㎡	
	志田町〃	白金 1-11-16 ℡(6277)2582	平成 26.4.1	1,749.80㎡	920.16㎡	
	白金三丁目〃	白金 3-7-13 ℡(6455)7171	平成 30.11.1	376.52㎡	409.20㎡	
芝浦港南	たまち〃	芝浦 3-4-1 グランパークプラザ棟 2 階 ℡(5484)6088	平成 22.6.1	—	819.88㎡	
	芝浦橋〃	芝浦 4-6-8 田町ファーストビル 2 階 ℡(6865)1004	平成 25.12.1	—	1,501.45㎡	
	五色橋〃	海岸 3-5-13 ℡(6435)3201	平成 29.9.1	—	663㎡	

子育てひろば

（令和７年４月１日現在）

施 設 名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備　考
みなと子育てサポートハウス「あい・ぽーと」	南青山 2-25-1 ℡（5786)3250	平成 15.9.16	750.00 ㎡	
みなと子育て応援プラザ Pokke	芝 5-18-1-102 ℡（6435)0411	平成 20.10.30	821.64 ㎡	都営住宅内
子育てひろば あっぴぃ台場	台場 1-7-1 アクアシティお台場 4 階 ℡（5520)9061	平成 20.8.20	86.18 ㎡	アクアシティお台場内
子育てひろば あっぴぃ麻布	六本木 5-12-24 ℡（5114)9900	平成 20.12.16※	309.50 ㎡	麻布図書館内
子育てひろば あっぴぃ港南	港南 2-3-13　品川フロントビルキッズ館 3 階 ℡（6712)0688	平成 23.1.4	131.54 ㎡	品川フロントビルキッズ館内
子育てひろば あっぴぃ港南四丁目	港南 4-2-4 ℡（5796)8862	平成 25.4.1	196.44 ㎡	都営住宅内 面積にみなと保育サポート港南四丁目部分を含む
子育てひろば あっぴぃ新橋	新橋 6-4-2 ℡（5425)7525	平成 26.4.1	553.66 ㎡	きらきらプラザ新橋内
子育てひろば あっぴぃ西麻布	西麻布 2-13-3 ℡（5467）7175	平成 26.11.1	356.77 ㎡	西麻布いきいきプラザ内 面積に子どもふれあいルーム部分を含む
子育てひろば あっぴぃ芝浦	芝浦 3-1-16 ℡（5730）3252	平成 27.10.1	652.54 ㎡	しばうら保育園内
子育てひろば あっぴぃ赤坂	赤坂 9-4-2　パークコート赤坂檜町ザタワー 2 階 ℡（3475)3900	平成 30.3.26	370.00 ㎡	面積にみなと保育サポート赤坂部分を含む
子育てひろば あっぴぃ白金台	白金台 4-6-2 ゆかしの杜 1 階 ℡（6450)4249	平成 30.4.1	430.08 ㎡	郷土歴史館併設 面積にみなと保育サポート白金台部分を含む

※現施設での開設は平成 26 年７月１日です。

みなと保育サポート

（令和７年４月１日現在）

施 設 名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備　考
みなと保育サポート白金	白金 3-10-12 白金保育園 2 階 ℡（5423)4909	平成 24.4.1	127.68 ㎡	いきいきプラザ・保育園併設
みなと保育サポート 港南四丁目	港南 4-2-4 ℡（5796)8861	平成 25.4.22	196.44 ㎡	都営住宅内 面積に子育てひろばあっぴぃ港南四丁目部分を含む
みなと保育サポート東麻布	東麻布 2-1-1 ℡（5544)8461	平成 26.4.1	61.32 ㎡	東麻布二丁目複合施設内
みなと保育サポート赤坂	赤坂 9-4-2　パークコート赤坂檜町ザタワー 2 階 ℡（3475)3902	平成 30.3.26	370.00 ㎡	面積に子育てひろばあっぴぃ赤坂部分を含む
みなと保育サポート白金台	白金台 4-6-2 ゆかしの杜 1 階 ℡（6450)4298	平成 30.4.1	430.08 ㎡	郷土歴史館併設 面積に子育てひろばあっぴぃ白金台部分を含む

子どもふれあいルーム

（令和７年４月１日現在）

施 設 名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備　考
子どもふれあいルーム	西麻布 2-13-3 ℡（5467)7176	平成 26.11.1	356.77 ㎡	西麻布いきいきプラザ内 面積に子育てひろばあっぴぃ西麻布部分を含む

各総合支所課別事業別決算（令和６年度）

芝地区総合支所　管理課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					1,714,227,116
	総務費				76,109,598
		総務管理費			76,109,598
			一般管理費	芝地区総合支所感謝状贈呈	79,036
				芝地区多様性を学ぶまちＳＨＩＢＡ	1,035,100
				芝地区地域ふれあい事業	14,119,927
				芝地区区民協働スペース管理運営	56,694,860
				芝地区区関係団体交流	179,600
				芝地区見舞金等支給	32,189
			広報費	芝地区区長と区政を語る会	8,570
			支所費	芝管理課運営	3,874,439
			防災対策費	災対芝地区本部	85,877
	民生費				1,638,117,518
		社会福祉費			619,812,395
			社会福祉施設費	芝地区いきいきプラザ（３館）管理運営	619,812,395
		児童福祉費			1,018,305,123
			児童福祉施設費	神明子ども中高生プラザ管理運営	137,936,663
				芝地区放課ＧＯ→クラブ	134,187,013
				芝地区区立保育園（２園）管理運営	146,696,687
				神明保育園管理運営	327,237,060
				芝地区港区保育室事業	193,445,895
				芝地区子育てひろば事業管理運営	78,801,805

芝地区総合支所　協働推進課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					375,121,221
	総務費				272,144,396
		総務管理費			272,144,396
			一般管理費	芝地区生活安全活動推進事業	18,218,800
				青色防犯パトロール	157,146,000
				芝地区町会等活動支援	23,645,964
				芝地区生活安全・環境美化活動推進事業	5,119,634
				芝地区掲示板管理	5,080,939
				芝地区歴史・文化・交流アカデミー	1,060,201
				芝地区歴史・文化の発信	84,937
				芝地区地域をつなぐ！交流の場づくりプロジェクト	13,500,000
				芝地区ご近所イノベーション学校	3,399,999
				芝地区竹芝プロジェクト	1,668,131
				芝地区芝ＢｅｅＢｅｅ’ｓプロジェクト	3,561,235
				芝地区地区組織活動助成	95,160
				芝地区トレジャースクール	5,076,181
				芝地区区民参画組織運営	715,768
				区民交通傷害保険	1,075,667
			広報費	芝地区地域情報の発信	4,291,105
			支所費	芝協働推進課運営	9,106,475
			防災対策費	芝地区地域防災力向上	11,286,662
				芝地区総合防災訓練	3,611,538
				芝地区防災力向上プロジェクト	4,400,000
	環境清掃費				98,891,695
		環境費			93,588,000
			環境総務費	芝地区みなとタバコルール推進	71,945,244
				芝地区環境美化啓発	1,815,000
				芝地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業	18,387,165
				芝地区エコ芝教室	630,641
			公害対策費	芝地区環境改善	0
				芝地区公害防止指導	809,950
		清掃費			5,303,695
			リサイクル推進費	芝地区リサイクル団体助成	5,303,695
	民生費				3,832,789
		社会福祉費			3,832,789
			老人福祉費	芝地区老人クラブ助成	3,642,789
			応急救助費	芝地区災害見舞金	190,000
	衛生費				252,341
		保健衛生費			252,341
			環境衛生費	芝地区動物相談・指導	252,341

芝地区総合支所　まちづくり課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					1,431,169,304
	環境清掃費				1,385,386
		環境費			1,385,386
			環境総務費	芝地区保護樹木・樹林助成	1,385,386
	土木費				1,429,783,918
		土木管理費			172,767,164
			土木総務費	芝地区彫刻維持管理	1,210,000
				芝地区放置自転車対策	74,744,230
				芝地区まちづくり課運営	14,395,889
				芝地区土木車両等管理	1,020,953
			土木施設管理費	芝地区自転車等駐車場管理運営	81,396,092
		道路橋りょう費			1,060,245,639
			道路橋りょう総務費	芝地区占用業務	8,646,418
			道路維持費	芝地区道路清掃	82,384,499
				芝地区動物死体処理	389,400
				芝地区道路・側溝等維持管理	242,420,124
				芝地区公衆便所維持管理	17,180,737
				新橋駅西口広場維持管理	3,021,414
				芝地区街路灯維持管理	81,805,251
				芝地区交通安全施設維持管理	26,868,098
				芝地区自転車利用環境整備推進	7,441,500
			道路新設改良費	芝地区歩道整備	3,825,448
				芝地区電線類地中化整備	358,371,276
			橋りょう維持費	芝地区橋りょう維持管理	215,784,514
			受託事業費	芝地区掘さく道路復旧	11,971,307
			私道等整備費	芝地区私道整備	64,153
				芝地区防犯灯設置助成	71,500
		河川費			5,105,535
			河川総務費	芝地区水害予防措置	121,495
				芝地区河川等維持管理	4,219,815
			排水場費	芝地区排水場維持管理	764,225
		公園費			191,555,980
			公園管理費	芝地区公園整備	459,043
				芝地区公園管理運営	137,372,320
			児童遊園管理費	芝地区児童遊園整備	13,350,700
				芝地区児童遊園管理運営	39,477,622
				芝地区快適な児童遊園トイレの整備	896,295
		都市計画費			109,600
			都市整備費	芝地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	109,600

芝地区総合支所　区民課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					716,615,679
	総務費				714,935,132
		総務管理費			10,560,967
			住居表示費	住居表示	5,292,958
			支所費	芝区民課運営	5,268,009
		戸籍住民基本台帳費			704,374,165
			戸籍事務費	芝地区戸籍事務	2,281,011
				戸籍システム	57,045,206
			住民基本台帳費	芝地区住民記録事務	395,084,977
				証明書自動交付事務	57,352,563
				個人番号カード交付事務	192,472,393
				中長期在留者住居地届出等事務	138,015
	民生費				1,638,586
		社会福祉費			1,373,264
			社会福祉総務費	芝地区成年後見審判申立事業	17,044
				芝地区救急情報の活用支援事業	218,991
			老人福祉費	芝地区高齢者福祉事務	319,450
				芝地区地域で支え合う～アロマネットワーク～	698,076
			障害者福祉費	芝地区障害者福祉事務	119,703
		児童福祉費			235,226
			児童福祉総務費	芝地区保育所入所等事務	235,226
		国民年金費			30,096
			基礎年金事務費	芝地区国民年金事務	30,096
	衛生費				41,961
		保健衛生費			41,961
			保健衛生総務費	芝地区地域保健活動	33,704
			環境衛生費	芝地区狂犬病予防	8,257

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					250,992
	総務費				250,992
		総務管理費			250,992
			一般管理費	芝地区国民健康保険事業運営	250,992

芝地区総合支所　生活福祉担当

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					2,384,898
	民生費				2,384,898
		生活保護費			2,384,898
			生活保護総務費	芝地区生活保護施行事務	1,981,214
				路上生活者自立支援	403,684

各総合支所課別事業別決算（令和６年度）

麻布地区総合支所　管理課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					3,857,019,269
	総務費				1,527,094,249
		総務管理費			1,472,399,336
			一般管理費	麻布地区総合支所感謝状贈呈	8,912
				麻布地区区民協働スペース管理運営	34,849,507
				麻布地区区関係団体交流	328,800
				麻布地区見舞金等支給	0
			広報費	麻布地区区長と区政を語る会	5,600
			支所費	麻布地区総合支所維持管理	99,970,038
				麻布管理課運営	4,525,704
			防災対策費	災対麻布地区本部	107,619
			支所等建設費	東麻布二丁目複合施設整備	1,332,603,156
		区民施設費			54,694,913
			区民施設管理費	麻布区民センター管理運営	54,694,913
	民生費				2,329,925,020
		社会福祉費			585,834,104
			社会福祉施設費	麻布地区いきいきプラザ（５館）管理運営	585,834,104
		児童福祉費			1,744,090,916
			児童福祉施設費	麻布子ども中高生プラザ管理運営	140,224,051
				麻布地区学童クラブ（港区学童クラブ）	115,098,673
				麻布地区学童クラブ（飯倉学童クラブ）	4,089,343
				麻布地区放課ＧＯ→クラブ	206,932,391
				麻布地区区立保育園（５園）管理運営	318,942,880
				東麻布保育園管理運営	349,762,970
				元麻布保育園管理運営	426,856,928
				麻布地区港区保育室事業	1,386,000
				麻布地区みなと保育サポート事業管理運営	39,807,183
				麻布地区子育てひろば事業管理運営	140,990,497

麻布地区総合支所　協働推進課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					129,345,069
	総務費				100,870,829
		総務管理費			100,870,829
			一般管理費	麻布地区地区組織活動助成	105,899
				麻布地区生活安全活動推進事業	22,391,400
				麻布地区町会等活動支援	18,514,610
				麻布地区みんなでまちをよくする「ミナヨク」	6,047,800
				麻布地区地域事業活性化プロジェクト	16,342,700
				麻布地区生活安全・環境美化活動推進事業	81,851
				麻布地区麻布地域の魅力伝承事業	7,679,320
				麻布地区地域間子ども交流	1,462,791
				麻布地区掲示板管理	6,299,967
				麻布地区六本木安全安心プロジェクト	3,984,317
			広報費	麻布地区地域情報の発信	8,899,577
			支所費	麻布協働推進課運営	960,248
			防災対策費	麻布地区地域防災力向上	3,170,311
				麻布地区総合防災訓練	4,930,038
	環境清掃費				25,112,971
		環境費			20,653,814
			環境総務費	麻布地区みなとタバコルール推進	9,633,241
				麻布地区環境美化啓発	113,344
				麻布地区清潔なまちの実現に向けた活動推進	10,839,840
			公害対策費	麻布地区公害防止指導	67,389
				麻布地区環境改善	0
		清掃費			4,459,157
			清掃管理費	麻布地区清掃事業普及・啓発	9,000
			リサイクル推進費	麻布地区リサイクル団体助成	4,450,157
	民生費				2,956,000
		社会福祉費			2,956,000
			老人福祉費	麻布地区老人クラブ助成	2,496,000
			応急救助費	麻布地区災害見舞金	460,000
	衛生費				405,269
		保健衛生費			405,269
			環境衛生費	麻布地区動物相談・指導	405,269

麻布地区総合支所　まちづくり課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					2,461,403,400
	環境清掃費				4,480,336
		環境費			4,480,336
			環境総務費	麻布地区保護樹木・樹林助成	1,646,241
				麻布地区親子でエコっとプロジェクト	2,026,746
				飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	807,349
	土木費				2,456,923,064
		土木管理費			241,070,368
			土木総務費	麻布地区放置自転車対策	94,553,516
				麻布地区まちづくり課運営	8,079,783
				麻布地区土木車両等管理	836,260
			土木施設管理費	麻布地区自転車等駐車場管理運営	137,600,809
		道路橋りょう費			1,642,956,061
			道路橋りょう総務費	麻布地区占用業務	476,297
			道路維持費	麻布地区道路清掃	25,511,276
				麻布地区動物死体処理	586,300
				麻布地区道路・側溝等維持管理	259,221,191
				麻布地区公衆便所維持管理	22,212,534
				麻布地区街路灯維持管理	25,731,970
				麻布地区交通安全施設維持管理	64,456,568
				麻布地区自転車利用環境整備推進	9,757,440
			道路新設改良費	麻布地区歩道整備	130,954,000
				麻布地区電線類地中化整備	452,084,407
				六本木三丁目地区公衆便所等整備	221,526,285
			橋りょう維持費	麻布地区橋りょう維持管理	108,397,082
			橋りょう新設改良費	麻布地区橋りょうの整備	314,252,070
			受託事業費	麻布地区掘さく道路復旧	5,680,634
			私道等整備費	麻布地区私道整備	1,718,057
				麻布地区防犯灯設置助成	389,950
		河川費			83,764,467
			河川総務費	麻布地区水害予防措置	303,237
				麻布地区河川等維持管理	83,461,230
		公園費			488,838,168
			公園管理費	麻布地区公園管理運営	232,085,864
				麻布地区小規模ドッグランの整備	1,227,032
			児童遊園管理費	麻布地区児童遊園管理運営	52,533,672
				麻布地区児童遊園整備	202,991,600
		都市計画費			294,000
			都市整備費	麻布地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	294,000

麻布地区総合支所　区民課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					15,055,729
	総務費				9,088,313
		総務管理費			7,632,683
			支所費	麻布区民課運営	7,632,683
		戸籍住民基本台帳費			1,455,630
			戸籍事務費	麻布地区戸籍事務	414,205
			住民基本台帳費	麻布地区住民記録事務	1,041,425
	民生費				5,808,298
		社会福祉費			5,345,004
			社会福祉総務費	麻布地区成年後見審判申立事業	0
				麻布地区救急情報の活用支援事業	184,884
			老人福祉費	麻布地区高齢者福祉事務	234,781
				麻布地区地域サロン「ちょこっと立ち寄りカフェ」	4,657,950
			障害者福祉費	麻布地区障害者福祉事務	267,389
		児童福祉費			297,688
			児童福祉総務費	麻布地区保育所入所等事務	297,688
		生活保護費			135,510
			生活保護総務費	麻布地区生活保護施行事務	135,510
		国民年金費			30,096
			基礎年金事務費	麻布地区国民年金事務	30,096
	衛生費				159,118
		保健衛生費			159,118
			保健衛生総務費	麻布地区地域保健活動	111,810
			環境衛生費	麻布地区狂犬病予防	47,308

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					10,890
	総務費				10,890
		総務管理費			10,890
			一般管理費	麻布地区国民健康保険事業運営	10,890

各総合支所課別事業別決算（令和６年度）

赤坂地区総合支所　管理課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					1,577,980,403
	総務費				357,482,786
		総務管理費			291,979,297
			一般管理費	赤坂地区総合支所感謝状贈呈	94,694
				赤坂地区赤坂・青山多世代交流事業	1,552,983
				（仮称）南青山二丁目公共施設内区民協働スペース開設準備	4,491,993
				赤坂地区区関係団体交流	334,000
				赤坂地区見舞金等支給	10,000
			広報費	赤坂地区区長と区政を語る会	5,600
			支所費	赤坂地区総合支所維持管理	263,456,878
				赤坂管理課運営	4,696,599
				赤坂地区総合支所等改修	17,237,550
			防災対策費	災対赤坂地区本部	99,000
		区民施設費			65,503,489
			区民施設管理費	赤坂区民センター管理運営	65,503,489
	民生費				1,220,497,617
		社会福祉費			206,783,751
			社会福祉施設費	赤坂地区いきいきプラザ（３館）管理運営	189,183,751
				青山いきいきプラザ大規模改修	17,600,000
		児童福祉費			1,013,713,866
			児童福祉施設費	赤坂子ども中高生プラザ管理運営	269,369,159
				赤坂地区放課ＧＯ→クラブ	147,124,126
				赤坂地区区立保育園（３園）管理運営	115,625,075
				赤坂地区港区保育室事業	371,976,563
				赤坂地区みなと保育サポート事業管理運営	39,804,645
				赤坂地区子育てひろば事業管理運営	69,814,298

赤坂地区総合支所　協働推進課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					126,907,232
	総務費				78,871,667
		総務管理費			78,871,667
			一般管理費	赤坂地区生活安全活動推進事業	5,468,481
				赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会支援	107,764
				赤坂地区生活安全・環境美化活動推進事業	55,748
				赤坂地区掲示板管理	3,754,858
				赤坂地区町会等活動支援	26,148,213
				赤坂地区赤坂でつながり隊	7,788,000
				赤坂地区赤坂・青山魅力“知伝活”事業	2,420,000
				赤坂地区赤坂・青山　Ｍｅｅｔ　ｕｐプロジェクト	981,904
				赤坂地区赤坂親善大使　魅力発信プロジェクト	2,160,253
				赤坂地区赤坂・青山子ども共育事業	6,860,700
				赤坂地区子ども地域間交流事業	6,368,912
				赤坂地区地区組織活動助成	51,288
			広報費	赤坂地区地域情報の発信	4,474,855
			支所費	赤坂協働推進課運営	2,893,355
			防災対策費	赤坂地区地域防災力向上	1,316,430
				赤坂地区赤坂・青山みんなで学ぼうさい事業	1,897,500
				赤坂地区総合防災訓練	6,123,406
	環境清掃費				46,215,465
		環境費			41,932,474
			環境総務費	赤坂地区みなとタバコルール推進	35,549,328
				赤坂地区環境美化啓発	47,850
				赤坂地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業	6,039,000
			公害対策費	赤坂地区環境改善	0
				赤坂地区公害防止指導	296,296
		清掃費			4,282,991
			清掃管理費	赤坂地区清掃事業普及・啓発	12,000
			リサイクル推進費	赤坂地区リサイクル団体助成	4,270,991
	民生費				1,702,000
		社会福祉費			1,702,000
			老人福祉費	赤坂地区老人クラブ助成	1,602,000
			応急救助費	赤坂地区災害見舞金	100,000
	衛生費				118,100
		保健衛生費			118,100
			環境衛生費	赤坂地区動物相談・指導	118,100

赤坂地区総合支所　まちづくり課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					406,026,262
	総務費				477,675
		総務管理費			477,675
			一般管理費	赤坂地区違法置き看板ゼロ作戦	421,300
				赤坂地区記念碑管理	56,375
	環境清掃費				1,261,880
		環境費			1,261,880
			環境総務費	赤坂地区保護樹木・樹林助成	1,261,880
	土木費				404,286,707
		土木管理費			49,615,205
			土木総務費	赤坂地区放置自転車対策	47,532,837
				赤坂地区まちづくり課運営	959,472
				赤坂地区土木車両等管理	1,122,896
		道路橋りょう費			182,976,795
			道路橋りょう総務費	赤坂地区占用業務	396,451
			道路維持費	赤坂地区道路清掃	32,429,033
				赤坂地区動物死体処理	1,030,590
				赤坂地区道路・側溝等維持管理	73,006,690
				赤坂地区公衆便所維持管理	4,512,437
				赤坂地区街路灯維持管理	11,944,240
				赤坂地区交通安全施設維持管理	24,058,001
				赤坂地区自転車利用環境整備推進	3,960,000
			道路新設改良費	赤坂地区歩道整備	19,580,000
				赤坂地区電線類地中化整備	1,012,550
			橋りょう維持費	赤坂地区橋りょう維持管理	1,249,875
			受託事業費	赤坂地区掘さく道路復旧	5,045,478
			私道等整備費	赤坂地区私道整備	4,751,450
				赤坂地区防犯灯設置助成	0
		河川費			29,370
			河川総務費	赤坂地区水害予防措置	29,370
		公園費			171,371,337
			公園管理費	赤坂地区公園管理運営	126,107,407
			児童遊園管理費	赤坂地区児童遊園管理運営	45,263,930
		都市計画費			294,000
			都市整備費	赤坂地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	294,000

赤坂地区総合支所　区民課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					12,206,297
	総務費				6,628,299
		総務管理費			5,220,185
			支所費	赤坂区民課運営	5,220,185
		戸籍住民基本台帳費			1,408,114
			戸籍事務費	赤坂地区戸籍事務	416,053
			住民基本台帳費	赤坂地区住民記録事務	992,061
	民生費				1,290,662
		社会福祉費			899,458
			社会福祉総務費	赤坂地区成年後見審判申立事業	12,100
				赤坂地区救急情報の活用支援事業	203,500
			老人福祉費	赤坂地区高齢者福祉事務	85,658
				赤坂地区赤坂・青山ふれあいサロン事業	428,216
			障害者福祉費	赤坂地区障害者福祉事務	169,984
		児童福祉費			155,474
			児童福祉総務費	赤坂地区保育所入所等事務	155,474
		生活保護費			180,732
			生活保護総務費	赤坂地区生活保護施行事務	180,732
		国民年金費			54,998
			基礎年金事務費	赤坂地区国民年金事務	54,998
	衛生費				4,287,336
		保健衛生費			4,287,336
			保健衛生総務費	赤坂地区地域保健活動	279,697
				赤坂地区よちよち子育て交流事業	3,999,760
			環境衛生費	赤坂地区狂犬病予防	7,879

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					43,000
	総務費				43,000
		総務管理費			43,000
			一般管理費	赤坂地区国民健康保険事業運営	43,000

各総合支所課別事業別決算（令和６年度）

高輪地区総合支所　管理課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					3,982,296,056
	総務費				340,898,916
		総務管理費			277,209,588
			一般管理費	高輪地区総合支所感謝状贈呈	25,014
				高輪地区区民協働スペース管理運営	5,375,870
				高輪地区たかなわ子どもコミュニティカレッジ	7,010,831
				高輪地区区関係団体交流	298,000
				高輪地区見舞金等支給	10,000
			広報費	高輪地区区長と区政を語る会	8,240
			支所費	高輪地区総合支所維持管理	258,428,583
				高輪管理課運営	5,607,975
			防災対策費	災対高輪地区本部	445,075
		区民施設費			63,689,328
			区民施設管理費	高輪区民センター管理運営	63,689,328
	民生費				3,641,397,140
		社会福祉費			1,312,190,004
			社会福祉施設費	高輪地区いきいきプラザ（５館）管理運営	488,789,404
				豊岡いきいきプラザ等大規模改修	5,500,000
				白金台いきいきプラザ等大規模改修	817,900,600
		児童福祉費			2,329,207,136
			児童福祉施設費	高輪地区児童館（３館）管理運営	20,058,352
				高輪子ども中高生プラザ管理運営	186,813,461
				高輪地区学童クラブ（港区学童クラブ）	302,529,616
				高輪地区学童クラブ（児童館３館）	2,727,432
				高輪地区放課ＧＯ→クラブ	184,947,956
				高輪地区区立保育園（３園）管理運営	135,956,321
				神応保育園管理運営	261,702,911
				高輪地区港区保育室事業	949,623,867
				高輪地区みなと保育サポート事業管理運営	93,269,213
				高輪地区子育てひろば事業管理運営	65,150,007
				あっぴい高輪等整備	126,428,000

高輪地区総合支所　協働推進課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					147,271,388
	総務費				94,962,998
		総務管理費			94,962,998
			一般管理費	高輪地区生活安全活動推進事業	7,824,450
				高輪地区生活安全・環境美化活動推進事業	682,847
				高輪地区掲示板管理	3,728,609
				高輪地区私が語る高輪今昔物語	7,142,905
				高輪地区町会等活動支援	37,907,507
				高輪地区町会･自治会･マンション交流活性化プロジェクト	4,895,000
				高輪地区地区組織活動助成	65,780
			広報費	高輪地区地域情報の発信	5,221,807
				高輪地区高輪情報局	5,914,480
			支所費	高輪協働推進課運営	3,385,808
			防災対策費	高輪地区地域防災力向上	7,830,599
				高輪地区総合防災訓練	5,408,476
				高輪地区たかなわ防災コミュニティ向上プロジェクト	4,954,730
	環境清掃費				24,693,474
		環境費			15,505,424
			環境総務費	高輪地区みなとタバコルール推進	15,452,800
				高輪地区環境美化啓発	52,624
			公害対策費	高輪地区公害防止指導	0
				高輪地区環境改善	0
		清掃費			9,188,050
			リサイクル推進費	高輪地区リサイクル団体助成	9,188,050
	民生費				27,547,916
		社会福祉費			27,547,916
			社会福祉総務費	チャレンジコミュニティ大学	22,540,916
				チャレンジコミュニティ・クラブ	2,131,000
			老人福祉費	高輪地区老人クラブ助成	2,826,000
			応急救助費	高輪地区災害見舞金	50,000
	衛生費				67,000
		保健衛生費			67,000
			環境衛生費	高輪地区動物相談・指導	67,000

高輪地区総合支所　まちづくり課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					567,608,911
	環境清掃費				6,610,610
		環境費			6,610,610
			環境総務費	高輪地区保護樹木・樹林助成	2,053,940
				高輪地区高輪みどりでつながるプロジェクト	4,556,670
	土木費				560,998,301
		土木管理費			119,181,182
			土木総務費	高輪地区放置自転車対策	47,511,532
				高輪地区まちづくり課運営	1,199,546
				高輪地区土木車両等管理	686,104
			土木施設管理費	高輪地区自転車等駐車場管理運営	69,784,000
		道路橋りょう費			148,554,688
			道路橋りょう総務費	高輪地区占用業務	406,932
			道路維持費	高輪地区道路清掃	13,668,526
				高輪地区動物死体処理	130,680
				高輪地区道路・側溝等維持管理	54,789,574
				高輪地区公衆便所維持管理	1,690,287
				高輪地区街路灯維持管理	9,655,800
				高輪地区交通安全施設維持管理	10,489,886
			受託事業費	高輪地区掘さく道路復旧	3,562,028
			私道等整備費	高輪地区私道整備	33,378,125
				高輪地区防犯灯設置助成	0
			道路新設改良費	高輪地区歩道整備	9,043,603
				高輪地区電線類地中化整備	11,739,247
		河川費			22,880
			河川総務費	高輪地区水害予防措置	22,880
		公園費			293,217,771
			公園管理費	高輪地区公園管理運営	99,803,463
				高輪地区子どもの遊び場づくり	25,467,447
				高輪地区あそびのきち	2,397,822
			児童遊園管理費	高輪地区児童遊園管理運営	165,549,039
		都市計画費			21,780
			都市整備費	高輪地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	21,780

高輪地区総合支所　区民課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					22,894,644
	総務費				14,809,161
		総務管理費			12,765,386
			支所費	高輪区民課運営	12,765,386
		戸籍住民基本台帳費			2,043,775
			戸籍事務費	高輪地区戸籍事務	261,026
			住民基本台帳費	高輪地区住民記録事務	1,782,749
	民生費				2,466,614
		社会福祉費			1,416,663
			社会福祉総務費	高輪地区成年後見審判申立事業	385,920
				高輪地区救急情報の活用支援事業	418,176
			老人福祉費	高輪地区高齢者福祉事務	185,727
			障害者福祉費	高輪地区障害者福祉事務	426,840
		児童福祉費			430,239
			児童福祉総務費	高輪地区保育所入所等事務	430,239
		生活保護費			589,616
			生活保護総務費	高輪地区生活保護施行事務	589,616
		国民年金費			30,096
			基礎年金事務費	高輪地区国民年金事務	30,096
	衛生費				5,618,869
		保健衛生費			5,618,869
			保健衛生総務費	高輪地区高輪ほっとひといき子育て支援事業	5,602,835
				高輪地区地域保健活動	7,388
			環境衛生費	高輪地区狂犬病予防	8,646

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					10,890
	総務費				10,890
		総務管理費			10,890
			一般管理費	高輪地区国民健康保険事業運営	10,890

各総合支所課別事業別決算（令和６年度）

芝浦港南地区総合支所　管理課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					4,912,385,010
	総務費				907,363,009
		総務管理費			695,000,686
			一般管理費	芝浦港南地区区民協働スペース管理運営	4,663,491
				芝浦港南地区みなとパーク芝浦ふれあい交流事業	3,083,160
				芝浦港南地区区関係団体交流	341,600
				芝浦港南地区見舞金等支給	10,000
				芝浦港南地区総合支所感謝状贈呈	12,191
			広報費	芝浦港南地区区長と区政を語る会	6,700
			支所費	芝浦港南地区総合支所維持管理	579,661,178
				台場コミュニティーぷらざ維持管理	101,740,528
				芝浦港南管理課運営	5,371,838
			防災対策費	災対芝浦港南地区本部	110,000
		区民施設費			212,362,323
			区民施設管理費	芝浦港南区民センター管理運営	82,756,599
				台場区民センター管理運営	48,004,962
				伝統文化交流館管理運営	81,600,762
	民生費				4,005,022,001
		社会福祉費			148,105,610
			社会福祉施設費	港南いきいきプラザ管理運営	148,105,610
		児童福祉費			3,856,916,391
			児童福祉施設費	芝浦港南地区学童クラブ（港区学童クラブ）	346,442,985
				芝浦港南地区学童クラブ（台場児童館）	1,256,611
				芝浦港南地区放課ＧＯ→クラブ	186,021,516
				芝浦港南地区区立保育園（２園）管理運営	62,779,097
				台場児童館管理運営	7,291,374
				港南子ども中高生プラザ管理運営	333,674,558
				芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ管理運営	180,687,666
				しばうら保育園管理運営	631,977,511
				たかはま保育園管理運営	314,038,884
				芝浦アイランドこども園管理運営	425,749,624
				芝浦港南地区港区保育室事業	1,026,794,842
				芝浦港南地区みなと保育サポート事業管理運営	40,123,508
				芝浦港南地区子育てひろば事業管理運営	227,223,015
				台場保育園仮設園舎等賃借	72,855,200

芝浦港南地区総合支所　協働推進課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					187,235,990
	総務費				62,305,478
		総務管理費			62,305,478
			一般管理費	芝浦港南地区みずまちプロデュ―ス事業	6,685,495
				芝浦港南地区生活安全活動推進事業	1,451,100
				芝浦港南地区水辺のまちサーキュラーＬＡＢ.	4,499,999
				芝浦港南地区町会等活動支援	13,830,835
				芝浦港南地区生活安全・環境美化活動推進事業	311,768
				芝浦港南地区掲示板管理	2,231,590
				芝浦港南地区水辺フェスタ	5,602,703
				芝浦港南地区ＳＫＤｓ未来の担い手育成プロジェクト	2,735,596
				芝浦港南地区歴史と文化がつなぐ地域交流事業	1,138,836
				芝浦港南地区地区組織活動助成	5,495
				芝浦港南地区区民参画組織運営	70,400
			広報費	芝浦港南地区地域情報の発信	4,851,444
			支所費	芝浦港南協働推進課運営	2,473,805
			防災対策費	芝浦港南地区地域防災力向上	2,272,245
				芝浦港南地区総合防災訓練	12,860,945
				芝浦港南地区ベイエリア防災リンク事業	1,283,222
	環境清掃費				121,288,512
		環境費			110,098,964
			環境総務費	泳げるお台場の海創生事業	51,626,778
				芝浦港南地区みなとタバコルール推進	54,970,588
				芝浦港南地区環境美化啓発	23,948
				お台場ふるさとの海づくり	3,477,650
			公害対策費	芝浦港南地区環境改善	0
				芝浦港南地区公害防止指導	0
		清掃費			11,189,548
			リサイクル推進費	芝浦港南地区リサイクル団体助成	11,189,548
	民生費				3,592,000
		社会福祉費			3,592,000
			老人福祉費	芝浦港南地区老人クラブ助成	3,552,000
			応急救助費	芝浦港南地区災害見舞金	40,000
	衛生費				50,000
		保健衛生費			50,000
			環境衛生費	芝浦港南地区動物相談・指導	50,000

芝浦港南地区総合支所　まちづくり課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					1,566,127,686
	環境清掃費				3,681,084
		環境費			3,681,084
			環境総務費	芝浦港南地区ベイエリアみどりでつなぐプロジェクト	3,436,514
				芝浦港南地区保護樹木・樹林助成	244,570
	土木費				1,562,446,602
		土木管理費			159,228,729
			土木総務費	芝浦港南地区まちづくり課運営	1,004,007
				芝浦港南地区彫刻維持管理	495,000
				芝浦港南地区放置自転車対策	38,043,324
				芝浦港南地区土木車両等管理	1,109,706
			土木施設管理費	芝浦港南地区自転車等駐車場管理運営	118,576,692
		道路橋りょう費			1,094,791,870
			道路橋りょう総務費	芝浦港南地区占用業務	435,552
			道路維持費	芝浦港南地区道路清掃	42,787,180
				芝浦港南地区動物死体処理	564,080
				芝浦港南地区公衆便所維持管理	3,484,405
				田町駅東口広場維持管理	33,568,996
				品川駅港南口広場維持管理	46,236,563
				芝浦港南地区街路灯維持管理	34,564,200
				芝浦港南地区道路・側溝等維持管理	239,941,223
				芝浦港南地区交通安全施設維持管理	20,881,355
				芝浦港南地区自転車利用環境整備推進	9,091,500
			道路新設改良費	芝浦港南地区電線類地中化整備	21,778,327
				芝浦港南地区歩道整備	8,009,673
				芝浦港南地区公衆便所整備	0
			橋りょう維持費	運河の魅力向上事業	98,889,319
				芝浦港南地区橋りょう維持管理	436,640,332
			橋りょう新設改良費	芝浦港南地区橋りょうの整備	80,348,510
			受託事業費	芝浦港南地区掘さく道路復旧	15,133,055
			私道等整備費	芝浦港南地区私道整備	2,437,600
				芝浦港南地区防犯灯設置助成	0
		河川費			6,085
			河川総務費	芝浦港南地区水害予防措置	0
			排水場費	芝浦港南地区排水場維持管理	6,085
		公園費			304,283,918
			公園管理費	芝浦港南地区公園管理運営	198,214,856
				芝浦港南地区子どもの遊び場づくり	2,202,498
			児童遊園管理費	芝浦港南地区児童遊園管理運営	91,876,564
				芝浦港南地区水辺の散歩道の整備	11,990,000
		都市計画費			4,136,000
			都市計画総務費	芝浦港南地区震災復興まちづくり模擬訓練	4,136,000
			都市整備費	芝浦港南地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	0

芝浦港南地区総合支所　区民課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					17,259,606
	総務費				6,566,171
		総務管理費			4,563,896
			支所費	芝浦港南区民課運営	4,563,896
		戸籍住民基本台帳費			2,002,275
			戸籍事務費	芝浦港南地区戸籍事務	401,759
			住民基本台帳費	芝浦港南地区住民記録事務	1,600,516
	民生費				2,665,880
		社会福祉費			1,827,852
			社会福祉総務費	芝浦港南地区成年後見審判申立事業	17,000
				芝浦港南地区救急情報の活用支援事業	85,096
			老人福祉費	芝浦港南地区高齢者福祉事務	282,784
				芝浦港南地区高齢者みずべネット事業	1,158,036
			障害者福祉費	芝浦港南地区障害者福祉事務	284,936
		児童福祉費			623,538
			児童福祉総務費	芝浦港南地区保育所入所等事務	623,538
		生活保護費			154,298
			生活保護総務費	芝浦港南地区生活保護施行事務	154,298
		国民年金費			60,192
			基礎年金事務費	芝浦港南地区国民年金事務	60,192
	衛生費				8,027,555
		保健衛生費			8,027,555
			保健衛生総務費	芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	7,888,750
				芝浦港南地区地域保健活動	50,569
			環境衛生費	芝浦港南地区狂犬病予防	88,236

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					47,190
	総務費				47,190
		総務管理費			47,190
			一般管理費	芝浦港南地区国民健康保険事業運営	47,190

芝地区総合支所の事業

ふれ愛まつりだ、芝地区！	芝地区総合支所 管理課

概　　要

芝地区をより多くの人に知って親しんでもらうため、地域住民・団体等が広く参加できるまつりを開催して、地域の交流を図ります。

内　　容

参加者による実行委員会を組織し、出店部門とコンサート部門に分けて、実施しています。

出店部門の「地域ふれ愛マーケット」では、パネル展示やゲーム・飲食などの各種模擬店を実施します。各種模擬店で飲食物を販売する際は、「リユース食器」を使用し、できるだけゴミを出さない、環境に配慮したイベントに取り組んでいます。

コンサート部門の「地域ふれ愛コンサート」では、地域の皆さんによるステージでの合唱、演奏、ダンスなど、日頃の練習の成果を披露します。

事 業 の 状 況

	開催日・開催時間	開 催 場 所	テ ー マ	来場者数
第15回	令和２年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	区立芝公園	区立芝公園の緑の中で、芝地区で活動している団体等が参加者と交流し、お互いに楽しむとともに、「地域のふれあい」「環境」について考えます。	－
第16回	令和３年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。			－
第17回	令和４年11月６日（日） 10時～15時			約3,700人
第18回	令和５年６月10日（土） 10時～15時			約4,100人
第19回	令和６年６月15日（土） 10時～15時			約5,100人

多様性を学ぶまち　～ＳＨＩＢＡ～	芝地区総合支所 管理課

目　　的

官民連携の取組を強化し、学習する機会を提供するほか、芝地区管内の地上配電機器（屋外トランスボックス）に障害者週間記念事業で表彰された絵画作品を設置し、在住・在勤・在学者等に向けて、心のバリアフリーと街の景観を向上させます。

内　　容

(1) 学習する機会の提供
(2) 地上配電機器への絵画作品の設置

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

令和６年度

事 業 の 状 況

内容　＼　年度	6
学習する機会の提供施設数※1	２館
地上配電機器※2への絵画作品の設置数	３基

※1　１館につき全５回コースとして実施

※2　地上配電機器とは、電柱が地中化された際に設置される地上機器のこと

芝　ｄｅ　Ｍｅｅｔ　Ｔｈｅ　Ａｒｔ ～アートに親しむまち、芝～	芝地区総合支所 管理課

目　　的

まちにアートとふれあうことができる場や空間を創出し、地域の魅力として発信することで、多様な人が共生し、活動することができる心豊かな地域づくりを推進します。また、次世代の社会の担い手となる地域の子どもを対象としたアート体験等の機会を提供することにより、社会参加意識や地域への愛着を醸成するとともに、魅力ある芝地区をめざします。

内　　容

芝管内の公共空間、区有施設や電線類の地中化による地上トランスボックス等を活用し、障害者週間記念事業で区長表彰された作品を提供していただき、にぎわいやイメージアップにつながるようなアート作品の展示・発表の場を創出します。また、地域の子どもを対象とした、アート体験等を実施します。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

事 業 の 状 況

令和２年度

【バーチャル美術展】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で、自宅においても楽しんでいただけるよう、アール・ブリュット作品を題材として取り上げ、国際的にも活躍しているキュレーター 小林瑞恵氏の取組みをご紹介するとともに、アート作品や制作風景などを映像化することにより、多くの人々を惹きつけることができるコンテンツとして制作しています。

この動画をバーチャル美術展として、区ホームページにアップロードしました。

※アール・ブリュットとは

フランスの芸術家、ジャン・デュビュッフェによって提唱された言葉で、今日では広く、専門的な美術教育を受けていない人などによる独自の発想や表現方法が注目されるアートを表します。

【トランスボックスアート】

まちの魅力を発信するため、多様な主体と連携してアートを活用するに当たり、平成 30 年度・令和元年度と同様、障害者週間記念事業と連携しました。

記念事業にて区長表彰された計３点の絵画を御成門小学校付近（西新橋三丁目）及び芝小学校付近（芝二丁目）にある配電用地上機器(トランスボックス)にアート作品として掲示しました。

令和３年度

【ワークショップ】

「芝地区探けん隊～芝地区で見つけたものでアートマップを作ろう！～」をテーマに、イラストマップを作成するワークショップを実施しました。参加者が、おもしろい、お気に入り、気になる、「みんなに知ってほしい」と思うモノ・場所・建物などを、絵、写真、文章などの形にし、講師がそれらを集約して一つの作品に仕上げました。

芝管内の放課ＧＯ→クラブ、学童クラブ、保育園の児童が参加し、各施設をインターネットでつなぐオンラインワークショップの形式で実施しました。

【トランスボックスアート】

まちの魅力を発信するため、多様な主体と連携してアートを活用するに当たり、平成 30 年度～令和２年度と同様、障害者週間記念事業と連携しました。

記念事業にて区長表彰された計３点の絵画を赤レンガ通り（新橋５丁目付近）にある配電用地上機器（トランスボックス）にアート作品として掲示しました。

令和４年度

【ワークショップ】

ウォーターズ竹芝で音楽を愛する方々が集い、１つの楽曲を合奏する「竹芝スペシャルオーケストラ」を開催しました。総勢 38 名の参加者の皆さんは「海の見える街（オリジナルアレンジ版）」をプロミュージシャンに楽器パートごとに演奏のコツなどを教わり、ワークショップ形式の練習を経て、全員で合奏を行いました。

【トランスボックスアート】

障害者週間記念事業と連携し、記念事業にて区長表彰された計３点の絵画を芝地区管内にある配電用地上機器（トランスボックス）にアート作品として掲示しました。

令和５年度

【ワークショップ】

ウォーターズ竹芝プラザ（芝生広場）でイラストレーターが来場者の記入した「未来カード」を元に、未来像を描きました。総勢 78 名が参加し、港区や東京を象徴する観光地なども描画し「みんなで描く未来の港区」を完成させました。

【トランスボックスアート】

令和５年度も障害者週間事業と連携し、記念事業にて区長表彰された計３点の絵画を、清潔できれいなまちの実現に取り組んでいる繁華街がある新橋駅周辺の配電用地上機器（トランスボックス）に展示しました。

※本事業は令和６年３月 31 日で終了しました。

芝地区地域資源活用はぐくみ支援事業	芝地区総合支所 管理課

目　　的

官民連携を強化し、地域資源を活用してコロナ禍における子育て世帯の「はぐくむ力」を支援することを目的とします。

内　　容

竹芝地区のエリアマネジメントによる官民連携を強化し、地域資源をコロナ禍における子育て世帯の「はぐくむ力」を支援するため、竹芝干潟など水辺の地域資源を生かし、周遊船を利用した歴史と環境を学習するイベントを実施。

事 業 開 始 時 期

令和４年度

事 業 の 状 況

（単位：回）

年度	4	5
実施回数	2	2

※本事業は令和６年３月 31 日で終了しました。

エコ芝教室	芝地区総合支所 協働推進課

目　　的

近年、海に流出したプラスチックごみにより、魚やウミガメなどの海洋生物が傷ついたり、命を落としたりすることが問題となっています。こうした背景を踏まえて、子どもから高齢者まで、脱プラスチックやごみ減量に関する啓発をとおして芝地区のエコ意識向上を図ります。

内　　容

芝地区の区民・事業者に対し、脱プラスチック推進及びごみ減量をテーマに、日頃の生活に取り入れやすい取組を紹介するワークショップやアンケートによる啓発を行います。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

令和３年度

事 業 の 状 況

令和６年度

事 業 内 容	実　　績
ふれ愛まつりだ、芝地区！でのワークショップ	・開催回数　1 回 ・参加者数　236 人
芝地区クリーンキャンペーンでの啓発	・開催回数　2 回 ・参加者数　489 人
介護予防フェスティバル等での啓発	・開催回数　4 回 ・参加者数　343 人

竹芝プロジェクト～ともにつながる未来へ～	芝地区総合支所 協働推進課

目　　的

竹芝エリアの新たなまちづくりに関わる多様な主体や島しょ自治体との連携・協働により、地域イベントの実施や、区民が島しょ地域を身近に体感できる取組等を進め、魅力と活気にあふれる地域づくりをめざします。

内　　容

竹芝エリアと島しょ地域に人の流れとにぎわいを創出し、お互いの魅力と活力を高める取組として、島しょ自治体等の多様な主体と連携を行いながら、竹芝の魅力を向上する企画や区民向け島しょツアー「みなと区民号」を実施します。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

令和３年度

事 業 の 状 況

令和６年度

活動時期	活動内容	概要
令和 6 年 8 月 25 日（日）～ 9 月 11 日（水）	竹芝フォトスポットの設置	竹芝の認知度向上のため、地域コミュニティ部会とともにかざぐるまのフォトスポットを竹芝ふ頭公園に設置
令和 7 年 3 月 10 日（月）～ 3 月 16 月（日）	みなと区民号	伊豆大島への日帰りツアーを割引料金で実施 合計参加人数 190 名 →3 月 16 日（日）は、悪天候のため、中止
3 月 16 日（日）	島しょ交流事業	都市と島しょそれぞれの地域特性や資源などについて意見を交換し、互いの地域の理解を深める企画を実施 →悪天候のため、中止
3 月 26 日（水）	竹芝で焚火と星空観察体験ツアー	竹芝エリアのまち歩き、ウォーターズ竹芝で焚火体験・星空観察会の実施

※令和６年度から事業名が「Ａｒｃ　Ｉｓｌａｎｄ竹芝」から「竹芝プロジェクト～ともにつながる未来へ～」へ変更になりました。

もっと地域を豊かにする芝地区戦略会議 （芝地区区民参画組織　芝会議）	芝地区総合支所 協働推進課

体系図

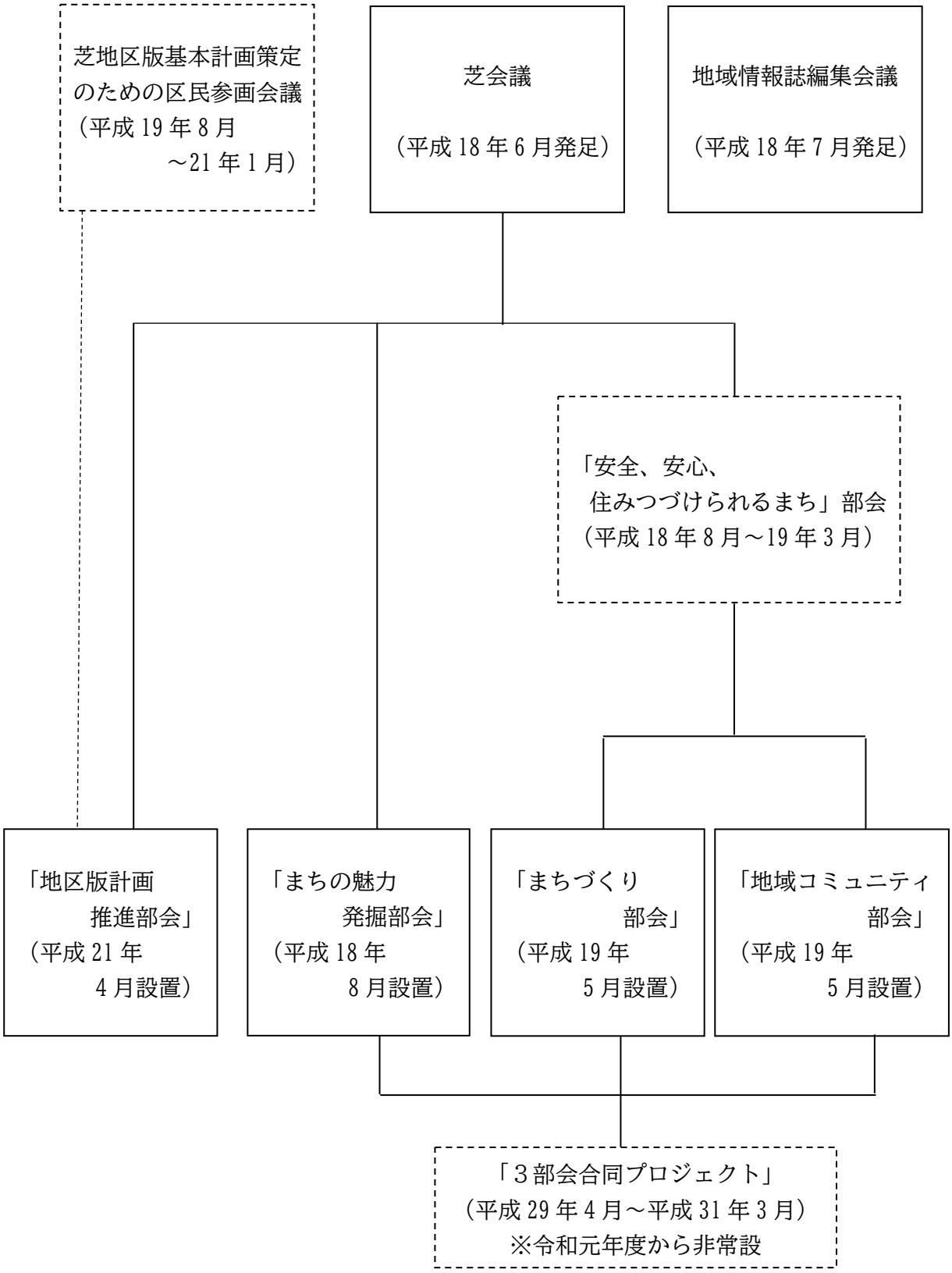

概　　要

地域の特性を生かした魅力ある地域社会を形成するため、区民が芝地区の魅力や課題について、考え、話し合い、行動する場として設置しています。

内　　容

①まちの魅力発掘部会

芝地区の魅力を発掘し、地域の皆さんに伝えて地域で共有し、さらに新たな地域の魅力発掘に結びつけます。地域の歴史や自然が形成している芝地区の魅力を伝えるツアーの実施や座学の充実を図り、芝地区内外に情報を発信しています。

事 業 の 状 況

令和 2 年度　7 回開催、メンバー21 人、出席人数（延べ） 95 人
令和 3 年度　10 回開催、メンバー25 人、出席人数（延べ）112 人
令和 4 年度　12 回開催、メンバー33 人、出席人数（延べ）178 人
令和 5 年度　12 回開催、メンバー28 人、出席人数（延べ）171 人
令和 6 年度　12 回開催、メンバー29 人、出席人数（延べ）167 人

令和６年度

回　数	開催日	主な内容	出席人数
第 1 回	4 月 9 日（火）	「自己紹介」、「令和 6 年度の活動方針」他	16 人
第 2 回	5 月 14 日（火）	「令和 6 年 4 月の実績、今後の予定について」、「芝の語り部　第 17 期養成講座の取組」他	16 人
第 3 回	6 月 11 日（火）	「令和 6 年 5 月の実績、今後の予定について」、「芝の語り部　第 17 期養成講座の取組」他	11 人
第 4 回	7 月 9 日（火）	「令和 6 年 6 月の実績、今後の予定について」、「芝の語り部　第 17 期養成講座の報告」他	18 人
第 5 回	8 月 6 日（火）	「令和 6 年 7 月の実績、今後の予定について」、「区民まつりについて」他	14 人
第 6 回	9 月 10 日（火）	「令和 6 年 8 月の実績、今後の予定について」、「区民まつりについて」他	17 人
第 7 回	10 月 8 日（火）	「令和 6 年 9 月の実績、今後の予定について」、「区民まつりについて」他	12 人
第 8 回	11 月 12 日(火)	「令和 6 年 10 月の実績、今後の予定について」、「区民まつりの報告」他	14 人
第 9 回	12 月 10 日(火)	「令和 6 年 11 月の実績、今後の予定について」、「運営委員の追加について」他	12 人
第 10 回	1 月 14 日（火）	「令和 6 年 12 月の実績、今後の予定について」、「来年度の部会活動について」他	11 人
第 11 回	2 月 10 日（月）	「令和 7 年 1 月の実績、今後の予定について」、「来年度の部会活動について」他	10 人
第 12 回	3 月 11 日（火）	「令和 7 年 2 月の実績、今後の予定について」、「一年を振り返って」、「来年度の部会活動について」他	16 人

その他、まち歩きツアーを 28 回実施し、延べ参加者数は 416 人でした。

②まちづくり部会

古いまち並みと高層マンション等が隣接する芝地区では、災害時の対応などにおいて、地域住民相互間の連携協力体制づくりが大きな課題となっています。東日本大震災での教訓を踏まえて、災害への対応や考え方などを再検討するとともに、地球温暖化の抑制など環境に関する課題について考え、芝地区をだれもが安全に、安心して住み続けることができるまちにするために活動しています。

事 業 の 状 況

令和 2 年度　8 回開催、メンバー12 人、出席人数（延べ） 59 人
令和 3 年度　11 回開催、メンバー12 人、出席人数（延べ） 76 人
令和 4 年度　12 回開催、メンバー10 人、出席人数（延べ） 74 人
令和 5 年度　12 回開催、メンバー13 人、出席人数（延べ） 92 人
令和 6 年度　12 回開催、メンバー14 人、出席人数（延べ） 91 人

令和６年度

回　数	開催日	主な内容	出席人数
第 1 回	4 月 16 日（火）	新年度あいさつ・事務局紹介 今年度のリーダー、サブリーダーの選任について ふれ愛まつりについて	11 人
第 2 回	5 月 21 日（火）	ふれ愛まつりについて 今後の講演会とワークショップについて	9 人
第 3 回	6 月 18 日（火）	ふれ愛まつりについて振り返り クリーンキャンペーンについて 講演会について	8 人
第 4 回	7 月 16 日（火）	クリーンキャンペーンのアンケートについて 講演会について	8 人
第 5 回	8 月 7 日（水）	クリーンキャンペーンその他の啓発品について クリーンキャンペーンのアンケートについて	7 人
第 6 回	9 月 17 日（火）	クリーンキャンペーンについて	9 人
第 7 回	10 月 15 日（火）	クリーンキャンペーンについて 港区介護予防フェスティバルについて 清掃施設（港清掃工場、港区資源化センター）見学について	9 人
第 8 回	11 月 19 日（火）	港区介護予防フェスティバルの振り返り 講演会の詳細について	5 人
第 9 回	12 月 17 日（火）	清掃施設（港清掃工場、港区資源化センター）の見学	8 人
第 10 回	1 月 21 日（火）	講演会について振り返り 令和 7 年度「まちづくり部会」について	4 人
第 11 回	2 月 18 日（火）	来年度に配布するエコバッグについて 令和 7 年度の「まちづくり部会」について	8 人
第 12 回	3 月 18 日（火）	令和 7 年度の活動について ふれ愛まつりについて	5 人

③地域コミュニティ部会

地域の課題を解決するためには、住民、企業で働く人、事業所、学校、区など、地域にかかわりのあるすべての人や組織が、自分たちの地域により一層関心を持ち、力を合わせて取り組むことが必要です。地域コミュニティ部会では、芝地区のコミュニティ意識を醸成し、多様な人々が協働して地域の課題解決に取り組む仕組づくりを考えます。また、地域住民の世代を超えた交流や地域の誰もが安心して暮らせる地域づくり等を検討します。

事 業 の 状 況

令和 2 年度　7 回開催、メンバー11 人、出席人数（延べ）52 人
令和 3 年度　12 回開催、メンバー13 人、出席人数（延べ）74 人
令和 4 年度　8 回開催、メンバー17 人、出席人数（延べ）60 人
令和 5 年度　9 回開催、メンバー13 人、出席人数（延べ）49 人
令和 6 年度　10 回開催、メンバー15 人、出席人数（延べ）55 人

令和６年度

回　数	開催日	主な内容	出席人数
第 1 回	4 月17日（水）	・部会リーダー・サブリーダーの決定について ・今年度の活動方針について ・「ふれ愛まつりだ、芝地区！」の出店について	9 人
第 2 回	5 月15日（水）	・「ふれ愛まつりだ、芝地区！」について	8 人
第 3 回	6 月 5 日（水）	・「ふれ愛まつりだ、芝地区！」について	7 人
	6 月15日（土）	イベント「ふれ愛まつりだ、芝地区！」に出店 （むかしあそび）	
第 4 回	7 月17日（水）	・ふれ愛まつりのふり返りについて ・今後の活動内容について	4 人
	8 月 7 日（水）	中止	
	8 月26日（月）	イベント「竹芝フォトスポット設置」 （竹芝客船ターミナルにかざぐるまを設置）	
第 5 回	9 月18日（水）	・竹芝フォトスポット設置のふり返りについて ・プラザ神明フェスティバルについて	4 人
第 6 回	10月16日（水）	・プラザ神明フェスティバルの出店準備	4 人
第 7 回	11月20日（水）	・プラザ神明フェスティバル事前準備（作業）	7 人
	12月14日（土）	イベント「プラザ神明フェスティバル」に出店 （クリスマスリースづくり）	
第 8 回	12月18日（水）	・「プラザ神明フェスティバル」のふり返りについて	5 人
	1 月22日（水）	中止	
第 9 回	2 月19日（水）	・今年度のふり返りについて ・来年度の活動予定について	2 人
第 10 回	3 月12日（水）	・来年度のリーダー、サブリーダーについて ・来年度の活動について	5 人

④地区版計画推進部会

芝地区総合支所が策定する「港区基本計画・芝地区版計画書」に区民意見を反映する部会です。

「港区基本計画・芝地区版計画書」は、令和３（2021）年度～８（2026）年度の６か年計画で、計画期間を前期３年（令和３（2021）年度～５（2023）年度）と後期３年（令和６（2024）年度～８（2026）年度）に区分しています。令和４（2022）年度は、「港区基本計画・芝地区版計画書」後期３年（令和６（2024）年度～８（2026）年度）の改定に向けて、芝地区の現状と課題、事業等についてワークショップ形式で幅広い視点で議論し、まとめた意見を提言書として区長に提出しました。

令和５（2023）年度は、提言を踏まえて改定を進めた「港区基本計画・芝地区版計画書　令和５（2023）年度改定版」の素案原案について説明会を行いました。

事 業 の 状 況

年　度	2	3	4	5	6
開催回数	1 回	－	12 回	1 回	－
メンバー数	24 人	－	26 人	12 人	－

※令和３年度及び令和６年度は芝地区版計画書の実施初年度にあたるため、事業の推進や見直しに関する検討会は開催していません。

港区基本計画　芝地区版計画書
令和５（2023）年度改定版

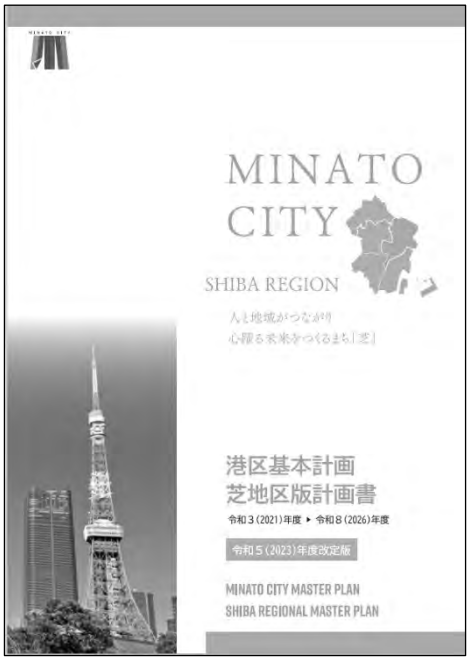

港区基本計画・芝地区版計画書改定に向けた
提言書

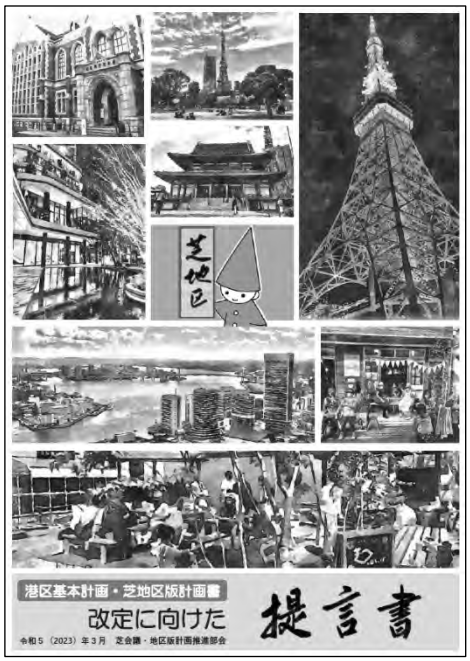

根 拠 法 令 等

港区芝地区総合支所区民参画組織芝会議設置要綱

芝地区防災力向上プロジェクト	芝地区総合支所 協働推進課

目　　的

震災時における従業員の一斉帰宅の抑制、備蓄品の選定、BCP（事業継続計画）の策定・見直し等、事業者による災害対策を支援します。

内　　容

芝地区の事業者を対象に、事業所における震災対策や BCP 策定・見直し支援を目的とするセミナーを実施します。セミナーでは専門家による講演とともに、防災模擬演習を行うなど、より実践的な内容とします。

事 業 開 始 時 期

平成 20 年 1 月

事 業 の 状 況

震災時における従業員の一斉帰宅の抑制、BCP の策定・見直しの支援等、事業者の災害対策の取組を進めるため、WEB 形式及び対面形式でセミナーを開催しました。

令和６年度事業者向け防災セミナー

対象	WEB開催①	WEB開催②	対面開催
日時	令和 7 年 2 月 25 日（火） 午後 2 時～4 時	令和 7 年 3 月 4 日（火） 午後 2 時～4 時	令和 7 年 2 月 26 日（水） 午後 1 時 30 分～ 午後 4 時 30 分
内容	1 BCPが求められる理由とBCPのポイント 2 地震、水害等を例としたBCPの行動	1 BCPが求められる理由とBCPのポイント 2 地震、水害等を例としたBCPの行動	1 BCPが求められる理由とBCPのポイント 2 グループワーク
参加者数	103 人	65 人	24 人

※令和３年度から事業名が「芝地区事業者向け防災セミナー」から「芝地区防災力向上プロジェクト」に変更になりました。

ご近所イノベーション学校～芝に幸せを呼ぶ人づくり～	芝地区総合支所 協働推進課

目　　的

地域にかかわる一人ひとりが「やりたいことをまちにつなげる」ことで実現する新しい地域づくり（＝「ご近所イノベーション」）を、様々なかたちで支援するプロジェクト「ご近所イノベーション学校」を実施します。本事業では、地域コミュニティを活性化し、人と人、組織と組織をつなぐことができる「人財（じんざい）」の養成を目的とした様々な講座を開講します。

内　　容

「芝地区の新たなコミュニティ創造に向けた連携協力に関する協定」を締結している慶應義塾大学と連携し、地域で主体的に活動するための知識や手法を学ぶ４～５か月間の講座を開講するほか、地域の人と人を結びつけるための短期講座を開講します。また、修了生が芝地区で地域活動を進める上での継続的な支援を行います。

〇対象者

・地域づくりに積極的に取り組みたいと考えている人

・特に港区芝地区内のコミュニティづくりに熱意がある人

〇定員

20 人程度

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成 24 年４月

（平成 26 年度までは「地域コミュニティサポートスタッフの養成」として実施）

事 業 の 状 況

平成 24 年度は人材育成プログラム事例の調査・分析を行い、芝地区の地域特性に合ったカリキュラムを構築しました。

平成 25 年度から開講した講座は、名称を「ご近所イノベータ養成講座」として実施し、修了生は芝地区の地域コミュニティの現場などで活動しています。

平成 30 年度から無作為抽出により芝地区在住者に講座パンフレットを配布し、在住者に向けた広報活動を拡充しました。

令和６年度で修了生は 229 名となり、芝地区の事業などに参画しています。

令和６年度実績

ご近所イノベータ養成講座

	実施日	内容
1	8月31日(土)	導入合宿１ やりたいことを地域につなげよう！ご近所イノベーション論序説
2	9月1日(日)	導入合宿２ 想いを実現するために知っておきたいこと
3	9月3日(火)～ 10月25日(金)	地域の暮らしに触れる～芝の家で過ごす１日～
4	9月14日(土)	講義とディスカッション１ コミュニティの未来形
5	10月6日(日)	講義とディスカッション２ 出現しつつある未来を捉える
6	10月26日(土)	演習１・アイデア合宿 アイデアを形に！私たちの未来を構想する１
7	10月27日(日)	演習２・アイデア合宿 アイデアを形に！私たちの未来を構想する２
8	11月23日(土)	まとめ１ 中間報告とプレゼンテーション準備
9	12月8日(日)	演習３・シンポジウム ご近所イノベーション学校シンポジウム
10	12月14日(土)	まとめ２ 地域へ踏み出すために／修了式

地域をつなぐ！交流の場づくりプロジェクト	芝地区総合支所 協働推進課

目　　的

芝地区のまちなみを生かした交流の拠点を設け、地域の人たちが日常の困りごとや地域課題を持ち寄って共に解決に向けて取り組めるよう、地域交流の場づくりを行います。交流の場を通じて、支え合いによる地域の見守りを促進し、子どもが安心して遊びまわることができ、高齢者が孤立することなく安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

内　　容

本事業は、芝地区総合支所と慶應義塾大学の連携による「芝地区の新たなコミュニティ創造に向けた連携協力に関する協定」に基づき、実施しています。

誰でも気軽に立ち寄ることのできる地域交流拠点として、芝三丁目に「芝の家」、新橋六丁目に「ご近所ラボ新橋」を設置し、そこでの様々な活動を通じて、新たなコミュニティづくりを行っています。運営は「一般社団法人　三田の家」に委託し、大学生から地域の人まで様々な世代のスタッフが交代で運営にあたっています。

「芝の家」は、火・木・金曜日は「くつろぎの日」、水・土曜日は「大人も子どもも誰でもようこその日」としてオープンし、定期的にワークショップやコミュニティ講座などの各種イベントを実施することで地域の交流を図っています。

「ご近所ラボ新橋」は、地域や社会をちょっと良くする研究や実験を行うラボ＝「実験室」です。曜日ごとに異なったマスターが運営しており、「ご近所コワーキングスペース」として地域活動の打合せや相談の場としてもオープンしています。

事 業 の 状 況

令和６年度「芝の家」オープン日

年間　236 日

毎週火～金曜日（午前 11 時～午後４時）

毎週土曜日（正午～午後５時）

休室日：日曜日・月曜日・祝日

※開催イベントによって変更の場合あり

「芝の家」利用状況

（単位：人）

	子ども	大人	高齢者	合計
令和 2 年度	1,430	2,005	819	4,254
令和 3 年度	2,192	2,801	1,126	6,119
令和 4 年度	2,862	3,132	1,071	7,065
令和 5 年度	3,027	3,144	1,304	7,475
令和 6 年度	3,044	2,961	1,499	7,504

令和６年度「ご近所ラボ新橋」オープン日

年間　199 日

毎週月～土曜日のうち、週４～５日開室

（午前 11 時～午後４時または午後３時～８時）

休室日：日曜日・祝日

※開催イベントによって変更の場合あり

「ご近所ラボ新橋」利用状況

（単位：人）

	子ども	大人	高齢者	合計
令和 2 年度	87	363	147	597
令和 3 年度	133	727	208	1,068
令和 4 年度	184	961	139	1,284
令和 5 年度	384	932	249	1,565
令和 6 年度	385	1,304	325	2,014

芝地区「地域情報誌編集会議」	芝地区総合支所 協働推進課

概　　要

芝地区地域情報誌は、平成18年５月30日に創刊し、地域の活動・取組や、地域に伝えられてきた伝統・文化財などを発掘・紹介することで、地域情報の共有を図り、あらためて地域を考える契機を提供することを目的として発行しています。

編集会議は年３回（情報誌の発行ごと）開催され、公募の編集委員と共に、情報誌のテーマや記事内容を決定する場です。

内　　容

編集委員が地域の話題についての取材や、地域で活躍している人のインタビューなどを担当し、芝地区地域情報誌「しばタグ」を年３回発行します。

事 業 の 状 況

（１）編集委員数

年　度	2	3	4	5	6
人　数	13人	12人	14人	11人	11人

（２）編集会議等開催日、出席人数

開催年月日	出席人数	議事内容
令和6年6月6日（木）	7人	第68号の進捗状況及び校正について
令和6年7月18日（木）	6人	編集会議（第69号の内容について）
令和6年10月17日（木）	5人	第69号の進捗状況及び校正について
令和6年11月14日（木）	4人	編集会議（第70号の内容について）
令和7年2月13日（木）	4人	第70号の進捗状況及び校正について
令和7年3月13日（木）	6人	編集会議（第71号の内容について）

（３）地域情報誌発行状況

令和６年度

第68号　令和６年 ７月19日発行（部数31,500部）

第69号　令和６年11月15日発行（部数31,500部）

第70号　令和７年 ３月14日発行（部数31,500部）

（４）配布方法

委託事業者により芝地区の約25,750世帯に各戸配布

芝地区内の区有施設、駅、郵便局、病院等で配布

芝地区歴史・文化の発信	芝地区総合支所 協働推進課

目　　的

港区内には歴史や文学、歌舞伎等に残る旧町名が数多く存在しました。現在、旧町名は町会や交差点の名称として一部残っています。区では、こうした旧町名を文化の視点で都市の記憶として保存するとともに、地域の今昔をつなぎ地域に対する愛着を深め、区民と協働して活動の推進を図ります。

また、コミュニティバス「ちぃばす（芝ルート）」のバス停を起点とした散策コースを紹介した案内板を設置しています。

内　　容

芝地区には、大正 10 年（1921）の「東京市芝区図」（東京逓信局発行）を参照すると当時 74 の町名がありました。この 74 の町名を 20 の地域に分割し、町名の由来と現在の町名、旧町名の位置図が表記された旧町名由来板を設置しました。

さらに、芝地区内のコミュニティバス「ちぃばす（芝ルート）」のバス停を起点として、歴史・文化等の魅力スポット、旧町名由来板設置場所を結んだ散歩コースや福祉施設、病院等を表示するなど、地域住民や観光客などに、芝の魅力となる多様な場所や施設を効果的に発信し、地域の交流を深めます。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 の 状 況

（１）設置数

名　　称	設置数
旧町名由来板	20 基
バス停散策まっぷ（ちぃまっぷ）	18 基

（令和７年４月１日現在）

（２）保守点検

内　容	実施日
清掃及び点検	令和 7 年 3 月 2・8・9 日

高齢者の買い物支援	芝地区総合支所 まちづくり課

目　　的

近所に日用品のお店が少ない、重いものを運ぶことができないなど、買い物に困っている地域のひとり暮らし高齢者等に対して、気軽に利用できる買い物支援を実施し、高齢者が住み慣れた地域で日常生活をいきいきと過ごすことができるように支援します。

内　　容

商店街等と連携し、いきいきプラザなどの施設で注文品を受け渡すサービスや、購入品を一緒に自宅まで運ぶ同行支援を行います。

根 拠 法 令 等

港区芝地区高齢者の買い物支援事業実施要綱

事 業 開 始 時 期

平成 24 年７月

事 業 の 状 況

令和２年度　　（各年度末日現在）

開催場所	実施回数	予約販売	当日販売	同行支援	登録者数
虎ノ門いきいきプラザ	15 回	0 件	223 件	0 件	65 人
神明いきいきプラザ	15 回	0 件	235 件	0 件	

※本事業は令和３年３月 31 日で終了となりました。

芝ＢｅｅＢｅｅ’ｓプロジェクト	芝地区総合支所 協働推進課

目　　的

芝地区を舞台に多様な区民と港区との協働によりミツバチを飼育することで、地域の人と人とのつながりや世代間交流を促進するとともに、まちの花を蜜源とするハチミツの収穫をとおして、芝地区への愛着を深めます。

内　　容

芝地区内で区民とともにミツバチを飼育し、採れたハチミツなどを活用した様々な交流イベント、地域連携、環境学習等の実施をとおして、世代間交流や新たな地域のつながりを促進します。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

事 業 の 状 況

令和６年度

活動時期	活動内容	概要
6月15日（土）	「ふれ愛まつりだ、芝地区！」にてブースを出展・販売	BeeBee’s プロジェクトの活動啓発
11月1日（金）～ 1月30日（木）	「しばみつ」活用事業者募集・販売	認知度向上のため「しばみつ」を使用した商品の製作・販売を行う事業者の募集
3月5日（水）	「しばみつ」抽選販売	瓶詰めハチミツ「しばみつ」を合計 645 個販売
3月15日（土）	「竹芝みなとフェスタ」にてブースを出展・販売	瓶詰めハチミツ「しばみつ」を合計 179 個販売

トレジャー☆スクール～芝体験学習～	芝地区総合支所 協働推進課

目　　的

子どもの健やかな育ちのため、豊かな自然環境で港区では経験できない様々な体験や活動の機会を創出することで、自然や環境への理解及び地域交流を深めます。

内　　容

芝地区の小・中学生が、茨城県稲敷郡阿見町を定期的に訪れて、農作物の植付け・収穫体験や里山散策、動植物の観察、自然の素材を活用した工作活動等、港区では体験することのできない豊かな自然環境を生かした活動を行います。

また、「商店街友好都市との交流に関する基本協定」を締結している福島県いわき市を訪問し、漁業を通じた体験学習を行います。

さらに、区内の企業と連携した、身近な金属である「銅」や、エネルギーなどの学習プログラムを実施しています。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

（茨城県稲敷郡阿見町の農作業等体験は、「環境と平和を考え地域の交流を深める事業」の環境活動として平成 20 年４月より実施）

事 業 の 状 況

（単位：回）

年　度	2	3	4	5	6
農作業体験	0	1	4	4	4
漁業体験	0	0	1	1	1
企業と連携したプログラム	1	2	1	2	11

※令和２年度の農作業体験、漁業体験及び令和３年度の漁業体験は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※企業と連携したプログラムは令和２年度から実施

※令和６年度からは実施回数を記載

※令和６年度から事業名が「芝・ネイチャー大学校」から「トレジャー☆スクール～芝体験学習～」に変更になりました。

地域で支え合う～アロマネットワーク～	芝地区総合支所 区民課

目　　的

高齢者とその家族が、住み慣れた芝地区で自分らしくいきいきと暮らせること及び閉じこもりがちな高齢者や社会から孤立しがちな介護をしている家族等の交流の場作りを行います。そのために、アロマテラピーを活用した地域高齢者支え合い講座を実施し、高齢者を地域で支えるセーフティネットワークを構築します。

内　　容

講座は２時間程度のプログラムとし、港区の高齢者の現状、認知症予防、認知症の症状、認知症高齢者の対処方法及びアロマテラピーが認知症に与える効果についての講習を行います。その後、精油を３種類以上使用し、アロマオイルを作成します。各自でブレンドしたアロマオイルを使って、ハンドマッサージの技術指導を受け、技術演習を行います。

高齢者だけでなく多様な世代が参加できる事業を開催することで、地域における多世代交流の機会や地域のつながりを促進します。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成 22 年４月

事 業 の 状 況

年度	講座名	参加人数（延）
3	地域高齢者支え合い講座　第１回（２日間）	18 人
	地域高齢者支え合い講座　第２回（２日間）	18 人
4	地域高齢者支え合い講座　第１回（２日間）	15 人
	地域高齢者支え合い講座　第２回（２日間）	15 人
5	地域高齢者支え合い講座　第１回（２日間）	21 人
	地域高齢者支え合い講座　第２回（２日間）	22 人
6	地域高齢者支え合い講座　第１回（１日）	20 人
	地域高齢者支え合い講座　第２回（１日）	11 人
	地域高齢者支え合い講座　第３回（１日）	28 人

※令和２年度（令和２年度は中止）までの事業「アロマからはじまる～高齢者セーフティネットワーク」は、令和３年度から名称を変更し、内容も新しくなりました。

清潔できれいなまちの実現（新橋駅周辺）	芝地区総合支所 協働推進課

目　　的

まちの美観を損ねている箇所やごみの散乱が目立つ場所をなくし、清潔できれいなまちを実現するため、繁華街を対象に早朝の清掃等を実施します。

内　　容

繁華街のごみ集積所周辺や不法投棄が発生しやすい場所を中心に早朝の清掃を実施しています。

（１）清掃

・ポイ捨てなどの路上のごみの清掃及び回収

・集積所のごみの取り残しやカラスやハト等により、ごみが散乱している箇所の清掃及び回収

（２）点検及び報告

・違法看板、落書き、違法張り紙等の点検

（３）ガム痕除去

事 業 開 始 時 期

令和４年４月

事 業 実 施 場 所

新橋駅周辺

事 業 の 状 況

令和４年度　早朝清掃　 98 回

令和５年度　早朝清掃　141 回

令和６年度　早朝清掃　157 回

麻布地区総合支所の事業

地域間子ども交流 ～あらたなはっけん　あらたなきずな～	麻布地区総合支所 協働推進課

目　　的

豊かな自然を体験する機会を設け、児童の健全育成を促すとともに、他自治体との交流をとおして互いの地域の魅力や歴史を知る機会を創出することを目的とします。

内　　容

自然や農業、伝統文化などを体験できる交流事業を実施することにより、児童の健全な育みを促すとともに他自治体への関心が深まる取組を実施します。

また、地域のイベントの際に特産品の販売を行うほか、交流事業実施時に現地児童との交流を図るなど、双方向の交流事業とします。

新たな自治体との交流事業については、「自治体間連携推進の基本的な考え方」に基づき、麻布地区との連携・交流が可能な自治体を調査し、交流事業を企画していきます。

事 業 開 始 時 期

平成 27 年４月

事 業 の 状 況

（１）麻布地区サマースクールｉｎ舟形町

令和６年度は、令和６年７月 25 日からの大雨により中止となりました。

（２）ジオツアーｉｎ小鹿野町

実施日	令和７年１月 25 日（土）
交流地域	埼玉県秩父郡小鹿野町
参加人数	42 名（子ども 22 名、保護者 20 名）
プログラム	①尾ノ内氷柱を散策 ②昼食（わらじかつ丼） ③化石レプリカ作成 ④化石発掘体験

区民参画組織　麻布を語る会 全体体系図	麻布地区総合支所 協働推進課

麻布を語る会 全体体系図

麻布を語る会
（平成18年7月発足）

事業完了のため活動を終了した分科会

「麻布地区版計画推進支援」分科会	（平成27年４月～平成28年３月）
「協働事業提案制度」分科会	（平成24年５月～平成27年３月）
「麻布地区版基本計画策定」分科会	（平成24年５月～平成27年３月） （平成19年７月～平成21年３月）
「基本計画協働推進」分科会	（平成21年７月～平成24年３月）
「麻布のまちについて考える」分科会	（平成18年７月～平成20年３月）
「港区政60周年記念事業」分科会	（平成18年７月～平成19年３月）
「地域情報の発信」分科会	（平成18年７月～令和６年３月）
「麻布未来写真館」分科会	（平成21年５月～令和６年３月）
麻布地区政策分科会	（平成28年４月～令和６年３月）

※それぞれの分科会の詳細については次ページ以降を参照してください。

根 拠 法 令 等

港区麻布地区総合支所区民参画組織麻布を語る会設置要綱

※区民参画組織「麻布を語る会」の各分科会活動については、「参画と協働」の取組の考え方に基づき、整理しました。その結果、区民参画組織「麻布を語る会」は令和５年度をもって活動を終了しました。

同会の解散に伴い、令和７年４月から、次期計画策定に向けての意見をいただく、新たな区民参画組織「麻布カウンシル」を設置します。

区民参画組織　麻布を語る会 「麻布地区政策分科会」	麻布地区総合支所 協働推進課

目　　的

公募による委員一人ひとりが主体となって、麻布地区の将来を、麻布地区総合支所とともに考え、港区基本計画・麻布地区版計画書について相互に意見を交換し、まとめた意見を提言することを目的としています。

内　　容

令和５年度は、計画書の中間の年となり、前期３年の取り組みや、地域事業の取り組み状況、分科会からの提言や区民意識調査、パブリックコメント等を踏まえ、後期３年に向けた計画の見直しを行い、提言の反映状況等を分科会に報告しました。

設 置 時 期

平成 28 年４月

事 業 の 状 況

令和５年度分科会開催状況

回 数	開催日	概　要	出席人数
第 1 回	令和 5 年 8 月 29 日（火）	・分科会の運営について ・副座長総括	14 人
第 2 回	令和 5 年 11 月 29 日(水)	・地区版計画書改定版（素案）について ・副座長総括	16 人
第 3 回	令和 6 年 3 月 27 日（水）	・地区版計画書改定版について ・令和６年度の活動について ・座長総括	13 人

※区民参画組織「麻布を語る会」の各分科会活動については、「参画と協働」の取組の考え方に基づき、整理しました。その結果、区民参画組織「麻布を語る会」は令和５年度をもって活動を終了しました。

同会の解散に伴い、令和７年４月から、次期計画策定に向けての意見をいただく、新たな区民参画組織「麻布カウンシル」を設置します。

地域情報紙「ザ・ＡＺＡＢＵ」	麻布地区総合支所 協働推進課

目　　的

麻布地区を「魅力のあるまち」にするために、地域の情報を共有化し世代を超えたコミュニティの活性化をはかるための手段として、地域の方々が自ら取材し編集する地域情報紙「ザ・ＡＺＡＢＵ」を発行しています。

内　　容

毎号、企画会議・校正会議を実施し、年３回地域情報紙を発行しています。

設 置 時 期

平成 18 年７月

開 催 状 況

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
開催回	5 回	8 回	6 回	6 回	6 回
委員数	15 人	15 人	15 人	16 人	21 人

令和６年度

号数	開催年月日	主　な　項　目	出席人数
第 65 号	令和 6 年 4 月 5 日(金)	今年度の分科会について、座長・副座長の選出、内容について	13 人
	令和 6 年 6 月 7 日(金)	進捗状況および校正について	13 人
第 66 号	令和 6 年 7 月 8 日(月)	内容について	12 人
	令和 6 年 9 月 18 日(水)	進捗状況および校正について	12 人
第 67 号	令和 6 年 10 月 11 日(金)	内容について	11 人
	令和 7 年 1 月 20 日(月)	進捗状況および校正について	12 人

発　　行

発行日	日本語版	発行部数	英語版	発行部数
令和 6 年 7 月 12 日	第 65 号	39,000 部	第 64 号	1,000 部
令和 6 年 11 月 1 日	第 66 号	39,000 部	第 65 号	1,000 部
令和 7 年 3 月 3 日	第 67 号	39,000 部	第 66 号	1,000 部

配 布 方 法

麻布地区総合支所管内に各戸配布し、区有施設、麻布地区内の駅、ちぃバス車内

※令和６年度から事業名が「区民参画組織　麻布を語る会『地域情報の発信分科会』」から「地域情報紙　ザ・ＡＺＡＢＵ」へ変更になりました。

麻布地域の魅力伝承事業 「麻布未来写真館」	麻布地区総合支所 協働推進課

目　　的

　麻布地区の歴史やまちの移り変わりを写真により保存・発信し、広く伝えていくことで、地域への共感や愛着を深めてもらうことを目的としています。

内　　容

　分科会委員が収集した麻布地区の今昔の写真やまち歩きで撮影した写真をパネルにし、地域の企業・大学等と連携したパネル展の開催やSNS等を活用した写真の公開をしています。

設 置 時 期

　平成21年５月

※区民参画組織「麻布を語る会」の各分科会活動については、「参画と協働」の取組の考え方に基づき、整理しました。その結果、区民参画組織「麻布を語る会」は令和５年度をもって活動を終了しました。

　同会の解散に伴い、令和６年４月からはこれまでの麻布地区の歴史やまちの移り変わりを写真により広く伝える「麻布未来写真館」と、歴史や文化などの魅力を知り、知ったことを講演会やまち歩きで伝える「あざぶ達人ラボ」を一つの事業「麻布地域の魅力伝承事業」として実施します。

麻布地域の魅力伝承事業 「あざぶ達人ラボ ～次世代へつなぐ麻布の魅力～」	麻布地区総合支所 協働推進課

目　　的

麻布地区の区民等が、麻布地区の歴史や文化等の魅力を知り、それを次世代へ語り伝えていくことで、地域への関心や愛着を深めてもらうことを目的としています。

内　　容

麻布地区の歴史や文化等の魅力を伝える講演会・公開セミナー・まち歩き・子どもを対象としたイベントを他の地域事業や関係機関等と連携して開催しています。

事 業 開 始 時 期

平成 21 年４月

平成 24 年度から事業名が「麻布ものしり認定制度」から「あざぶ達人倶楽部事業」へ変更になりました。

平成 30 年度から事業名が「あざぶ達人倶楽部事業」から「麻布の魅力探訪事業～あざぶ達人ラボ～」へ変更になりました。

令和３年度から事業名が「麻布の魅力探訪事業～あざぶ達人ラボ～」から「あざぶ達人ラボ～次世代へつなぐ麻布の魅力～」へ変更になりました。

令和６年４月からはこれまでの麻布地区の歴史やまちの移り変わりを写真により広く伝える「麻布未来写真館」と、歴史や文化などの魅力を知り、知ったことを講演会やまち歩きで伝える「あざぶ達人ラボ」を一つの事業「麻布地域の魅力伝承事業」として実施します。

麻布地域の魅力伝承事業 「あざぶら部」	麻布地区総合支所 協働推進課

目　　的

麻布地区の区民が地区の歴史やまちの移り変わりを写真により保存・発信することにより地区の歴史や文化を知ってもらうことや、歴史や文化等の魅力を次世代に語り伝えていくことで、区民等に地域に対しての関心や愛着を持ってもらうことを目的としています。

内　　容

分科会委員が収集した麻布地区の今昔の写真やまち歩きで撮影した写真をパネルにし、地域の企業・大学等と連携したパネル展の開催やSNS等を活用した写真の公開をすると共に、麻布地区の歴史や文化等の魅力を伝える講演会・セミナー・まち歩き・子どもを対象としたイベントを他の地域事業や関係機関と連携して開催しています。

事 業 開 始 時 期

令和６年４月

開 催 状 況

令和６年度

回　数	開催日	概　要	出席人数
第1回	令和6年10月21日（月）	麻布地区の魅力伝承事業の会の名称について 麻布地区の魅力伝承事業イベント案について	20人
第2回	令和6年11月28日（月）	「麻布未来写真館」パネル展について 「クイズスタンプラリー」「講演会」について	19人
第3回	令和6年12月18日（水）	ウェブサイトの改修について 「麻布未来写真館」パネル展について 「クイズスタンプラリー」「講演会」について	13人
第4回	令和7年1月15日（水）	ウェブサイトの改修について 「麻布未来写真館」パネル展について 「クイズスタンプラリー」「講演会」について	15人
第5回	令和7年2月12日（火）	ウェブサイトの改修について 講演会について 次年度の活動について	16人
第6回	令和7年3月19日（水）	講演会、パネル展の実施報告について 次年度の活動予定について	12人

講演会

場　所	開催期間
麻布区民センター	令和7年3月15日

クイズスタンプラリー

場　所	開催期間
都立中央図書館 麻布子ども中高生プラザ 麻布いきいきプラザ 麻布図書館 麻布区民センター	令和7年2月7日～3月15日

パネル展

場　所	開催期間
フジフイルムスクエア ミニギャラリー	令和7年2月7日～3月6日

六本木安全安心プロジェクト ～ルール違反ゼロの六本木へ～	麻布地区総合支所 協働推進課

目　　的

六本木地区の５つの主要課題「防犯」「環境美観」「路上喫煙」「道路使用」「営業活動」に対するまちのルールを規定した「六本木安全安心憲章」の浸透を図ることで、安全・安心なまちを実現していくことを目的としています。

内　　容

地域の皆さんとの協働により制定した“まちのルール”「六本木安全安心憲章」を、周知・浸透させていくため、憲章のデザインを活用した街頭キャンペーン及び各種媒体への広報掲出、港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度の取組を継続的に実施します。

事 業 開 始 時 期

平成 25 年７月

事 業 の 状 況

（１）街頭キャンペーン

実　施　日	参加人数
令和 6 年 4 月 25 日（木）	42 人
令和 6 年 5 月 21 日（火）	55 人
令和 6 年 6 月 20 日（木）	50 人
令和 6 年 9 月 24 日（火）	56 人
令和 6 年 10 月 30 日（水）	47 人
令和 6 年 11 月 26 日（火）	57 人
令和 6 年 12 月 23 日（月）	77 人
令和 7 年 1 月 23 日（木）	45 人
令和 7 年 3 月 11 日（火）	71 人
合計	500 人

（２）各種媒体での広報

① 六本木交差点周辺の東京電力地上機器ラッピング
掲 出 場 所：六本木７丁目 14 番先　他 14 箇所

② 食べログタイアップページ
港区「六本木安全安心憲章」賛同事業所等が探せるページを掲出
・掲出期間：令和６年 12 月２日から令和７年３月 31 日

③ 訪日外国人向け観光情報サービス「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」記事
４か国語で六本木安全安心憲章を紹介する記事を掲載
・掲載期間：令和６年７月 19 日から令和７年２月 28 日まで
（日本語、英語、繁体字、韓国語）

④ 啓発動画放映
六本木 SEISHIDO VISION で実施
・掲載期間：令和６年 12 月 18 日から 12 月 31 日まで

（３）令和６年度港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度
推奨事業所等：25
賛同事業所等：433（令和７年３月末時点）

清潔できれいなまちの実現（六本木交差点周辺）	麻布地区総合支所 協働推進課

目　　的

まちの美観を損ねている箇所やごみの散乱が目立つ場所をなくし、清潔できれいなまちを実現するため、繁華街を対象に早朝の清掃等を実施します。

内　　容

繁華街のごみ集積所周辺や不法投棄が発生しやすい場所を中心に早朝の清掃を実施しています。

・清掃

ポイ捨てなどの路上のごみの清掃及び回収

集積所のごみの取り残しやカラスやハト等により、ごみが散乱している箇所の清掃及び回収

・点検及び報告

違法看板等の点検

・ガム痕、油汚れ、違法シール及び落書き除去

事 業 開 始 時 期

令和４年４月

事 業 実 施 場 所

六本木交差点周辺

事 業 の 状 況

（１）早朝清掃　180 回

（２）ガム痕等状況調査　２回

（３）ガム痕等除去作業　２回

（４）路面油汚れ等除去作業　１回

みんなでまちをよくする「ミナヨク」	麻布地区総合支所 協働推進課

目　　的

地域に愛着を持って地域活動を行う「地域サポーター」として活躍できる「人財」を発掘・育成し、新しい地域のつながりを構築していくことを目的としています。

内　　容

地域活動に興味がある麻布地区在住・在勤者等が集まり、地域活性化のためのアイデア創出に向けたワークショップの実施や、修了者が交流し、継続的にコミュニティに関われる仕組みづくりの支援を行います。

事 業 開 始 時 期

平成 27 年４月

事 業 の 状 況

麻布地区を「みんな」で「よく」するコミュニティデザイン活動「ミナヨク」を実施しています。「ミナヨク」では、「麻布をもっと知りたい」「こうすれば、もっと麻布をよくできるかも？」などの同じ想いをもつ仲間と、五感を使って「麻布」のまちを学び知り、自由にアイデアを出し合い、「想像をかたちにするチカラ」を身につけるプログラムを実施しています。

令和６年度　実施講座

回	開催日	概　要	出席人数
Day1	令和 6 年 12 月 21 日(土)	キックオフ・ミーティング	39 人
Day2	令和 7 年 1 月 18 日(土)	地域活動の体験・学習①	39 人
Day3	令和 7 年 2 月 1 日(土)	地域活動の体験・学習②	41 人
Day4	令和 7 年 2 月 15 日（土）	企画検討	33 人
Day5	令和 7 年 3 月 1 日（土）	最終発表	57 人

企画名	概　要
ミナヨクちゃんねる	麻布地区の魅力を紹介する Youtube チャンネル
古川沿緑地クリーンアップ	古川沿いの清掃活動を紹介
十番納涼祭 ネオお化け屋敷プロジェクト	かつて納涼祭にあった「お化け屋敷」を防災型体験ワークショップとして復活させる試み
麻布十番「まち声」	大好きな麻布十番を紹介していく
ストレス対応タイプ診断 出展ブース紹介	家庭の中で困っている子どもたちをサポートする取り組み
AZABU モルック　出展ブース紹介	新しい取り組みの１つとして「モルック」の活用を提案
みんなの Kitchen 出展ブース紹介	多くの大使館がある魅力を活かし、親子で世界の食文化を楽しめる料理体験教室の取り組みを発表
ともみんプロジェクト ～盆踊りで街を元気に～	人と地域をつなげる盆踊りへの参加を呼びかけ
麻布　まちのお茶の間	様々な背景をもつ多世代が何気なく気軽に集まることができる「場づくり」
～居場所探しの旅へ～	孤独を解消できる「人と人とのつながり」を生み出すマッチング企画の提案

AZABU WORLD FESTA	麻布地区総合支所 協働推進課

目　　的

地域や行政が実施するイベント等に参加したことのない区民が、気軽に参加できるイベントを通じて、地域を知り、様々な人たちと交流できる機会を創出することで、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

内　　容

国際色豊かな地域の特色を生かしたイベントを実施します。実施に当たっては、これまでに培ってきた地域の人材を活用するとともに、麻布地区の商店会や企業、大使館等と連携し、国籍・世代を問わず気軽に参加できるイベントとします。

事 業 開 始 時 期

平成 30 年４月

事 業 の 状 況

（１）港区総合防災訓練（麻布会場）外国人向け英語通訳ツアーへの参加

令和２年度

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

（２）ハッシュタグキャンペーン　ＡＺＡＢＵ飯

令和２年度

・実 施 日　　令和３年２月 19 日（金）～３月 15 日（月）
・実施場所　　麻布地区（麻布十番・六本木）
・協力団体　　麻布十番商店街振興組合、六本木商店街振興組合

※本事業は令和２年度で終了となりました。

地域事業活性化プロジェクト	麻布地区総合支所 協働推進課

目　　的

麻布地区総合支所の地域事業に携わった区民等に活躍の場を提供し、新たな地域交流の機会の創出や麻布地区の情報を発信強化することを目的としています。

内　　容

地域事業に携わった区民等が「麻布る縁さ～」となって、麻布地区に関する多様な情報を掲載する地域事業活性化プロジェクト専用のウェブサイトで、麻布の魅力を継続的に発信します。また、地域に詳しい「麻布る縁さ～」が知識や地域事業の経験を生かして、企画したイベントを実施します。

事 業 開 始 時 期

令和３年 12 月

事 業 の 状 況

（１）ハッシュタグキャンペーン「#麻布地活」

「麻布のまちの風景や様子を投稿して、地域の魅力を共有」をテーマとする文章や写真等を広く一般の人に SNS 等で投稿してもらい、住民や来訪者が撮影した麻布の写真を通じて、地域への関心とつながりを可視化・拡散することを目的としたキャンペーンを開催

・開催期間　令和７年２月 12 日～令和７年３月 16 日

（２）麻布街ガチャ

麻布る縁さ～が厳選した麻布地区を象徴するもの又は麻布地区で知る人ぞ知る魅力をもつものをデザインして、アクリルキーホルダー等のオリジナルカプセルトイを制作し、地域イベント等で販売

・第１弾販売開始　令和５年８月 26 日
・第２弾販売開始　令和６年８月 24 日
・令和６年度販売数　1,495 個（第１弾　866 個、第２弾　629 個）

（３）麻布坂カレー

麻布る縁さ～が考案した麻布地区にあるそれぞれの坂を象徴するカレー「麻布坂カレー」を、麻布地区の新しい地元グルメとして広めていくプロジェクトを開始した。販売店舗を募集し、第１弾、第２弾として一般店舗での提供を開始した。

・参加店舗募集開始　令和６年 10 月 11 日
・第１弾提供開始（３店舗）　令和７年１月 10 日
・第２弾提供開始（３店舗）　令和７年３月３日

親子でエコっとプロジェクト	麻布地区総合支所 まちづくり課

目　　的

子どもたちを対象に、知る・見る・体験することを通じて、自然環境や生き物を大切にする心を育みます。

内　　容

自然環境やリサイクルに関する取組を行う事業所等と連携し、バードウォッチングや生き物観察、自然散策、リサイクルなどをテーマに、参加する子どもが自ら考え、学ぶことができるワークショップを実施します。

事 業 の 状 況

令和６年度

開催日	概要	参加人数
令和 6 年 5 月 12 日(日)	アークヒルズ仙石山森タワーでいきものを探してみよう	50 人
令和 6 年 6 月 29 日(土)	すてきな花器を作って、お花をいけてみよう！	18 人
令和 6 年 10 月 26 日(土)	ハッピーハロウィン ミニチュアガーデンを作ってみよう！	42 人
令和 6 年 11 月 17 日(日)	秋のむしさがし	17 人
令和 6 年 12 月 1 日(日)	服をリメイクしよう！	20 人
令和 7 年 1 月 26 日(日)	ちひろの水彩技法体験	42 人

事 業 開 始 時 期

平成 27 年４月

※令和３年度から事業名が「みんなでエコっとプロジェクト」から「親子でエコっとプロジェクト」へ変更になりました。

飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	麻布地区総合支所 まちづくり課

目　　的

麻布小学校の通学路である飯倉片町地下横断歩道に小学生が環境をテーマに制作した絵画を展示し、地域コミュニティの場を創出するとともに、公共空間の見守りや多様な人々の連帯感を深め、麻布の「地域力」を高めます。

内　　容

麻布小学校４年生児童が制作した絵画をパネル化し、公共空間である地下横断歩道に展示し、関係者を招き除幕式を実施しています。２年間絵画を展示し、卒業時にはプレートにして子どもたちに渡しています。

事 業 開 始 時 期

平成 19 年 12 月

展 示 場 所

港区麻布台一丁目・六本木三丁目先　（麻布飯倉片町地下横断歩道内）

地域サロン「ちょこっと立ち寄りカフェ」	麻布地区総合支所 区民課

目　　的

高齢者が、住み慣れた地域で孤立することなく、安心して自分らしくいきいきと生活できるよう、気軽に集い学べる交流の場を提供するとともに、地域におけるボランティアを養成し、地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを支援します。

内　　容

高齢者が気軽に立ち寄り集える「地域サロン」を開催し、専門講師による講座、レクリエーション、高齢者相談、関係機関からの情報提供などを行います。

また、「地域サロン」の運営に携わるボランティアを養成するための「地域づくり応援ボランティア養成講座」を開催します。

事 業 開 始 時 期

平成 22 年 10 月

事 業 の 状 況

地域サロンの開催状況

(1)　南麻布いきいきプラザ会場

回　数	開催年月日	内容	参加人数
第 1 回	令和 6 年 4 月 24 日	春のお茶会	20 人
第 2 回	令和 6 年 5 月 22 日	ボッチャ	19 人
第 3 回	令和 6 年 6 月 26 日	銭太鼓	20 人
第 4 回	令和 6 年 7 月 24 日	サシェ（匂い袋）作り ～ミニ音楽会～	17 人
第 5 回	令和 6 年 9 月 25 日	みんなで話そう～元気の秘訣～	9 人
第 6 回	令和 6 年 10 月 23 日	秋のコンサート	15 人
第 7 回	令和 6 年 11 月 27 日	回想法	18 人
第 8 回	令和 6 年 12 月 25 日	クリスマス会	18 人
第 9 回	令和 7 年 1 月 22 日	篠笛コンサート	34 人
第 10 回	令和 7 年 3 月 26 日	春のミニリース作り＆ 楽しいおしゃべり	26 人

(2) 飯倉いきいきプラザ会場

回　数	開催年月日	内容	参加人数
第1回	令和6年4月3日	春の花飾り作り	16人
第2回	令和6年5月1日	子どもたちと楽しむゲーム大会と脳トレ	22人
第3回	令和6年6月5日	おもしろ実験（視覚の不思議）	16人
第4回	令和6年7月3日	タオルで作るクマのマスコット人形	16人
第5回	令和6年9月4日	漢方茶で健康づくり	17人
第6回	令和6年10月2日	秋のコンサート	23人
第7回	令和6年11月6日	ボッチャ	29人
第8回	令和6年12月4日	お正月飾り作り	34人
第9回	令和7年1月8日	新年会	18人
第10回	令和7年3月5日	男声合唱コンサート	39人

(3) ありすいきいきプラザ会場

回　数	開催年月日	内容	参加人数
第1回	令和6年4月11日	モルック	13人
第2回	令和6年5月9日	講談	21人
第3回	令和6年6月13日	合唱コンサート	28人
第4回	令和6年7月11日	ミニ縁日	90人
第5回	令和6年9月12日	香道	31人
第6回	令和6年10月10日	モルック大会	14人
第7回	令和6年11月14日	笑いヨガ	13人
第8回	令和6年12月12日	クリスマスグッズ作り	34人
第9回	令和7年1月9日	津軽三味線コンサート	48人
第10回	令和7年3月13日	人生すごろく	13人

(4)　西麻布いきいきプラザ会場

回　数	開催年月日	内容	参加人数
第1回	令和6年4月19日	フェルトの鯉のぼり作り	21人
第2回	令和6年5月16日	音楽会	28人
第3回	令和6年6月20日	フラダンスとウクレレ	16人
第4回	令和6年7月18日	和菓子作り	20人
第5回	令和6年9月19日	歴史に語る	21人
第6回	令和6年10月17日	人生すごろく	13人
第7回	令和6年11月21日	封筒で作るクリスマスリース（ペーパーファン）	22人
第8回	令和6年12月19日	クリスマスコンサート	35人
第9回	令和7年1月16日	落語	31人
第10回	令和7年3月20日	昔の遊びとおしゃべり	21人

(5)　麻布いきいきプラザ会場

回　数	開催年月日	内容	参加人数
第1回	令和6年4月27日	麻布カフェ･オープニングコンサート	50人
第2回	令和6年5月25日	みんなで話そう～日ごろのことから楽しくおしゃべりタイム～	18人
第3回	令和6年6月22日	アクリル絵の具で小物（ポーチ）に花の絵を描こう！	24人
第4回	令和6年7月27日	ゴスペルコンサート	29人
第5回	令和6年9月28日	トンボ玉作り	24人
第6回	令和6年10月26日	万葉集を味わう	20人
第7回	令和6年11月23日	松ぼっくりで作るクリスマスツリー	38人
第8回	令和6年12月28日	年末コンサート	40人
第9回	令和7年1月25日	アロマハンドマッサージ	39人
第10回	令和7年3月22日	みんなで話そう～麻布カフェのこの一年～	12人

赤坂地区総合支所の事業

赤坂・青山多世代交流促進事業	赤坂地区総合支所 管理課

目　　的

赤坂・青山にある保育園、幼稚園、小・中学校、子ども中高生プラザ、いきいきプラザ、町会・自治会、民間企業等と連携して、子どもから高齢者までの幅広い世代間交流を図ります。

内　　容

多様な世代の興味を引くテーマを設定し、地域の資源である保育園、小・中学校、子ども中高生プラザ、いきいきプラザ、区民センター、区民協働スペース等を活用した様々なイベントを実施します。

事 業 開 始 時 期

令和３年度

事 業 の 状 況

年度	内　　容
３	時期：2 月 14 日～2 月 26 日 内容：「ＳＤＧｓ」をテーマとしたスタンプラリー イベント： ・クリーンキャンペーン ・おりがみをつくろう ・プチプレーパーク ・ＭＩＮＮＡＮＯマルシェ ・赤坂図書館ＳＤＧｓコーナー ・残さず食べようキャンペーン ・古着回収 ・ＴＢＳミツバチ教室 ・燻製をつくろう ・避難訓練コンサート ・健康づくりキャンペーン ・フードドライブ ・よちよち子育て交流会 ・ボッチャ体験 景品：エコバッグ、スマートエマージェンシーボトル、マスクケース　他

年度	内　　容
4	時期：10 月 30 日～12 月 4 日 内容：「ＳＤＧｓ」をテーマとしたスタンプラリー イベント： ・地域で考えるＳＤＧｓ講座 ・赤坂氷川神社から学ぶ日本の伝統文化！（見学ツアー） ・ＳＤＧｓをカトー折りで考える ・紅づくりで考えるＳＤＧｓ ・ＭＩＭ－ＮＡＮＯマルシェ ・健康増進の体験会 ・おとなの便秘の勉強会 ・牛乳パックを使って小物入れを作ろう ・赤坂青山ふれあいサロン健康講座 ・古紙を使って紙相撲をしよう ・プチプレーパーク ・Kiss ポート健康測定 ・Kiss ポートガラクタ音楽会 ・クリーンキャンペーン ・燻製づくり＆ネイチャーゲーム ・みつばち教室 ・高橋是清翁記念公園ライトアップ ・ＳＤＧｓ関連展示 ・食べきりキャンペーン ・古着回収＆フードドライブ　他 景品：ＳＤＧｓコットンバッグ、赤坂・青山ＳＤＧｓオリジナルカレンダー、東京ヤクルトスワローズキャップ、リトルツインスターズカレンダー
5	時期：11 月 1 日～12 月 3 日 内容：「ＳＤＧｓ」をテーマとしたスタンプラリー イベント： ・赤坂氷川神社から学ぶ日本の伝統文化！（見学ツアー） ・おいしくたべよう！ ・加齢による食形態の違いを体験してみよう ・ＭＩＭ－ＮＡＮＯマルシェ ・えいご de えんにち ・自然あそび ・紅ミュージアムと学ぼう！ ・いのちのＳＤＧｓ ・クリーンキャンペーン ・スティックディフューザー作り＆ハーブ手浴 ・プチプレーパーク ・カリッパ de ＳＤＧｓ！ ・ＴＢＳ みつばち教室＆残布 de みつろうラップづくり ・リユース Bébé（ベベ）ブリッジ＆残布 de ハンドクラフトアート ・みなとシネマフェスタ ・関東大震災から 100 年　他 景品： 【交換】 ＳＤＧｓコットンバッグ＆パソナグループハローキティエコボトルウォーター、東京ヤクルトスワローズキャップ、リトルツインスターズエコバッグ、ＡＵＲＯクリーニング＆除菌スプレー 【抽選】 舞台『ハリー・ポッターと呪いの子』チケット、東京ヤクルトスワローズ選手サイン入りキャップ、セットデリス（Sept délices）

年度	内　　容
6	時期：11月1日～12月2日 内容：「ＳＤＧｓ」をテーマとしたスタンプラリー イベント： ・総合防災訓練（赤坂会場） ・赤坂氷川神社から学ぶ日本の伝統文化！（見学ツアー） ・ＭＩＭ－ＮＡＮＯマルシェ ・ＴＢＳ社内ツアー ・重要文化財　武家屋敷門の特別一般公開 ・地震動を体験しよう～能登半島地震に学ぶ～ ・プラスチックごみから生まれた砂を使った砂絵アート ・カリッパdeＳＤＧｓ ・便秘とトイレのあれこれ ・ＴＢＳ みつばち教室＆残布 de みつろうラップづくり ・プチプレーパーク ・なんで～もdeＳＤＧｓ☆ソーラークッカーで調理体験 ・えいごdeよみきかせ ・高橋是清翁記念公園ライトアップ　他 景品： 【交換】 ステンレスボトル、ＡＵＲＯクリーニング＆除菌スプレー、パソナグループハローキティ珪藻土コースター、東京ヤクルトスワローズキャップ、リトルツインスターズエコバッグ、キャンバスフラットポーチ、pannapittaエコカトラリーセット 【抽選】 舞台『ハリー・ポッターと呪いの子』チケット、東京ヤクルトスワローズ選手サイン入りユニホーム、カドードゥノエル、パソナハートフルアート村ステーショナリーセット

区民参画組織　赤坂・青山地区タウンミーティング 全体体系図	赤坂地区総合支所 協働推進課・区民課

目　　的

赤坂地区総合支所では、区民協働による赤坂・青山のまちづくりをめざして、一緒に考え、行動する場として、区民参画組織「赤坂・青山地区タウンミーティング」を設置しています。地域の課題解決や地域の魅力発掘・発信等、様々なテーマの分科会を設置し、区民の意向を反映させながら赤坂地区の将来像の実現をめざします。

赤坂・青山地区タウンミーティング組織図
（令和６年度）

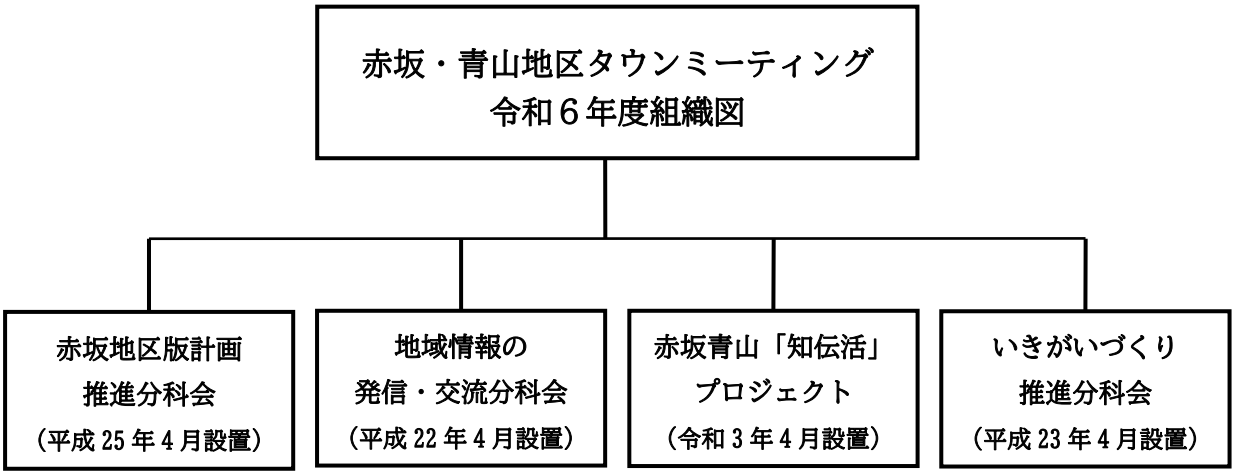

※それぞれの分科会の詳細については、次ページ以降を参照してください。

区民参画組織　赤坂・青山地区タウンミーティング 「赤坂地区版計画推進分科会」	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

港区基本計画・赤坂地区版計画書に掲げる将来像「だれもが地域に関心をもち共存しているまち 赤坂・青山」の実現をめざして、計画書の進捗状況を把握するとともに、計画事業の推進、後期計画書の策定に向けての意見交換や検討を目的として活動します。

内　　容

令和４年度に、「港区基本計画・赤坂地区版計画書（令和６年度～令和８年度）」の策定に向けて、赤坂地区の現状、課題及び解決に向けた取組等に関する検討を行い、その成果を「提言書」として取りまとめ、区に提出しました。

令和５年度は、区が赤坂地区版計画書の改定経過や、提言の反映状況等を分科会に報告しました。

令和６年度は、改定した赤坂地区版計画書に計上された地域事業について、進捗状況を報告しました。

開 催 状 況

年　度	2	3	4	5	6
開催回数	1 回	－	11 回	1 回	1 回
メンバー数	17 人	－	18 人	18 人	18 人

※令和３年度は赤坂地区版計画書の実施初年度にあたるため、事業の推進や見直しに関する検討会は開催しておりません。

令和６年度

回	開催日	内　容
第 1 回	令和 7 年 3 月 3 日（月）	地域事業の進捗状況報告

区民参画組織　赤坂・青山地区タウンミーティング 「地域情報の発信・交流分科会」	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

赤坂・青山地域の在住・在勤・在学者等の参画を得て、地域情報誌「ＭＹタウン赤坂青山」を発行し、より身近な地域情報を工夫して発信し共有することにより、幅広い世代の地域コミュニティの形成を図っています。

内　　容

赤坂・青山地域に密着した、多彩で詳細な情報を企画・取材・編集し、赤坂・青山の各地域の特色を活かした内容で、地元の情報を発信します。

開 催 状 況

年　度	2	3	4	5	6
開催回数	10 回	9 回	10 回	9 回	9 回
メンバー数	13 人	15 人	9 人	12 人	12 人

令和６年度　　（単位：人）

号　数	開　催　日	出席人数	内　　容
第 64 号	令和 6 年 4 月 17 日（水）	7	・地域情報誌概要、制作方針、ルール、年間スケジュールについて ・テーマ決め
	令和 6 年 7 月 4 日（木）	6	・紙面レイアウト確認 ・タイトル、表紙の検討
	令和 6 年 7 月 18 日（木）	5	・紙面最終確認 ・タイトル、表紙決定
第 65 号	令和 6 年 8 月 21 日（水）	4	・テーマ決め ・特集面の担当者の決定、取材先の検討
	令和 6 年 10 月 17 日（木）	6	・紙面レイアウト確認 ・タイトル、表紙の検討
	令和 6 年 10 月 30 日（水）	5	・紙面最終確認 ・タイトル、表紙の決定
第 66 号	令和 6 年 12 月 2 日（月）	5	・テーマの決定 ・特集面の担当者の決定、取材先の検討
	令和 7 年 2 月 13 日（木）	6	・紙面レイアウト確認 ・タイトル、表紙の検討
	令和 7 年 2 月 27 日（木）	5	・紙面最終確認 ・タイトル、表紙の決定

発　行　　（単位：部）

号	発　行　日	特　集　記　事	発行部数
第 64 号	令和 6 年 8 月 21 日（水）	・ご長寿！地元の著名人に聞く 元気に活躍する秘訣 ・気軽に参加して楽しもう 地元の“おまつり”へようこそ！	25,000
第 65 号	令和 6 年 11 月 29 日（金）	・赤坂・青山で迎える令和７年 年末・年始を静かに過ごす ・個性派揃い！ 赤坂エリアのホテル探訪	25,000
第 66 号	令和 7 年 3 月 25 日（火）	・体を動かして、健康寿命を延ばそう ・毎日の生活にちょっとした彩りを！ 多目的スタイルのお花屋さん	25,000
英 語 版	令和 7 年 3 月 5 日（水）	第 63～65 号ダイジェスト	2,000

配 布 方 法

赤坂地区総合支所管内の世帯に各戸配布し、区有施設・駅等にも配置しています。

区民参画組織　赤坂・青山地区タウンミーティング 「いきがいづくり推進分科会」	赤坂地区総合支所 区民課

目　　的

赤坂・青山地域の高齢化率は港区の中で最も高く、高齢者への支援が強く望まれています。地域における高齢者等の孤立を防ぐため、新たなふれあい、いきがいづくりに向けた支援方法を検討し、赤坂・青山ならではのサポートをする仕組みの構築を目指します。

内　　容

高齢者と地域のかかわりについて区民参画組織の中で検討し、平成 24 年度から分科会メンバーが中心となって「赤坂・青山ふれあいサロン」を運営しています。

開 催 状 況

年　度	2	3	4	5	6
開催回数	5 回	5 回	8 回	7 回	7 回
メンバー数	15 人	13 人	11 人	8 人	10 人

令和６年度　　（単位：人）

回　数	開　催　日	出席人数	内　　容
第 1 回	令和 6 年 4 月 22 日(月)	7	自己紹介、座長・副座長選出、令和 6 年度サロン開催計画（案)、前年度サロン報告、サロン運営内容（4.5.6 月実施分)、分科会メンバーの名簿作成について
第 2 回	令和 6 年 5 月 20 日(月)	9	分科会メンバーの名簿作成について サロン運営内容（5.6.7.8 月実施分）
第 3 回	令和 6 年 7 月 1 日(月)	7	サロン運営内容（7.8.9 月実施分） 赤坂青山ふれあいサロン合同バスハイク候補地について
第 4 回	令和 6 年 9 月 9 日(月)	7	サロン運営内容（9.10.11 月実施分） 赤坂青山ふれあいサロン合同バスハイク候補地について
第 5 回	令和 6 年 11 月 18 日(月)	7	サロン運営内容（11.12.1 月実施分） 令和 6 年度赤坂青山ふれあいサロン開催計画（案）について、赤坂青山ふれあいサロン合同バスハイクについて
第 6 回	令和 7 年 1 月 20 日(月)	7	サロン運営内容（1.2.3 月実施分） 令和 7 年度赤坂青山ふれあいサロン開催計画（案)、赤坂青山ふれあいサロン合同バスハイクの振り返り、令和 7 年度分科会メンバー募集について
第 7 回	令和 7 年 3 月 17 日(月)	7	サロン運営内容（3 月実施分） 令和 7 年度赤坂青山ふれあいサロン開催計画（案)、令和 7 年度分科会メンバー募集について

「赤坂・青山ふれあいサロン」
日時等：毎月第２・４水曜日　赤坂地区総合支所内
　　毎月第３水曜日　　赤坂地区高齢者相談センター
対　象：概ね 60 歳以上の区民
＊実施状況については、「赤坂・青山ふれあいサロン」を参照
＊令和７年度から分科会の所管が協働推進課から区民課に変更しました。

区民参画組織　赤坂・青山地区タウンミーティング 赤坂青山「知伝活(ちでんかつ)」プロジェクト	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

赤坂・青山地域の区民等の参画による、ＩＣＴを活用した地域の魅力発信事業を行います。区民自らが講座やワークショップをとおして地域の魅力を「知り」、ＩＣＴを「活用」した効果的な情報発信の方法を検討し、区民目線の新たな地域の魅力を広く「伝える」ことで、地域への関心を喚起するとともに、地域への愛着を醸成します。

内　　容

赤坂・青山の魅力を赤坂地区内外に発信し、まちのにぎわいを創出します。

事 業 開 始 時 期

令和３年度

開 催 状 況

年　度	3	4	5	6
開催回数	9 回	12 回	12 回	8 回
メンバー数	21 人	17 人	13 人	14 人

令和６年度　分科会会議　　（単位：人）

回数	開　催　日	出席人数	内　　容
第 1 回	令和 6 年 6 月 18 日(火)	12	・プロジェクトメンバー紹介及び座長の選任 ・令和 6 年度の活動について ・令和 6 年度の実施内容「知りたいこと」「学びたいこと」について意見交換
第 2 回	令和 6 年 7 月 16 日(火)	11	・令和 6 年度の実施内容の検討・確認
第 3 回	令和 6 年 9 月 17 日(火)	13	・映像学・SNS による情報発信についての基礎講座 →パリ五輪取材や事例を交えて →Canva を使った実習（ワークショップ）
第 4 回	令和 6 年 10 月 15 日(火)	14	・前回振り返りと Canva の使い方についての復習 ・動画づくり、撮影についての基礎講座 ・グループでの動画作成実習についての説明と撮影練習
第 5 回	令和 6 年 11 月 19 日(火)	10	・グループでの動画作成実習 ・動画レビューと意見交換等
第 6 回	令和 6 年 12 月 17 日(火)	10	・作成した動画レビューと講評・意見交換等 ・SNS を活用した動画による情報発信に向けて →情報発信についてのレクチャー →動画編集についての実習及び参考情報等 ※分科会前に、復習とフォローアップ等を対応

回数	開　催　日	出席人数	内　　容
第 7 回	令和 7 年 1 月 21 日（火）	11	・これまでの復習とテーマに沿った動画完成に向けて →動画完成に向けて、自主活動レビューと意見交換等 →これまでの復習と動画完成に向けたポイント ※分科会前に、復習とフォローアップ等を対応
第 8 回	令和 7 年 2 月 18 日（火）	13	・完成した動画レビューと講評など ・令和 6 年度の活動についてなど意見交換 ※分科会前に、復習とフォローアップ等を対応

令和６年度　自主活動・学習会

開　催　日	内　　容
令和 6 年 9 月～10 月	・第 3 回の実習で使用した練習課題で復習してみる。
令和 6 年 10 月～11 月	・第 4 回までの実習内容を受けて動画作成をしてみる。
令和 6 年 11 月～12 月	・第 5 回の実習内容を受けて動画を各自編集してみる。
令和 6 年 12 月～ 令和 7 年 1 月	・第 7 回の実習に向けて、企画検討や素材撮影・収集、動画の仮編集等を行う。
令和 7 年 1 月～2 月	・令和 6 年度の成果としての動画を完成させる。
令和 7 年 2 月 3 日（月）	・これまでの復習と動画完成に向けた学習会

※令和６年度は、分科会に加えて自主活動５回、学習会１回を実施しました。

区民参画組織　赤坂・青山地区タウンミーティング 「まちのお宝発掘プロジェクト」	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に備え、「まちの魅力」を発掘し、赤坂・青山地域に特化した情報を発信する仕組みをつくります。多くの人が訪れるこの時に、赤坂・青山地域をＰＲし、まちのにぎわい創出やまちへの愛着醸成につなげます。

内　　容

赤坂・青山の魅力を赤坂地区内外に発信し、まちのにぎわいを創出するため、令和２年度は、フォトロゲイニング※を実施しました。

※地図をもとに、時間内にチェックポイントを回り、より多くの得点を集めるイベント

開催状況

年　度	2
開催回数	11 回
メンバー数	12 人

令和２年度　　（単位：人）

回　数	開　催　日	出席人数	内　　容
第 1 回	令和 2 年 6 月 17 日（水）	10	・年間スケジュールの確認 ・フォトロゲイニングの内容検討
第 2 回	令和 2 年 7 月 8 日（水）	6	フォトロゲイニングの内容検討
第 3 回	令和 2 年 8 月 12 日（水）	－	フォトロゲイングの内容検討(書面会議)
第 4 回	令和 2 年 9 月 9 日（水）	11	フォトロゲイニングの内容検討
第 5 回	令和 2 年 9 月 30 日（水）	9	フォトロゲイニングの内容検討
第 6 回	令和 2 年 10 月 14 日（水）	9	フォトロゲイニングの内容検討
第 7 回	令和 2 年 11 月 11 日（水）	11	フォトロゲイニングの内容検討
第 8 回	令和 2 年 12 月 9 日（水）	9	フォトロゲイニングの振返り
第 9 回	令和 3 年 1 月 13 日（水）	10	・オンライン会議運営について ・来年度の分科会について
第 10 回	令和 3 年 2 月 10 日（水）	8	・赤坂青山地域の魅力について ・来年度以降の分科会について
第 11 回	令和 3 年 3 月 10 日（水）	9	・「まちのお宝発掘プロジェクト」の振返り ・赤坂青山「知伝活(ちでんかつ)」プロジェクトのメンバー募集について

※本事業は令和２年度で終了しました。

赤坂・青山会議 ～地元企業等による社会貢献ネットワーク～	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

赤坂・青山地域には、社会貢献関連の部署を設置し、積極的に社会貢献活動を行っている企業・教育機関等が多く立地しています。こうした地元企業や教育機関等のネットワーク化を図り、防災・環境美化等の地域課題を解決するため、企業・教育機関等の参加を得た協働の仕組みをつくります。

内　　容

赤坂・青山で積極的な社会貢献活動を行っている地域の事業者・教育機関等で構成される会議体、「赤坂・青山会議」を定期的に開催し、情報共有を図るとともに、地域の環境美化活動や地域活性化につながる取組等、地域の課題解決に向けた検討を行っています。

事 業 開 始 時 期

平成 18 年 10 月

事 業 の 状 況

年度	内　　容
2	・第 1 回「赤坂・青山会議」（令和 2 年 7 月 29 日（水）） ・第 2 回「赤坂・青山会議」（令和 3 年 3 月 4 日（木）） ※第 2 回目についてはオンラインにて開催 ・「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン（みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等） ・災害用備蓄食を地域のイベント、「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン、支所事業等で参加記念品や啓発品として配布
3	・第 1 回「赤坂・青山会議」（令和 4 年 3 月 7 日（月）） ※オンラインにて開催 ・「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン（みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等） ・災害用備蓄食を地域のイベント、支所事業等で参加記念品や啓発品として配布
4	・第 1 回「赤坂・青山会議」（令和 4 年 8 月 26 日（金）） ・第 2 回「赤坂・青山会議」（令和 5 年 3 月 15 日（水）） ※全てオンライン併用にて開催 ・「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン（みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等） ・災害用備蓄食を区のイベントで参加記念品として配布 ・港区総合防災訓練（赤坂会場）へのブース出展 ・地域情報誌「ＭＹタウン赤坂青山」での広報
5	・第 1 回「赤坂・青山会議」（令和 5 年 8 月 29 日（火）） ・第 2 回「赤坂・青山会議」（令和 6 年 3 月 12 日（火）） ※全てオンライン併用にて開催 ・「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン（みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等） ・災害用備蓄食を区のイベントで参加記念品として配布 ・港区総合防災訓練（赤坂会場）へのブース出展 ・地域情報誌「ＭＹタウン赤坂青山」での広報

年度	内　　容
6	・第 1 回「赤坂・青山会議」（令和 6 年 7 月 29 日（月）） ・第 2 回「赤坂・青山会議」（令和 7 年 2 月 20 日（木）） ※全てオンライン併用にて開催 ・「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン（みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等） ・地域イベント（赤坂マルシェ）へのブース出展 ・港区総合防災訓練（赤坂会場）へのブース出展 ・地域情報誌「ＭＹタウン赤坂青山」での広報

参 加 団 体 数（令和７年４月現在）

・地元企業･･･････29 社

・教育機関･･･････１校

赤坂・青山みんなで学ぼうさい事業	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

地域の様々な主体との協働により、防災意識の高い区民を増やし、地域の防災力向上を図ります。

内　　容

有事の際の「自助」、「共助」の理念に沿った行動ができるよう、次世代の地域を担う子どもたちや子育て世代、高齢者世帯等の大人を対象としたカテゴリー別に、防災知識の習得に向けた講座や意見交換を図るワークショップを実施します。

受講者には、講座終了後、地域の防災訓練への参加を促すなど、地域で活動している人とつなぐ機会を創出します。

事 業 開 始 時 期

令和３年度

実 施 状 況

講座の開催状況

年　　度	3	4	5	6
開催回数	6 回	6 回	6 回	4 回
参加人数	75 人	50 人	61 人	62 人

令和６年度実績

回数	開催日	場所	内容	人数
第 1 回	10 月 6 日（日）	赤坂子ども 中高生プラザ青山館 カリッパ	「クイズに答えてまちたんけん！」～きみたちがまちをまもるヒーローだ！～ 対象：小学生	20 人
第 2 回	10 月 18 日（金）	赤坂子ども 中高生プラザ なんで～も	親子で楽しむベビーヨガ ＆ 赤ちゃんを守るための防災講座 対象：乳幼児の保護者	8 組 （保護者 8 名）
第 3 回	1 月 22 日（水）	赤坂いきいきプラザ	MY 防災リュックを考えよう！ ～いつ備えるの？今でしょ！～ 対象：高齢者	18 人
第 4 回	1 月 28 日（火）	青南いきいきプラザ	MY 防災リュックを考えよう！ ～いつ備えるの？今でしょ！～ 対象：高齢者	16 人

赤坂でつながり隊	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

赤坂地区内の在住・在勤・在学者等が、身近なコミュニティ活動に興味・関心を持ち、活動への参加をとおして人とつながり、仲間を広げることができる仕組みをつくります。それぞれのコミュニティのニーズを把握し、コミュニティ同士が新たなつながりを持つきっかけづくりとして、情報や機会、資源を分かち合うことのできる交流事業を実施し“つながり（コミュニティ）”同士が更につながるきっかけを作ることを目的とします。

内　　容

令和３年度で調査した赤坂地区内で活動する町会・自治会、商店会、地域活動団体や赤坂地区を拠点として活動しているＮＰＯ、サークル、大学、企業等にあるコミュニティを基礎とする、交流会参加希望団体構成員の交流の機会を設けます。各交流会ごとに設定したテーマについてグループディスカッションによる意見交換をし、団体同士や団体と区民等が地域活動を活性化させるための課題について共有し、気軽に交流できる関係性を創出します。

令和６年度は、地域団体の活動に焦点をあて、町会・自治会等へのヒアリングを通じて、まちの魅力や課題を明らかにしたうえで、課題解決に向けたワークショップを行い、町会・自治会の役割や活動を整理し、団体の活性化に向けた今後の運営方法等について検討しました。

事 業 の 状 況

年　　度	3	4	5	6
開催回数	4 回	4 回	4 回	1 回
参加団体数	43 団体	27 団体	40 団体	19 団体

※令和６年度は、交流会は開催せず、ワークショップを開催しました。

事 業 の 状 況

年度	実施形式	概　　要	
6	ヒアリング	団体数	11 町会・自治会、5 地域活動団体
	ワークショップ	開催日	令和 7 年 3 月 16 日（日）10 時 30 分～12 時 30 分
		場　所	赤坂学園 赤坂中学校
		内　容	講演会：『まちとコミュニティを考える』 グループワーク：『暮らし続けたい、関わり続けたいと感じるコミュニティの姿とは』『理想のコミュニティのために必要な活動とは（これからやりたいこと）』

地域デビューの集い	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

これまで地域活動に参加できていなかった区民に対し、地域に関心を持ってもらい、地域活動に参加するきっかけをつくることを目的として「地域デビューの集い」を開催しています。

内　　容

講演や地域で活躍されている方々によるパネルディスカッション、地域で活動する団体の紹介など、参加者及び来場者が地域活動に対する興味や関心を持てるプログラムを実施しています。

また、一般的な定年退職年齢（64 歳から 67 歳）を迎えた赤坂・青山地域の区民を招待し、地域活動への参加促進を図っています。

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

実 施 状 況

年度	開催日	場　所	内　　容	参加人数
2 ※	令和 3 年 3 月 6 日（土）	赤坂地区総合支所 会　　議　　室	・パネルディスカッション ・町会・自治会・商店会パネル展示	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「町会・自治会・商店会パネル展示」、無観客による「パネルディスカッション」、「地域活動に関するアンケート（20 代から 60 代までの管内居住者を対象とし無作為抽出 1,500 名に郵送）」を実施しました。

※本事業は令和２年度で終了しました。

赤坂・青山 Meet up プロジェクト	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

日本人と外国人が交流できる機会を創出し地域への参画を促すため、町会・自治会をはじめとする地域団体や大使館等の地域資源を活用して、日本人と外国人が地域の魅力や課題について一緒に考える講座を行います。

内　　容

毎年度テーマを設定し、日本人参加者と外国人参加者が交流をしながら地域参画を促進するための講座等を実施します。

事 業 開 始 時 期

令和３年度

事 業 の 状 況　　（単位：人）

年度	開催日	内　　容	参加人数
2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止		
3	令和 3 年 11 月 27 日(土)	2 回目、3 回目講座に向けた準備 ・「やさしい日本語」の受講 ・地域の魅力を検討	日本人　16
	令和 3 年 12 月 11 日(土)	日本人参加者から外国人参加者に魅力を伝える場 ・赤坂・青山の魅力についてプレゼン ・赤坂・青山のまち歩き	日本人　14 外国人　11
	令和 4 年 1 月 19 日（水）	外国人からの発表 ・母国の紹介 ・2 回目講座の感想 ・自分が思う赤坂・青山の魅力	日本人　14 外国人　8
4	令和 4 年 10 月 29 日(土)	港区の防災に関する取組を知ってもらうとともに、外国人の方に日本の災害や防災について知ってもらい、災害について不安に思っていることをグループで意見交換してもらった。	日本人　8 外国人　12
	令和 4 年 11 月 6 日(日)	港区総合防災訓練（赤坂会場）に参加し、参加者に防災に関する基礎知識を学んでもらうとともに、地震、消火活動などを実体験してもらった。	日本人　8 外国人　8
	令和 4 年 12 月 10 日(土)	東日本大震災を経験した外国人がどう感じたのかというテーマの映像資料を視聴し、災害が起こるとどのようなことが起きるのかを知る講義内容とした。 また、グループワークを通して防災における「つながり」の重要性や「つながり」を強くする方法を意見交換し、考えてもらった。	日本人　7 外国人　7

年度	開催日	内　　容	参加人数
5	令和 5 年 7 月 22 日(土)	日本文化の盆踊りを学ぶとともに、外国人と日本人の交流を行った。	日本人　10 外国人　8
	令和 5 年 8 月 5 日(土)	盆踊りを踊れるようになるため、外国人と日本人が一緒になって、盆踊りを練習した。	日本人　7 外国人　7
	令和 5 年 8 月 25 日(金)	赤坂サカス広場で行われた「赤坂盆踊り 2023」に参加し、日本文化である盆踊りを実際に体験した。	日本人　8 外国人　9
	令和 5 年 10 月 14 日(土)	過去の振り返りと「外国人が地域活動に参加しやすくするためには？」をテーマに意見交換を行った。	日本人　5 外国人　2
6	令和 6 年 7 月 13 日(土)	「手遊び歌」で日本の文化および盆踊りについて学び、盆踊りの練習をした。	日本人　11 外国人　18
	令和 6 年 8 月 3 日(土)	盆踊りの練習を行い、参加者同士で浴衣の着付けにチャレンジした。	日本人　10 外国人　17
	令和 6 年 9 月 13 日(金)	赤坂氷川神社で行われた「赤坂氷川祭の盆踊り」に参加し、実際に盆踊りを体験した。	日本人　6 外国人　8
	令和 6 年 9 月 28 日(土)	「お祭りの出店企画を考えよう」をテーマに外国人と日本人がグループワークを行った。	日本人　7 外国人　3

※令和２年度まで「赤坂・青山国際化プロジェクト」として実施しました。

赤坂親善大使 魅力発信プロジェクト	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

赤坂・青山のマスコットキャラクター「赤坂親善大使」が、地域で行われる行事やイベントに出演することで、集客やイベントのにぎわいに寄与し、地域の活性化を図ります。また、地域の行事やイベントに興味を持ってもらえるよう発信内容を工夫するとともに、ＳＮＳをはじめとした様々な手法により効果的に情報発信を行います。

内　　容

（１）赤坂親善大使の着ぐるみが商店街や町会等のイベントに出演し、集客促進を図ることで、にぎわいづくりに貢献します。出演数を増やすことで、赤坂親善大使の認知度を向上させます。

（２）拡散力のある Facebook を通じて、新鮮な情報を親しみやすいキャラクター口調で発信することで、多くの人が地域情報にアクセスする機会を増やします。

（３）キャラクター物品を作成し、認知度の向上を図ります。

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

事 業 の 状 況

出演実績

年　　度	2	3	4	5	6
出演回数	61 回 ※1	11 回	24 回	26 回	18 回

※1 令和２年度は、実際の出演に加えて Facebook の投稿による出演も回数に含んでいます。

※令和２年度の数値は「赤坂・青山マイホームタウンプロジェクト」の活動を計上

※令和３年度から事業名が「赤坂・青山マイホームタウンプロジェクト」から「赤坂親善大使 魅力発信プロジェクト」へ変更になりました。

よちよち子育て交流会	赤坂地区総合支所 区民課

目　　的

乳幼児の保護者が気軽に子育てに関する相談をし、情報交換や交流ができる場を提供することにより、子育て世帯が抱える様々な悩みや不安の軽減を図ります。

内　　容

子育てに関する相談や情報交換の場として、赤坂区民センター、青山いきいきプラザで「よちよち子育て交流会」を開催します。保健師、管理栄養士などの専門職による相談や、地域の人材を活用し、親子で楽しめるプログラムを提供して、交流を促進します。

事 業 開 始 時 期

平成 27 年４月

開 催 状 況

年　度	2	3	4	5	6
開催回数	34 回	42 回	42 回	42 回	42 回
参加人数	312 人	398 人	406 人	414 人	577 人

令和６年度開催内容

【赤坂地区】

回数	開催日	内容	参加人数
第 1 回	令和 6 年 4 月 12 日（金）	～筋膜リリース♪小さなボールを使って　体のコリをほぐそう！～	17 人
第 2 回	令和 6 年 4 月 23 日（火）	絵本とわらべ歌を楽しもう♪	10 人
第 3 回	令和 6 年 5 月 10 日（金）	抱っこで凝った肩と腰に効く！ ゆったりストレッチヨガ	13 人
第 4 回	令和 6 年 5 月 21 日（火）	赤ちゃんの成長と発達を知ろう！	12 人
第 5 回	令和 6 年 6 月 4 日（火）	身近な物を使って♪ 赤ちゃんの簡単手作りおもちゃ紹介♪	10 人
第 6 回	令和 6 年 6 月 15 日（土）	もう悩まない♪離乳食のコツ！ ～旬レシピもご紹介～	7 人
第 7 回	令和 6 年 6 月 28 日（金）	生後すぐから親子で楽しめる♪ 赤ちゃんのリズム体操♪	12 人
第 8 回	令和 6 年 7 月 9 日（火）	赤ちゃんの事故予防　とっさの対応	6 人
第 9 回	令和 6 年 7 月 26 日（金）	～知っておけば安心！ 赤ちゃんが病気の時の過ごし方～	18 人

回数	開催日	内容	参加人数
第 10 回	令和 6 年 7 月 30 日（火）	ハーブとアロマを活用して お家でリラックス♪	7 人
第 11 回	令和 6 年 8 月 9 日（金）	～筋膜リリース♪小さなボールを使って　体のコリをほぐそう！～	6 人
第 12 回	令和 6 年 8 月 27 日（火）	産後のこと、赤ちゃんのこと ～簡単エクササイズもご紹介～	10 人
第 13 回	令和 6 年 9 月 6 日（金）	音や歌に合わせて赤ちゃんにタッチ！	17 人
第 14 回	令和6年 9 月 14 日(土)	ギターやハーモニカに合わせて 歌おう♪	14 人
第 15 回	令和 6 年 9 月 24 日（火）	赤ちゃんのお口のケア ～歯が生えてきた子もまだの子も♪～	12 人
第 16 回	令和 6 年 10 月 8 日（火）	絵本とわらべ歌を楽しもう♪	10 人
第 17 回	令和 6 年 10 月 25 日（金）	抱っこで凝った肩と腰に効く！ ゆったりストレッチヨガ	12 人
第 18 回	令和 6 年 10 月 29 日（火）	赤ちゃんの事故予防　とっさの対応	16 人
第 19 回	令和 6 年 11 月 5 日（火）	赤ちゃんとの初めての冬を楽しもう！	14 人
第 20 回	令和 6 年 11 月 15 日（金）	音や歌に合わせて赤ちゃんにタッチ！	18 人
第 21 回	令和 6 年 11 月 30 日(土)	もう悩まない♪離乳食のコツ！ ～旬レシピもご紹介～	18 人
第 22 回	令和 6 年 12 月 6 日（金）	生後すぐから親子で楽しめる♪ 赤ちゃんのリズム体操♪	18 人
第 23 回	令和 6 年 12 月 17 日（火）	絵本とわらべ歌を楽しもう♪	14 人
第 24 回	令和 7 年 1 月 10 日（金）	産後のこと、赤ちゃんのこと ～簡単エクササイズもご紹介～	20 人
第 25 回	令和 7 年 1 月 21 日（火）	もう悩まない♪離乳食のコツ！ ～旬レシピもご紹介～	20 人
第 26 回	令和 7 年 2 月 7 日（金）	生後すぐから親子で楽しめる♪ 赤ちゃんのリズム体操♪	20 人
第 27 回	令和 7 年 2 月 15 日（土）	親子で一緒にふれあい遊び	12 人
第 28 回	令和 7 年 2 月 25 日（火）	赤ちゃんの事故予防　とっさの対応	18 人

回数	開催日	内容	参加人数
第29回	令和7年 3 月 7 日(金)	抱っこで凝った肩と腰に効く！ ゆったりストレッチヨガ	18人
第30回	令和7年 3 月25日(火)	もう悩まない♪離乳食のコツ！ ～旬レシピもご紹介～	22人
※全回、手遊び歌・絵本の読み聞かせを実施			

【青山地区】

回数	開催日	内容	参加人数
第1回	令和6年 4 月18日(木)	～英語で手遊び&知ってる？ 港区の子育て支援情報～	12人
第2回	令和6年 5 月16日(木)	ハーブとアロマを活用して お家でリラックス♪	10人
第3回	令和6年 6 月20日(木)	赤ちゃんのお口のケア ～歯が生えてきた子もまだの子も♪～	14人
第4回	令和6年 7 月18日(木)	赤ちゃんとどう過ごす？ 初めての暑い季節☀	6人
第5回	令和6年 8 月22日(木)	もう悩まない♪離乳食のコツ！ ～旬レシピもご紹介～	8人
第6回	令和6年 9 月19日(木)	生後すぐから親子で楽しめる♪ 赤ちゃんのリズム体操♪	12人
第7回	令和6年10月17日(木)	身近な物を使って♪ 赤ちゃんの簡単手作りおもちゃ紹介	12人
第8回	令和6年11月28日(木)	英語で手遊び&知ってる？ 港区の子育て支援情報	14人
第9回	令和6年12月 12 日(木)	ハーブとアロマを活用して お家でリラックス♪	18人
第10回	令和7年 1 月30日(木)	赤ちゃんのお口のケア ～歯が生えてきた子もまだの子も♪～	20人
第11回	令和7年 2 月 20日(木)	ハーブとアロマを活用して お家でリラックス♪	14人
第12回	令和7年 3 月13日(木)	～知っておけば安心！ 赤ちゃんが病気の時の過ごし方～	16人
※全回、手遊び歌・絵本の読み聞かせを実施			

赤坂・青山子ども共育事業	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

赤坂・青山は、子ども向け事業に取り組む企業、団体などの人的資源や秩父宮ラグビー場をはじめとしたスポーツ関連の施設、古くから伝わる歴史的・文化的な資源が豊富な地域です。こうした地域の資源を活用し、子どもを地域ぐるみで見守り、育てる環境を整備します。

住民や地域団体、地域の企業等との連携・協働により、小・中学生を対象に「驚き、感動、気づき」を与え「自ら考え、行動する」機会となる講座を実施します。また、親子で参加できる講座を行うことで、多世代交流の機会を創出します。さらには、子どもに関わる地域の企業・団体等のネットワークを構築し、連携を促すことで、地域の子育て力を高めます。

内　　容

（１）講座等の企画・運営
（２）赤坂・青山共育情報局の運営、地域団体間のネットワークの構築
（３）「赤坂・青山多世代交流促進事業」への参加

事 業 開 始 時 期

平成 21 年７月

事 業 の 状 況

講座の開催状況

年　　度	2	3	4	5	6
開催回数	4 回	6 回※	11 回	11 回	8 回
参加人数	46 人	112 人	232 人	278 人	210 人

※令和３年度１月に開催予定であった「ほんものに見える料理を作ろう！食品サンプルづくり体験講座！」は直前に中止となったため、体験動画を作成し申込者にプレゼントを送付しました。

令和６年度　　（単位：人）

項　目	実施プログラム等	開催日／開催時期	参加人数
スポーツ講座	サンロッカーズ渋谷 サンロッカーズガールズと Let's リズムダンス講座	令和 6 年 5 月 25 日（土）	29
	上手な身体の使い方を学ぼう！東京サンゴリアス S&C コーチによる走り方教室&ラグビー体験	令和 6 年 10 月 20 日（日）	28
文化講座	ルイ・ヴィトンで夢と冒険にあふれる素敵な旅を体験しよう！	令和 6 年 8 月 3 日（土）	20
	ほんものに見える料理をつくろう！食品サンプルづくり体験講座！	令和 6 年 9 月 29 日（日）	26
	自分で作ったキャンドルでクリスマスをもっと楽しもう！はじめてのキャンドルづくり体験講座	令和 6 年 11 月 16 日（土）	21

項　目	実施プログラム等	開催日／開催時期	参加人数
文化講座	赤坂伝統の咸臨太鼓を体験しよう！赤坂芸者衆と親子で咸臨太鼓教室	令和 7 年 1 月 18 日（土）	30
	「香り×自由研究」香りを通して日本の四季を感じよう！親子でルームディフューザーづくり体験講座	令和 7 年 2 月 16 日（日）	42
	紅色サコッシュづくり体験講座	令和 7 年 3 月 15 日（土）	14
赤坂・青山共育情報局の運営、地域団体間のネットワークの構築	ホームページ等の運営	－	－
	赤坂・青山共育情報局登録団体連絡会	8・12・3 月実施	27 団体

子ども地域間交流事業 ～離れていても心は一つ！～	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

全国連携によるお互いのまちの発展と子どもの健全育成のため、岐阜県郡上市、和歌山県和歌山市と子どもを中心とした交流事業を実施します。

内　　容

（１）田舎の夏休み体験教室

赤坂・青山の小学生が郡上市を訪れ、農業や川遊びなど郡上の豊かな自然を体験し、自然や生命の大切さを学びます。また、郡上おどりなど、郡上の文化や歴史を学ぶとともに、現地小・中学生との交流を図ります。

（２）郡上市の中学生による港区交流活動

郡上市の中学生が、交流事業のきっかけとなった青山家の菩提寺である梅窓院や赤坂・青山にある日本を代表する企業を訪問するなど、様々な体験学習をするために港区を訪れます。その際、赤坂・青山の中学生が郡上市の中学生を迎え入れ、それぞれの地域の文化や特色を発表し、相互の地域の魅力について学びます。

（３）和歌山市ＳＤＧｓ学習ツアー

赤坂・青山地域の親子が和歌山市を訪れ、ＳＤＧｓについて学び、持続可能な社会の実現をめざします。

（４）全国連携の推進

赤坂学園赤坂中学校と和歌山市の加太（かだ）中学校との交流など、赤坂・青山に縁のある自治体と地域との交流を支援します。

事 業 開 始 時 期

平成 21 年度

事 業 の 状 況

【郡上市との交流】

令和２年度

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年とは違う形で郡上市とのつながりを継続しました。
①港区・郡上市交流展示会 ②郡上市へのメッセージカードの募集・送付 ③郡上市でのメッセージカード作成の取組 ④郡上市からのメッセージカードの紹介

令和３年度

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年とは違う形で郡上市とのつながりを継続しました。
①郡上本染の鯉のぼりの掲揚（赤坂地区総合支所） ②港区・郡上市交流展示会（赤坂地区総合支所、港区役所） ③郡上名物のメニューの提供（赤坂コミュニティーぷらざ内のレストランローザ）

令和４年度　（単位：人）

開 催 日	場　　所	内　　容	参加人数
令和 4 年 6 月 3 日（金） 13 日（月） 14 日（火）	青南小学校 青山小学校 赤坂小学校	「田舎の夏休み体験教室」についての動画上映	1,361
令和 4 年 8 月 22 日（月） ～8 月 23 日（火）	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	38

令和５年度　（単位：人）

開 催 日	場　　所	内　　容	参加人数
令和 5 年 8 月 8 日（火） ～8 月 10 日（木）	赤坂・青山 地域管内	郡上市中学生との交流事業	19
令和 5 年 8 月 26 日（土） ～8 月 28 日（月）	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	30

令和６年度　（単位：人）

開 催 日	場　　所	内　　容	参加人数
令和 6 年 8 月 7 日（水） ～8 月 9 日（金）	赤坂・青山 地域管内	郡上市中学生との交流事業	20
令和 6 年 8 月 25 日（日） ～8 月 27 日（火）	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	29

【和歌山市との交流】

令和２年度

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

令和３年度

和歌山市との交流を広く周知するため、下記の事業を実施しました。
①和歌山市紹介パネル展（赤坂地区総合支所、赤坂中学校） ②グルメ祭（赤坂コミュニティープラザ内のレストランローザ）

和歌山市立加太中学校と赤坂中学校の交流は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

令和４年度

和歌山市との交流を広く周知するため、下記の事業を実施しました。
① 和歌山市紹介パネル展（みなとパーク芝浦、港区役所、赤坂地区総合支所、赤坂小学校）

（単位：人）

開 催 日	場　　所	内　　容	参加人数
令和 4 年 10 月 15 日（土）	赤坂中学校 （多目的室）	赤坂小学校 6 年生対象 公開授業「赤坂歴史探索！ ～紀州藩との歴史的なつながりを学ぼう～」	66

和歌山市立加太中学校と赤坂中学校の交流は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

令和５年度　（単位：人）

開 催 日	場　　所	内　　容	参加人数
令和 5 年 9 月 23 日(土･祝) ～24 日(日)	和歌山県和歌山市	親子で SDGs 学習ツアー in 和歌山市	17

令和６年度　（単位：人）

開 催 日	場　　所	内　　容	参加人数
令和 6 年 9 月 21 日(土･祝) ～22 日(日･祝)	和歌山県和歌山市	親子で SDGs 学習ツアー in 和歌山市	20

※平成 27 年度～令和２年度の「広げよう交流の輪～全国連携を通した子どもたちの交流体験～」が令和３年度から「子ども地域間交流事業　～離れていても心は一つ！～」となりました。

赤坂・青山シニアファッショニスタ ～自分らしく素敵に～	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

港区の中で、赤坂・青山地域は最も高齢化率が高い地域です。地域とのつながりが少なくなりがちな高齢者を対象に、ファッションやライフスタイル等の情報発信を通じてまちに出て楽しむことや、いきがいづくりを推進し、ライフスタイルの充実を図ります。

内　　容

地区内の企業等との連携・協力のもと、高齢者のライフスタイルを充実させる情報誌を年３回発行し、地区内の高齢者等に配布しています。

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

事 業 の 状 況

令和２年度発行内容　　（単位：部）

号数	発　行　日	内　　容	発行部数
第 6 号	令和 2 年 7 月 20 日（月）	・ファッション&ライフスタイル講座 ・特別企画　免疫力アップの工夫をライフスタイルに活かし健康で快適な日々を	7,000
第 7 号	令和 2 年 12 月 21 日（月）	・インタビュー記事 ・ファッション&ライフスタイル講座 ・特別企画　おうち時間を楽しく健康にすごす知恵「おうちえ」	7,000
第 8 号 （最終号）	令和 3 年 2 月 22 日（月）	・インタビュー記事 ・ファッション&ライフスタイル講座	7,000

※平成 27 年度から平成 29 年度は、地元企業と連携したファッション講座や撮影等を実施

※本事業は令和２年度で終了しました。

赤坂・青山ふれあいサロン	赤坂地区総合支所 区民課

目　　的

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、高齢者の交流の場として、「赤坂・青山ふれあいサロン」を開催しています。サロンの運営は、赤坂・青山地区タウンミーティング「いきがいづくり推進分科会」の区民メンバーが中心となって行っています。

内　　容

赤坂サロンを毎月第２・第４水曜日に赤坂地区総合支所・赤坂区民センターで、青山サロンを毎月第３水曜日に赤坂地区高齢者相談センターで開催します。対象は、概ね 60 歳以上の区民です。茶話会や講座、手芸、体操など、様々な内容で開催しています。

事 業 開 始 時 期

平成 22 年７月(赤坂地区高齢者相談センターの開催は、平成 27 年４月から)

開 催 状 況

年　度	2	3	4	5	6
開催回数	25 回	16 回	31 回	33 回	33 回
参加人数	193 人	126 人	209 人	264 人	199 人

※平成 23 年度までは委託により実施。平成 24 年度からは、直営で実施。

令和６年度開催内容

回　数	開　催　日	サロン	内　　容	参加人数
第 1 回	令和 6 年 4 月 10 日(水)	赤坂	健康体操	8 人
第 2 回	令和 6 年 4 月 17 日(水)	青山	トランプ遊び（脳トレゲーム）	7 人
第 3 回	令和 6 年 4 月 24 日(水)	赤坂	生け花教室	13 人
第 4 回	令和 6 年 5 月 8 日（水）	赤坂	輪投げ	5 人
第 5 回	令和 6 年 5 月 15 日(水)	合同	施設見学（フジフィルムスクエア）	3 人
第 6 回	令和 6 年 5 月 22 日(水)	赤坂	赤坂・青山の話	5 人
第 7 回	令和 6 年 6 月 12 日(水)	赤坂	ボイストレーニング	8 人
第 8 回	令和 6 年 6 月 19 日(水)	青山	アロマ＆ハーブ石鹸を作ろう	3 人
第 9 回	令和 6 年 6 月 26 日(水)	赤坂	七夕作り	2 人
第 10 回	令和 6 年 7 月 10 日(水)	赤坂	盆踊りの練習	3 人
第 11 回	令和 6 年 7 月 17 日(水)	青山	スマホの使い方講座	1 人
第 12 回	令和 6 年 7 月 24 日(水)	赤坂	こころとからだを整えよう！	1 人
第 13 回	令和 6 年 8 月 21 日(水)	青山	トランプゲーム	2 人
第 14 回	令和 6 年 8 月 28 日(水)	赤坂	アートで美防災	11 人
第 15 回	令和 6 年 9 月 11 日(水)	赤坂	ボイストレーニング	5 人
第 16 回	令和 6 年 9 月 18 日(水)	合同	施設見学（みなと科学館）	2 人
第 17 回	令和 6 年 9 月 25 日(水)	赤坂	輪投げ＆脳トレゲーム	5 人

回　数	開　催　日	サロン	内　　容	参加人数
第18回	令和6年10月9日(水)	赤坂	プロが教える筋膜の癒着と痛みの秘密	4人
第19回	令和6年10月16日(水)	青山	ボッチャ入門	1人
第20回	令和6年10月23日(水)	赤坂	ハロウィン飾りを作ろう	6人
第21回	令和6年11月13日(水)	赤坂	ハンドベル演奏会	8人
第22回	令和6年11月20日(水)	青山	生け花教室	6人
第23回	令和6年11月27日(水)	合同	バスハイク	5人
第24回	令和6年12月11日(水)	赤坂	クリスマスリース作り	11人
第25回	令和6年12月18日(水)	青山	年末お楽しみ会	7人
第26回	令和7年1月8日（水）	赤坂	新年お楽しみ会	16人
第27回	令和7年1月15日(水)	青山	おしゃべりお茶会	3人
第28回	令和7年1月22日(水)	赤坂	特殊詐欺・交通安全講座	7人
第29回	令和7年2月12日(水)	赤坂	ボイストレーニング	11人
第30回	令和7年2月19日(水)	青山	ゲームをしよう	3人
第31回	令和7年2月26日(水)	赤坂	ひなまつり	14人
第32回	令和7年3月12日(水)	赤坂	ハザードマップから防災を考える	9人
	令和7年3月19日(水)	青山	青山墓地巡り　※降雪のため中止	
第33回	令和7年3月26日(水)	赤坂	桜を見に行こう	4人

※参加人数に、いきがいづくり推進分科会の区民メンバーは含んでいません。

赤坂青山 美しいまち マナーのまち宣言	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

赤坂・青山地域では、地域住民、町会・自治会、商店会、地元企業が一丸となって、マナー・モラルの向上を図るため、地域独自のルール「赤坂青山 美しいまち マナーのまち宣言」を行い、地域の安全・環境美化活動に継続的に取り組んでいます。

内　　容

地域住民、町会・自治会、商店会、地元企業と協働して、「みなとタバコルールの周知・徹底、ゴミのポイ捨て禁止、放置自転車、放置バイクの禁止」を図るため、地下鉄駅周辺でクリーンキャンペーンを定期的に実施しています。

・みなとタバコルールの周知・啓発活動
・自転車やバイクの路上駐輪、駐車禁止のキャンペーン活動

事 業 開 始 時 期

平成 18 年 11 月 1 日（水）「赤坂青山 美しいまち マナーのまち宣言」キックオフイベント

事 業 の 状 況

「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン実施状況

年　度	2	3	4	5	6
実施回数	11 回	17 回	17 回	18 回	18 回
参加者数	738 人	1,197 人	1,719 人	2,315 人	2,288 人

※実施回数は中止回を含みません。

令和６年度「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーンの実施状況

（単位：団体）（単位：人）

実施場所	実施日時	参加団体	参加人数
赤坂見附駅 ※[1]	令和 6 年 4 月 25 日（木） 午前 9 時 00 分から 10 時 00 分	30	130
	令和 6 年 9 月 26 日（木） 午前 9 時 00 分から 10 時 00 分	33	155
	令和 6 年 12 月 12 日（木） 午前 9 時 00 分から 10 時 00 分	23	80
	令和 7 年 3 月 13 日（木） 午前 9 時 00 分から 10 時 00 分	19	55

実施場所	実施日時	参加団体	参加人数
赤坂駅 ※1	令和6年5月23日（木） 午前9時00分から10時00分	25	87
	令和6年10月24日（木） 午前9時00分から10時00分	28	113
	令和7年1月23日（木） 午前9時00分から10時00分	27	83
溜池山王駅	令和6年6月 27 日（木） 午前9時00分から10時00分	26	167
	令和6年11月21日（木） 午前9時00分から10時00分	14	42
	令和7年2月27日（木） 午前9時00分から10時00分	17	106
外苑前駅	令和6年4月26日（金） 午前8時40分から10時00分	27	187
	令和6年9月27日（金） 午前8時40分から10時00分	※2	
	令和6年12月13日（金） 午前8時40分から10時00分	26	125
	令和7年3月14日（金） 午前8時40分から10時00分	26	136
表参道駅	令和6年5月24日（金） 午前9時00分から10時00分	41	140
	令和6年10月25日（金） 午前9時00分から10時00分	31	138
	令和7年1月24日（金） 午前9時00分から10時00分	24	142
青山一丁目駅	令和6年6月28日（金） 午前9時00分から10時00分	※2	
	令和6年11月22日（金） 午前9時00分から10時00分	38	174
	令和7年2月28日（金） 午前9時00分から10時00分	36	228

※1　「まちをまるごとキレイキレイ作戦」と題し、通常の清掃活動に加え、まちの落書き消去や不法占用看板の撤去等に向けた活動に取り組むキャンペーン

※2　天候不順のため中止

赤坂地区管内　指定喫煙場所

場　　所	基数	設置日
溜池山王駅 9 番出口指定喫煙場所	1	平成 26 年　4 月　8 日（火）
表参道交差点指定喫煙場所	2	平成 27 年 11 月 30 日（月）
赤坂見附駅前指定喫煙場所	1	平成 28 年 10 月 13 日（木）
表参道駅 A1 出口前指定喫煙場所	1	平成 29 年　3 月 31 日（金）
高橋是清翁記念公園指定喫煙場所（屋内）	1	令和　2 年　8 月　3 日（月）

違法置き看板ゼロ作戦	赤坂地区総合支所 まちづくり課

目　　的

赤坂・青山地域では、公道上に違法に設置された看板が、安全で快適な通行を阻害し、まちの美観を損ねる要因にもなっています。

公道上に看板を置くことは違法です。看板を「出しづらい」意識や雰囲気をつくることを目的として、人の往来が特に多い駅前や繁華街を中心に、地域の団体と協働してパトロールを実施します。

地域間の連携を強化し、地域ぐるみで快適に通行できる道路を確保することで、より安全・安心となるまちづくりを推進します。

内　　容

区民、行政及び警察が一体となって看板の指導・撤去を目的としたパトロールを実施します。

また、違法看板の所有者に公道上に出さないよう注意、指導するほか、改善の見られない悪質な看板や、通行の安全に著しく支障をきたす看板の所有者へ警告するなど指導を強化するとともに、撤去も検討していきます。

根 拠 法 令 等

道路法第四十三条、道路交通法第七十六条、東京都屋外広告物条例第六条

事 業 開 始 時 期

平成 27 年

※令和３年度より、事業名が「看板バスターズ～置き看板ゼロ作戦～」から「違法置き看板ゼロ作戦」へ変更になりました。

事 業 の 状 況

令和６年度　看板パトロール

実施回数	内　　訳
39 回	赤坂見附駅周辺　30 回 赤坂駅周辺　9 回

令和６年度は、エスプラナード赤坂商店街振興組合、赤坂みすじ通り会、赤坂一ツ木通り商店街振興組合、赤坂通り商店会、区、東京都、警察が協働し、合計 39 回　336 件（令和７年３月末時点）の注意、簡易除去、警告札貼付、指導を行いました。

清潔できれいなまちの実現 （赤坂見附駅・赤坂駅周辺）	赤坂地区総合支所 協働推進課

目　　的

まちの美観を損ねている箇所やごみの散乱が目立つ場所をなくし、清潔できれいなまちを実現するため、繁華街を対象に早朝の清掃等を実施します。

内　　容

繁華街のごみ集積所周辺や不法投棄が発生しやすい場所を中心に早朝の清掃を実施しています。

・清掃

ポイ捨てなどの路上のごみの清掃及び回収

集積所のごみの取り残しやカラスやハト等により、ごみが散乱している箇所の清掃及び回収

・点検及び報告

違法看板、落書き、違法張り紙等の点検

・ガム痕除去

事 業 開 始 時 期

令和４年４月

事 業 実 施 場 所

赤坂見附駅・赤坂駅周辺

事 業 の 状 況

令和６年度　早朝清掃 156 回

高輪地区総合支所の事業

あっぷリング高輪フェスティバル	高輪地区総合支所 管理課

概　　要

高輪地区総合支所の所管する保育園・児童館・子ども中高生プラザ・いきいきプラザとそれぞれの施設利用者がフェスティバルの開催を通じて交流することで、世代を超えた地域コミュニティの醸成と地域の活性化を図ります。

内　　容

保育園などの作品展示、舞台発表、出店などを通じて各施設利用者の交流を促進するためフェスティバルを高輪地区総合支所で開催します。また、地域で活動する団体等にも協力を依頼します。

事 業 開 始 時 期

平成 19 年２月

事 業 の 状 況

令和２年度　※新型コロナウイルス感染症の影響により
「たかなわアマビエ折り鶴プロジェクト」展示を実施

※本事業は令和２年度で終了しました。

たかなわ子どもコミュニティカレッジ	高輪地区総合支所 管理課

目　　的

地区内の大学と連携して事業を実施することにより、児童の自主性、社会性及び創造性を養うとともに、地域交流及び世代間交流を図ります。

内　　容

大学の知的・人的資源を活用し、地域児童を対象とした専門的な研究テーマをわかりやすく学ぶ機会を提供します。事業の運営については、地域の方や大学生と協働して取り組みます。

事 業 開 始 時 期

平成 27 年４月

事 業 の 状 況

令和２年度　・開室９回
・来室児童数 68 人
※リモートワークの参加者数を含む。

令和３年度　・開室９回
・来室児童数 67 人
※リモートワークの参加者数を含む。

令和４年度　・開室 40 回
・来室児童数 440 人
※リモートワークの参加者数を含む。

令和５年度　・開室 72 回
・来室児童数 1,177 人
※リモートワークの参加者数を含む。

令和６年度　・開室 167 回
・来室児童数 3,322 人
※リモートワークの参加者数を含む。

※令和３年度から事業名が「たかなわ子どもカレッジ」から「たかなわ子どもコミュニティカレッジ」へ変更になりました。

たかなわみんなのおしらせばん	高輪地区総合支所 管理課

概　　要

高輪地区内の公私立保育園、幼稚園、小・中学校や児童館、福祉施設などが各施設の情報を幅広い世代の方々へ周知するために、掲示板「たかなわみんなのおしらせばん」を設置しています。

内　　容

区立公園等で遊ぶ子どもたちや利用者の方々に、各施設の行事等を周知し、施設の利用と行事等への参加を呼びかけます。

事 業 開 始 時 期

平成19年４月

設 置 場 所

亀塚公園	三田4－16－20
高輪公園	高輪3－18－18
泉岳寺前児童遊園	高輪2－15－37
白金一丁目児童遊園	白金1－25－3
雷神山児童遊園	白金6－5－10
白金児童遊園	白金台2－24－3
白台児童遊園	白金台4－7－6
白金台どんぐり児童遊園	白金台5－19－1

区民参画組織　タウンミーティング TAKANAWA 全　体　体　系　図	高輪地区総合支所 協働推進課

令和５年度

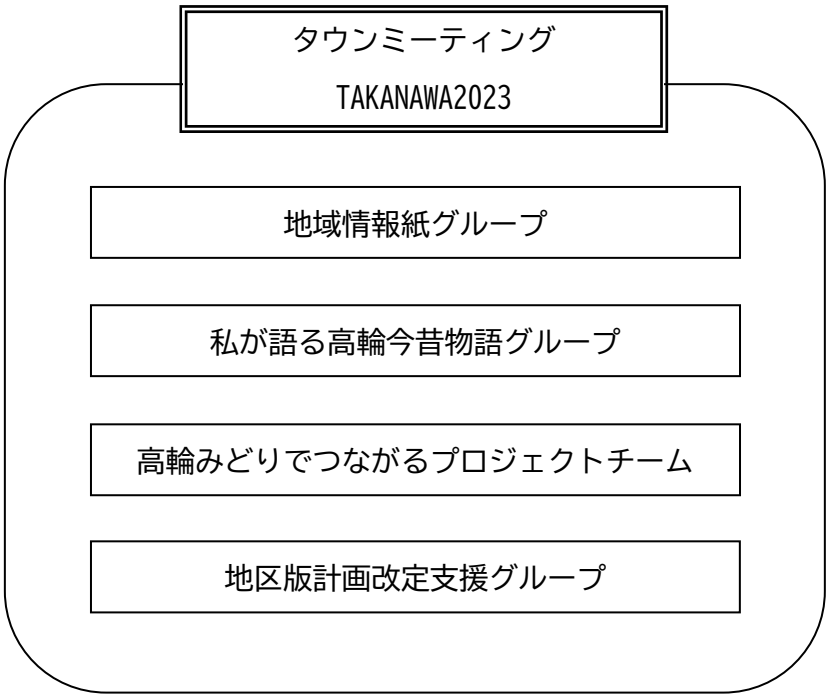

令和６年度

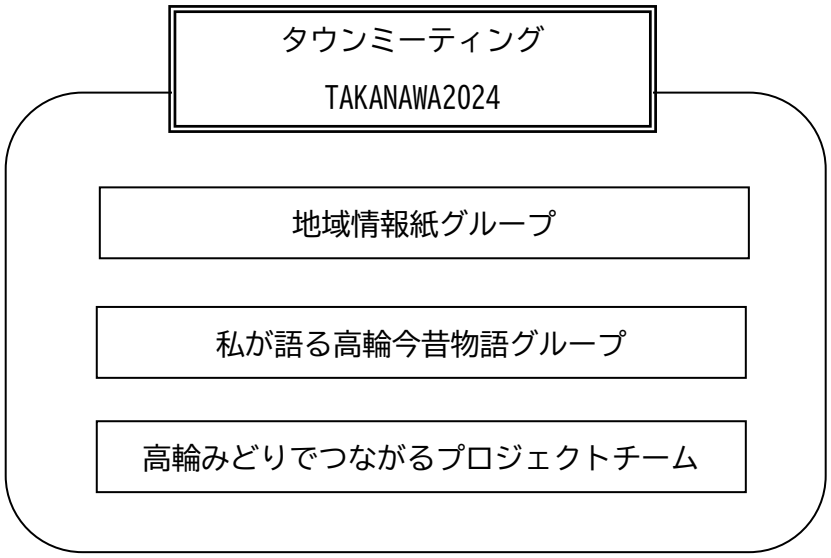

※各分科会の詳細については、次ページ以降を参照してください。

区民参画組織　タウンミーティング TAKANAWA 「地区版計画改定支援グループ」	高輪地区総合支所 協働推進課

目　　的

「港区基本計画・高輪地区版計画書」の見直しに向けて、区民参画組織「地区版計画改定支援グループ」を設置しました。この区民参画組織では、高輪地区総合支所管内の区民等が主体となって、地域事業を中心に評価・検討を行い、令和６年度からの後期３年間の計画の改定に向けた提言を行うことを目的とし、検討会などを開催して活動しました。

内　　容

令和５年度は、区から高輪地区版計画書の改定経過や提言の反映状況等について報告を受けました。

活動状況（令和５年度）

	開催日	内容
第１回	令和5年11月16日	・高輪地区版計画書（素案）の説明

※なお、港区基本計画・高輪地区版計画書（令和３年度～令和８年度）を改定したことに伴い、本グループの活動は令和５年度で終了しました。

区民参画組織　タウンミーティング TAKANAWA 「地域情報紙グループ」	高輪地区総合支所 協働推進課

目　　的

多くの区民と行政とが身近な情報を共有し、地域コミュニティの一層の活性化を図るとともに、地域の人々にまちの魅力に対する深い愛着を持ってもらうことを目的に、区民の参画を得ながら独自の地域情報紙を発行します。

内　　容

区民編集委員が地域のさまざまな情報を取材し、記事を書き、紙面の割付や校正を行います。

実 績 表（令和６年度）

（会議等開催）

会議・打ち合わせ等	開催回数	参加者数
第 52 号 ・編集会議 ・校正、反省会	6 回	83 人
第 53 号 ・編集会議 ・校正、反省会	5 回	54 人
第 54 号 ・編集会議 ・校正、反省会	6 回	59 人

（発行）

号	発行月	主な内容
「みなとっぷ」第 52 号	令和 6 年 7 月	地域のあしあと、この街にこの人あり、地域の活動　ほか
「みなとっぷ」第 53 号	令和 6 年 11 月	地域のあしあと、街が変わる、この街にこの人あり　ほか
「みなとっぷ」第 54 号	令和 7 年 3 月	地域のあしあと、街が変わる、この街にこの人あり　ほか
「みなとっぷ」英語版	令和 7 年 3 月	第 51 号から第 53 号までの総集編

（構成）　タブロイド版　８ページ

（配布）　高輪地区の約 38,000 世帯に各戸配布。また区有施設、駅等で配布。

区民参画組織　タウンミーティング TAKANAWA 「私が語る高輪今昔物語グループ」	高輪地区総合支所 協働推進課

目　　的

地域の区民が高輪地区の歴史や文化を学び、その成果を発信することを通じて、地域の歴史と魅力を発信します。

内　　容

区民参画メンバーが、これまで収集してきた過去や現在の写真などを活用した高輪の「今昔物語」を制作し、高輪地区内の児童館やいきいきプラザなどでの出前講座やまち歩きを実施します。

また、制作した物語を動画で配信し、高輪地区の魅力を地域の内外に広く発信します。

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

実　績　表（令和６年度）

（事業実績）

	開　催　日	内　　容
展示会	5 月 25 日（土）	ころころ市での出張展示
	11 月 16 日(土)・17 日（日）	「第 19 回輪い輪いまつり」での出張展示
	11 月 30 日（土）	ころころ市での出張展示
まち歩き	12 月 11 日（水）	江戸時代の公使館巡り

（定例会）

	開　催　日	内　　容
第 1 回	4 月 19 日（金）	・メンバー自己紹介 ・「私が語る高輪今昔物語」について　ほか
第 2 回	5 月 17 日（金）	・ころころ市での出張展示について ・「高輪地区の歴史について」　ほか
第 3 回	6 月 21 日（金）	・ころころ市での出張展示のふりかえり ・まち歩きの検討について　ほか
第 4 回	7 月 19 日（金）	・「輪い輪いまつり」、ころころ市について ・まち歩きについて　ほか
第 5 回	9 月 20 日（金）	・まち歩きについて ・メンバーの今年の活動について ・「輪い輪いまつり」の出展について　ほか
第 6 回	10 月 18 日（金）	・「輪い輪いまつり」の出展について　ほか
第 7 回	11 月 15 日（金）	・「輪い輪いまつり」の出展について　ほか
第 8 回	12 月 20 日（金）	・「輪い輪いまつり」のふりかえり ・まち歩きのふりかえり ・ころころ市のふりかえり　ほか
第 9 回	1 月 17 日（金）	・区からごあいさつ ・まち歩き「花散歩」の下見の日程について　ほか
第 10 回	2 月 21 日（金）	・まち歩きについて ・今昔比較パネルの整理について　ほか
第 11 回	3 月 21 日（金）	・まち歩きについて　ほか

※令和３年度から、事業名が「高輪今昔物語」から「私が語る高輪今昔物語」へ変更になりました。

区民参画組織　タウンミーティング TAKANAWA 「高輪みどりでつながるプロジェクト」	高輪地区総合支所 まちづくり課

目　　的

区民との協働により、高輪地区の特徴である豊かな緑を守り、育み、楽しみながら、緑を通じて地域コミュニティを形成し、緑化の普及に対する意識の向上を図ります。

内　　容

地域住民、地区内の保育園児や児童との協働により、高輪コミュニティぷらざにて花の育成活動や壁面緑化、区立高松中学校敷地内でのアジサイロードづくりなどに取り組み、緑に対する理解と地域コミュニティを深めます。

事 業 開 始 時 期

令和３年度

主 な 活 動 状 況（令和６年度）

（単位：人）

活動日・期間	活動内容	概要	参加者数
4 月 24 日(水)	花の育成活動(春播き)	種まき	9
5 月 22 日(水)	花の育成活動(春播き)	ポットあげ	52
6 月 4 日(火) 7 月 17 日(水) 7 月 24 日(水)	アジサイ普及活動	アジサイロード除草・剪定	13
6 月 20 日(木)	アジサイ普及活動	アジサイロード一般開放	64
6 月 25 日(火) 7 月 3 日(水)	花の育成活動(春播き)	プランター定植、草花の植え付け	38
7 月 9 日(火) 10 月 3 日(木)	緑のカーテン設置	ホップの収穫	45
9 月 4 日(水)	花の育成活動(秋播き)	種まき	8
10 月 8 日(火)	花の育成活動(秋播き)	ポットあげ	11
11 月 7 日(木)	施設見学会	等々力緑地	7

活動日・期間	活動内容	概要	参加者数
11 月 27 日(水)	高輪子ども中高生プラザ講習会	チューリップの球根と草花の植え付け	14
12 月 4 日(水) 12 月 10 日(火) 12 月 25 日(水)	花の育成活動(秋播き)	プランター定植、草花の植え付け	44
1 月 14 日(火)	緑のカーテン設置	ホップ株分け・植替え	5
3 月 12 日(水)	アジサイ普及活動	アジサイロード植え付け	6
3 月 19 日(水)	施設見学会	横浜市役所・新港中央広場	6

港区チャレンジコミュニティ大学	高輪地区総合支所 協働推進課

概　　要

高齢者等が、学習を通じて個々の能力を再開発し、自らが生きがいのある豊かな人生を創造するとともに、その知識及び経験を生かし、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーを養成します。

内　　容

○開設場所

明治学院大学（白金キャンパス内）

○学習内容

・期間

1年間（週1回、２時限計180分）約40回

・内容

① オリエンテーション
② 社会福祉（講義、保健福祉施設見学）
③ 健康増進（講義、運動）
④ 一般教養（高齢者に必要な基礎知識）
⑤ 区のしくみ・行政課題等

○対象者

港区の地域福祉の向上や、地域社会の活動に関心があり、修了後、地域で積極的に活躍する意欲のある方で次の要件にあてはまる方々です。

・港区民

① 60歳以上の者
② 民生委員・児童委員

○受講者数

60人

○受講者負担

２万円（教材費を含む）

事 業 開 始 時 期

平成19年４月（開校）

実　績　表

チャレンジコミュニティ大学申込者・決定者

（単位：人）

区分＼年度	2	3	4	5	6
受講申込者	62	－	64	53	83
受講決定者	－	49	60	49	60

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。
※令和２年度の受講予定者は、本人の意向を確認し、令和３年度に受け入れています。

大学連携推進事業	高輪地区総合支所 協働推進課

目　　的

地域の大学と連携し、互いの資源を活用したさまざまな事業を実施することで、区民サービスの向上と地域コミュニティの活性化を図ります。

内　　容

区は各大学と連携協力に関する基本協定を締結し、互いに有する資源を活用しながら積極的に連携協力することにより、地域社会・学術研究の発展への寄与を目指します。

平成 26 年度からは、情報共有の場を定期的に開催し、区とのより緊密な新たな連携協力体制を創出しています。

※令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、港区・高輪地区内大学連携推進会議及び各大学との連携推進委員会は中止しました。

事 業 開 始 時 期

〇北里大学

・平成 26 年４月 21 日

〇東海大学

・平成 26 年５月８日

〇明治学院大学

・平成 20 年３月 15 日

実　　績（令和６年度）

港区・高輪地区内大学連携推進会議の開催

開　催　日	開　催　場　所
令和 6 年 7 月 19 日（金）	東海大学　品川キャンパス
令和 7 年 1 月 24 日（金）	明治学院大学　白金キャンパス

高輪地区防災ボランティア育成事業	高輪地区総合支所 協働推進課

目　　的

「自助」「共助」「公助」の基本理念に基づき、防災に関する講座を大学と連携して実施することで地域の防災力の向上を図ります。また、地域防災協議会の活動に対して支援します。

内　　容

災害時に地域で活動することができる人材の発掘・育成に向け、高輪地区内の大学や地域と連携し、防災ボランティア育成に必要な講義や訓練等を行う「防災ボランティア養成講座」を実施します。また、講座終了後は、地域支援チームとして、本事業の目的である「地域で活動するボランティア」として地域のイベントや防災訓練等の運営に参加します。

事 業 開 始 時 期

平成 24 年度

実　績　表（令和２年度）

講座内容（全 10 回）

	講座日	内容
第 1 回	7 月 18 日（土）	【開講式】 ・自己紹介 ・事業の趣旨、防災ボランティアの心構え説明
		【講義】 ・複合災害の時代 ・防災ボランティアの心構え ・日常生活に取り入れる防災
第 2 回	8 月 1 日（土）	【講義】 大学による専門分野講習①：明治学院大学
第 3 回	8 月 22 日（土）	【講義】 大学による専門分野講習②：北里大学
		【交流】オンライン交流会
第 4 回	9 月 12 日（土）	【講義】 大学による専門分野講習③：東海大学
		【交流】オンライン交流会

	講座日	内容
第5回	10月10日（土）	【講義】 ・どうする？水害から命を守る行動 ～マンガを使って伝えられる人になろう～ ・災害時　トイレの備えは大丈夫？
		【体験】 試してみよう！携帯トイレ
		【交流】オンライン交流会
第6回	11月14日（土）	【講義】 被災生活の課題と住民だからこそできる助け合い
		【講習】普通救命講習
第7回	11月28日（土）	【訓練】 ・防災資器材操作法訓練 ・災害備蓄食料の試食（昼食）
		【講義】災害時のライフライン 東京電力・ＮＴＴ・東京ガス・東京都水道局
第8回	12月12日（土）	【ワークショップ】 ・アクションプランの作成・発表 ・ＯＢ・ＯＧの活動報告会
		【閉講式】
第9回	2月20日（土）	フォローアップ講座 【講義】 いざという時の地域の防災力 ～東日本大震災の避難所運営より～
第10回	3月20日（土）	フォローアップ講座 【講義】 ・防災で広がる！マンション・地域のコミュニティ ・ＣＣクラブ　コロナ禍においての活動

修了者数　（単位：人）

年度	元	2	計
人数	13	18	31

地域支援チーム活動実績　（単位：人）

活動日	活動内容	参加者数
11月5日(木)	高輪子ども中高生プラザにて、防災紙芝居の上演	50
3月11日(木)	豊岡児童館にて、防災紙芝居の上演	13

※本事業は令和３年度から「たかなわ親子防災教室」と統合し、「たかなわ防災コミュニティ向上プロジェクト」になりました。

たかなわ親子防災教室	高輪地区総合支所 協働推進課

目　　的

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、区民が自ら災害に備える「自助」の対策を進めるとともに、地域でお互いに助け合う「共助」を進めることが必要です。自助、共助の取組の推進と地域防災に関する理解の促進、地域の防災活動の担い手の育成を目的として、高輪地区在住・在学の小学生及びその保護者を対象に災害対応力を向上させる講座や体験型プログラムを実施します。

内　　容

高輪地区の小学生及びその保護者を対象として、防災に関する基礎的な知識及び技能の習得を目的とした防災基礎講座、親子防災体験、被災地訪問等のプログラムを実施し、災害対応力の向上を促進します。

なお、被災地訪問については、高輪地区と交流がある東日本大震災で被災した自治体を訪れます。

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

実　績　表（令和２年度）

開催日	開催場所	内　　容	参加者数（人）
12 月 6 日（日）	高輪地区総合支所 4 階会議室	「子ども防災学校」 講義やワークショップを通じて災害時の連絡手段等について学ぶ	27
2 月 21 日（日）	茨城県鉾田市	「ほこたバスツアー」 高輪地区と交流のある、東日本大震災で被災した茨城県鉾田市を見学するバスツアー ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	－
3 月 14 日（日）	白金台どんぐり児童遊園・白金台いきいきプラザ	「たかなわ防災大運動会」 災害時に必要な知識や対策をゲームや訓練を通じ、親子で楽しく学ぶ ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	－

※本事業は令和３年度から「高輪地区防災ボランティア育成事業」と統合し、「たかなわ防災コミュニティ向上プロジェクト」になりました。

町会・自治会・マンション交流活性化プロジェクト ～地域がつながる　たかな輪コミュニティ～	高輪地区総合支所 協働推進課

目　　的

高輪地区の町会・自治会を中心としたコミュニティ活動及びマンションとの交流活性化を図ります。

内　　容

町会・自治会活動の担い手を増やすため、地域の「潤滑油」となる講座を実施します。また、町会・自治会役員等とプロジェクトチームを結成し、マンション居住者と円滑な交流を図れるような事業を実施します。加えて、町会・自治会が実施するイベントに新しいコミュニティ活動の担い手を派遣し、人材面でのサポートを行います。

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

実　績　表（令和６年度）

地域の「潤滑油」となる講座

回　数	開催日	内　容	参加者数（人）
第 1 回	令和 6 年 5 月 25 日（土）	オリエンテーション	14
第 2 回	令和 6 年 6 月 29 日（土）	地域を学ぶ（まち歩き）	17
第 3 回	令和 6 年 7 月 20 日（土）他	町会・自治会を知る（顔合わせ）	15
第 4･5 回	令和 6 年 9 月 7 日（土）他	町会・自治会の活動を体験する	13
第 6 回	令和 6 年 11 月 30 日（土）	これからの町会・自治会との関わりを考える	11
第 7 回	令和 7 年 1 月 18 日（土）	地域との今後の関わり方について	13

プロジェクトチーム会議

回　数	開催日	内　容	参加者数（人）
第 1 回	令和 6 年 6 月 1 日（土）	全体会、趣旨説明、昨年度までの実績紹介、認識あわせ	5
第 2 回	令和 6 年 7 月 6 日（土）	白金台グループ検討会	4
第 3 回	令和 6 年 8 月 3 日（土）	白金グループ検討会①	4
第 4 回	令和 6 年 10 月 31 日（木）	白金グループ検討会②	3
第 5 回	令和 7 年 3 月 15 日（土）	全体会、全体の取り組みの振り返り	3

プロジェクトチーム検討内容の実践

回　数	開催日	内　容
第 1 回	令和 6 年 7 月 20 日（土）	白金台グループ　納涼祭
第 2 回	令和 6 年 12 月 14 日（土）	白金グループ　防災勉強会

イベントお助けバンク

開催日	内　容	参加者数（人）
令和 6 年 7 月 20 日（土）	依頼元町会：西町自治会 イベント名：納涼祭	3
令和 6 年 9 月 1 日（日）	依頼元町会：白金台三光第八町会 イベント名：納涼盆踊り大会	雨天により 中止
令和 6 年 9 月 8 日（日）	依頼元町会：高輪一丁目君友会 イベント名：例大祭	1
令和 6 年 9 月 14 日（土）	依頼元町会：白金三光第五町会 イベント名：例大祭	1
令和 6 年 9 月 15 日（日）	依頼元町会：白金三光第五町会 イベント名：例大祭	1
令和 7 年 1 月 25 日（土）	依頼元町会：白金三光第五町会、 三田松坂町会 イベント名：お餅つきイベント	2

※令和６年度から事業名が「町会・自治会潜在力向上プロジェクト」から、「町会・自治会・マンション交流活性化プロジェクト　～地域がつながる　たかな輪コミュニティ～」へ変更になりました。

高輪地区商店街にぎわいプロジェクト	高輪地区総合支所 協働推進課

目　　的

高輪地区への転入者や、日頃商店街を利用しない住民などへ、商店街の魅力や商店会が主催するコミュニティ活動を紹介し、地域コミュニティへの参加を促進するとともに商店街のにぎわいを創出します。

内　　容

地区内にある８つの商店会の情報共有の場を設定し支援体制を構築します。各商店街が持っている資源を活用したイベント等を実施することで、様々な人が地区内の商店街の魅力を発見する機会を創出します。

平成 30 年度から各商店会の紹介冊子を、各商店会と協働して作成しています。個別店舗の紹介だけでなく、商店又は店主の特色や個性なども織り交ぜ、また商店会の歴史やお勧めの散歩コース、商店会が実施する季節ごとのイベント等も掲載しています。なお冊子は、既存の広報媒体や商店会の協力により効果的に周知するとともに、高輪地区に転入した新住民を中心に配布します。

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

実 績 表

発行年度	作成商店会	内　　容	発行部数（部）
令和元年度	白金北里通り商店会	・店舗紹介 ・イベント紹介（白金阿波踊り）など	3,000
令和元年度	高輪台商店会	・店舗紹介 ・イベント紹介（盆ダンスフェスティバル）など	3,000
令和元年度	メリーロード高輪商店会	・店舗紹介 ・お祭り紹介（高輪のれんノ市）など	3,000
令和 2 年度	白金商店会	・店舗紹介 ・青空白金グルメまつり MAMMA MIA など	3,000
令和 2 年度	高輪泉岳寺前商店会	・店舗紹介 ・商店会の未来を見据える五人衆など	3,000
令和 2 年度	プラチナヒルズ商栄会	・店舗紹介 ・子どもたちの将来のために、“食育”について考えてみませんか？など	3,000

※本事業は令和２年度で終了となりました。

高輪ほっとひといき子育て支援事業	高輪地区総合支所 区民課

概　　要

乳幼児の保護者が気軽に子育てに関する相談をし、情報交換や交流ができる場を提供するものとして「高輪ほっとひといき子育て支援事業（愛称：ＣＯＣＯ(ココ)）」を開催することにより、子育て世帯が抱える様々な悩みや不安の軽減を図るとともに、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てに取り組めるよう支援します。

目　　的

・子育てによる様々な悩みの軽減
・保護者同士の交流の活性化
・専門職による相談対応

内　　容

（１）対象：高輪地区在住の主に１歳未満のお子さんと保護者
（２）開催場所：高輪区民センター及び高輪地区内の児童館
（３）開催回数：月３回～４回

根 拠 法 令 等

港区高輪ほっとひといき子育て支援事業実施要綱

事 業 開 始 日

平成 24 年４月

実　　績

ほっとひといき子育て相談

年　度	2	3	4	5	6
開催回数	39 回	25 回	33 回	36 回	42 回
利用者（延数）	215 人	281 人	302 人	301 人	423 人

※令和２年３月から７月上旬、令和３年４月から５月上旬までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。
※予約者なしの場合は、未実施となることがありました。
※令和２年度は、個別相談事業とサロン事業の合計数に保健所健診等の未来所者家庭訪問での相談数を含みます。

たかなわ防災コミュニティ向上プロジェクト ～地域とつながるマンション防災～	高輪地区総合支所 協働推進課

目　　的

住む人や働く人を対象に、自助及び共助の取り組みの重要性と地域防災に関する理解を深めます。また、災害時に地域で助け合えるよう顔の見える関係性を防災に関する活動を通じて広げていきます。

内　　容

高輪地域防災支援チーム※のメンバーとともにマンションへ出向き、居住者等に防災知識や自助・共助意識の普及・啓発を行い、マンション内やその地域の町会・自治会や地域防災協議会との顔の見える関係性を築き、災害時に助け合うことができるよう支援します。

また、高輪地区にある事業者、大学、地域防災協議会等が連携し、日頃、地域の防災訓練への参加が少ない子育て世代向けのイベント（子ども防災フェス）を開催し、親子で防災を考えるきっかけづくりを行います。

さらに、事業の種別や事業者の規模等を踏まえた、事業者向けの防災に関するセミナーを開催します。

※平成 24 年度から令和２年度まで実施していた地域事業「高輪地区防災ボランティア育成事業」の修了生。令和４年度に名称を、「地域支援チーム」から「高輪地域防災支援チーム」に変更。

事 業 開 始 時 期

令和３年度

実　績　表（令和６年度）

（１）高輪地域防災支援チーム会議

開催日	内　容	参加者数(人)
6 月 26 日（水）	・令和６年度高輪地域防災支援チームの取組について ・令和６年度スケジュール（案）について ・マンション向け防災セミナーについて ・第１回フォローアップ講座について　等	10
8 月 7 日（水）	・マンション向け防災セミナーについて ・第１回フォローアップ講座について ・子ども防災フェスについて ・総合防災訓練（高輪会場）について　等	8
9 月 18 日（水）	・マンション向け防災セミナーについて ・第１回フォローアップ講座について ・子ども防災フェスについて ・総合防災訓練（高輪会場）について　等	9
10 月 30 日（水）	・子ども防災フェスについて ・第２回フォローアップ講座について ・総合防災訓練（高輪会場）について　等	8

開催日	内　容	参加者数(人)
12 月 18 日（水）	・港区地域福祉フォーラムについて ・総合防災訓練（高輪会場）について ・マンションの防災訓練について ・マンション向け防災セミナーについて ・第２回フォローアップ講座について　等	9
3 月 12 日（水）	・楽しく学ぼう！たかなわ防災フェスについて ・第２回フォローアップ講座について ・今後の高輪地域防災支援チームの方向性について ・マンション向け防災勉強会について　等	8

（２）高輪地域防災支援チームの啓発活動

町会・自治会、集合住宅等のイベントの参加者に、備蓄やトイレ、家具転倒防止対策に関することや、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言版に関すること、携帯トイレの実演や、アルファ米の試食等を通じ、災害における啓発を行いました。

開催日	イベント名	場　所	参加者数(人)
6 月 18 日（火）	カトレアサロン×高齢者相談センター共催イベント	白金いきいきプラザ	5
7 月 20 日（土）	西町自治会・プラウドタワー白金台ふれあいサロン・白金今里町協和会共催　納涼祭	高輪台遊び場	3
11 月 2 日（土）	港区地域福祉フォーラム	高輪区民センター	3
11 月 10 日（日）	港区総合防災訓練(高輪会場)	高松中学校	4
12 月 1 日（日）	シティタワー高輪管理組合・防災会主催　防災訓練	シティタワー高輪	1
1 月 12 日（日）	たのしく学ぼう！ たかなわ防災フェス	高輪コミュニティーぷらざ	2

（３）フォローアップ講座

災害時に活躍できる人材の育成と災害対応力の向上のため、高輪地域防災支援チームのフォローアップを行いました。

開催日	講　師	内　容	参加者数(人)
9 月 4 日（水）	港区防災危機管理室防災課	港区地域防災計画	9
2 月 26 日（水）	一般社団法人　いのちを守る@プロジェクト	そなエリア東京（体験学習）等	5

（４）子ども防災フェス

開催日	内　容	参加者数(人)
10 月 5 日（土）	幼児から小学校低学年の児童とその保護者を対象に、親子で楽しみながら防災の基礎知識を学べる催し物を実施	380

（５）事業者向け防災セミナー

帰宅困難者対策や備蓄等の自助及び地域との関係性の構築など事業者の責務、共助等についてセミナーを行いました。

開催日	講　師	内　容	参加者数(人)
2月7日（金）	有限会社タイキなくらし	災害前に知っておきたい「わたしたちにできること」	33

（６）マンション向け防災セミナー

防災知識、自助・共助意識の普及啓発活動の支援のためセミナーを行いました。

開催日	内　容	場　所	参加者数(人)
7月31日（水）	・防災関連動画の視聴 ・マンション防災の基本について ・港区における首都直下地震被害想定の調査・分析結果について ・港区の支援等について ・事例紹介について	白金六丁目	11
8月24日（土）	・防災関連動画の視聴 ・マンション防災の基本について ・港区における首都直下地震被害想定の調査・分析結果について ・港区の支援等について ・事例紹介について ・地域の連携について（町内会等）	白金二丁目	19
12月1日（日）	・在宅避難について ・高輪地区の被害想定と避難先について	高輪一丁目	27
12月7日（土）	・防災関連動画の視聴 ・マンション防災の基本について ・港区における首都直下地震被害想定の調査・分析結果について ・港区の支援等について ・事例紹介について	高輪二丁目	6

高輪情報局	高輪地区総合支所 協働推進課

目　　的

地域の情報を効果的に発信し、区民が地域活動への関心を高めるきっかけをつくることで、地域のにぎわいやコミュニティの活性化を図ります。

内　　容

町会・自治会、商店会が実施する催し物や日常の地域活動に関する情報などを区が収集し、高輪地区内に設置するデジタルサイネージを用いて日常的に発信します。

設 置 場 所

・縦型（９か所）

（１）高輪コミュニティーぷらざ（１・５階）
（２）高輪図書館
（３）高輪子ども中高生プラザ
（４）豊岡いきいきプラザ
（５）高輪いきいきプラザ
（６）白金いきいきプラザ
（７）さわやか信用金庫本店営業部
（８）神応ほっとプラザ

・横型（１か所）

（１）高輪コミュニティーぷらざ（１階入口）

事 業 開 始 時 期

令和３年度

実 績 表（令和６年度）

配信コンテンツ数	160 コンテンツ

芝浦港南地区総合支所の事業

みなとパーク芝浦等ふれあい交流事業	芝浦港南地区総合支所 管理課

目　　的

みなとパーク芝浦の各施設等や伝統文化交流館が連携し、イベント等の開催を通じて交流することで、世代を超えた地域コミュニティの醸成及び地域の活性化を図ります。

また、地域に親しまれ、誰もが気軽に立ち寄れる魅力的な施設をめざし、みなとパーク芝浦の共用部であるアトリウム、区民ギャラリー、区民協働スペース等を、地域における世代間交流の場として提供します。

事 業 開 始 時 期

平成27年度

内　　容

地域の世代間交流やコミュニティ形成を目的として、みなとパーク芝浦各施設等と連携したイベント等を実施します。

事 業 の 状 況

令和２年度

項　目	開　催　日	内　容
第６回潮展展示会	令和2年11月10日(火) ～12月24日（木）	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。
みなとパーク芝浦 フェスティバル	令和3年3月6日（土）	高齢者や子育て世帯などを対象とした地域における世代間交流を実施。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

令和３年度

項　目	開　催　日	内　容
第７回潮展展示会	令和3年11月10日(水) ～12月22日（水）	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。
みなとパーク芝浦 フェスティバル	令和4年3月5日（土）	高齢者や子育て世帯などを対象とした地域における世代間交流を実施。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、イベントの一部を中止しました。

令和４年度

項　目	開　催　日	内　容
第８回潮展展示会	令和 4 年 11 月 9 日(水) ～12 月 21 日（水）	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。
みなとパーク芝浦 フェスティバル	令和 5 年 3 月 4 日（土）	高齢者や子育て世帯などを対象とした地域における世代間交流を実施。

令和５年度

項　目	開　催　日	内　容
第９回潮展展示会	令和 5 年 11 月 9 日(木) ～12 月 21 日（木）	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。
みなとパーク芝浦 フェスティバル	令和 6 年 3 月 2 日（土）	高齢者や子育て世帯などを対象とした地域における世代間交流を実施。

令和６年度

項　目	開　催　日	内　容
第10回潮展展示会	令和 6 年 11 月 8 日(金) ～12 月 22 日（日）	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。
みなとパーク芝浦 フェスティバル	令和 7 年 3 月 8 日（土）	高齢者や子育て世帯などを対象とした地域における世代間交流を実施。

※令和２年度までは、「みなとパーク芝浦ふれあい空間づくり」、令和５年度までは、「みなとパーク芝浦ふれあい交流事業」として実施しました。

区民参画組織 港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト 全 体 体 系 図	芝浦港南地区総合支所 協働推進課

令和５年度

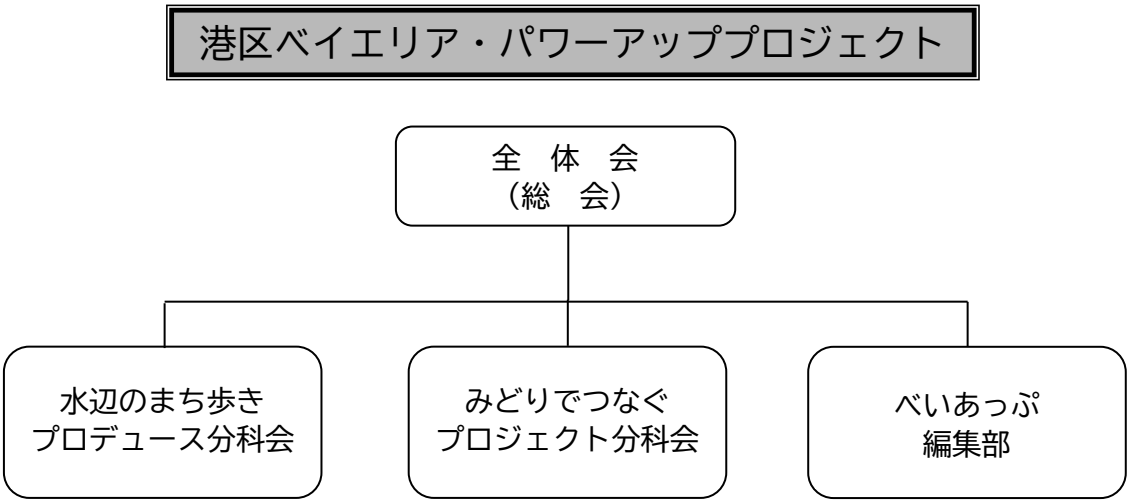

令和６年度

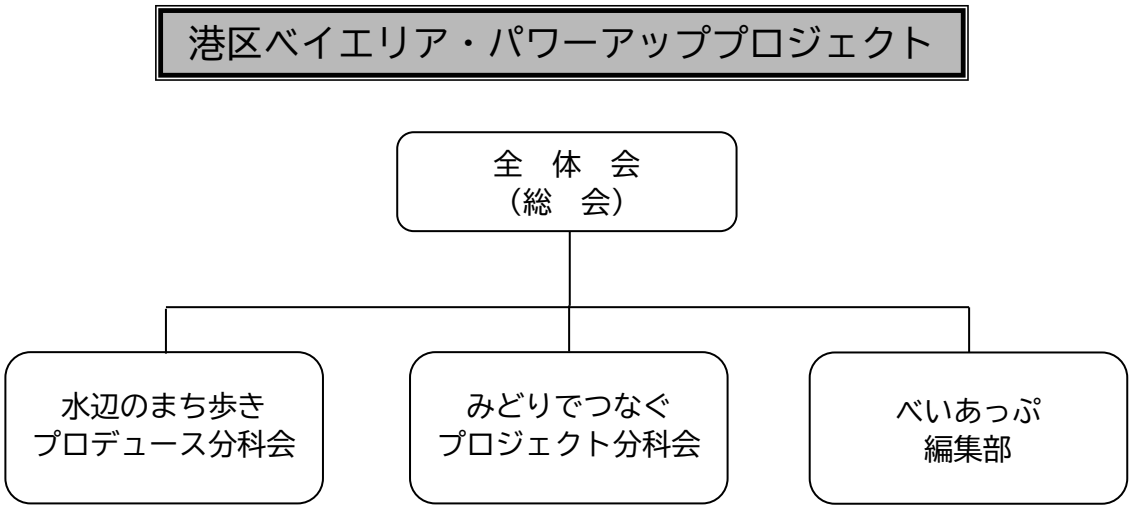

区民参画組織 港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト「水辺のまち歩きプロデュース分科会」	芝浦港南地区総合支所 協働推進課

目　　的

地域の身近な課題の解決策を考えるとともに、運河や水辺などの地域資源を活用し、地域の魅力をさらに高めることを目的として活動します。

内　　容

地域資源を活用することで、あらゆる「まち」の魅力を情報発信するとともに、地域の魅力をさらに高めることのできるまち歩き等のイベントなどについて、企画・運営をしています。

事業の状況

令和６年度

・会議開催回数　　12 回

・メンバー数　　20 人

令和６年度　会議の開催実績

回	開催日	出席人数	内　容
第 1 回	4 月 18 日（木）	16 人	・自己紹介とチームビルディング ・水辺のまち歩きプロデュース分科会の説明、質疑応答 ・分科会の日程について ・リーダー、サブリーダーの選出について
第 2 回	5 月 9 日（木）	14 人	・前年度の振り返り ・イベント実施に向けたアイデア出し
第 3 回	6 月 13 日（木）	12 人	・イベント企画の進め方の検討 ・イベント実施に向けた内容検討
第 4 回	7 月 11 日（木）	13 人	・イベントの実施順番の検討 ・イベント実施に向けた内容検討
第 5 回	8 月 8 日（木）	12 人	・イベント当日に向けた内容確認・検討 ・2 回目まち歩きイベントに向けた検討
第 6 回	9 月 12 日（木）	14 人	・1 回目まち歩きイベントの下見結果の共有、役割分担の確認 ・2 回目まち歩きイベントに向けた検討
第 7 回	10 月 10 日（木）	14 人	・1 回目まち歩きイベントのアンケート内容、申込み状況の確認 ・2 回目まち歩きイベントに向けた検討
第 8 回	11 月 14 日（木）	14 人	・1 回目まち歩きイベントの振り返り ・2 回目まち歩きイベントに向けた検討
第 9 回	12 月 12 日（木）	5 人	・2 回目まち歩きイベントに向けた検討 ・広報方法の検討

回	開催日	出席人数	内　容
第 10 回	1 月 9 日（木）	13 人	・2 回目まち歩きイベントに向けた検討 ・ベイエリア講座について
第 11 回	2 月 13 日（木）	12 人	・2 回目まち歩きイベントの振り返り ・ベイエリア講座について
第 12 回	3 月 13 日（木）	12 人	・ベイエリア講座と運河クルーズについて ・令和 6 年度水辺のまち歩きプロデュース分科会について

令和６年度　イベントの開催実績

開催日	参加人数	内　容
10 月 26 日（土）	12 人	第22回べいあっぷサンセットウォーキング 「ＯＨ！台場発→ベイエリア街色グラデーション」の実施
1 月 26 日（日）	38 人	第23回べいあっぷウォーキング 「水上タクシーで運河を進め！芝浦まち歩きと運河クルーズ」の実施
3 月 8 日（土）	49 人	ベイエリア講座（魅力紹介・運河クルーズ） の実施

区民参画組織　港区ベイエリア･パワーアッププロジェクト「みどりでつなぐプロジェクト分科会」	芝浦港南地区総合支所まちづくり課

目　　的

他地区と比較し、緑被率が低い現状を踏まえ、区民や事業所と協力し、みどりの保全と創出に向け、地域特性に応じた緑化を推進します。

内　　容

地区内の緑被率をあげていくための取組について分科会で考えていくとともに、自然環境への理解と保全への普及啓発を図るためのイベントや、みどりを通じた交流の場の提供などの活動について、企画・運営をしています。

事 業 の 状 況

令和６年度

・会議開催回数　　10 回

・メンバー数　　13 人

令和６年度　会議の開催実績

回	開催日	出席人数	内　容
第 1 回	令和 6 年 4 月 18 日（木）	9 人	リーダー等について 開催日について
第 2 回	令和 6 年 5 月 22 日（木）	9 人	今後の活動について
第 3 回	令和 6 年 6 月 19 日（水）	9 人	フィールドワーク
第 4 回	令和 6 年 7 月 17 日（水）	10 人	フィールドワーク振返り、グリーンツアーの企画
第 5 回	令和 6 年 8 月 21 日（水）	8 人	グリーンツアーについて、竹芝新八景について、講義について
第 6 回	令和 6 年 9 月 25 日（水）	9 人	竹芝新八景ガイドツアー参加
第 7 回	令和 6 年 10 月 16 日（水）	9 人	グリーンツアーについて、ハーブの学習会について、3 月のフェスティバルについて
第 8 回	令和 6 年 11 月 20 日（水）	8 人	グリーンマップについて、ハーブの学習会について
第 9 回	令和 6 年 12 月 18 日（水）	8 人	グリーンツアー振返り、ハーブの学習会について
第 10 回	令和 7 年 1 月 15 日（水）	10 人	ハーブの学習会について、みなとパークフェスティバルについて
第 11 回	令和 7 年 2 月 19 日（水）	9 人	みなとパークフェスティバルについて
第 12 回	令和 7 年 3 月 19 日（水）	8 人	みなとパークフェスティバルの反省について

※令和３年度から「みどりのあるまちづくり分科会」を「みどりでつなぐプロジェクト分科会」に名称を変更しました。

令和６年度　イベント等の開催実績

開催日	内　容	参加人数
令和 6 年 11 月 23 日（土）	第 10 回べいあっぷグリーンツアー	7 人
令和 7 年 1 月 26 日（日）	ハーブの学習会	8 人
令和 7 年 3 月 8 日（土）	みなとパークフェスティバル	9 人

区民参画組織 港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト「べいあっぷ編集部」	芝浦港南地区総合支所 協働推進課

目　　的

「人と人、町と町をつなぐふれあい情報誌」を編集方針として、地域の出来事や祭りなどのイベント紹介、地域で活動する団体や個人の活動の情報など、地区のさまざまな情報を収集し、地域を知りコミュニケーションを深めるための地区情報誌を制作し発行します。

内　　容

メンバー自身が地域の祭りやイベントを取材し、地区情報誌「べいあっぷ」を年３回発行しました。

事 業 の 状 況

令和６年度

・会議開催回数　　６回

・メンバー数　　19 人

・会議の開催状況

回	開催日	出席人数	内　　容
第 1 回	5 月 14 日（火）	10 人	第 69 号の構成について検討
第 2 回	6 月 17 日（月）	9 人	第 69 号の再校校正作業
第 3 回	8 月 19 日（月）	10 人	第 70 号の構成について検討
第 4 回	10 月 21 日（月）	8 人	第 70 号の再校校正作業
第 5 回	12 月 20 日（金）	7 人	第 71 号の構成について検討
第 6 回	2 月 6 日（木）	9 人	第 71 号の再校校正作業

・地区情報誌発行状況

第 69 号

発行日　　令和６年７月 19 日（金）

内　容　　編集委員がおすすめする芝浦港南地区のお気に入りスポット 2024 夏、お台場プラージュのお知らせ、余りがち食材で簡単賄いレシピ（連載）、芝浦港南地区の公園シリーズ（連載）、地域のスポット（連載）、みなとパーク芝浦探訪（連載）、総合支所だより、港区からのお知らせ・都税のお知らせ、港区ベイエリアイベントカレンダー、読者ギャラリー・編集後記

第 70 号

発行日　　令和６年 11 月 18 日（月）

内　容　　地域のスポット（連載）、水辺フェスタ・総合防災訓練レポート、余りがち食材で簡単賄いレシピ（連載最終回）、編集委員おすすめグルメスポット、芝浦港南地区の公園シリーズ（連載）、みなとパーク芝浦探訪（連載）、総合支所だより、都税のお知らせ、港区ベイエリアイベントカレンダー、読者ギャラリー・編集後記

第71号

発行日　　令和７年３月10日（月）

内　容　　みなとパーク芝浦探訪（連載）、芝浦港南地区の公園シリーズ（連載）、地域のスポット（連載）、夏みかん収穫＆マーマレードづくり・海苔づくりレポート、ＳＫＤｓレポート、港南ＸＲイベント、区立新浜公園・芝浦一丁目計画、総合支所だより・都税のお知らせ、港区ベイエリアイベントカレンダー・ベイエリア・パワーアッププロジェクトメンバー募集・読者ギャラリー、読者ギャラリー・編集後記

・発行部数　　各号32,500部

・配布方法

委託事業者による各戸配布

区有施設、ゆりかもめ４駅（芝浦港南地区管内）、田町駅に配置

区民参画組織　港区ベイエリア･パワーアッププロジェクト「地区版計画検討分科会」	芝浦港南地区総合支所協働推進課

目　　的

港区基本計画・芝浦港南地区版計画書（令和３年度～令和８年度）に掲げる地区の将来像「誰もが輝くことができる創造力と潤いのあるまち・港区ベイエリア」の実現に向けて、地域住民等で構成される分科会を設置し、地区版計画書の進捗状況の確認や見直しに向けての検討を行います。

内　　容

区は、令和元年度の地区版計画検討分科会からの提言を踏まえ、「港区基本計画・芝浦港南地区版計画書」（令和３年度～令和８年度）を令和３年３月に策定しました。令和４年度は、地区版計画書の見直しに向けて、区民参画組織を設置し、計画の進捗状況の確認や地域事業の分析・評価、地域資源を活用した事業提案等についての検討・議論を重ね、まとめた意見を提言書として、令和５年３月に区長に提出しました。令和５年度は、地区版計画検討分科会からの提言を踏まえ、「港区基本計画・芝浦港南地区版計画書」（令和５(2023)年度改定版）を令和６年３月に改定しました。令和６年度は地区版計画書の進捗状況を確認するとともに、令和９年度から実施する港区総合計画「ＭＩＮＡＴＯビジョン」の策定に向けた準備を進めました。

開 催 状 況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開催回数	1 回	－	10 回	1 回	－
メンバー数	14 人	－	18 人	10 人	－

みずまちプロデュース事業	芝浦港南地区総合支所 協働推進課

目　　的

芝浦港南地区ならではの地域資源である運河や海辺の活用を図り、誰もが安らぎを感じ、憩いの場として人々が集える環境づくりを推進するとともに、区民参画を得ながら、地域の方々の水辺への愛着と理解を深めます。

内　　容

区民参画組織「水辺のまち歩きプロデュース分科会」との協働で、ウォーキングイベントや運河クルーズを実施し、地域の方々が水辺に親しむ機会を提供しました。

また、芝浦西運河脇のカルガモ営巣地を維持管理することで、人々の集いと憩いの場を提供しています。

事 業 の 状 況

・ウォーキングイベント

「第 22 回べいあっぷサンセットウォーキング「ＯＨ！台場発→ベイエリア街色グラデーション」」

開 催 日　　令和６年 10 月 26 日（土）
参加人数　　12 人
内　　容　　分科会メンバーが企画して、べいあっぷサンセットウォーキング「ＯＨ！台場発→ベイエリア街色グラデーション」を実施しました。本イベントは、台場をスタートしてレインボーブリッジを渡り、日の入りを見て、芝浦の紹介スポットを巡るイベントとして実施しました。

「第 23 回べいあっぷウォーキング「水上タクシーで運河を進め！芝浦まち歩きと運河クルーズ」」

開 催 日　　令和７年 1 月 26 日（日）
参加人数　　38 人
内　　容　　分科会メンバーが考えたルートをメンバーのガイドのもと、グループに分かれて歩きました。今回は、まち歩きをした後に水上タクシーに乗り、運河沿いの散策も行いました。

・運河クルーズ

「みなとパーク芝浦フェスティバル」

開 催 日　　令和７年３月８日（土）
内　　容　　みなとパーク芝浦付近の新芝運河沿緑地の船着き場から乗船し、芝浦運河、芝浦西運河や新芝南運河等を巡る 45 分程度のクルーズを行い、分科会メンバーが船上ガイドを務めました。

・ベイエリア講座

開 催 日　令和７年３月８日（土）

参加人数　49 人

内　　容　新しく芝浦港南地区の住民となった方を対象に、芝浦港南地区内での地域活動、町会・自治会の取組、総合支所の事業等について紹介し、分科会メンバーによるガイドで運河等を巡るクルーズを実施しました。

水辺のまちサーキュラーＬＡＢ.	芝浦港南地区総合支所 協働推進課

目　　的

運河の水質など環境改善に向けた気運を醸成するために、サーキュラーエコノミーの視点を活用した取組を実施し、環境問題について考えるきっかけをつくるとともに、暮らし方の行動変容を促します。また、運河や水辺の魅力を高め、多くの人に身近に感じてもらうために、地区内の企業、大学、町会・自治会等と協働するとともに、運河を持つ国内外の都市と連携します。

内　　容

運河の水質など環境改善に向けた気運を醸成するとともに、運河の魅力を高め身近に感じてもらうために、サーキュラーエコノミーの視点を活用した取組を実施します。

事 業 開 始 時 期

令和３年度

事 業 の 状 況

令和６年度

サーキュラーエコノミーや水辺に関する講座等

回	開催日	参加人数	実　施　内　容
第 1 回	9 月 4 日（水）	17 人	アムステルダム市の都市計画の専門家を招き、芝浦の空間特性を活かしたまちづくりのありかたについて意見交換を実施
第 2 回	11 月 27 日（水）	16 人	台湾のリサイクルガラスメーカー担当者を招き、台湾における廃ガラスの商品化について学ぶ勉強会を実施
第 3 回	1 月 31 日（金）	60 人	芝浜小学校の児童を対象に、地域の自然環境について学ぶ課外授業を実施
第 4 回	2 月 19 日（水）	18 人	まちづくりに関わる専門家及び千代田区観光協会の担当者を招き、意見交換及び勉強会を実施
第 5 回	3 月 25 日（火）	12 人	一般社団法人水辺ラボの担当者を招き、地域の水面利用の促進等について学ぶ勉強会を実施

サーキュラーエコノミーや水辺に関する体験ワークショップ等

開催日	参加人数	実　施　内　容
8 月 28 日（水）	200 人	都立お台場海浜公園のビーチを背景に屋外映画鑑賞会を実施
3 月 8 日（土）	67 人	区立芝浦公園で武蔵野美術大学と連携し、地域の方が芝浦の歴史について学べる屋台の設置を実施
	60 人	区立芝浦公園で衣類や本等、地域の方が持ち寄ったリユース品を循環する小さなマーケットを実施
	67 人	区民及びプロのミュージシャンから構成される楽団を結成し、廃材から楽器を作り、練習会を 4 回実施のうえ、公開型の音楽ライブを実施

ブルーカーボン実証実験に関する取組等（東京海洋大学連携事業）

回	開催日	参加人数	実　施　内　容
第1回	6月23日（日）	30人	・高浜運河の水質調査の実施 ・東京海洋大学にてブルーカーボンの講義の実施
第2回	10月20日（日）	23人	・東京海洋大学にてブルーカーボン実証実験の実施方法について、ワークショップによる検討を実施
第3回	12月21日（土）	17人	・高浜運河にてブルーカーボン実証実験を実施（二酸化炭素の吸収効果のある鉄炭団子等を高浜運河に設置）
第4回	3月1日（土）	32人	・高浜運河に設置した鉄炭団子等の引上げを実施 ・珪藻の研究者による講演の実施

ベイエリア防災リンク事業	芝浦港南地区総合支所 協働推進課

目　　的

各地区の地域防災協議会、町会・自治会・防災会等の防災住民組織、小・中学校や幼稚園等の防災に関する活動を支援するとともに、これらの防災組織と地区内の事業所、警察・消防等の関係機関との連携を深め、地域における防災力の向上と「自助・共助」への取組をさらに推進します。

内　　容

各種訓練、防災教育・講話、防災用品展示等の実施により、地域に即した防災知識の普及・啓発と防災行動力の向上に取り組みます。また、地域防災協議会への事業所の参加促進、地域での情報共有、講習会の開催等により、地域が一体となった防災対策を促進し、地域における防災力の向上を推進します。

事 業 の 状 況

令和６年度

防災教育

実施日	内　容	参加人数
4 月 15 日（月）	港南中学校防災教育 （1 年生：防災運河めぐり、2 年生：防災講座）	218 人
7 月 10 日（水）	お台場学園港陽中学校普通救命講習会	38 人
9 月 14 日（土）	港南中学校プレ防災訓練	340 人
9 月 27 日（金）	お台場学園港陽中学校防災資機材訓練(1 回目)	92 人
10 月 3 日（木）	お台場学園港陽中学校防災資機材訓練(2 回目)	92 人
2 月 15 日（土）	港南中学校防災まち歩き ※まち歩きのコース策定の下準備のため、2 月 6 日（木）に事前学習を実施。	100 人

防災用品展示

実施日	内　容	来場者数
9 月 2 日（月） ～9 月 6 日（金）	防災の日にあわせた防災展示（みなとパーク芝浦）	491 人
1 月 15 日（水） ～1 月 21 日（火）	防災とボランティア週間にあわせた防災展示 （みなとパーク芝浦）	825 人

事業所防災

実施日	内　容	参加者数
2 月 27 日（木）	台場地区の事業所、防災協議会等を対象とした防災普及啓発ワーキングセミナー	9 団体 （15 名）
3 月 5 日（水）	芝浦・海岸地区の事業所、防災協議会等を対象とした防災普及啓発ワーキングセミナー	13 団体 （14 名）

水辺フェスタ	芝浦港南地区総合支所 協働推進課

目　　的

身近な水辺資源を活用し、芝浦及び海岸二・三丁目地域、港南地域、台場地域の各地域住民の相互交流やつながりを深めるとともに、長く住んでいる地域住民と新たな地域住民とのコミュニティ形成の契機づくりを目指します。

内　　容

芝浦港南地区水辺フェスタ実行委員会での企画・運営のもと、芝浦港南地区の３つの地域（芝浦及び海岸二・三丁目地域、港南地域、台場地域）対抗の６人乗りゴムボートによるボートレース大会を中心としたお祭りを実施します。

事 業 開 始 時 期

平成 18 年

事 業 の 状 況

年度	開催回	開催日時	参加人数	開催場所	優勝地域
2	第 14 回	9 月 22 日（火） 秋分の日	－	都立 お台場 海浜公園	－
3	第 15 回	9 月 23 日（木） 秋分の日	－		－
4	第 16 回	9 月 23 日（金） 秋分の日	（ボートレース大会） 312 人（52 チーム）		－
5	第 17 回	9 月 23 日（土） 秋分の日	合計 1,235 人 （ボートレース大会） 408 人（68 チーム） （ステージイベント） 279 人（14 団体） （当日体験）548 人		芝浦・ 海岸
6	第 18 回	9 月 23 日（月） 振替休日	合計 966 人 （ボートレース大会） 362 人（69 チーム） （ステージイベント） 174 人（9 団体） （当日体験）430 人		港南

※第 14 回（令和２年度）、第 15 回（令和３年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

※第 16 回（令和４年度）は、応募数が少なかったことから地域対抗レースではなくオープンレースで開催しました。

※第 17 回（令和５年度）及び第 18 回（令和６年度）は、３地域の応募数に差があったことから地域対抗レースと一部をオープンレースで開催しました。また、１レースは、地域別の３チームで競うリレーを実施しました。

歴史と文化がつなぐ地域交流事業	芝浦港南地区総合支所 協働推進課

目　　的

地区の歴史をひも解き、地方都市との共通するテーマを掘り下げていく中で生まれた芝浦港南地区と秋田県にかほ市や福島県柳津町との自治体間の交流を生かし、子どもたちを始めとした住民同士がお互いの地域を訪れ、豊かな自然を体験する機会などを設けています。

伝統文化や農業体験などを通じて地域の魅力や歴史を理解するとともに、他事業との連携や交流自治体のＰＲ等を行い、さらなる相互の地域発展及び繋がりを充実させ、有意義かつ継続的な交流を促進しています。

内　　容

①　秋田県にかほ市との交流

平成 22 年は、白瀬矗（しらせ　のぶ）隊長率いるわが国初の南極探検隊が芝浦の地を出航して 100 年に当たりました。これを契機に、芝浦港南地区総合支所と白瀬隊長の出身地である秋田県にかほ市とで、相互の地域文化交流促進及び子どもの健全育成に寄与する交流事業を実施しています。

②　福島県柳津町との交流

平成 23 年度から台場地域で始まった福島県柳津町との交流を活用し、地域の方々と一緒に台場地域と柳津町の地域特性を活かした相互交流を図ります。

また、自治会や港区青少年対策お台場地区委員会等との協働で事業を実施し、地域コミュニティ形成の活性化を図るとともに、青少年の健全な育成に寄与します。

事 業 開 始 時 期

①　秋田県にかほ市との交流
平成 22 年度

②　福島県柳津町との交流
平成 23 年度

事 業 の 状 況

①　秋田県にかほ市との交流

・秋田県にかほ市との交流「にかほ市夏休み自然体験教室」

実施日　　令和６年８月 21 日（水）～23 日（金）
参加人数　13 名
内　容　　白瀬矗探検隊記念館の見学、農作業体験、そば打ち体験、自然体験、にかほ市民との交流等

・「なまはげ」の出演等

白瀬南極探検隊が芝浦から木造帆船「開南丸」に乗って出航したことから、区立埠頭公園には、南極探検隊の記念碑や南極観測船初代「しらせ」のスクリューブレードが展示されています。

毎年、同公園で開催される海岸まつり（海岸二・三丁目町会盆踊り大会）に、国の重要無形民俗文化財である、秋田県の「なまはげ」が出演しています。

② 福島県柳津町との相互交流

・福島県柳津町訪問による交流

実施日　令和６年８月 10 日(土)～11 日(日)

参加人数　28 名

内　容　花火大会観賞、斎藤清美術館見学、霧幻峡の渡し舟、柳津町内街歩き、柳津西山地熱発電所 PR 館、そば打ち体験、野菜収穫体験

・お台場における福島県柳津町との交流

柳津町の事情により中止

ＳＫＤｓ未来の担い手育成プロジェクト	芝浦港南地区総合支所 協働推進課

目　　的

地域の課題を自分事として捉える機会を創出するとともに、地域活動団体等とのつながりを契機として地域活動の活性化につなげていきます。

内　　容

芝浦港南地区に在勤・在学・在住の小学生・中学生・高校生・大学生・大人（20代～50代）を対象とし、企業や大学等と連携し、地域を知り、地域活動に取り組む楽しさを知るきっかけとなる場を提供します。

※令和５年度までは、「ＳＫＤｓ学びのまちプロジェクト」として実施しました。

事 業 開 始 時 期

令和３年度

事 業 の 状 況

令和３年度

項　目	対　象	開催日・ 開催期間	実　施　内　容
小学生との連携事業（まちをみるめ）	芝浦小学校 4年生の児童	6月28日(月)・29日（火）	他者を思いやる気持ちを育み、興味や関心の幅を広げていくことを目的とし、自分以外の「みるめ(視点)」になって学校内を観察し、様々な工夫を発見する「まちをみるめ」授業を実施しました。
中学生との連携事業（運河学習）	港南中学校 2年生の生徒	7月13日(火)・10月12日(火)・11月25日(木)の全3回実施	有機酸鉄団子による水質浄化機能を研究している東京海洋大学と連携し、中学校が環境教育活動の一環として実施する運河学習の取組を支援しました。
高校生との連携事業（ＳＤＧｓアクションブック作成）	東京工業大学附属科学技術高等学校 1・2年生の希望者	6月18日(金)～3月24日(木) 不定期開催	ＳＤＧｓについて学ぶとともに、高校生から見た芝浦港南地区の企業等の取組について取材し、3年間をかけてアクションブックを作成します。
大学生との連携事業（課題解決型授業）	芝浦工業大学 デザイン工学部 デザイン工学科3年生	6月3日(木)～7月15日(木) 全7回実施	「港区芝浦港南地区の地域課題」を学生のみなさんに考えていただき、最終的には課題についての提案を協働推進課長へプレゼンテーションしました。
大人(20代～40代)との連携事業	大人 (20代～40代)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

令和４年度

項　目	対　象	開催日・ 開催期間	実　施　内　容
小学生との連携事業（まちをみるめ）	芝浦小学校 4年生の児童	7月11日(月)	他者を思いやる気持ちを育み、興味や関心の幅を広げていくことを目的とし、自分以外の「みるめ(視点)」になって学校内を観察し、様々な工夫を発見する「まちをみるめ」授業を実施しました。
高校生との連携事業（ＳＤＧｓアクションブック作成）	東京工業大学附属科学技術高等学校 1・2年生の希望者	5月9日(月)～ 3月17日(金) 不定期開催	ＳＤＧｓについて学ぶとともに、高校生から見た芝浦港南地区の企業等の取組について取材し、3年間をかけてアクションブックを作成します。
大学生との連携事業（課題解決型授業）	芝浦工業大学 デザイン工学部 デザイン工学科4年生	11月10日 (木)発行	地域活動の一環として、身近にあるデザインに関することを取材し、原稿を作成したうえで、芝浦港南地区情報誌「べいあっぷ」の11月号に掲載しました。
大人(20代～40代)との連携事業	大人 (20代～40代)	2月3日(金) 2月10日(金) の全2回実施	若年層を対象とした地域活動や地域コミュニティに関する意識を高め、地域の魅力等について学ぶための講座を開催しました。

令和５年度

項　目	対　象	開催日・ 開催期間	実　施　内　容
小学生との連携事業（まちをみるめ）	芝浦小学校、芝浜小学校 4年生の児童	芝浦小学校： 6月15日（木） 芝浜小学校： 7月4日（火）	他者を思いやる気持ちを育み、興味や関心の幅を広げていくことを目的とし、自分以外の「みるめ(視点)」になって学校内を観察し、様々な工夫を発見する「まちをみるめ」授業を実施しました。
高校生との連携事業（ＳＤＧｓアクションブック作成）	東京工業大学附属科学技術高等学校 1・2年生の希望者	5月29日(月) ～ 3月15日(金) 不定期開催	ＳＤＧｓについて学ぶとともに、高校生から見た芝浦港南地区の企業等の取組について取材し、3年間をかけてアクションブックを作成しました。
大学生との連携事業（課題解決型授業）	芝浦工業大学 デザイン工学部 デザイン工学科4年生	3月11日(月) 発行	地域活動の一環として、食品ロスを出さない工夫について取材し、原稿を作成し、芝浦港南地区情報誌「べいあっぷ」の3月号に掲載しました。
大人(20代～50代)との連携事業	大人 (20代～50代)	第1回： 10月31日(火) 第2回： 11月22日(水) 第3回： 12月12日(火)	若年層を対象とした地域活動や地域コミュニティに関する意識を高め、地域の魅力等について学ぶための講座を開催しました。

令和６年度

項　目	対　象	開催日・ 開催期間	実　施　内　容
小学生との連携事業 （まちをみるめ）	芝浦小学校、 芝浜小学校 4年生の児童	芝浦小学校： 7月5日（金）、 7月8日（月） 芝浜小学校： 6月24日（月）、 6月25日（火）	他者を思いやる気持ちを育み、興味や関心の幅を広げていくことを目的とし、自分以外の「みるめ(視点)」になって学校内を観察し、様々な工夫を発見する「まちをみるめ」授業を実施しました。
高校生との連携事業	東京科学大学 附属科学技術 高等学校 1・2年生の 希望者	10月2日(水)～ 11月20日(水) 不定期開催	高校生の目から見た、港区、芝浦、海岸2･3丁目、港南、台場エリアの魅力を紹介するフォトブックを作成しました。
大学生との連携事業 （課題解決型授業）	芝浦工業大学 大学院1年生	7月19日（金）、 11月18日(月) 発行	地域活動の一環として、食品ロスを出さない工夫について取材し、原稿を作成し、芝浦港南地区情報誌「べいあっぷ」の7月号と11月号に掲載しました。
大人(20代～50代) との連携事業	大人 (20代～50代)	第1回： 12月4日（水） 第2回： 12月26日(木) 第3回： 1月22日（水）	若年層を対象とした地域活動や地域コミュニティに関する意識を高め、地域の魅力等について学ぶための講座を開催しました。

お台場ふるさとの海づくり事業	芝浦港南地区総合支所 協働推進課

目　　的

お台場の海を住民一人ひとりにとっての「ふるさとの海」として愛着を深めてもらうため、海苔づくり等の体験する機会を通して、地域の魅力を高めていく取組を実施します。

そして、海辺を通じた取組により、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域文化の形成に繋げていきます。

内　　容

・地引網体験及び水生生物観察

小型地引網を砂浜から海中に這わせ、参加者で力を合わせて網を陸上まで引き上げます。採取した水生生物をバケツや水槽等に入れて浜辺で観察します。

・海苔づくり

「Team お台場海苔づくり」の企画・運営のもと、港区立小中一貫教育校お台場学園港陽小学校５年生の「総合的な学習の時間」に海苔づくりを実施しています。また、お台場海苔づくりかわら版を３回発行しています。

事 業 開 始 時 期

平成 21 年

事 業 の 状 況

・令和６年度　地引網体験及び水生生物観察

開催日	内　容	開催場所
5 月 29 日（水）	地引網体験	都立お台場海浜公園
7 月 27 日（土）	地引網体験（お台場プラージュ期間）	都立お台場海浜公園
7 月 28 日（日）	地引網体験（お台場プラージュ期間）	都立お台場海浜公園
8 月 3 日（土）	地引網体験（お台場プラージュ期間）	都立お台場海浜公園
8 月 4 日（日）	地引網体験（お台場プラージュ期間）	都立お台場海浜公園

・令和６年度　海苔づくり（海苔の育成及び加工等体験）

開催日	内　容	開催場所
12 月 2 日（月）	お台場海苔づくり事前学習会	お台場学園 港陽小学校
12 月 14 日（土）	5 年生向け授業	お台場学園 港陽小学校
12 月 14 日（土）	ひびたて・種網張り 第 1 回 Team お台場海苔づくり	都立お台場海浜公園
1 月 9 日（木）	お台場海苔づくりかわら版 No.1 発行	－
1 月 18 日（土）	中間刈り取り 第 2 回 Team お台場海苔づくり	都立お台場海浜公園
2 月 1 日（土）	お台場海苔づくり最終刈り取り	都立お台場海浜公園
2 月 3 日（月）	お台場海苔づくり事後学習会	お台場学園 港陽小学校
2 月 4 日（火）	お台場海苔づくりかわら版 No.2 発行	－
2 月 14 日（金）	お台場海苔づくり学習発表会	お台場学園 港陽小学校
2 月 20 日（木）	お台場海苔づくりかわら版 No.3 発行	－

「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組	芝浦港南地区総合支所 協働推進課

目　　的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーとして「泳げる海、お台場」を将来に残していくため、地域と協働で海水浴事業等を実施しています。

また、2024 年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市であり、「泳げるセーヌ川」の復活を目指すフランスのパリ市と連携し、都心での水浴事業の促進に向けて両区市で相互に協力しています。

内　　容

平成 26 年度から、地域住民との協働により海水浴を開催しています。

平成 30 年度からは、パリ市のセーヌ川における夏の風物詩「パリ・プラージュ」の雰囲気をお台場に再現した海水浴イベント「お台場プラージュ」として開催しています。

実施にあたっては、台場海域の大腸菌の状況を事前に把握する「お台場海水浴予報システム」を構築・運用し、衛生面の安全性向上を図っています。

根 拠 法 令 等

港区とパリ市との連携協定

事 業 開 始 時 期

平成 26 年度

※平成 29 年度まで「お台場ふるさとの海づくり事業」において、「お台場海水浴」として実施。

事 業 の 状 況

令和６年度　お台場プラージュ（海水浴）

開催日	内　容	開催場所
5 月 16 日（木）	第 1 回お台場プラージュ地域連携チーム会議	台場区民センター
6 月 19 日（水）	第 2 回お台場プラージュ地域連携チーム会議	台場区民センター
7 月 10 日（水）	第 3 回お台場プラージュ地域連携チーム会議・ボランティア向け安全講習会	台場区民センター
7 月 27 日（土） ～8 月 4 日（日）	お台場プラージュ （9 日間の開催で、来場者数は 3,554 人）	都立お台場海浜公園
11 月 13 日（水）	第 4 回お台場プラージュ地域連携チーム会議 （令和 7 年度向け準備会）	台場区民センター

みどりでつなぐプロジェクト事業	芝浦港南地区総合支所 まちづくり課

目　　的

他地区と比較し、緑被率が低い現状を踏まえ、区民や事業所と協力し、みどりの保全と創出に向け、地域特性に応じた緑化を推進します。

また、田んぼ体験や畑などを利用した自然環境学習をとおして自然を大切にする心を育むための普及・啓発を実施します。

内　　容

地域の自治会と連携した「田植え体験」、「稲刈り体験」や区民参画組織メンバーによる地域のみどりをめぐるまち歩きを通じて、みどりへの関心を高め、みどりを通じて地域の方々が身近なところで交流する機会を提供しました。

事 業 の 状 況

稲作体験

開催日	内容	参加人数
令和 6 年 5 月 12 日（日）	田植え体験	72 人
令和 6 年 9 月 29 日（日）	稲刈り体験	75 人

ミニ農園収穫体験

開催日	収穫作物	参加人数
令和 6 年 5 月 8 日（水）	サツマイモ植付	たまち保育室 16 名・五色橋保育室 11 名・みなと保育サポート港南 4 丁目 15 名
令和 6 年 11 月 1 日（金）	サツマイモ収穫	たまち保育室 13 名・五色橋保育室 16 名・みなと保育サポート港南 4 丁目 14 名
令和 7 年 1 月 15 日（水）	小松菜の収穫	芝浦橋保育室　37 名

みどりでつなぐプロジェクト分科会イベント

開催日	内容	参加人数
令和 6 年 11 月 23 日（土）	第 10 回べいあっぷグリーンツアー 港南エリア	7 人
令和 7 年 1 月 26 日（日）	ハーブの学習会	8 人
令和 7 年 3 月 8 日（土）	みなとパークフェスティバル ※ハーブの説明・配布　168 鉢配布	9 人

※令和３年度から「みどりのあるまちづくり事業」から「みどりでつなぐプロジェクト事業」に名称を変更しました。

運河に架かる橋りょうのライトアップ	芝浦港南地区総合支所 まちづくり課

目　　的

芝浦港南地区の貴重な地域資源である水辺空間の魅力をさらに向上させるとともに、景観形成の向上と、地域コミュニティや観光・産業の活性化を図るため、芝浦港南地区の区が管理する橋りょう、モニュメント等のライトアップを計画的に実施することを目的とします。

内　　容

ライトアップの取組により、まち全体ににぎわいをもたらし、「光」を新たなまちの魅力として演出しながら、まちの魅力を世界に向けて発信していきます。

（１）景観形成

運河沿いや臨海部の良好な景観形成を推進するとして、区の景観を代表する東京タワーやレインボーブリッジなどとの調和を図りながら、ライトアップを新たなまちのシンボルとして、より魅力的な夜間景観を創出します。

（２）地域コミュニティ

ライトアップと地域のお祭りを連携させながら、地域コミュニティを一層活性化させるとともに、在住者、在勤者等に対し、ライトアップを通して、まちへの愛着の醸成を図ります。

（３）観光・産業

港区観光ボランティアと連携した「まち歩きツアー」や「舟運ツアー」を行うことで、国内外からの観光客誘致の促進につなげます。ライトアップを観光スポットとすることで、観光と地域産業の活性化を図ります。

（４）安全・安心

ライトアップにより、暗かった橋下、運河沿緑地、航路等の周辺夜間景観を明るくすることで、運河沿緑地等の水辺空間の利活用を促進させ、地域のより安全・安心なまちづくりにつなげます。

実　　績

平成 29 年度　基本計画の策定、新芝橋・御楯橋の実施設計委託
平成 30 年度　新芝橋・御楯橋のライトアップ工事、渚橋・汐彩橋の実施設計委託
令和 元 年度　渚橋・汐彩橋・プラタナス公園の樹木のライトアップ工事、
　　浜路橋の実施設計委託
令和 ２ 年度　港栄橋の実施設計委託
令和 ４ 年度～令和 ５ 年度　浜路橋のライトアップ工事
令和 ５ 年度～令和 ６ 年度　港栄橋のライトアップ工事

今後のスケジュール

令和 ７ 年度　港南緑水公園噴水のライトアップ工事
　　高浜運河沿緑地モニュメントのライトアップ工事
令和 ９ 年度以降　浦島橋のライトアップ工事

芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	芝浦港南地区総合支所 区民課

概　　要

保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが、身近な地域の児童施設等を会場として、子育てに関するノウハウの提供や家庭環境に応じた個別相談に応じるなど、子育てに関する様々な不安や悩みを解消するとともに、孤立しがちな保護者自身が抱える心のケアも図ります。

目　　的

(1)　子育て不安の解消
(2)　虐待の予防・早期発見
(3)　地域における仲間づくり

内　　容

(1)　対 象 者：芝浦港南地区の乳幼児とその保護者、妊婦
(2)　実施方法
　(ア) 保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士が、芝浦港南地区総合支所管内の施設で実施します。
　(イ) 芝浦区民協働スペースを会場として、「かるがもくらぶ」を実施します。
(3)　実施回数：月８回程度
(4)　実施場所（５か所）
　①　芝浦区民協働スペース
　②　芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）
　③　港南子ども中高生プラザ（プラリバ）
　④　港南区民協働スペース
　⑤　トミンハイム台場五番街集会室

事 業 開 始 日

平成 20 年４月

事 業 の 状 況

年　度		2	3	4	5	6
育児相談等	実施回数（回）	65	72	117	117	123
	参加人数（人）	2,057	2,678	2,360	2,476	2,452
妊婦相談	実施回数（回）		20	48	47	47
	参加人数（人）		15	9	1	5

・令和３年度より妊婦相談を開始しました。
・令和６年度よりミニ講話を開始しました。

高齢者みずベネット	芝浦港南地区総合支所 区民課

目　　的

高齢者等が住み慣れた地域で孤立することなく安心して生活できるよう、交流の場を設け、地域住民が互いに支えあうセーフティネットワーク作りを進めます。

内　　容

地域住民のふれあいの場として、毎月開催します。専門家や医師による健康講座等の実施や季節の小物作りなどを行います。

また、みずベネットふれあい交流会も開催し、ネットワークを広げるとともに新たな参加者の発掘をしています。

事 業 開 始 日

平成 25 年 10 月

事 業 の 状 況

区分＼年度	2	3	4	5	6
実施回数（回）	9	11	12	12	12
参加人数（人）	125	209	244	213	69

令和６年度　みずベネット開催状況（芝浦区民協働スペース）

回数	開催日	内　　容	参加人数（人）
第 1 回	令和 6 年 4 月 24 日	口腔体操 リンパマッサージ ストロー工作	14
第 2 回	令和 6 年 5 月 22 日	ふらつき防止 つまずき転倒防止 レクリエーション	7
第 3 回	令和 6 年 6 月 26 日	腹式呼吸　お話＆実技 脳トレでリフレッシュ	6
第 4 回	令和 6 年 7 月 24 日	腹式呼吸　お話＆実技 脳トレでリフレッシュ	3
第 5 回	令和 6 年 8 月 28 日	脳トレ 根付作り	5
第 6 回	令和 6 年 9 月 25 日	お家でトレーニング基本の 6 種 折り紙	5
第 7 回	令和 6 年 10 月 23 日	栄養講話 「からだを温める食材とその摂り方」 リフレッシュ体操	5
第 8 回	令和 6 年 11 月 27 日	栄養講話「油、脂の種類」 香り袋作り リフレッシュ体操・フットケア	2
第 9 回	令和 6 年 12 月 25 日	ミニ栄養講座 正月飾りのアレンジメント製作 リフレッシュ体操	5

回数	開催日	内　　容	参加人数（人）
第 10 回	令和 7 年 1 月 22 日	脚を使った体操	5
		裸足になって足・指のマッサージ	
		脳トレ	
第 11 回	令和 7 年 2 月 26 日	体操・タップダンス	7
		ビーズでさくらのリース作り	
第 12 回	令和 7 年 3 月 26 日	タオルを使ったちょこっとトレーニング・ゲーム	5
		フェルトのコースター作り	

令和６年度　みずベネットふれあい交流会開催状況（港南いきいきプラザ）

年　度	2	3	4	5	6
実施回数（回）	3	4	4	4	2
参加人数（人）	27	37	40	48	127

開催日	内　　容	参加人数（人）
令和 6 年 11 月 15 日	体組成計測＆カウンセリング	75
	スキマ時間にできるながら運動	
	厚紙で作る頭の体操パズル	
	ビーズで作るクリスマスリース	
令和 7 年 3 月 21 日	体組成計測＆カウンセリング	52
	かんたん体操＆脳トレ	
	星形根付づくり	
	編みリボンストラップづくり	

※令和５年度までは、「みずベネット」として実施しました。

管　　理　　課

区民センター	各総合支所管理課 （芝地区総合支所を除く）

概　　要

麻布・赤坂・高輪・芝浦港南の各総合支所管理課で、区民センターの利用及び管理等に関する事務を行っています。

区民センターは、指定管理者制度を導入して運営しています。

（各区民センターの指定管理者については、総合支所関係施設一覧参照）

内　　容

・区民センターの団体登録の承認
・区民センターの使用料の調定
・区民センターとの連絡調整
・協定書に基づく指定管理者への運営管理委託料の支出

根 拠 法 令 等

港区立区民センター条例
港区立区民センター条例施行規則
港区立区民センター運営要綱
港区立区民センター登録要綱

開 設 年 月 日

麻布区民センター	昭和62年１月16日
芝浦港南区民センター	昭和63年８月１日
高輪区民センター	平成７年４月１日
赤坂区民センター	平成８年４月１日
台場区民センター	平成８年５月１日

利用状況（麻布区民センター）

年度			2	3	4	5	6
有効登録団体数			131	122	122	114	98
使用料収入		金額(円)	2,863,675	1,657,800	2,302,800	2,515,700	4,977,450
利用実績		件数(件)	3,129	3,863	4,318	4,759	4,679
		延人数(人)	22,639	31,880	37,842	48,453	49,839
利用実績の内訳	区民ホール	件数(件)	603	763	849	886	845
		延人数(人)	9,643	16,102	18,631	24,776	25,817
	集会室	件数(件)	543	709	765	880	924
		延人数(人)	2,229	2,865	3,638	4,914	4,550
	講習室	件数(件)	597	694	824	847	909
		延人数(人)	4,346	5,329	7,173	8,023	8,875
	会議室	件数(件)	470	603	654	703	721
		延人数(人)	2,398	3,330	3,616	4,169	4,384
	第一和室	件数(件)	499	599	661	759	705
		延人数(人)	2,133	2,260	2,574	3,442	3,364
	第二和室	件数(件)	417	495	565	684	575
		延人数(人)	1,890	1,994	2,210	3,129	2,849

（各年度末日現在）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年３月 28 日から令和２年５月 31 日まで施設利用を休止しました。

利用状況（赤坂区民センター）

年度			2	3	4	5	6
有効登録団体数			144	94	124	120	123
使用料収入		金額(円)	3,791,150	2,662,650	4,027,050	4,379,800	7,685,500
利用実績		件数(件)	5,310	5,311	6,941	7,119	6,866
		延人数(人)	40,821	49,324	83,999	94,982	103,952
利用実績の内訳	区民ホール	件数(件)	589	510	788	816	654
		延人数(人)	15,726	18,853	39,123	47,499	43,512
	リハーサル室	件数(件)	671	611	859	892	820
		延人数(人)	777	935	1,642	1,806	2,830
	多目的室	件数(件)	657	599	868	881	853
		延人数(人)	5,452	5,482	8,417	10,390	13,690
	第一会議室	件数(件)	596	485	754	708	740
		延人数(人)	6,521	6,785	12,045	11,468	13,786
	第二会議室	件数(件)	519	469	746	759	716
		延人数(人)	2,476	2,699	4,939	5,246	7,302
	研修室	件数(件)	507	593	686	704	705
		延人数(人)	3,423	4,788	6,100	7,125	8,267
	美術室	件数(件)	396	467	541	563	553
		延人数(人)	1,067	1,558	2,297	2,160	3,021
	調理室	件数(件)	242	278	307	378	370
		延人数(人)	569	1,229	1,822	1,973	2,751
	第一和室	件数(件)	570	678	669	658	683
		延人数(人)	3,041	4,506	4,544	4,218	5,144
	第二和室	件数(件)	563	621	723	760	772
		延人数(人)	1,769	2,489	3,070	3,097	3,649

（各年度末日現在）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年３月 28 日から令和２年５月 31 日まで施設利用を休止しました。

利用状況（高輪区民センター）

年度			2	3	4	5	6
有効登録団体数			199	209	279	232	257
使用料収入		金額（円）	3,987,950	1,163,600	3,222,900	4,429,450	7,794,550
利用実績		件数（件）	4,509	4,390	5,336	6,632	6,550
		延人数（人）	39,873	160,877	56,147	66,257	96,451
利用実績の内訳	区民ホール	件数（件）	336	571	598	828	806
		延人数（人）	3,682	37,850	15,007	20,669	22,607
	集会室	件数（件）	669	639	741	932	968
		延人数（人）	16,408	45,746	15,758	12,618	33,919
	音楽スタジオ	件数（件）	722	609	697	951	979
		延人数（人）	4,029	5,684	4,601	6,493	7,247
	第一創作室	件数（件）	404	365	391	578	559
		延人数（人）	2,137	20,485	1,687	2,672	3,701
	第二創作室	件数（件）	489	392	452	625	571
		延人数（人）	3,077	20,879	2,527	3,370	4,218
	展示ギャラリー	件数（件）	160	205	237	394	325
		延人数（人）	1,549	21,506	3,681	7,007	8,017
	講習室	件数（件）	601	584	758	736	761
		延人数（人）	4,105	4,038	5,790	6,105	7,504
	会議室	件数（件）	493	498	665	760	762
		延人数（人）	2,180	2,170	3,359	3,505	4,366
	和室	件数（件）	635	527	797	828	819
		延人数（人）	2,706	2,519	3,737	3,818	4,872

（各年度末日現在）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年３月 28 日から令和２年５月 31 日まで施設利用を休止しました。

利用状況（芝浦港南区民センター）

年度			2	3	4	5	6
有効登録団体数			118	130	116	110	109
使用料収入		金額(円)	3,270,800	1,738,100	2,365,300	2,314,250	4,756,800
利用実績		件数(件)	3,163	3,716	4,294	4,362	4,219
		延人数(人)	26,842	35,292	45,722	36,953	40,088
利用実績の内訳	区民ホール	件数(件)	554	708	778	837	853
		延人数(人)	10,016	17,157	22,385	14,553	16,989
	第一集会室	件数(件)	437	487	623	599	552
		延人数(人)	3,196	3,434	4,656	5,178	4,719
	第二集会室	件数(件)	414	495	619	633	591
		延人数(人)	2,666	2,733	4,268	4,475	4,236
	講習室	件数(件)	557	651	733	752	723
		延人数(人)	3,899	4,892	6,509	4,768	5,340
	第一和室	件数(件)	524	641	699	736	713
		延人数(人)	3,049	3,111	3,652	3,795	4,514
	第二和室	件数(件)	677	734	842	805	787
		延人数(人)	4,016	3,965	4,252	4,184	4,290

（各年度末日現在）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年３月 28 日から令和２年５月 31 日まで施設利用を休止しました。

利用状況（台場区民センター）

年度			2	3	4	5	6
有効登録団体数			30	31	28	25	24
使用料収入		金額(円)	2,769,550	1,403,750	1,908,800	808,950	3,449,850
利用実績		件数(件)	1,983	2,508	2,048	1,833	2,626
		延人数(人)	29,681	42,047	38,054	28,056	27,474
利用実績の内訳	区民ホール	件数(件)	539	744	758	437	668
		延人数(人)	9,018	14,387	15,095	8,814	15,386
	第一集会室	件数(件)	419	492	286	323	616
		延人数(人)	1,745	2,087	1,332	1,002	3,618
	第二集会室	件数(件)	399	499	275	325	619
		延人数(人)	1,654	2,085	1,306	997	3,605
	会議室	件数(件)	295	358	223	528	399
		延人数(人)	1,163	2,066	1,213	2,244	2,475
	和室	件数(件)	331	415	506	220	324
		延人数(人)	1,718	2,527	3,016	1,494	2,390
	展示ロビー	※件数(件)	5	2	4	1	10
	図書室	※貸出数(件)	35,275	28,321	21,228	18,089	－
		延人数(人)	14,383	18,895	16,092	13,505	－

（各年度末日現在）

※展示ロビーの件数は利用実績件数に含んでいません。
※図書室の貸出数（本・雑誌・ＣＤ）は利用実績件数に含んでいません。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年３月 28 日から令和２年５月 31 日まで施設利用を休止しました。
※大規模改修工事のため、令和５年４月から 10 月まで区民ホールと和室の利用を休止しました。
※図書室は、令和６年４月１日に港区立台場図書館に移行しました。

区民の声の受付	各総合支所管理課 企画経営部政策広聴担当

目　　的

区民等から寄せられる区民の声に迅速かつ的確に対応するとともに、区民の声を区政運営に生かすことにより、区政に関する区民との信頼関係を築き、もって開かれた区政の実現と区民参画による区政運営を推進し、区民と行政が協働により創造的な地域社会を構築する環境の整備を図ることを目的とします。

内　　容

区政に対する意見、提言、要望、質問等の受付

根 拠 法 令 等

港区区民の声への対応に関する要綱

事 業 開 始 時 期

昭和 46 年

実　績　表

令和６年度　受付窓口別申立種別件数　（単位：件）

申立種別 ＼ 受付窓口	来訪	電話	陳情	広聴はがき	区長への手紙	広聴ファックス	広聴メール	その他	合計
芝地区	8	50	2	20	10	0	174	7	271
麻布地区	2	50	0	23	5	1	140	2	223
赤坂地区	3	21	1	12	0	0	76	3	116
高輪地区	15	29	2	31	6	0	172	3	258
芝浦港南地区	11	50	1	18	7	1	196	11	295
企画経営部区長室	55	450	23	448	83	32	1,138	86	2,315
合計	94	650	29	552	111	34	1,896	112	3,478

（年度末日現在）

区長と区政を語る会	各総合支所管理課

目　　的

区政に関する区民の需要を的確に把握するため、区民各層から意見・提案を聴取し、区政への反映を図り、区民参加による区政運営の推進に資することを目的とします。

内　　容

令和６年度は、区長が施政方針で掲げる５つの重点施策をテーマに、区民と区長の懇談会を実施しました。

根 拠 法 令 等

港区区民の声への対応に関する要綱

事 業 開 始 時 期

昭和 45 年（平成 18 年度から各総合支所で実施）

令和６年度実施状況

会　場	開催日	テーマ	参加者数
芝	12月7日（土）	ＤＸ・区役所改革「頼れる便利なオープン区役所」 ～行かなくていい区役所へ　窓口はより手厚く～	9人
麻布	11月14日（木）	誰ひとり取り残さない「健康・福祉・共生都市」 ～外国人と日本人が相互に理解し合える社会～	14人
赤坂	12月14日（土）	世界一幸せな「子育て・教育都市」 ～国際都市ならではの教育環境づくりに期待すること～	13人
高輪	11月18日（月）	確実に命を守る「リアル防災都市」 ～マンションの防災力の向上～	13人
芝浦港南	11月5日（火）	アート・環境・経済「持続可能な先進都市」 ～水辺を向いたまちづくり～	15人

情報公開制度	各総合支所管理課 総務部総務課

概　　要

港区情報公開条例に基づき区民等からの請求を受け、区が保有している情報について公開する義務を負う制度です。

この制度は、区民の知る権利の保障及び実施機関が区の事務事業について説明する責任を果たし、公正で開かれた区政の推進、区民の区政への参加の促進等を目的とします。

内　　容

実施機関が職務上作成又は取得した情報の公開

根 拠 法 令 等

港区情報公開条例

港区情報公開条例施行規則

事 業 開 始 時 期

平成元年度

事 業 の 状 況

令和６年度情報公開実施状況

(1)　受付部課別・実施機関別請求件数　（単位：件）

実施機関 / 受付部課	区長	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	議会
芝地区総合支所管理課	77	2	0	0	2
麻布地区総合支所管理課	3	0	0	0	0
赤坂地区総合支所管理課	1	0	0	0	0
高輪地区総合支所管理課	8	0	0	0	2
芝浦港南地区総合支所管理課	1	0	0	0	0
総務部総務課	253	19	2	1	4
合計	343	21	2	1	8

（年度末日現在）

※複数の実施機関が対象の請求については、各々１件としています。

(2)　受付部課別・決定内容別件数　（単位：件）

決定内容 / 受付部課	公開	一部公開	非公開	不存在	存否応答拒否
芝地区総合支所管理課	19	51	3	15	2
麻布地区総合支所管理課	2	1	0	0	0
赤坂地区総合支所管理課	0	1	0	0	0
高輪地区総合支所管理課	1	6	2	5	0
芝浦港南地区総合支所管理課	0	1	0	0	0
総務部総務課	134	124	20	87	0
合計	156	184	25	107	2

（年度末日現在）

※決定内容については、重複している場合があります。

区民協働スペース	各総合支所管理課 産業・地域振興支援部地域振興課

概　　要

地域の課題解決に向けた区民と区との協働の場及び区民相互の活動の場として、会議室を基本とした区民協働スペースを設置し、各総合支所において管理運営します。

内　　容

(1) 利用対象

区民と区が協働して行う地域課題解決のための活動又は公共的若しくは公益的な活動を行う団体

(2) 利用料

無　料

根 拠 法 令 等

港区区民協働スペースの設置及び管理運営に関する要綱

事 業 開 始 時 期

平成 23 年 11 月 1 日

区 民 協 働 ス ペ ー ス 一 覧　　（令和７年４月１日現在）

名　称	所　在　地
芝	港区芝五丁目 13 番 15 号　芝三田森ビル２階
新橋	港区新橋六丁目４番２号　きらきらプラザ新橋１階・４階
芝公園	港区芝公園二丁目７番３号　芝公園保育園３階
愛宕	港区虎ノ門三丁目 19 番 15 号　ザ・パークハウス愛宕虎ノ門１階
東麻布	港区東麻布二丁目１番１号　東麻布二丁目複合施設３階
麻布	港区六本木五丁目 16 番 46 号　麻布保育園３階
六本木	港区六本木六丁目５番 19 号　シティハイツ六本木公共施設棟１階
赤坂	港区赤坂四丁目 18 番 13 号　赤坂地区総合支所２階
青山	港区南青山二丁目６番３号　青山ふれ愛テラス１階
高輪	港区高輪一丁目５番 38 号　HUG 高輪２階
高輪台	港区高輪三丁目 10 番 16 号　優っくり村高輪台１階
白金台	港区白金台四丁目６番２号　ゆかしの杜６階
神応	港区白金六丁目９番５号　神応ほっとプラザ４階・屋外
芝浦	港区芝浦一丁目 16 番１号　みなとパーク芝浦１階
品川駅港南口	港区港南二丁目３番 13 号　品川フロントビルキッズ館１階
港南	港区港南四丁目３番７号　さんぽーと港南１階・２階

伝統文化交流館	芝浦港南地区総合支所 管理課

目　　的

港区指定有形文化財に指定された旧協働会館を公開するとともに、歴史的建造物としての趣を生かし、伝統文化を通じた区民の相互交流を促進することにより、地域の活性化に寄与します。

内　　容

都内に現存する見番(※)として建設された最古級の木造建造物であり、区指定有形文化財である旧協働会館を利活用し、伝統文化の継承や地域活動、交流の拠点とする伝統文化交流館を令和２年度に開設しました。

旧協働会館の歴史的価値を象徴する場であり、百畳敷とも呼ばれる交流の間や、写真等を用いて建物や地域の歴史を紹介する展示室などを設置しています。

入館料は無料です。

［貸切利用］

交流の間を貸室として有料で利用することができます。対象は、区内在住・在勤・在学の団体又は個人です。

※見番

三業組合事務所のことで、「置屋」「料亭」「待合」からなる「三業」を取りまとめ、芸者の取次ぎや遊興費の清算をする施設のこと。

開 設 年 月 日

令和２年４月１日

根 拠 法 令 等

港区立伝統文化交流館条例
港区立伝統文化交流館条例施行規則
港区立伝統文化交流館運営要綱
港区立伝統文化交流館登録要綱

実 績 表

年度		2	3	4	5	6
来館者数	延人数（人）	5,852	7,810	10,451	12,765	9,022
貸切利用	件　数（件）	106	210	315	330	406
	延人数（人）	1,669	3,185	5,040	5,148	5,329

※来館者数は、各種事業参加者数、喫茶利用者数を含み、貸切利用者数は含みません。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年４月１日から令和２年５月25日まで休館しました。

高齢者人材バンク事業	各総合支所管理課

目　　的

高齢者のいきがいづくりと社会参加を促進し、地域や世代間の交流の機会を創出します。

内　　容

技能や技術、経験を有する高齢者等を高齢者人材バンク「夢づくり」に登録し、活動の実施を希望する港区立いきいきプラザ及び港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（以下、「プラザ」という。）や保育園、幼稚園、児童館、小中学校等の子どもたち、並びに地域住民に対し原則として無償で派遣します。

登録できる人

・区内在住の 60 歳以上の個人又は団体
・いろいろな技術を持ち、プラザで指導・発表を行っている個人又は団体

依頼できる人

・プラザの利用者及び利用団体
・プラザ、保育園、児童館、学校その他施設の代表者

根 拠 法 令 等

港区高齢者人材バンク事業運営要綱

事 業 開 始 月 日

平成 17 年３月１日

実 績 表

年度	2	3	4	5	6
登録者数（人）	8	8	8	8	0
派遣件数（件）	0	0	0	0	0

（各年度末日現在）

いきいきプラザ・児童高齢者交流プラザ(あいぷら)	各総合支所管理課 保健福祉支援部高齢者支援課

目　　的

60歳以上の人の趣味やレクリエーション・学習活動の場、介護予防や健康づくりの場、区民の交流や地域活動の場として、いきいきプラザ17館、児童高齢者交流プラザ1館を設置しています。

内　　容

高齢者の憩い、交流の場として、敬老室などを開放しています。

いきいきプラザには浴室を設置し、決められた日時に自由に利用できるようにしています。

また、各種教室・事業、介護予防事業、さわやか体育祭、ほのぼの作品展、港区いきいきプラザスポーツウエルネス吹矢教室交流大会、外出事業、世代間交流事業などのほか、はり・マッサージサービスなど高齢者を対象とした事業を実施しています。

このほか、区民の交流や自主的活動などの場として、集会室等の貸出しも行っています。

根 拠 法 令 等

老人福祉法
老人福祉センター設置運営要綱
老人憩の家設置運営要綱
港区立いきいきプラザ条例・同施行規則
港区立いきいきプラザ運営要綱
港区立いきいきプラザ登録要綱
港区立いきいきプラザ事業実施要綱
港区立児童高齢者交流プラザ条例・同施行規則
港区立いきいきプラザ等地域訪問事業運営要綱
港区高齢者人材バンク事業運営要綱

関 係 発 行 物

港区立いきいきプラザ等施設案内

実 績 表

(1) いきいきプラザ利用実績　　（単位：人）

いきいきプラザ ＼ 年度		2	3	4	5	6
芝	三田	30,539	43,613	58,082	61,403	60,432
	神明	51,147	78,590	97,367	103,805	111,618
	虎ノ門（とらトピア）	31,624	44,444	54,152	63,076	70,553
	小計	113,310	166,647	209,601	228,284	242,603
麻布	南麻布	18,061	23,770	25,773	26,705	31,485
	ありす	55,213	77,870	92,277	111,270	123,114
	麻布	7,611	9,497	10,340	11,695	26,008
	西麻布	36,488	41,633	50,566	54,804	49,683
	飯倉	16,816	23,050	27,212	28,575	29,443
	小計	134,189	175,820	206,168	233,049	259,733
赤坂	赤坂	10,691	14,003	16,931	18,871	19,186
	青山	39,815	51,741	57,582	57,572	54,693
	青南	14,843	17,772	19,591	20,119	20,469
	小計	65,349	83,516	94,104	96,562	94,348
高輪	豊岡	15,876	17,079	22,108	25,756	31,058
	高輪	23,146	30,043	34,793	37,512	35,773
	白金	23,922	32,045	34,852	38,266	42,178
	神応	/	/	/	28,219	31,108
	白金台	37,327	52,338	58,931	63,061	32,416
	小計	100,271	131,505	150,684	192,814	172,533
芝浦港南	港南（ゆとりーむ）	55,188	76,826	85,431	87,510	97,139
合計		468,307	634,314	745,988	838,219	866,356

※敬老室等利用者数、集会室等貸室利用者数、各種教室・事業参加者数、喫茶その他諸室利用者数の合計

※神明（トレーニングルーム・トレーニングスペース）、虎ノ門（トレーニングルーム）、青山（体育館）、港南（アクアルーム・トレーニングルーム・浴室）は個人利用を含みます。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年４月１日から５月31日まで施設利用を休止しました。また、令和３年１月９日から10月24日まで施設の開館時間を短縮しました。

※神応いきいきプラザは、令和５年４月１日に開設しました。

※白金台いきいきプラザは、令和６年９月から実施している大規模改修工事に伴い、利用を一部制限しています。

(2) 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）利用実績

（単位：人）

年度	2	3	4	5	6
高齢者利用者数	6,433	8,337	9,894	9,276	9,341

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年４月１日から５月31日まで高齢者の施設利用を休止しました。

児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等	各総合支所管理課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

児童館等の児童施設は、健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることで、児童の健全育成を図ります。

内　　容

児童館等の児童施設には、遊戯室、図書室、工作室、集会室等の設備があり、主として 18 歳未満の児童を対象に、自由に来館して過ごせます（施設によって設備が異なります。）。子どもたちの仲間づくりをめざして、専任の指導員により、様々な行事や各種のグループ活動を行います。また、施設内に放課後児童健全育成事業（学童クラブ）が併設されています（子どもふれあいルームを除きます。）。

利用時間等は次のとおりです。

施設種別	施設数	開館時間	休館日	学童クラブ
児童館･飯倉学童クラブ	5	月～金曜：午前 10 時～午後 6 時 土曜：午前 9 時～午後 5 時	日曜、祝日 12 月 29 日～1 月 3 日	有
子ども中高生プラザ	6	月～日曜：午前 9 時 30 分～午後 8 時 ※小学生の利用時間は午後 6 時まで	祝日 12 月 29 日～1 月 3 日	有
児童高齢者交流プラザ	1	月～日曜：午前 9 時 30 分～午後 8 時 祝日、12 月 29 日・30 日： 午前 9 時 30 分～午後 6 時 15 分 ※小学生の利用時間は午後 6 時まで	12 月 31 日～1 月 3 日	有
子どもふれあいルーム	1	月～日曜・祝日：午前 9 時～午後 6 時	12 月 29 日～1 月 3 日	無

根拠法令等

児童福祉法
港区立児童館条例
港区立子ども中高生プラザ条例
港区立児童高齢者交流プラザ条例
港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱
港区子どもふれあいルーム事業実施要綱　他

開始時期

児 童 館：昭和 41 年４月１日
飯倉学童クラブ：平成 19 年４月１日
子ども中高生プラザ：平成 15 年４月１日
児童高齢者交流プラザ：平成 19 年４月１日
子どもふれあいルーム：平成 26 年 11 月１日

実 績 表

令和６年度　　児 童 館 等 利 用 状 況　　（単位：人）

地区・施設名＼区分		幼 児		小学生		中学生		高校生		大 人		合 計	
		年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均
芝	神明子ども中高生プラザ	6,633	553	18,451	1,538	1,022	85	2,635	220	8,068	672	36,809	3,067
麻布	飯倉学童クラブ	3,464	289	16,719	1,393	270	23	7	1	4,096	341	24,556	2,046
	麻布子ども中高生プラザ	24,687	2,057	38,163	3,180	18,815	1,568	6,804	567	25,851	2,154	114,320	9,527
	子どもふれあいルーム	6,801	567	6,190	516					7,578	632	20,569	1,714
赤坂	赤坂子ども中高生プラザ	9,468	789	26,096	2,175	4,487	374	3,794	316	11,164	930	55,009	4,584
	赤坂子ども中高生プラザ青山館	7,434	620	25,533	2,128	1,906	159	652	54	15,395	1,283	50,920	4,243
高輪	豊 岡児童館	1,940	162	22,357	1,863	230	19	103	9	1,923	160	26,553	2,213
	高 輪児童館	3,459	288	14,128	1,177	239	20	35	3	4,220	352	22,081	1,840
	白金台児童館	2,577	215	17,029	1,419	155	13	55	5	2,623	219	22,439	1,870
	高輪子ども中高生プラザ	24,963	2,080	44,517	3,710	7,627	636	6,259	522	31,053	2,588	114,419	9,535
芝浦港南	台 場児童館	2,103	175	25,333	2,111	2,270	189	284	24	2,664	222	32,654	2,721
	港南子ども中高生プラザ	11,242	937	69,874	5,823	7,118	593	2,201	183	12,443	1,037	102,878	8,573
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	11,649	971	32,386	2,699	2,573	214	799	67	16,537	1,378	63,944	5,329

※学童クラブ出席者を含みます。
※大人の中に団体利用者を含みます。
※各子ども中高生プラザは日曜日利用分、子どもふれあいルーム及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは日曜日・祝日利用分を含みます。
※月平均については、個々の区分の年間の数値を 12 か月で割っています。（小数点以下四捨五入）
※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは上記の他に高齢者の年間利用が9,341人ありました。
※白金台児童館は、令和６年９月から実施している大規模改修工事に伴い、利用を一部制限しています。

利用状況

（単位：人）

区分／年度	一般利用者数	学童クラブ延出席数	合　計	月平均
2	228,527	133,383	361,910	30,159
3	363,552	177,739	541,291	45,108
4	398,838	187,088	585,926	48,827
5	456,267	193,873	650,140	54,178
6	498,508	188,643	687,151	57,263

※一般利用者に団体利用者を含みます。
※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザの高齢者の年間利用者 9,341 人は含みません。

職員数

令和７年４月１日現在（単位：人）

地区・施設名＼種別		職員数			
		館　長	指導員	会計年度任用職員（非常勤）	計
芝	神明子ども中高生プラザ	1	14	13	28
麻　布	飯倉学童クラブ	1	5	5	11
	麻布子ども中高生プラザ	1	19	9	29
	子どもふれあいルーム	1	6	7	14
赤　坂	赤坂子ども中高生プラザ	1	15	17	33
	赤坂子ども中高生プラザ青山館	1	11	18	30
高　輪	豊岡児童館	1	7	6	14
	高輪児童館	1	7	5	13
	白金台児童館	1	8	4	13
	高輪子ども中高生プラザ	1	21	19	41
芝浦港南	台場児童館	1	8	5	14
	港南子ども中高生プラザ	1	35	5	41
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ※1	1	22	1	24
合　計		13	178	114	305

※1 高齢者担当兼務（指導員４、非常勤０）を含みます。

児童館等週末施設開放	各総合支所管理課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

児童健全育成に関わる団体や児童とその保護者等を対象に児童館等施設を開放し、児童の健全な育成を図ります。

内　　容

施設を開放する日は、日曜日及び 12 月 29 日・30 日の午前９時から午後５時までです。

※祝日にあたる日曜日、年末年始（12 月 31 日～１月３日）は除きます。

根 拠 法 令 等

港区立児童館週末施設開放運営要綱

港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱

開始時期

平成８年４月１日

実　績　表

児童館等週末施設開放利用状況

地区・施設名・区分 ＼ 年度			2	3	4	5	6
麻布	飯倉学童クラブ	個人	－	－	－	－	－
		団体	－	－	－	－	－
高輪	豊岡児童館	個人	－	－	－	－	－
		団体	－	－	－	－	－
	高輪児童館	個人	－	－	－	－	－
		団体	－	－	－	－	－
	白金台児童館	個人	－	－	－	－	－
		団体	－	－	－	－	－
芝浦港南	台場児童館	個人	－	－	－	－	－
		団体	－	－	－	－	－
計		個人	－	－	－	－	－
		団体	－	－	－	－	－

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年３月８日から令和７年３月 31 日まで週末施設開放を中止していましたが、令和７年４月１日から再開しました。

学童クラブ	各総合支所管理課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

保護者が就労や疾病等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、適切な遊びや安全で安心に過ごすことのできる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

内　　容

(1)　対象
区内在住又は区内小学校に在籍する１年生から６年生までの児童

(2)　在籍期間
入会後から当該年度の年度末まで

(3)　利用時間
・月～金曜日：放課後から午後７時まで
※学校休業日は、午前８時から午後７時まで
・土曜日：午前８時から午後５時まで
※学校がある日は、放課後から午後５時まで

(4)　育成料
月額 3,000 円（在籍期間が 15 日以下の場合 1,500 円）。※減免制度あり
※おやつ代・お楽しみ会費は令和６年度まで別途月額 2,000 円を保護者負担としていましたが、令和７年度から公費負担としています。

根 拠 法 令 等

児童福祉法
港区学童クラブ条例
港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

補 助 金 名 等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

昭和 41 年４月１日

定員及び入会児童数　令和７年４月１日現在（単位：人）

地区・クラブ名 ＼ 種別		定員	入会児童数
芝	神明子ども中高生プラザ学童クラブ	110	107
麻　布	飯倉学童クラブ	66	66
	麻布子ども中高生プラザ学童クラブ	80	83
	東麻布学童クラブ	64	66
	南麻布学童クラブ	120	121
赤　坂	赤坂子ども中高生プラザ学童クラブ	120	104
	赤坂子ども中高生プラザ青山館学童クラブ	80	80
高　輪	豊岡児童館学童クラブ	76	76
	高輪児童館学童クラブ	55	58
	白金台児童館学童クラブ	66	66
	高輪子ども中高生プラザ学童クラブ	77	77
	桂坂学童クラブ	230	188
	神応学童クラブ	170	174
	白金台学童クラブ（ゆかしの杜学童クラブ）	60	60
芝浦港南	台場児童館学童クラブ	105	79
	港南子ども中高生プラザ学童クラブ	320	320
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ学童クラブ	132	135
	芝浦学童クラブ	270	241
	五色橋学童クラブ	160	77
合　　計		2,361	2,178

放課ＧＯ→クラブ	各総合支所管理課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

児童が放課後等の学校施設を活用し、学習、スポーツ、遊びなどの活動を行うとともに、自主性、社会性及び創造性を養い健全育成を推進します。また、保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

内　　容

(1)　対象

当該放課ＧＯ→クラブがある小学校に在籍又は当該放課ＧＯ→クラブがある小学校学区域内に在住する１年生から６年生までの児童

(2)　在籍期間

入会後から当該年度の年度末まで

(3)　利用時間

①　放課ＧＯ→

・月～金曜日：放課後から午後５時まで

※学校休業日は、午前９時から午後５時まで

②　放課ＧＯ→学童クラブ

・月～金曜日：放課後から午後７時まで

※学校休業日は、午前８時から午後７時まで

・土曜日：午前８時から午後５時まで

※学校がある日は、放課後から午後５時まで

(4)　学童クラブ育成料

月額 3,000 円（在籍期間が 15 日以下の場合 1,500 円）。※減免制度あり

※おやつ代・お楽しみ会費は令和６年度まで別途月額 2,000 円を保護者負担としていましたが、令和７年度から公費負担としています。

根 拠 法 令 等

港区学童クラブ条例

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

港区放課ＧＯ→クラブ実施要綱

補 助 金 名 等

子ども・子育て支援交付金

東京都放課後子供教室推進事業費補助金

開始時期

平成 21 年４月１日

実　績　表

地区	放課ＧＯ→クラブ名	参加者数（延べ人数）				
		2	3	4	5	6
芝	放課ＧＯ→クラブおなりもん	5,354	6,062	12,998	15,308	15,244
	放課ＧＯ→クラブしば	14,757	18,491	26,571	26,598	26,563
	放課ＧＯ→クラブあかばね	3,935	4,814	10,193	20,511	25,469
麻布	放課ＧＯ→クラブあざぶ	4,194	6,195	13,489	13,853	14,535
	放課ＧＯ→クラブなんざん	4,695	7,279	11,063	13,953	14,203
	放課ＧＯ→クラブほんむら	3,276	6,716	9,969	11,857	11,886
	放課ＧＯ→クラブこうがい	9,219	14,443	20,960	19,098	20,655
	放課ＧＯ→クラブひがしまち	3,259	4,397	9,835	12,286	11,429
赤坂	放課ＧＯ→クラブあかさか	3,703	5,271	16,599	17,815	18,018
	放課ＧＯ→クラブあおやま	3,159	4,093	5,252	6,591	6,641
	放課ＧＯ→クラブせいなん	10,960	15,610	22,787	25,378	26,722
高輪	放課ＧＯ→クラブみた			9,822	10,170	11,359
	放課ＧＯ→クラブたかなわだい	4,958	6,372	12,126	14,884	15,959
	放課ＧＯ→クラブしろかね	6,087	6,278	12,847	13,941	16,540
	放課ＧＯ→クラブしろかねのおか	11,415	13,640	17,699	20,611	23,986
芝浦港南	放課ＧＯ→クラブしばうら	4,000	5,176	8,561	12,079	14,908
	放課ＧＯ→クラブしばはま			22,097	34,375	35,305
	放課ＧＯ→クラブこうなん	4,359	6,157	11,117	9,992	10,257
合　　計		97,330	130,994	253,985	299,300	319,679

※参加者数（延べ人数）は、放課ＧＯ→及び放課ＧＯ→学童クラブを合算した人数です。

※放課ＧＯ→は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年３月２日から令和４年３月31日まで休止しました。放課ＧＯ→休止期間中の参加者数（延べ人数）は、放課ＧＯ→学童クラブのみを計上しています。

※放課ＧＯ→クラブたかなわだいは、令和２年７月１日に開設しました。

※放課ＧＯ→クラブしばはまは、令和４年４月１日に開設しました。

※放課ＧＯ→クラブみたの令和４年度及び令和５年度の参加者数（延べ人数）は、放課ＧＯ→のみを計上しています。また、令和６年４月から学童クラブ事業を付置し、放課ＧＯ→みたから名称変更しました。

定員及び入会児童数　　令和７年４月１日現在（単位：人）

地区	放課ＧＯ→クラブ名	学童クラブ 定員	学童クラブ 入会児童数
芝	放課ＧＯ→クラブおなりもん	35	34
	放課ＧＯ→クラブしば	150	122
	放課ＧＯ→クラブあかばね	77	77
麻布	放課ＧＯ→クラブあざぶ	36	36
	放課ＧＯ→クラブなんざん	70	55
	放課ＧＯ→クラブほんむら	52	52
	放課ＧＯ→クラブこうがい	100	103
	放課ＧＯ→クラブひがしまち	25	25
赤坂	放課ＧＯ→クラブあかさか	54	54
	放課ＧＯ→クラブあおやま	40	27
	放課ＧＯ→クラブせいなん	120	122
高輪	放課ＧＯ→クラブみた	40	35
	放課ＧＯ→クラブたかなわだい	40	40
	放課ＧＯ→クラブしろかね	40	40
	放課ＧＯ→クラブしろかねのおか	80	77
芝浦港南	放課ＧＯ→クラブしばうら	30	30
	放課ＧＯ→クラブしばはま	160	159
	放課ＧＯ→クラブこうなん	40	40
合　　計		1,189	1,128

学童クラブ児童見守りシステム	各総合支所管理課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

　各学童クラブに児童の入退室を管理するための機器を設置し、保護者が児童の入退室した日時を把握することにより、児童の放課後等の安全・安心の確保を図ります。

内　　容

　当該システムの利用申込みをした学童クラブ児童に、ＩＣタグを貸与します。児童が学童クラブに入退室すると、その保護者の携帯電話等に電子メールで児童の入退室を知らせます。

　令和６年９月に当該システムの機能拡充を行い、保護者と学童クラブ職員の相互連絡機能や欠席遅刻連絡機能などを追加しました。

根 拠 法 令 等

　港区学童クラブ児童見守りシステム事業実施要綱

補 助 金 名 等

　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）※令和６年度のみ

　子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

　平成 28 年７月

実　績　表

各年度４月１日現在（単位：人）

年　度	2	3	4	5	6
利用者数	3,026	3,065	3,499	3,544	3,446

保育園	各総合支所管理課 各総合支所区民課 子ども家庭支援部保育課

目　　的

保護者が仕事や病気など、保育の必要性に応じた認定（２号認定・３号認定）を受けたとき、保護者に代わって児童を保育します。

内　　容

(1) 定　　員

区立保育園 22 か所※（芝浦アイランドこども園を除く。）私立保育園 68 か所※定員 6,733 人（令和７年４月１日現在）

※本園、分園をそれぞれ１か所としています。

※元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラス（定員 20 人）は含んでいません。

(2) 保 育 料（給 食 費）

在園中に要する保育料は、４月から８月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、９月から３月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。令和元年 10 月から、全ての３歳児から５歳児までの保育料を無料とし、令和２年４月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第２子以降の保育料（給食費）は無料としています。なお、令和５年９月から区内の認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園及び港区保育室に在籍する児童の給食費は無料としています。

根 拠 法 令 等

児童福祉法
子ども・子育て支援法
港区保育の実施に関する条例　他

補 助 金 名 等

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付費負担金（私立のみ）

開始時期

昭和 26 年 11 月

実　績　表

申　込　等　の　状　況　　（単位：件）

区分＼年度	2	3	4	5	6
申込件数	1,986	1,657	1,510	1,379	1,065
内定件数	1,365	1,142	1,002	1,033	947
退所件数	934	1,075	1,251	841	908

※認可保育園、芝浦アイランドこども園（２号認定・３号認定）、港区保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、居宅訪問型保育事業の各年度４月入所の一次調整会議時の件数です（ただし、居宅訪問型保育事業の内定は、二次調整会議より対象となるため、内定件数には含みません。）。また、退所件数に港区保育室は含みません。

園児定員及び職員数の状況（区立保育園）

令和７年４月１日現在(単位：人)

地区	区分／施設名	園児定員						職員数					嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	看護師	給食調理	計	
芝	芝	18	24	26	28	60	156	1	26	1	－	28	2
	芝公園	14	22	24	30	60	150	1	24	1	－	26	2
	神明	21	25	25	30	60	161	1	32	1	10	44	2
麻布	麻布	15	20	25	27	54	141	1	23	1	－	25	2
	飯倉	12	18	21	24	56	131	1	21	1	－	23	2
	南麻布	12	16	16	18	36	98	1	18	1	－	20	2
	西麻布	13	16	20	24	48	121	1	20	1	－	22	2
	本村	12	14	18	20	40	104	1	18	1	－	20	2
	東麻布	17	25	28	30	60	160	1	23	2	8	34	2
	元麻布	22	25	25	31	62	165	1	32	8	7	48	2
赤坂	赤坂	9	15	15	20	40	99	1	17	1	－	19	2
	南青山	18	20	20	26	52	136	1	22	1	－	24	2
	青山	14	20	22	24	48	128	1	22	1	－	24	2
高輪	白金	9	15	15	20	40	99	1	17	1	－	19	2
	伊皿子坂	15	22	22	30	60	149	1	25	1	－	27	2
	高輪	14	22	24	25	56	141	1	23	1	－	25	2
	神応	9	15	18	24	48	114	1	28	1	7	37	2
芝浦港南	台場	14	22	23	24	48	131	1	22	1	－	24	2
	こうなん	14	23	26	27	54	144	1	23	1	－	25	2
	たかはま	15	21	23	30	60	149	1	34	1	4	40	2
	しばうら	25	28	31	36	92	212	1	43	2	6	52	2
	しばうら分園	6	10	10	10		36	1	10	1	2	14	2
合計		318	438	477	558	1,134	2,925	22	523	31	44	620	44

※職員数（給食調理）が「－」となっている施設は、給食調理を業務委託しています。
※しばうら保育園分園は、４歳児クラスから本園に移行します。
※元麻布保育園は、上記定員のほか医療的ケア児・障害児クラス（定員 20 人）があります。

園児定員及び職員数の状況（私立）

令和７年４月１日現在(単位：人)

地区	区分／施設名	園児定員							職員数								嘱託医
		０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理栄養士	用務〔事務〕	計	
芝	アスク芝公園保育園	6	10	11	11	11	11	60	1	13(3)	1(1)	1	3	0	19(4)	2(2)
	太陽の子三田保育園	9	12	12	12	12	12	69	1	15	1(1)	1	3	0	21(1)	2(2)
	アイグラン保育園赤羽橋	6	12	12	10	10	10	60	1	8	0	0	2	0	11	2(2)
	こころ新橋保育園	5	5	5	11	11	11	48	1	9	0	1	3	0	14	2(2)
	グローバルキッズ虎ノ門保育園	6	10	10	10	7	7	50	1	11(1)	0	1	3	0	16(1)	2(2)
	小鳩ナーサリースクール浜離宮	6	7	7	6	6	6	38	1	10(2)	0	1	3	2(2)	17(4)	2(2)
	ニチイキッズ芝公園保育園	6	7	8	8	8	8	45	1	11(2)	0	2	3(1)	0	17(3)	2(2)
	にじいろ保育園竹芝	3	5	6	6	6	6	32	1	9(1)	0	0	2	0	12(1)	2(2)
	にじいろ保育園竹芝分園	3	7	7				17	1	6(1)	0	1	3	0	11(1)	本園職員が兼務
	にじいろ保育園新橋	3	10	11	12	12	12	60	1	8(1)	0	1	2	0	12(1)	2(2)
	汐留サーノ保育園	6	14	15	15	15	15	80	1	19(6)	3(2)	1	3	0	27(8)	2(2)
	にじいろ保育園三田	6	8	9	9			32	1	10(2)	0	1	2	0	14(2)	2(2)
麻布	まなびの森保育園麻布	6	10	11	11	11	11	60	1	14(7)	0	1(1)	3(1)	0	19(9)	2(2)
	アイグラン保育園南麻布	9	15	18	18	18	20	98	1	12	0	0	3	0	16	2(2)
	太陽の子南麻布保育園	9	12	12	12	12	12	69	1	13(1)	1	1	3	0	19(1)	2(2)
	アイグラン保育園元麻布	6	12	12	10	10	10	60	1	9(1)	0	1	3	0	14(1)	2(2)
	まちの保育園六本木	11	13	14				38	1	18(7)	2(2)	1	3	0	25(9)	2(2)
	まちの保育園六本木分園				14	9	9	32	本園職員が兼務	9(4)	3(3)	本園職員が兼務	3(1)	0	15(8)	本園職員が兼務
	AIAI NURSERY麻布十番	6	8	9	9	9	9	50	1	16(7)	0	1	4	0	22(7)	2(2)
	コスモス西麻布保育園	3	8	9	5	3	2	30	1	15	0	0	3(1)	0	19(1)	3(3)
	ふたばクラブ東麻布保育園	9	10	10	10	10	10	59	1	14(1)	2(2)	2	4(1)	0	23(4)	2(2)
	まなびの森保育園麻布十番	6	11	11	11	11	11	61	1	13(5)	0	1	2	0	17(5)	2(2)
	麻布十番ちとせ保育園	6	10	11	11	11	11	60	1	11	0	1	2(1)	1(1)	16(2)	2(2)
	sakura保育園六本木	6	10	12	12	12	12	64	1	12	1	0	3	0	17	2(2)
	リトルバルズ保育園六本木	9	12	12	12	8	7	60	1	14(1)	0	1	3	0	19(1)	2(2)
赤坂	赤坂ちとせ保育園	6	8	9	9	9	9	50	1	11	0	1	3	0	16	2(2)
	太陽の子赤坂保育園	6	10	10	10	12	12	60	1	11(2)	0	1	3	0	16(2)	2(2)
	アイグラン保育園青山一丁目	6	12	12	10	10	10	60	1	10(1)	0	1	3	0	15(1)	2(2)
	太陽の子南青山保育園	6	8	9	9	9	9	50	1	9	0	1	3	0	14	2(2)
	小学館アカデミー南青山保育園	6	6	6	6	2	3	29	1	9(2)	0	1	3	1	15(2)	2(2)
	赤坂山王保育園	15	20	20	22	22	22	121	1	21(1)	0	1	6(2)	4(3)	33(6)	2(2)
	赤坂クレア保育園	6	6	8	10	8	2	40	1	10(1)	0	0	3	0	14(1)	2(2)
	おはよう保育園ののあおやま	3	3	4	4	4	2	20	1	8(1)	0	1	2(1)	0	12(2)	2(2)
	まちの保育園南青山	6	11	11	12			40	1	14(7)	2(2)	1	2	1	21(9)	2(2)
高輪	太陽の子三田五丁目保育園	8	8	10	10	12	12	60	1	12	0	1	3	0	17	2(2)
	みなと保育園	6	9	12	12	12	12	63	1	16(5)	0	2(1)	3(1)	3(3)	25(10)	2(2)
	愛星保育園	5	12	15	15	13	10	70	1	22(6)	7(7)	1	4(1)	1	36(14)	2(2)
	ミアヘルサ保育園ゆらりん高輪	9	15	18	19	19	20	100	1	17	6(6)	1	5	1	31(6)	2(2)
	高輪夢保育園	6	8	9	9	9	9	50	1	14(3)	1(1)	1(1)	4(1)	1(1)	22(7)	2(2)
	ミアヘルサ保育園ゆらりん白金	6	8	9	9	9	9	50	1	10(1)	3(3)	1	3	1	19(4)	2(2)
	みつばち保育園	6	11	13				30	1	15(3)	0	1	3	0	20(3)	2(2)
	ニチイキッズ白金台保育園	10	12	12	10	7	9	60	1	11(2)	1(1)	1	3	0	17(3)	2(2)
	高輪さつき保育園	6	10	11	11	11	11	60	1	16(1)	0	1	4(2)	1(1)	23(4)	2(2)
	えほんのもり白金台保育園	3	5	6	7	7	7	35	1	9(1)	1(1)	2	2	0	15(2)	2(2)
	さくらさくみらい高輪	6	12	12	14	10	6	60	1	13	0	1	3	0	18	2(2)
	ミアヘルサ保育園ひびき白金高輪		5	6	6	6	6	29	1	5	2(2)	0	3(1)	0	11(3)	2(2)
	うれしい保育園白金高輪	6	10	11	11	11	11	60	1	12(1)	0	2(2)	3(1)	0	18(4)	2(2)
	ほっぺるランド高輪二丁目	6	10	11	11	11	11	60	1	10	1	1	2	0	15	2(2)
	アイグラン保育園白金台	8	12	12	13	10	10	65	1	11	0	1	2	0	15	2(2)
	スターチャイルド白金高輪ナーサリー	6	8	9	9	9		41	1	11	0	0	2	1(1)	15(1)	2(2)
	ポピンズナーサリースクールそら高輪ゲートウェイ駅前	6	10	11				27	1	9(2)	0	1	2	0	13(2)	2(2)

地区	区分／施設名	園児定員							職員数								嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理栄養士	用務〔事務〕	計	
芝浦港南	太陽の子シーバンス保育園	9	20	20	20	16	15	100	1	21(1)	1(1)	1	3	0	27(2)	2(2)
	太陽の子芝浦一丁目保育園	6	12	12	12	12	12	66	1	13(1)	0	1	2	0	17(1)	2(2)
	アンジェリカ田町保育園	6	10	11	11	11	11	60	1	16(3)	3(3)	1	3	0	24(6)	2(2)
	にじのいるか保育園芝浦	6	12	12	11	10	9	60	1	13	1(1)	1	3	0	19(1)	2(2)
	太陽の子芝浦三丁目保育園	6	8	9	9	9	9	50	1	12	0	1	3	0	17	2(2)
	アスク芝浦４丁目保育園	9	10	10	10	10	11	60	1	13(1)	0	1	4(1)	0	19(2)	2(2)
	ミアヘルサ保育園ゆらりん港南	9	12	12	12	15		60	1	14	1(1)	1	3	1(1)	21(2)	2(2)
	グローバルキッズ港南保育園	9	18	18	18	18	18	99	1	13	0	1	3	1(1)	19(1)	2(2)
	ベネッセ港南保育園	6	12	12	10	10	10	60	1	21(4)	1(1)	1	4(1)	1(1)	29(7)	2(2)
	ふたばクラブ港南保育園	4	5	5	5	5	5	29	1	8(1)	1(1)	2	4(2)	0	16(4)	2(2)
	ミアヘルサ保育園ゆらりんはぁと	5	7	8	10	10	10	50	1	13(2)	2(2)	2	3	1	22(4)	2(2)
	ミアヘルサ保育園ゆらりん港南緑水	9	15	18	19	20	20	101	1	19(4)	3(3)	0	4(1)	1	28(8)	2(2)
	デイジー保育園芝浦	6	9	9	10	10	10	54	1	16(8)	1	2	3	1(1)	24(9)	2(2)
	にじいろ保育園海岸三丁目	9	20	24	24	24	24	125	1	21(2)	0	1	3	0	26(2)	2(2)
	太陽の子芝浦二丁目保育園	6	8	9	9	9	9	50	1	13(2)	1(1)	1	2	0	18(3)	2(2)
	ポピンズナーサリースクール芝浦ベイ	6	8	9	9			32	1	10(1)	0	1	1	1	14(1)	2(2)
	太陽の子港南三丁目保育園	6	12	12				30	1	11	0	1	2	0	15	2(2)
合計		431	685	740	702	643	607	3,808	67	862(123)	53(48)	66(5)	200(21)	25(16)	1,273(213)	133(133)

※（ ）内は非常勤職員で内数。
※保育士数には、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例付則第10項及び第11項に定めるみなし保育士を含みます。
※汐留サーノ保育園、コスモス西麻布保育園、おはよう保育園ののあおやま、愛星保育園及びえほんのもり白金台保育園は、給食調理を業務委託しています。
※職員数には、産前産後休暇、育児休業、傷病休職等取得中の職員は含みません。
※まちの保育園六本木分園の職員数は、本園との兼務を含みません。
※愛星保育園、ベネッセ港南保育園の職員数は、一時保育専任職員は含みません。

階層別保育園在籍人員

各年度４月１日現在（単位:人）

区分＼年度			3			4			5			6			7		
			公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計
定員			3,164	3,344	6,508	3,072	3,478	6,550	3,131	3,615	6,746	3,110	3,739	6,849	3,096	3,808	6,904
在籍人員	合計		2,891	2,628	5,519	2,705	2,654	5,359	2,650	2,698	5,348	2,519	2,854	5,373	2,525	2,728	5,253
	階層別内訳	第１	6	3	9	5	6	11	5	5	10	7	5	12	3	4	7
		第２	80	113	193	104	127	231	115	116	231	125	152	277	120	128	248
		第３	76	87	163	76	98	174	68	84	152	70	107	177	89	113	202
		第４	127	127	254	125	103	228	105	122	227	92	94	186	103	100	203
		第５	230	221	451	241	252	493	211	192	403	199	173	372	204	170	374
		第６	552	465	1,017	486	455	941	447	424	871	423	442	865	419	380	799
		第７	362	327	689	337	307	644	311	312	623	293	291	584	253	289	542
		第８	1,458	1,285	2,743	1,331	1,306	2,637	1,388	1,443	2,831	1,310	1,590	2,900	1,334	1,544	2,878
	年齢別内訳	３歳未満児	1,245	1,369	2,614	1,144	1,376	2,520	1,108	1,395	2,503	1,051	1,533	2,584	1,061	1,407	2,468
		３歳以上児	1,646	1,259	2,905	1,561	1,278	2,839	1,542	1,303	2,845	1,468	1,321	2,789	1,464	1,321	2,785
	管外委託		3	14	17	5	15	20	4	23	27	7	27	34	5	25	30

※芝浦アイランドこども園（２号認定・３号認定）を含みます。

保育園在園児童の入所理由状況

各年度４月１日現在（単位:人）

理由＼年度			3	4	5	6	7
保護者の状況（入所理由）	居宅外労働	常勤（外勤）	5,011	4,892	4,855	4,986	4,837
		その他	100	100	116	14	18
	居宅内労働	自営	131	95	66	22	14
		内職	0	0	0	0	0
	出産・疾病・障害・看護		92	102	114	138	139
	その他		165	170	188	213	245
計			5,499	5,359	5,339	5,373	5,253

※芝浦アイランドこども園（２号認定・３号認定）を含みます。

認定こども園	芝浦港南地区総合支所管理課 各総合支所区民課 子ども家庭支援部保育課

目　　的

保護者の就労状況に関わりなく、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図ります。

内　　容

(1)　定　　員（令和７年４月１日現在）

区立認定こども園１か所（芝浦アイランドこども園）　　191 人

１号認定（教育標準時間認定）　　20 人

２・３号認定（保育認定）　　171 人

(2)　保 育 料（給食費）

在園中に要する保育料は、４月から８月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、９月から３月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。令和元年 10 月から、全ての３歳児から５歳児までの保育料を無料とし、令和２年４月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第２子以降の保育料（給食費）は無料としています。なお、令和５年９月から区内の認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園及び港区保育室に在籍する児童の給食費は無料としています。

根 拠 法 令 等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

港区立認定こども園条例　他

開始時期

平成 28 年４月１日（認定こども園に移行）

園児定員及び職員数の状況

令和７年４月１日現在（単位：人）

地区	区分 / 施設名・認定区分		園児定員							職員数					嘱託医
			０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	計	園長	保育士等	看護師	給食調理	計	
芝浦港南	芝浦アイランドこども園	１号					10	10	20	1 (1)	20 (14)	1	6	28 (15)	2
		２号・３号	15	18	22	32	42	42	171						

※保育士等のうち幼稚園教諭免許保持者は（ ）内の数字のとおり。

保育園であそぼう	各総合支所管理課 子ども家庭支援部保育課

目　　的

家庭において子育てを行う保護者に、区立保育園の持つ力を提供し、楽しく子育てができるように支援するとともに、地域との交流関係を広げることを目的として実施します。

内　　容

(1) 親（保護者）と子で集まれる場、安全に遊べる場を提供します。
(2) 参加者同士の親睦・交流の機会を提供します。
(3) 保育園の職員が助言・指導を行い、育児情報を提供するほか、必要に応じて個別相談を受けます。

例　各年齢の保育室・園庭等で、保育園児と一緒に親子で遊ぶ
遊戯室等で親（保護者）同士の交流・相談
職員による育児知識の講話、遊び等の実技指導
給食の試食、栄養指導、園行事への参加

※各保育園で、実施日・実施内容は異なります。

開始時期

平成９年９月

実　績　表

年　　度		2	3	4	5	6
延べ実施回数(回)		156	168	213	230	226
地区別内訳	芝地区	22	20	27	32	33
	麻布地区	49	61	73	77	73
	赤坂地区	25	31	35	38	36
	高輪地区	26	26	37	38	38
	芝浦港南地区	34	30	41	45	46
延べ参加人数(人)		552	640	831	1,056	1,084
地区別内訳	芝地区	53	55	110	130	198
	麻布地区	240	327	379	440	325
	赤坂地区	36	123	171	129	199
	高輪地区	90	35	71	123	78
	芝浦港南地区	133	100	100	234	284

令和６年度実施状況

地区	施設名	時　間	回　数※1	定　員
芝	芝	10：00～11：00	月 1～2 回	3 組※2
	芝公園	10：00～11：00	月 1 回	5 組※2
	神　明	9：45～11：00	月 1 回	8 組※2
麻布	麻　布	10：00～11：00	月 1 回	3 組※2
	飯　倉	11：00～11：45	飯倉学童クラブ との共催	なし
	南麻布	10：00～11：00	月 1～2 回	3 組※2
	西麻布	10：00～11：00	月 1 回	5 組※2
	本　村	10：00～11：10 園庭であそぼうは 10：00～11：00	麻布子ども中高生 プラザとの共催 月 1 回 園庭であそぼう 月 1 回	なし
	東麻布	10：00～11：00	月 1 回	3 組※2
	元麻布	10：00～11：00 又は 15：30～16：30	月 1 回	3 組※2
赤坂	赤　坂	10：00～11：30	月 1～2 回	6 組※2
	南青山	10：00～11：00	月 1 回	5 組※2
	青　山	10：30～11：15	赤坂子ども中高生 プラザ青山館との共催 月 1 回	5 組※2
高輪	白　金	10：00～11：00	月 1 回	5 組※2
	伊皿子坂	10：00～11：00	月 1～2 回	5 組※2
	高　輪	10：00～11：00	月 1 回	5 組※2
	神　応	10：00～11：00	月 1 回	5 組※2
芝浦港南	台　場	10：00～11：30	月 1～2 回	3 組※2
	こうなん	10：00～11：00	月 1 回	5 組※2
	芝浦アイランド こども園	10：00～11：00	月 1 回	5 組※2
	たかはま	10：00～11：00	月 1 回	7 組※2
	しばうら	10：00～11：00	月 1 回	5 組※2

※1　感染症等の状況により未実施の月もあります。

※2　子どもの参加は複数人可能です。

港区保育室事業	各総合支所管理課 各総合支所区民課 子ども家庭支援部保育課

目　　的

保育を必要とする児童に対して港区保育室事業を実施することにより、児童福祉の増進を図ります。

内　　容

(1)　対　　象

保育の必要性がある児童及び区長が適当と認める児童

(2)　保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(3)　保育時間

午前７時 15 分から午後８時 15 分までとし、基本保育については、午前７時 15 分から午後６時 15 分まで、延長保育については、午後６時 15 分から午後８時 15 分までとします。

(4)　保 育 料（給 食 費）

在園中に要する保育料は、４月から８月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、９月から３月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。令和元年 10 月から、全ての３歳児から５歳児までの保育料を無料とし、令和２年４月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第２子以降の保育料（給食費）は無料としています。なお、令和５年９月から区内の認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園及び港区保育室に在籍する児童の給食費は無料としています。

根 拠 法 令 等

港区保育室事業実施要綱

補 助 金 名 等

子育てのための施設等利用給付交付金

開 始 時 期

平成 19 年 10 月

実　績　表　　（単位：件）

区分＼年度	2	3	4	5	6
申 込 件 数	599	398	313	314	292
入 所 件 数	200	134	59	86	78
退 所 件 数	253	250	67	90	120

※申込件数及び入所件数は、各年度４月入所の一次調整会議時の件数です。

園児定員及び職員数の状況　　令和７年４月１日現在（単位：人）

地区	区分／施設名	園児定員						職員数							嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理・栄養士	用務〔事務〕	計	
芝	芝公園二丁目保育室		10	12	10	20	52	1	11	1(1)	1	3	0	17(1)	2(2)
赤坂	青南保育室	3	10	12	12	28	65	1	17(1)	0	1	4	3(2)	26(3)	2(2)
	第二青南保育室	3	10	12	10	22	57	1	15(1)	0	1	3	2(1)	22(2)	2(2)
高輪	桂坂保育室	9	20	24	25	50	128	1	24(4)	0(0)	2	7(1)	4(1)	38(6)	2(2)
	志田町保育室	6	15	18	20	45	104	1	21(2)	5(4)	2	8	2(2)	39(8)	2(2)
	白金三丁目保育室	3	5	6	10	15	39	1	13(1)	0	1	2	0	17(1)	2(2)
芝浦港南	たまち保育室	12	20	24	20	40	116	1	21(1)	6(5)	2	5	1	36(6)	2(2)
	芝浦橋保育室	9	30	30	25	45	139	1	26(2)	1	1	7(1)	2	38(3)	2(2)
	五色橋保育室	3	10	12	10	14	49	1	13	2(2)	1	4	2(1)	23(3)	2(2)

※（ ）内は非常勤職員で内数

一時保育	各総合支所管理課 子ども家庭支援部保育課

目　　的

一時的に保育を必要とする児童と、その保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

内　　容

(1)　対　　象

港区内に住所を有し、生後４か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・港区保育室・認定こども園等に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2)　利用要件

①　保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合

②　保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合

③　障害児や児童数の減少した地域の児童が集団保育のため体験的に保育を必要とする場合

(3)　保育期間

原則月８回以内

(4)　保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(5)　保 育 料

１日 3,000 円（５時間以内 1,500 円）

食事代・おやつ代は、保育園により異なります。※扶助制度・免除制度あり

(6)　実施施設　　令和７年４月１日現在（単位：人）

施　設　名	保　育　時　間	定員
飯倉保育園	午前 9 時 30 分から午後 4 時まで	2
南麻布保育園	午前 9 時 30 分から午後 4 時まで	2
南青山保育園	午前 9 時 30 分から午後 4 時まで	2
芝浦アイランドこども園	午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分まで	20
神明保育園	午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分まで	24
たかはま保育園	午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分まで	12
元麻布保育園	午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分まで	10
神応保育園	午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分まで	7
愛星保育園	午前 7 時から午後 8 時 15 分まで（土曜日は午後 6 時まで）	10
ベネッセ港南保育園	午前 7 時から午後 6 時まで	10

根拠法令等

港区立認定こども園条例
港区保育の実施に関する条例
港区一時保育事業実施要綱
港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開始時期

昭和 52 年 10 月

実　績　表　　（単位：人）

年　　度	2	3	4	5	6
延　人　数	4,798	4,481	4,624	7,240	7,124

緊急一時保育	各総合支所管理課 子ども家庭支援部保育課

目　　的

出産や疾病等の理由で、児童を一時的に保育できない保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

内　　容

(1)　対　　象

港区内に住所を有し、生後４か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・港区保育室・認定こども園等に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2)　利用要件

保護者が、出産や疾病等で一時的に保育ができない場合

(3)　定　　員

原則として各園１人（ただし、兄弟姉妹は一緒に預かります。）

(4)　保育期間

１回の申込で１か月以内

(5)　保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(6)　保育時間

午前７時 15 分から午後６時 15 分までの間で必要な時間。ただし、平日のみ延長保育利用可能。※ベネッセ港南保育園のみ午後８時まで

(7)　保 育 料

１日 3,000 円（５時間以内 1,500 円）食事代・おやつ代含む。ただし、延長は１時間につき 400 円

※扶助制度・免除制度あり

(8)　実施施設

各区立保育園、愛星保育園、ベネッセ港南保育園

根 拠 法 令 等

港区保育の実施に関する条例

港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

開 始 時 期

平成 15 年４月１日

実　績　表

（単位：人）

年　　度	2	3	4	5	6
延　人　数	211	378	352	423	480

いきいきプラザ等地域訪問事業	各総合支所管理課

目　　的

いきいきプラザ等の職員が、地域の高齢者を訪問し、高齢者のニーズの把握に努め、いきいきプラザ等の利用促進及び事業の活性化を図ります。また、高齢者サービス・支援事業の周知を図るとともに、ひとり暮らし等の高齢者の見守り及び介護予防に寄与します。

内　　容

いきいきプラザ等職員が、65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯を訪問し、いきいきプラザ等の施設案内パンフレット等により、施設や各種事業の紹介を行います。

訪 問 対 象 者

65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯
※上記対象者の中から毎年度選定しています。

根 拠 法 令 等

港区立いきいきプラザ等地域訪問事業運営要綱

事 業 開 始 時 期

平成17年7月

実 績 表

（各年度末日現在）

年度	区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合　計
2	対象者（人）	374	480	401	639	421	2,315
	訪問件数(件)	374	480	401	639	421	2,315
3	対象者（人）	314	446	342	572	373	2,047
	訪問件数(件)	314	446	342	572	373	2,047
4	対象者（人）	314	395	335	557	370	1,971
	訪問件数(件)	314	395	335	557	370	1,971
5	対象者（人）	198	264	232	315	205	1,214
	訪問件数(件)	198	264	232	315	205	1,214
6	対象者（人）	180	277	193	297	200	1,147
	訪問件数(件)	180	277	193	297	200	1,147

※平成27年度から令和４年度まで、70歳の高齢者のみの世帯を対象者として選定し、地域訪問事業と寿商品券（70歳）贈呈事業対象者を兼ね合わせていましたが、令和４年度末で寿商品券（70歳）贈呈事業が終了したため、令和５年度からは地域訪問事業対象者数となっています。

※令和２年度及び令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、訪問を中止し、対象者に地域訪問事業の資料を郵送しました。

子育てひろば等事業（あっぴぃ）	各総合支所管理課 子ども家庭支援センター

目　　的

地域の子育て家庭の保護者とその子どもが集える場を提供し、親子の相互交流の促進及び育児不安等に関する相談、援助等を行う子育てひろば事業を実施することにより、子育て・子育ちができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、保護者の社会参加やリフレッシュなど理由を問わず乳幼児を一時的に預かる港区乳幼児一時預かり事業を実施することにより、当該乳幼児の保護者の子育てを支援するとともに、乳幼児の健全な育成を図ります。

内　　容

（１）対象

① 子育てひろば　区内に在住するおおむね３歳未満の児童及びその保護者

② 乳幼児一時預かり　生後４か月から小学校就学前までの児童

（乳幼児一時預かり事業は、あっぴぃ台場を除く各施設で実施。）

（２）利用時間

施設名	子育てひろば	乳幼児一時預かり
あっぴぃ台場	午前 11 時～午後 6 時	
あっぴぃ麻布	午前 10 時～午後 6 時	午前 8 時 30 分～午後 6 時 30 分
あっぴぃ港南		
あっぴぃ港南四丁目		
あっぴぃ新橋		
あっぴぃ西麻布		
あっぴぃ芝浦		
あっぴぃ赤坂		
あっぴぃ白金台		

（３）利用料

① 子育てひろば　無料

② 乳幼児一時預かり

月～土曜　500 円/１時間　日曜・祝日　600 円/１時間

※区内在住の多胎児で、同時に複数の児童が利用する場合、２人目以降の利用料を無料とします。

根 拠 法 令 等

児童福祉法

港区子育てひろば事業実施要綱

港区乳幼児一時預かり事業実施要綱

補 助 金 名 等

子ども・子育て支援交付金

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

事 業 開 始 時 期

平成 20 年８月

実 績 表

（１）子育てひろば利用者数　　（単位：人）

施設名＼年度	2	3	4	5	6
あっぴぃ台場（定員 20 組）	2,494	3,708	3,684	4,376	3,837
あっぴぃ麻布（定員 35 組）	2,759	5,567	10,504	11,810	13,528
あっぴぃ港南（定員 10 組）	1,108	1,419	1,615	2,186	2,485
あっぴぃ港南四丁目（定員 20 組）	4,726	7,022	5,791	8,972	9,000
あっぴぃ新橋（定員 20 組）	1,173	1,272	2,458	2,508	2,570
あっぴぃ西麻布（定員 20 組）	1,787	2,519	3,027	6,134	8,860
あっぴぃ芝浦（定員 50 組）	7,936	15,144	20,372	25,699	28,808
あっぴぃ赤坂（定員 20 組）	2,304	3,864	4,827	6,584	6,942
あっぴぃ白金台（定員 20 組）	3,621	5,713	5,400	7,090	9,842
合　　計	27,908	46,228	57,678	75,359	85,872

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、子育てひろばの利用を令和２年３月 28 日から令和２年６月 18 日まで休止しました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年６月 19 日から令和３年 11 月７日まで、時間と人数等一部利用を制限し、予約制で実施しました。

（２）乳幼児一時預かり利用者数　　（単位：人）

施設名＼年度	2	3	4	5	6
あっぴぃ麻布（定員 15 人）	3,225	3,251	4,200	4,705	4,259
あっぴぃ港南（定員 14 人）	2,076	2,663	2,211	2,005	2,028
あっぴぃ港南四丁目（定員 12 人）			1,009	1,871	2,307
あっぴぃ新橋（定員 30 人）	3,744	5,018	4,762	5,409	5,468
あっぴぃ西麻布（定員 18 人）	2,055	2,010	2,693	3,792	5,008
あっぴぃ芝浦（定員 35 人）	8,587	9,940	11,858	13,714	11,723
あっぴぃ赤坂（定員 20 人）	3,036	3,182	2,806	3,266	4,752
あっぴぃ白金台（定員 20 人）	1,984	2,398	1,847	1,885	1,741
合　　計	24,707	28,462	31,386	36,647	37,286

※あっぴぃ港南四丁目乳幼児一時預かり事業は、令和４年５月 20 日に開始しました。

※令和３年４月から、子育てひろば等事業（あっぴぃ）は子ども家庭支援センターから各総合支所管理課へ移管しました。

みなと保育サポート事業	各総合支所管理課 子ども家庭支援センター

目　　的

パートタイム勤務、育児短時間勤務利用者等、児童の保護者の就労形態が多様化する中で、家庭における保育が困難となる児童に対し、原則として１日８時間以内で１か月 160 時間を上限に、必要に応じた保育を行うことで、安心して子育てができる環境の整備と児童福祉の増進を図ります。

内　　容

（１）事業の種類

定期利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、原則として平均週１日以上保育が必要となる児童を対象として実施する保育
スポット利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、不定期に保育が必要となる児童を対象として実施する保育

（２）対象

区内在住で、児童福祉法第 24 条の規定による保育の実施の対象となり、かつ同条に基づく保育の実施がされていない生後４か月から小学校就学前の集団保育が可能な児童

（３）運営実施日、運営時間

日曜日、祝日、年始（１月２日、３日）を除く毎日

午前７時 15 分から午後６時 15 分まで

（４）利用料

利用時間	利用料（円）
4 時間未満	1,100
4 時間以上 6 時間未満	1,650
6 時間以上 8 時間以下	2,200

※生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯は、定期利用保育及びスポット利用保育の利用料が免除になります。

※生計を同一にしている兄又は姉がいる場合、定期利用保育の利用料が免除になります。

※当年度分（４月分から８月分までの利用料については前年度分）の区市町村民税のうち、所得割課税額が 77,101 円未満であり生計を一にするひとり親世帯等の場合、定期利用保育の利用料が免除になります。

根 拠 法 令 等

港区みなと保育サポート事業実施要綱

補 助 金 名 等

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

事 業 開 始 時 期

平成 24 年４月１日

実 績 表　　（単位：人）

年度 / 施設名	2		3		4		5		6	
	定期利用者数	スポット利用者数	定期利用者数	スポット利用者数	定期利用者数	スポット利用者数	定期利用者数	スポット利用者数	定期利用者数	スポット利用者数
みなと保育サポート白金（定員 27 人）	2,312	483	2,257	496	2,401	353	2,807	429	2,800	299
みなと保育サポート港南四丁目(定員20人)	1,873	390	2,189	783	1,885	913	1,526	508	1,973	255
みなと保育サポート東麻布（定員 20 人）	2,753	207	2,571	153	2,297	166	2,463	179	2,297	231
みなと保育サポート赤坂（定員 20 人）	3,554	468	3,781	553	3,600	306	3,866	221	3,558	371
みなと保育サポート白金台（定員 20 人）	2,545	275	2,795	43	2,504	77	2,267	304	3,308	428
合　　計	13,037	1,823	13,593	2,028	12,687	1,815	12,929	1,641	13,936	1,584

※令和３年４月から、みなと保育サポート事業は子ども家庭支援センターから各総合支所管理課へ移管しました。

協 働 推 進 課

地区の政策形成	各総合支所協働推進課

背　景

区は、区民により身近な場所で、多様な区民のニーズを把握し、地域の実情を踏まえた施策を展開していくため、平成18年４月に「区役所・支所改革」を実施し、芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南の各地区に総合支所を設置しました。

これにより、地区の政策形成を図る基盤が整備され、各地区において区民の参加を得て、施策や地域の課題解決に関する検討を行う区民参画の取組が強化されました。

この「区役所・支所改革」や社会経済情勢などの変化を踏まえて、各地区総合支所で設定した、めざすまちの姿の実現に向けた取組を継続して進めていくため、令和３年３月に港区基本計画・地区版計画書（令和３年度～令和８年度）を策定しました。

総合支所は、この地区版計画書を区民と共有しつつ、あらゆる主体と協働してまちづくりを進めています。

内　容

令和２年度は、各地区区民参画組織などからの提言や区民からいただいた意見を踏まえて、港区基本計画・地区版計画書（令和３年度～令和８年度）を策定しました。

計画期間は、令和３年度を初年度とする令和８年度までの６か年計画です。後期（令和６年度～令和８年度）については、令和４年度に各地区区民参画組織での検討をまとめた提言書を受け、令和５年度に見直しを行いました。

これまで築いてきた区民や地域との強固な信頼関係を生かしながら、「参画と協働」をより一層推進し、地域特性に応じた様々な取組を展開します。

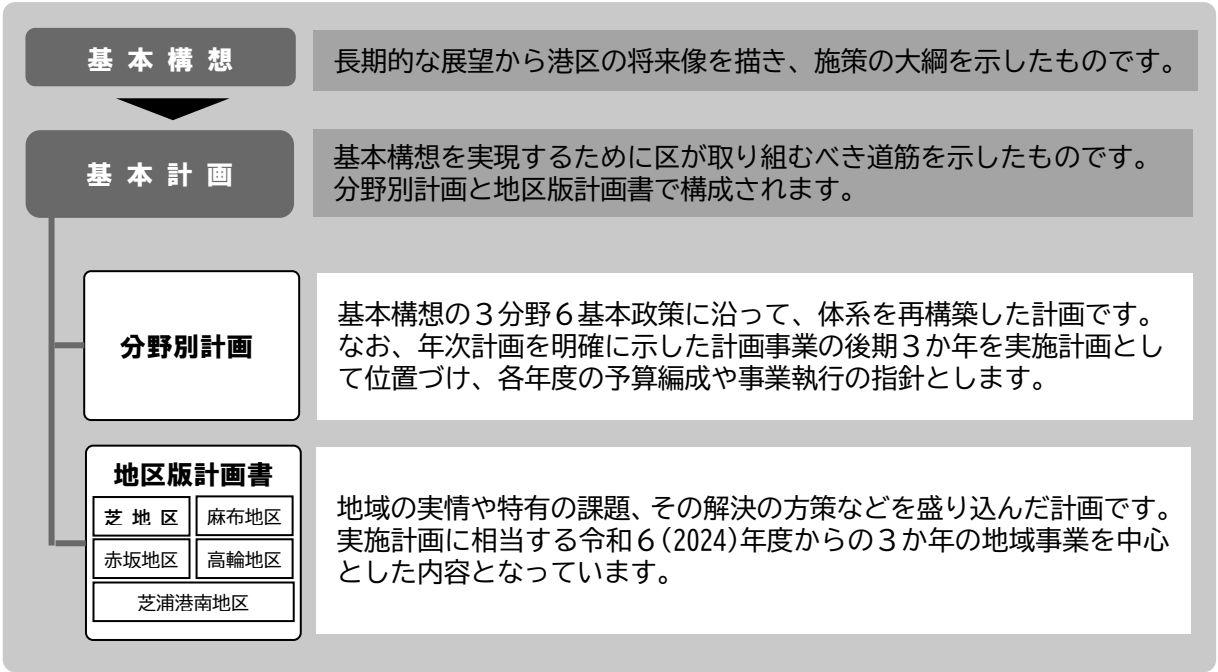

区民交通傷害保険事業	各総合支所協働推進課

目　　的

区民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、交通事故による災害を受けた区民を救済するための交通傷害保険事業を実施します。

内　　容

区民交通傷害保険は、区民が交通事故にあった場合に保険金を支給し、救済する事業として、港区をはじめ、16区で行っています。

少額の保険料で加入でき、車両による交通事故でけがをされた場合、入院・通院治療日数と治療期間に応じた保険金を支払います。令和３年度から犯罪被害やひき逃げによる事故を対象とした「被害事故補償（最高保険金額 600 万円)」がすべてのコースに付加されました。

（保険料：A コース 1,200 円・B コース 2,000 円・C コース 3,300 円）

また、各コースに併せて自転車または身体障害者用車いすの所有・使用・管理に起因して、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって発生した、法律上の損害賠償を補償する「自転車賠償責任プラン（最高保険金額１億円)」を付加することができます。(保険料：1,000 円)

令和４年度からインターネット受付を開始し、年度途中での加入が可能になりました。

保険金の給付については、損害保険会社が事務処理を行います。

根 拠 法 令 等

港区民交通傷害保険事業要綱

事 業 開 始 時 期

平成 14 年

実　績　表　　（単位：人）

保険年度	加入者数							
	区民交通傷害コース			区民交通傷害コース＋自転車賠償責任プラン				合　計
	A	B	C	XJ	AJ	BJ	CJ	
3	1,114	585	459	2,359	1,183	610	951	7,261
4	685	426	437	2,298	1,189	631	962	6,628
5	589	378	404	2,138	1,121	631	963	6,224
6	542	330	330	2,208	1,068	603	735	5,816
7	522	296	316	1,998	942	536	642	5,252

（各年度４月１日現在）

地域葬儀支援事業	各総合支所協働推進課

目　　的

住み慣れた自宅の近くで葬儀が行えるよう、町会等の集会施設を地域葬儀所に認定し、その町会等の住民以外の地域住民も広く利用できる地域葬儀支援事業を実施しています。

内　　容

地域葬儀所として認定した町会等の施設に対し、葬儀用備品等の購入経費として 200 万円を限度に助成金を支出します。

芝・麻布・高輪・芝浦港南の各地区に１か所を限度とします。

※区民斎場やすらぎ会館がある赤坂地区は除きます。

根 拠 法 令 等

地域葬儀支援事業要綱

事 業 開 始 時 期

平成８年１月

事 業 の 状 況

高輪地区　　平成８年２月６日認定　　高輪一丁目アパート地域集会室

災害見舞金	各総合支所協働推進課 産業・地域振興支援部地域振興課

目　　的

災害により被害を受けた区民に対して見舞金を支給し、被災見舞の意を表します。

内　　容

下表のように支給額を定め見舞金を支給しています。

（単位：円）

被害区分	金額		
	単身世帯	2人以上世帯	事業所
住宅又は事業所等若しくは家財の全壊、全焼又は流失	50,000	70,000	50,000
住宅又は事業所等若しくは家財の半壊又は半焼	40,000	50,000	40,000
住宅又は事業所等の床上浸水	40,000	50,000	40,000
住宅又は事業所等若しくは家財に相当額以上の被害を受けた場合	40,000	50,000	40,000
傷　　害（1人につき）			40,000
死　　亡（1人につき）			120,000

根拠法令等

港区災害見舞金支給要綱

事業開始時期

昭和46年4月

事 業 の 状 況

災害見舞金支給等の状況

区分	年度	芝地区		麻布地区		赤坂地区	
		見舞金支給対象数	支給金額（円）	見舞金支給対象数	支給金額（円）	見舞金支給対象数	支給金額（円）
単　身世　帯	2	0	0	1	40,000	0	0
	3	1	50,000	0	0	2	90,000
	4	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0
	6	3	140,000	4	160,000	0	0
2人以上世帯	2	0	0	1	50,000	1	50,000
	3	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0
	6	1	50,000	2	100,000	2	100,000
事業所	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	2	100,000	0	0
	5	0	0	0	0	0	0
	6	0	0	4	160,000	0	0
死　亡	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0
	6	0	0	0	0	0	0
傷　害	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	1	40,000
	4	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0
	6	0	0	1	40,000	0	0

区分	年度	高輪地区		芝浦港南地区		合　　計	
		見舞金支給対象数	支給金額（円）	見舞金支給対象数	支給金額（円）	見舞金支給対象数	支給金額（円）
単　身 世　帯	2	0	0	0	0	1	40,000
	3	3	150,000	1	50,000	7	340,000
	4	1	50,000	1	50,000	2	100,000
	5	0	0	2	90,000	2	90,000
	6	0	0	0	0	7	300,000
2人以上世帯	2	0	0	2	100,000	4	200,000
	3	1	70,000	0	0	1	70,000
	4	1	50,000	0	0	1	50,000
	5	1	50,000	1	50,000	2	100,000
	6	1	50,000	0	0	6	300,000
事業所	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	2	100,000
	5	0	0	0	0	0	0
	6	0	0	1	40,000	5	200,000
死　亡	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0
	6	0	0	0	0	0	0
傷　害	2	0	0	0	0	0	0
	3	1	40,000	0	0	2	80,000
	4	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0
	6	0	0	0	0	1	40,000

町会・自治会の支援	各総合支所協働推進課 産業・地域振興支援部地域振興課

１　町会・自治会の設立・運営等

目　　的

町会・自治会は、区民が自主的に組織し運営する地縁団体です。団体の設立や運営等がより円滑に推進されるよう、地区ごとに地域に密着した形で支援しています。

内　　容

以下の要件を満たしている団体について、町会・自治会の設立届受理等の業務や自主的な地域活動等の支援を行っています。

［要件］（１）一定の区域を有していること（集合住宅の場合は、１棟単位以上)。
（２）区域内のおおむね２分の１以上の世帯が加入していること（集合住宅の場合は、４分の３以上の世帯が加入していること。ただし、501 以上の世帯がある大規模な集合住宅の場合、375 以上の世帯が加入していること)。
（３）会の組織運営に関する基本的事項が、会則で定められていること。
（４）当該地域内の住民福祉の増進に積極的に努め、地域の振興に寄与していること。
（５）既に届出されている町会・自治会から独立する場合は、当該町会・自治会の了解が得られていること（「設立同意書」が必要)。

事 業 の 状 況

町会・自治会の現況

総合支所＼年度		2	3	4	5	6
芝地区	団体数	74	73	73	73	73
	会員数	13,167	13,151	13,053	13,779	13,353
麻布地区	団体数	42	41	41	41	41
	会員数	11,894	12,044	11,881	11,832	12,028
赤坂地区	団体数	35	35	35	35	35
	会員数	7,029	6,980	6,977	6,822	6,803
高輪地区	団体数	47	46	45	44	44
	会員数	16,398	16,180	15,758	15,984	16,077
芝浦港南地区	団体数	30	30	29	28	31
	会員数	16,625	16,561	16,842	16,966	17,719
合　計	団体数	228	225	223	221	224
	会員数	65,113	64,916	64,511	65,383	65,980

（各年度４月１日現在）

※休会中の団体は、含まれていません。
※会員数＝世帯会員数＋集合住宅会員数（１棟＝１会員）＋事業所会員数（１事業所＝１会員）

２　町会・自治会連絡会、町会連合会の運営への協力

目　　的

町会・自治会の団体間相互及び町会・自治会と区とのコミュニケーションを充実させるため、地区内の町会・自治会が一堂に会する連絡会を開催しています。

内　　容

町会・自治会活動の事例発表、区からのお知らせ、区政への要望等について意見の交換をします。

事 業 開 始 時 期

芝地区	平成 10 年２月
麻布地区	昭和 43 年４月（麻布町会・自治会連合会発足日）
赤坂地区	昭和 29 年８月（赤坂青山町会連合会発足日）
高輪地区	平成 ９ 年３月
芝浦港南地区	平成 10 年７月

実　績　表

総合支所＼年度		2	3	4	5	6
芝地区	開催回数	2	2	2	2	2
	延参加団体数	148	146	85	77	80
	届出団体数	74	73	73	73	73
麻布地区	開催回数	1	1	1	1	1
	延参加団体数	42	41	41	41	41
	届出団体数	42	41	41	41	41
赤坂地区	開催回数	2	2	2	2	2
	延参加団体数	76	59	60	68	62
	届出団体数	35	35	35	35	35
高輪地区	開催回数	1	—	3	3	2
	延参加団体数	15	—	75	67	54
	届出団体数	47	46	45	44	44
芝浦港南地区	開催回数	—	—	—	—	—
	延参加団体数	—	—	—	—	—
	届出団体数	—	—	—	—	—
合　計	開催回数	6	5	8	8	7
	延参加団体数	281	246	261	253	237
	届出団体数	198	195	194	193	193

（各年度末日現在）
（届出団体数は各年度４月１日現在）

※休会中の団体は、含まれていません。
※高輪地区は、令和６年７月から、高輪地区町会・自治会連合会を発足しました。
※芝浦港南地区では、芝浦海岸地域・港南地域・台場地域のそれぞれで、月１回の地域連合会等が開催されており、区から、町会・自治会への情報提供を行っています。

３　町会に対する補助金

（１）町会等補助金

目　　的

町会・自治会等の自主的な地域活動を支援するため、補助金を交付しています。

内　　容

［補助対象］　区に届出のある町会・自治会等

［補助概要］

①　団体活動費補助金
団体の運営や実施事業に要する経費、防犯灯等の維持に要する経費の一部を補助します。

②　防犯灯補修費補助金
防犯灯の修繕その他補修に要する経費を補助します。

③　協働事業活動費補助金
近隣の町会・自治会等や公益的な活動を行っている団体と協働して実施する事業に要する経費を補助します。
（※港区協働事業活動補助金交付要綱に基づき交付していた「協働事業活動補助金」は、補助対象等を拡充し、令和３年度から「町会等補助金」の補助金の区分「協働事業活動費」としました。）

根 拠 法 令 等

港区町会等補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

昭和 52 年４月１日

実　績　表

団体活動費補助金、防犯灯補修費補助金の実績

総合支所＼年度		2	3	4	5	6
芝地区	交付団体数	80	79	78	75	77
	交付額（円）	15,379,292	19,190,647	15,646,508	15,682,768	15,257,236
麻布地区	交付団体数	45	45	45	44	45
	交付額（円）	12,231,644	14,833,893	12,654,595	12,478,353	13,709,210
赤坂地区	交付団体数	38	38	38	38	37
	交付額（円）	9,950,909	11,532,133	10,024,302	9,565,230	9,725,482
高輪地区	交付団体数	48	48	48	48	48
	交付額（円）	16,467,112	19,699,467	17,064,966	15,212,615	18,523,332
芝浦港南地区	交付団体数	39	41	40	42	41
	交付額（円）	9,858,150	12,314,900	10,247,900	10,780,900	10,692,700
合　計	交付団体数	250	251	249	247	248
	交付額（円）	63,887,107	77,571,040	65,638,271	63,719,866	67,907,960

（各年度末日現在）

※令和３年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策補助金として、１団体（商店会除く）につき５万円を補助しました。交付団体数のうち、３団体は５万円の補助を辞退しました。

協働事業活動費補助金の実績

総合支所＼年度		3	4	5	6
芝地区	交付団体数	2	2	7	10
	交付額確定数	2	3	8	16
	交付額（円）	969,235	1,100,648	3,732,400	7,337,866
麻布地区	交付団体数	0	1	4	10
	交付額確定数	0	1	5	11
	交付額（円）	0	500,000	1,731,213	4,421,196
赤坂地区	交付団体数	0	3	2	8
	交付額確定数	0	3	2	8
	交付額（円）	0	1,422,645	1,500,000	3,880,000
高輪地区	交付団体数	1	9	14	17
	交付額確定数	2	12	20	20
	交付額（円）	309,675	3,805,545	7,989,431	8,008,205
芝浦港南地区	交付団体数	2	1	2	3
	交付額確定数	2	1	2	3
	交付額（円）	802,542	492,628	853,532	1,951,905
合　計	交付団体数	5	16	29	48
	交付額確定数	6	20	37	58
	交付額（円）	2,081,452	7,321,466	15,806,576	25,599,172

（各年度末日現在）

※令和２年度までの実績については、（５）協働事業活動補助金を参照してください。

（2）町会・自治会等掲示板設置等補助金

目　　的

町会・自治会等が掲示板を新設、移設する際、又は老朽化等により建て替え、補修する際に経費の一部を補助しています。

内　　容

［補助対象］　町会・自治会区域内の私有地（私道上を含む）又は占用許可を受けた特別区道に設置する掲示板

［補助概要］　掲示板設置等に係る経費の２分の１以内とし、次の額を上限として補助金を交付しています。

・新設、建替えの場合　１基につき 10 万円

・移設、補修の場合　　１基につき５万円

根 拠 法 令 等

港区町会・自治会等掲示板設置等補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成 16 年４月１日

実　績　表

総合支所＼年度		2	3	4	5	6
芝地区	交付団体数	1	1	2	0	3
	基　数	4	1	4	0	5
	交付額（円）	198,200	100,000	203,600	0	499,000
麻布地区	交付団体数	2	0	0	0	1
	基　数	11	0	0	0	4
	交付額（円）	515,100	0	0	0	294,600
赤坂地区	交付団体数	0	2	2	0	0
	基　数	0	2	2	0	0
	交付額（円）	0	100,000	101,700	0	0
高輪地区	交付団体数	6	6	3	6	3
	基　数	13	11	4	8	7
	交付額（円）	915,700	759,900	290,200	563,000	396,500
芝浦港南地区	交付団体数	0	0	1	2	0
	基　数	0	0	1	2	0
	交付額（円）	0	0	50,000	84,600	0
合　計	交付団体数	9	9	8	8	7
	基　数	28	14	11	10	16
	交付額（円）	1,629,000	959,900	645,500	647,600	1,190,100

（各年度末日現在）

（3）町会・自治会会館建設等補助金

目　　的

町会・自治会が、町会・自治会会館の新築、改築、増築若しくは修繕又は建物の購入をする際、経費の一部を補助しています。

内　　容

［補助対象］

・新築、改築、増築、既存建物の購入

※認可地縁団体として登録されている町会・自治会のみが対象となります。

・修繕

※町会等補助金の交付を受けている町会・自治会が対象となります。

［補助概要］整備事業に係る経費の２分の１以内とし、次の額を限度として補助金を交付しています。

・新築、改築、既存建物の購入の場合　1,000 万円

・増築、修繕の場合　500 万円

根 拠 法 令 等

港区町会・自治会会館建設等補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成 16 年４月１日

実　績　表

総合支所＼年度		2	3	4	5	6
芝地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額（円）	0	0	0	0	0
麻布地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額（円）	0	0	0	0	0
赤坂地区	交付団体数	0	0	0	0	1
	交付額（円）	0	0	0	0	10,000,000
高輪地区	交付団体数	1	0	0	0	1
	交付額（円）	3,410,000	0	0	0	10,000,000
芝浦港南地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額（円）	0	0	0	0	0
合　計	交付団体数	1	0	0	0	2
	交付額（円）	3,410,000	0	0	0	20,000,000

（各年度末日現在）

（4）認可地縁団体補助金

目　　的

町会・自治会が、地方自治法に規定する地縁による団体として認可を受けるために要した経費や、当該団体が所有する町会会館等の不動産を当該団体名義により不動産登記するために要した経費の一部を補助しています。

内　　容

［補助対象］ 地縁による団体としての認可を受けるために要した経費
認可後、当該団体名義による不動産登記に要した経費

［補助概要］ 補助対象となる経費の４分の３以内とし、100 万円を限度として補助金を交付しています。

根 拠 法 令 等

港区認可地縁団体補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成 16 年４月１日

実　績　表

総合支所＼年度		2	3	4	5	6
芝地区	交付団体数	0	0	1	0	0
	交付額（円）	0	0	1,000,000	0	0
麻布地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額（円）	0	0	0	0	0
赤坂地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額（円）	0	0	0	0	0
高輪地区	交付団体数	0	0	0	1	1
	交付額（円）	0	0	0	1,000,000	114,000
芝浦港南地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額（円）	0	0	0	0	0
合　計	交付団体数	0	0	1	1	1
	交付額（円）	0	0	1,000,000	1,000,000	114,000

（各年度末日現在）

（５）協働事業活動補助金

目　　的

会員数が比較的少なく、資金や人材が不足しがちな町会・自治会が近隣の他の町会・自治会や各総合支所管内の地域で公益的な活動を行っている団体と協働して実施する事業に対して、補助金を交付することにより、自主的かつ自立的な活動の基盤づくりや地域のコミュニティ活動の活性化を図ることを目的として補助しています。

内　　容

［補助対象］　会員数 150 以下の町会・自治会が近隣の町会・自治会や地区で活動する団体（商店会、企業、NPO、大学、PTA、公益法人等）と協働して実施する事業

［補助概要］　補助対象となる経費の全額とし、一事業につき 50 万円を限度として補助金を交付します。

根 拠 法 令 等

港区協働事業活動補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成 30 年４月１日

※令和２年度までの時限的な補助金です。

※令和３年度から補助対象等を拡充し、町会・自治会の活動費を補助する「町会等補助金」の補助金の区分「協働事業活動費」として補助しています。

実　績　表

年度 ＼ 総合支所		2
芝地区	交付団体数	0
	交付額（円）	0
麻布地区	交付団体数	0
	交付額（円）	0
赤坂地区	交付団体数	2
	交付額（円）	991,155
高輪地区	交付団体数	2
	交付額（円）	374,476
芝浦港南地区	交付団体数	0
	交付額（円）	0
合　計	交付団体数	4
	交付額（円）	1,365,631

（各年度末日現在）

※令和３年度以降の実績については、（１）町会等補助金を参照してください。

４　地域懇談会等の開催

目　　的

地域内の団体相互の懇親を深め、協力関係をより強化することを目的として各団体の情報交換等を行っています。町会・自治会をはじめとした地域の団体や警察・消防等の行政機関等が幅広く参加しています。

事 業 開 始 時 期

平成元年

実　績　表

総合支所＼年度		2	3	4	5	6
芝地区	出席者数（人）	―※	―※			
	事業費（円）	0	0	568,661	573,020	551,862
麻布地区	出席者数（人）					
	事業費（円）	0	0	0	0	0
赤坂地区	出席者数（人）	6	34	29	49	32
	事業費（円）	1,303,357	1,661,000	2,805,000	1,936,000	7,788,000
高輪地区	出席者数（人）			78	71	57
	事業費（円）	0	0	0	0	0
芝浦港南地区	出席者数（人）	―※	25	64	60	49
	事業費（円）	0	0	0	0	0
合計	出席者数（人）	6	59	171	180	138
	事業費（円）	1,303,357	1,661,000	3,373,661	2,509,020	8,339,862

（各年度末日現在）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

事 業 内 容

平成 18 年度から、地区ごとに実施しています。

実　績　表

令和６年度

	事　　業	内　　容
芝地区	ふれ愛まつりだ、芝地区！	芝地区地域交流ブースの出展
麻布地区	麻布町会・自治会連合会連絡会	行政からのお知らせ 町会・自治会間の意見交換
赤坂地区	赤坂でつながり隊　※	地域で活動している団体へのヒアリングとワークショップ
高輪地区	高輪地区町会・自治会連絡会 高輪地区町会・自治会連合会連絡会	行政からのお知らせ 町会・自治会間の意見交換
芝浦港南地区	ベイエリア講座	地域活動の紹介 地域住民の交流

※　赤坂地区で実施していた地域デビューの集いは令和２年度で終了しました。

５　町会・自治会の会長、副会長及び役員に対する感謝状贈呈

目　　的

永年の町会・自治会での地域自治振興の尽力に対して敬意を表するため、退任した町会・自治会の会長、副会長及び役員へ感謝状を贈呈します。

内　　容

地域自治の育成、発展及び公共の福祉の増進に功績があり、町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準第２条に該当する方へ記念品を添えて感謝状を贈呈します。

根 拠 法 令 等

町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

事 業 開 始 時 期

昭和 62 年４月１日

実　績　表　　（単位：人）

年度 / 総合支所	2	3	4	5	6
芝地区	5	5	4	3	10
麻布地区	4	1	5	4	6
赤坂地区	6	5	0	3	1
高輪地区	6	2	10	4	10
芝浦港南地区	0	1	4	2	1
合計	21	14	23	16	28

６　東京都功労者表彰の推薦

目　　的

町会・自治会等の地域活動や善行（ボランティア）に尽力し、顕著な功績のあった方を東京都功労者表彰に推薦しています。

内　　容

毎年 10 月 1 日に実施される東京都功労者表彰において、地域活動功労及び善行の区分に該当する方を、東京都に推薦します。

根 拠 法 令 等

東京都表彰規則
東京都表彰事務取扱要領

事 業 開 始 時 期

昭和 47 年

実　績　表　　※各総合支所協働推進課からの推薦に限ります。　（単位：人）

年度	2	3	4	5	6
推薦者数	0	0	1	0	0
推薦者数における受賞者数	0	0	1	0	0

７　地域活動補償制度

目　　的

町会・自治会等、地域貢献活動を行う団体が安心して活動できるよう、賠償責任事故補償及び傷害事故補償を行う制度を設けています。

内　　容

各総合支所は、地区内団体について、一括して保険加入を行い、各団体の行事及び活動において、事故発生のあったときは、事故報告を受け付けます。

根 拠 法 令 等

港区地域活動補償制度取扱要綱

事 業 開 始 時 期

平成 18 年４月 1 日

実　績　表　　（単位：円）

年　度	事 業 費
2	1,194,140
3	1,182,740
4	1,178,190
5	1,168,030
6	1,186,230

（各年度末日現在）

各総合支所「地域のできごと」	各総合支所協働推進課

目　　的

区民のコミュニティ意識の醸成と地域活動への参加促進を図るため、町会・自治会活動等地域の身近な話題を中心とした情報を収集し、提供しています。

内　　容

港区ホームページ内に「総合支所のページ」を開設し、地域の身近な活動や話題を提供しています。あわせて、町会・自治会一覧を掲載するとともに、各町会・自治会が作成したホームページへリンクすることにより、広く町会・自治会に係る情報を発信し、町会・自治会への加入促進を図っています。

事 業 開 始 時 期

平成 16 年 12 月

実　績　表

地域のできごと掲載件数　　（単位：件）

年度 / 総合支所	2	3	4	5	6
芝地区	12	12	11	13	13
麻布地区	11	15	20	8	4
赤坂地区	23	35	43	39	16
高輪地区	20	4	1	1	5
芝浦港南地区	31	42	49	47	25
合　計	97	108	124	108	63

（各年度末日現在）

区設掲示板設置及び管理	各総合支所協働推進課

目　　的

行政の施策や事業等のポスターを区設掲示板に掲出するとともに、掲示板を管理します。

内　　容

・区設掲示板の新設、補修、移設、撤去を行います。
・ポスター掲出申請の許可、掲示物の管理・調整を行います。

根 拠 法 令 等

港区設掲示板管理及びポスター等掲示物取扱要領

実　績　表

区分＼年度	2	3	4	5	6
掲示板設置基数(基)	401	400	399	395	394
申請許可件数(件)	461	550	622	699	742
掲　出　枚　数(枚)	26,236	33,451	35,122	32,357	28,685

（各年度末日現在）

事　業　費　　（単位：円）

総合支所＼年度	2	3	4	5	6
芝地区	3,429,085	13,017,329	4,120,809	4,354,031	5,080,939
麻布地区	3,836,096	16,188,557	5,854,354	4,043,622	6,299,967
赤坂地区	3,963,542	8,817,809	4,309,976	2,485,978	3,754,858
高輪地区	3,078,614	9,830,392	3,073,576	3,126,222	3,728,609
芝浦港南地区	1,933,008	6,241,400	1,485,022	2,368,982	2,231,590
合　　計	16,240,345	54,095,487	18,843,737	16,378,835	21,095,963

（各年度末日現在）

※令和３年度は区設掲示板の強風対策を実施しました。

防災住民組織育成・地域防災協議会支援	各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課

概　　要

区民を中心とした自主的な防災住民組織の結成を促進し、防災資器材の助成や活動助成金を交付するとともに、防災住民組織からの要請に応じて防災研修や講演会を開催し、地域での防災訓練等の防災活動を支援しています。

内　　容

（１）防災住民組織が自主防災活動の目的を達成できるよう助成・支援
（２）小学校区等を単位とした地域防災協議会が自主防災活動の目的を達成できるよう助成・運営の支援
（３）地域の防災力向上のための学習の支援・防災マップの作成配布
（４）避難所運営訓練・マニュアル等作成の支援

根 拠 法 令 等

災害対策基本法
東京都震災対策条例
港区防災対策基本条例
防災住民組織の育成に関する要綱
地域防災協議会の支援に関する要綱

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

総合防災訓練（地域訓練）	各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課

概　　要

　防災関係機関及び地域住民等との連携を中心とした「地域訓練」を実施しています。

内　　容

　以下の５点を目的として実施しています。

（１）「自らの命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの自助・共助の防災対策を促進すること

（２）区民の防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図ること

（３）区民及び区内事業所の協力体制を確立すること

（４）区及び防災関係機関相互の協力体制を確立すること

（５）港区地域防災計画の運用の習熟を図ること

根 拠 法 令 等

　港区防災対策基本条例

　港区地域防災計画

　港区総合防災訓練実施要綱

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

防災アドバイザー派遣	各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課

概　　要

地域や区民が主催する防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会に、防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣することにより、支援する制度です。

内　　容

（１）地域防災アドバイザー

地域防災協議会、防災住民組織、町会・自治会などが、防災意識の高揚等を図るための講演会や団体が防災に関する相談を行いたい場合に、区が防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣します。

派遣回数は、１団体につき、年度当たり５回までです。

（２）共同住宅防災アドバイザー

共同住宅の居住者、管理組合及び管理事業者が結成した団体が、居住者相互の「共助」による体制や組織づくりの推進のほか、防災計画や避難計画を策定する場合、又は、居住者の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会や地域の防災組織との連携を行いたい場合に、区が防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣します。

派遣回数は、１団体につき、年度当たり５回までです。

ただし、防災組織の結成に向けた活動を推進する場合は最大 10 回まで延長することができます。

根 拠 法 令 等

港区防災対策基本条例
防災住民組織の育成に関する要綱
地域防災協議会の支援に関する要綱
港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱
港区防災アドバイザー派遣要綱

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照
＊平成 25 年度に防災危機管理室防災課から各総合支所協働推進課へ移管

帰宅困難者対策の推進	各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課

概　　要

大規模な地震が発生した場合には、鉄道は安全確認ができるまで運行を中止し、道路では家屋等の倒壊による通行止めや緊急車両以外の交通規制が行われるため、自宅に帰ることが困難となる人が多数発生します。

区は、災害時の混乱を防止し地域の安全を確保するため、事業者等の一斉帰宅の抑制を推進するとともに、旅行や観光等で港区を訪れ、災害時に安全を確保する場所がない人のために一時滞在施設の確保を進めています。

また、災害時は、人的・物的にも公助のみで対応をすることが困難なことから、駅周辺事業者を中心とした帰宅困難者対策を推進する共助の団体の設立及び運営支援を行い、実効性のある防災体制の構築を図っています。

根 拠 法 令 等

港区防災対策基本条例
東京都帰宅困難者対策条例

事 業 の 状 況

区内駅周辺滞留者対策推進協議会の状況

名　称	設立年度	備　考
品川駅周辺滞留者対策推進協議会	20	防災課が設立 平成 25 年度から高輪地区総合支所が運営実施
台場駅周辺滞留者対策推進協議会	23	芝浦港南地区総合支所が設立 台場地域防災連絡会（H23）が平成 27 年度に名称変更したもの
田町駅周辺滞留者対策推進協議会	23	防災課が設立 平成 28 年度から芝浦港南地区総合支所が運営実施
浜松町駅周辺滞留者対策推進協議会	24	防災課が設立 平成 28 年度から芝地区総合支所が運営実施
新橋駅周辺滞留者対策推進協議会	24	防災課が設立 平成 28 年度から芝地区総合支所が運営実施
白金高輪駅周辺滞留者対策推進協議会	25	防災課が設立 平成 28 年度から高輪地区総合支所が運営実施
赤坂青山地域滞留者対策推進協議会	26	赤坂地区総合支所が設立 乃木坂防災協議会（H22）と青山通り防災協議会（H23）が合併し設立され（H26）、平成 27 年度に赤坂地区も加わり、運営実施 赤坂青山防災協議会（H27）が名称変更したもの
六本木駅周辺滞留者対策推進協議会	27	防災課が設立 平成 29 年度から麻布地区総合支所が運営実施
虎ノ門地域滞留者対策推進協議会	29	虎ノ門地区都市再生安全確保計画作成部会において設立 令和２年度から芝地区総合支所が運営実施

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

家具転倒防止器具等助成及び取付支援	各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課

概　　要

震災時の家具転倒等による人的被害を最小限に抑えることを目的とし、世帯に対し、家具転倒防止器具等を助成します。

内　　容

区内に住民登録がある世帯に対し、家具転倒防止器具等を助成します。申請においてはポイント方式を採用し、品目ごとのポイントを定め、ひとり又は２人世帯は 150 ポイント(15,000 円相当)、３人以上世帯は 195 ポイント（19,500 円相当）を助成の上限とします。

各世帯１回限りの助成で、高齢者のみの世帯や、障害者等を含む世帯、妊産婦を含む世帯、ひとり親世帯には、助成を受けた家具転倒防止器具等の取付けを支援します。

区営住宅・区立住宅・特定公共賃貸住宅にお住まいの方については、家具転倒防止対策を目的にねじ止め器具で壁等に穴を空けた場合、原状に戻す義務を免除します。

【取付支援対象世帯】

区内に住民登録がある世帯のうち、自力で器具等を取り付けることが困難な次の（１）～（６）のいずれかに該当する世帯

（１）65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯
（２）要介護３以上の者を含む世帯
（３）身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を含む世帯
（４）東京都難病医療費助成を受けている者を含む世帯
（５）母子健康手帳を交付された妊婦又は出産した月から１年後の月の前月末日までの産婦を含む世帯
（６）母子又は父子のひとり親家庭

助成器具一覧

種　別	内　容
家具転倒防止器具	つっぱり棒やネジ止めベルト式耐震金具、粘着シートを天井と家具の間又は壁と家具に取り付けることにより、家具の滑り出しを防止し、家具の転倒を防ぎます。
扉の開放防止器具	食器棚等の扉にネジでクサリを取り付け、揺れによる扉の開放を防止し、食器類の飛出しを防ぎます。
電化製品等の 耐震ゴム	ＯＡ機器、ガラス製品、花瓶等の下に 50㎜ 四方のポリウレタン製ゲル状粘着耐震ゴムを敷くことにより、強力な粘着力で地震等による衝撃、震動から守ります。
ＯＡ機器用 耐震固定バンド	パソコン、テレビ等を固定バンド式の粘着パッドで強力に固定し、転倒落下事故を防ぎます。
ガラス飛散防止 フィルム	窓や食器棚等にガラス飛散防止フィルムを貼り、ガラス破片の飛散によるケガを防ぎます。

根 拠 法 令 等

港区防災対策基本条例

港区家具転倒防止対策等促進事業実施要綱

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」及び「港区の保健福祉」を参照

生活安全活動の支援 （1）港区生活安全協議会・生活安全活動推進協議会	各総合支所協働推進課 防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概　　要

生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議する「港区生活安全協議会」を運営するとともに、各地区に設置された「生活安全活動推進協議会」等による、地域ごとの生活安全活動を支援しています。

内　　容

（1）港区生活安全協議会

区の生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議する組織です。区民等、事業者、関係行政機関の職員及び区の職員で構成されています。

（2）生活安全活動推進協議会

各地区の生活安全活動の推進及び地域の安全を脅かす課題の解決に取り組むため、各総合支所単位に設置されている組織で、町会・自治会、商店会、防犯協会、保護司、PTA 関係者、民生・児童委員、その他協議会の設立目的に賛同する企業、団体及び個人による委員で構成されています。

（3）区の支援

各地区で実施する、地域の実情に応じた生活安全に関するキャンペーンの共催や自主パトロールへの参加等により活動を支援しています。

根 拠 法 令 等

安全で安心できる港区にする条例
安全で安心できる港区にする条例施行規則

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

生活安全活動の支援 （２）安全・安心まちづくり推進地区の取組 （六本木地区）	麻布地区総合支所協働推進課 防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概　　要

都内有数の繁華街である六本木地区（六本木３丁目～７丁目）について、当該区域の安全対策を強化するため、平成 16 年に港区生活安全協議会等で「安全・安心まちづくり推進地区」として選定し、通学路パトロールの実施など取組を強化しました。

平成 18 年には、六本木地区に関わる地元の町会・自治会、事業者、関係機関・団体等がともに、安全で安心できるまちにする取組等を推進するため、六本木地区に特化した対策を推進する組織として「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」が発足しました。

平成 25 年７月開催の推進会議では、すべての人が守るべきまちのルール「六本木安全安心憲章」を制定し、港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度などの取組を推進しています。

【推進地区選定等の経過】

年月日	内容・経過等
平成 15 年 9 月 9 日	東京都緊急治安対策本部から、犯罪が多発するなど、安全・安心まちづくりの推進が必要と判断される地域について、「安全対策重点地区」として選定するよう依頼を受ける
平成 16 年 4 月 9 日	港区生活安全協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」（旧「安全対策重点地区」）に選定することを決定
平成 16 年 9 月 9 日	麻布地区の生活安全と環境を守る協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」に選定することを決定
平成 16 年 11 月 5 日	港区生活安全協議会及び麻布地区の生活安全と環境を守る協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」に選定することが決定されたため、東京都に対し選定することを報告後に指定
平成 17 年 6 月 28 日	「大都市等の魅力ある繁華街の再生」のモデル地区として、内閣に設置された都市再生本部が全国の 11 か所の繁華街のうちの一つとして六本木地区を指定し、六本木地区に特化した取組を推進

内　　容

（１）通学路パトロールの実施
（２）夜間パトロールの実施
（３）「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」の運営
（４）「六本木安全安心憲章」に基づく取組

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照
＊平成 27 年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から麻布地区総合支所協働推進課へ移管

生活安全活動の支援 （３）安全・安心まちづくり推進地区の取組 （赤坂地区）	赤坂地区総合支所協働推進課 防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概　　要

都内有数の繁華街であり、指定暴力団稲川会総本部の移転阻止運動を実施するなど、暴力団排除活動の意識が高い赤坂地区（元赤坂１・２丁目、赤坂１丁目～９丁目※）をより一層安全で安心できるまちとするため、港区生活安全協議会の認定を経て、平成 23 年に「安全・安心まちづくり推進地区」に指定しました。
※赤坂御用地を除く

【推進地区選定等の経過】

年月日	内容・経過等
平成 22 年 8 月 20 日	東京都から、繁華街の防犯力を向上させることで、体感治安※の改善を図る「繁華街等における体感治安の改善事業」モデル地域に認定される。（単年度事業）
平成 23 年 3 月 24 日	「安全・安心まちづくり推進地区」の認定審議を予定していた港区生活安全協議会が、東日本大震災により中止となった。そのため、各委員に対し資料を送付し、「安全・安心まちづくり推進地区」として認定することについて意見等を伺った。異議等がなかったため、港区生活安全協議会として認定した。
平成 23 年 5 月 26 日	「安全・安心まちづくり推進地区」に指定される。

※犯罪認知件数や検挙率等の統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で感じる治安の善し悪しに関する感覚

事 業 開 始 時 期

平成 22 年９月

事 業 の 状 況

「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」の支援

平成 20 年 11 月に、赤坂地区に特化した環境美化や暴力排除の対策を推進するため、「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」が発足しました。

平成 22 年に体感治安の改善事業の実施に伴い、協議会の実施地域や構成団体（商店会、町会・自治会、地域団体、関係事業者、ボランティア団体、教育機関、行政機関、区等）を拡大させ、協議会が実施する活動等を支援しています。

【団体】　61 団体（令和７年４月１日現在）
【役員】　11 人　（令和７年４月１日現在）

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照
＊平成 25 年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から赤坂地区総合支所協働推進課へ移管

防犯カメラ等の設置支援等	各総合支所協働推進課 防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概　　要

区では、区民や事業者等で構成される団体が実施する生活安全活動及び町会・自治会等の地域団体が地域の安全・安心確保のために道路等に設置する防犯カメラ等について、その経費を一部補助しています。

内　　容

（１）防犯カメラ整備費

町会・自治会、商店会等の地域団体が、当該地域の道路等における区民等の安全確保及び犯罪の防止を目的として設置する防犯カメラの整備に要する経費です。

令和５年度から防犯カメラの設置を更に促進するため、整備費用について、区の負担割合を５／６から 19／20 に、補助上限額を 1,700 万円から 1,900 万円に改めました。

補助金額＝整備経費×19／20（1,900 万円を上限）

※防犯カメラ１台当たりの整備費用につき、60 万円を上限

※防犯カメラ設備の更新については、原則として整備完了後７年を経過していること

（２）防犯カメラ運用経費

上記（１）「防犯カメラ整備費」の補助により町会等が設置した防犯カメラの運用に要する経費です。

補助金額＝運用経費（防犯カメラ１台につき、15,000 円を上限）

（３）防犯カメラ維持管理経費

上記（１）「防犯カメラ整備費」の補助により町会等が設置した防犯カメラの維持管理に要する経費です。

①　防犯カメラ保守点検に係る費用の総額（１設置団体あたり 200 万円を上限）

②　防犯カメラの修繕に係る費用の総額(防犯カメラ１台あたり 20 万円を上限)

（４）生活安全活動費

区民等及び事業者を構成員とする団体が、自主的に実施する生活安全意識の向上、生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた活動に要する経費です。

補助金額＝活動経費×３／４（15 万円を上限）

根 拠 法 令 等

安全で安心できる港区にする条例
安全で安心できる港区にする条例施行規則
港区安全安心まちづくり補助金交付要綱
港区防犯カメラ整備補助基準

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

＊上記事業については、平成 25 年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から各総合支所協働推進課へ移管

共同住宅防犯対策助成事業	各総合支所協働推進課 防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概　　要

　建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図るため、区内の共同住宅（マンション及び賃貸住宅をいう。）の管理組合等又は所有者に対して、当該共同住宅の共用部分等への防犯機器の新たな設置に要する費用の一部を助成しています。

　なお、より効果的な防犯対策とするため、助成対象者に対し、防犯診断を実施しています。

内　　容

（１）助成対象者

① 区内の分譲マンション管理組合等及び公共住宅等に居住している住民で構成されている団体等（管理組合が存在しないマンションについては、区分所有者の２分の１以上の者で構成する団体で区長が特に認める団体も含む）

② 区内の賃貸住宅所有者（個人・法人問わず）

（２）助成内容

　区負担による防犯診断を実施した上で、助成対象建物へ区が定める助成対象機器を新たに設置する場合に、費用総額の２分の１（上限 50 万円）を助成しています。

　また、当該助成制度を利用し設置した防犯機器について、機器の更新をする場合に、設置から７年を経過した後、その翌年度以降に再度申請を受付し、助成しています。

　なお、補助率等は、新たに設置する場合と同じです。

（３）助成対象機器（共用部分等に取り付けた場合を対象）

① 防犯カメラシステム（システム一式を対象）

② センサー付ライト・センサー付アラーム

③ オートロックシステム

④ その他、区長が必要と認めたもの

根 拠 法 令 等

　港区共同住宅防犯対策助成事業実施要綱

事 業 開 始 時 期

　平成 20 年６月

＊当事業の実績表は「港区の防災危機管理」を参照

＊平成 25 年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から各総合支所協働推進課へ移管

住まいの防犯対策助成事業	各総合支所協働推進課 防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概　　要

　空き巣被害等の防止には、区民の防犯意識の向上とあわせ、侵入されにくい建物にすることが効果的であることから、防犯性能の高い錠などの建物部品の取付けなど住まいの防犯対策に要する費用の一部を助成しています。

内　　容

　区内に居住し、住民登録をしている世帯を対象としています。自宅玄関錠の交換や補助錠の取付け、窓への防犯フィルムの貼付などの区が定めた箇所及び品目による防犯対策に要する費用が5,000円以上のものを助成対象とし、その２分の１（上限10,000円）を助成しています。

　また、当該助成制度を利用し設置した防犯機器について、機器の更新をする場合に、設置から７年を経過した後、その翌年度以降に再度申請を受付し、助成しています。

　なお、補助率等は、新たに設置する場合と同じです。

根 拠 法 令 等

　港区住まいの防犯対策助成事業実施要綱

事 業 開 始 時 期

　平成18年６月

＊当事業の実績表は「港区の防災危機管理」を参照

＊平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から各総合支所協働推進課へ移管

みんなとパトロール	各総合支所協働推進課 防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概　　要

「自分たちのまちの安全は自分たちで守る」という防犯意識の向上を図りながら、区民、事業者、行政等が一体となって、生活の安全確保と犯罪機会の未然防止のためのパトロールを実施しています。

内　　容

みんなとパトロールとは、以下の３つのパトロールの総称です。

（１）地域パトロール

区内の町会・自治会、商店会、各地区生活安全活動推進協議会等が独自に実施しています。地域によってはパトロール隊を組織し、パトロールを実施しています。

（２）青色防犯パトロール（業者委託パトロール）

犯罪の機会を未然に防止する目的で、民間警備会社に委託し、青色回転灯装備車両により 24 時間体制でパトロールを実施しています。車両及び徒歩により通学路の安全安心を確保する「通学路パトロール」、保育園、幼稚園、児童館、公園などを巡回する「子どもの施設巡回パトロール」、帰宅する区民等の安全を守るための「夜間パトロール」があります。

また、道路や公園などにおける安全確認、違法放置物等の報告・撤去等、看板等不法占用物件の確認・啓発業務や突発的な事件・事故対応等の業務も行っています。

（３）職員パトロール

区所有の自転車のかご部分に防犯プレートを取り付け、職員が職務で利用する際にパトロールを実施しています。

事 業 開 始 時 期

業者委託パトロール	平成 16 年２月
職員パトロール	平成 18 年８月

＊当事業の状況、詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

＊上記（２）は、平成 25 年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から各総合支所協働推進課へ移管

老人クラブの活動助成	各総合支所協働推進課 保健福祉支援部保健福祉課

目　　的

社会奉仕活動・健康を増進する活動・いきがいを高める活動などを行っている老人クラブを支援することで、高齢期の生活を豊かなものとすること及びいきいきとした高齢社会の実現をめざします。

内　　容

老人クラブを育成し、その活動を助成するため、会員数に応じた助成金を交付しています。

根 拠 法 令 等

老人福祉法
港区老人クラブ活動助成要綱
港区老人クラブ連合会補助金交付要綱

実　績　表

助成金交付クラブ数　　（単位：クラブ）

総合支所 規模別 （会員数）	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合　計
20人以上 50人以下	9	5	3	7	7	31
51人以上 100人以下	4	3	2	2	3	14
101人以上 150人以下	―	―	―	―	1	1
151人以上 200人以下	―	―	―	―	―	―
201人以上	―	―	―	―	―	―

（令和７年４月１日現在）

会員数　　（単位：人）

総 合 支 所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合　計
会　員　数	554	362	227	373	566	2,082

（令和７年４月１日現在）

※休会中の団体は含みません。

リサイクル団体助成	各総合支所協働推進課 環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所

目　的

ごみの減量及び資源の有効活用並びに環境問題に関する区民意識の高揚を目的として、区民が主体となって行う資源回収（集団回収）を支援しています。

内　容

おおむね 10 世帯以上の区民の皆様で構成する町会・自治会、PTA、管理組合などの団体が、家庭等から出る古紙（新聞・雑誌・段ボール・紙パックなど）、びん・缶・布類などの資源を分別して集め、資源回収業者に引き渡してリサイクルしています。区では、こうした集団回収活動を行う団体に対して、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等の支援をしています。

※平成 30 年７月１日から、中小企業基本法上の小規模企業者が排出する古紙（産業廃棄物を除く。）も回収対象となりました。

※令和３年度から、優良な資源回収業者の区への登録を開始しました。

※令和３年度から、資源回収量１キログラム当たり６円を支払っていた報奨金を、品目別に引上げました。（新聞・雑誌・段ボール・金属類・びん類・その他は７円、布類は 10 円、紙パック、その他再生可能紙は 20 円）

根 拠 法 令 等

港区集団回収実践団体支援要綱

実　績　表

（単位：kg）

区分＼総合支所		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合　計
紙類	新聞	151,547	107,096	101,988	291,091	280,958	932,680
	雑誌	179,776	140,284	143,373	312,201	351,945	1,127,579
	段ボール	303,234	299,802	275,047	533,108	691,298	2,102,489
	紙パック	649	906	455	1,650	1,452	5,112
	その他	2,868	966	721	13,515	3,936	22,006
	計	638,074	549,054	521,584	1,151,565	1,329,589	4,189,866
布　類		4,484	472	1,096	19,539	8,560	34,151
金属類	鉄類	7,725	5,525	7,161	10,412	25,524	56,347
	アルミ類	18,548	14,402	13,804	25,392	64,214	136,360
	その他	40	63	0	0	0	103
	計	26,313	19,990	20,965	35,804	89,738	192,810
びん類		13,961	18,100	28,804	34,535	50,965	146,365
その他		23,484	12,739	14,080	22,220	76,554	149,077
合　計		706,316	600,355	586,529	1,263,663	1,555,406	4,712,269

（令和６年度末日現在）

＊事業者や区が主体となって行う資源回収については、「港区の環境リサイクル」を参照

清掃協力会支援事業	麻布地区総合支所協働推進課 赤坂地区総合支所協働推進課 環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所

目　　的

区内のごみの減量及び適正な処理の推進を図るため、清掃協力会が行う事業に対し、補助金を交付し支援しています。

内　　容

（１）補助金交付対象団体

① 麻布清掃協力会

② 赤坂青山清掃協力会

（２）補助金交付対象事業

① ごみの減量のための普及・啓発事業

② ごみの適正な処理のための普及・啓発事業

③ その他、生活環境の向上を図る事業

根 拠 法 令 等

港区清掃協力会補助金交付要綱

＊当事業の詳細内容は「港区の環境リサイクル」を参照

みなとキャンプ村	各総合支所協働推進課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

　青少年が自然に親しむ機会と野外活動の体験をとおして、自主性・協調性・創造性を養い、団体生活のマナーを学ぶ場として開設することにより、青少年の健全育成を図ります。

内　　容

　港区青少年対策地区委員会と区の共催で実施します。

　区が夏休みの一定期間（２泊３日の２ローテーション）のキャンプ場と青少年対策地区委員会ごとの往復バスを借り上げ、同行看護師の依頼、寝具等の手配、食器・調理器具の貸出し等を行います。

　募集やプログラムは、各青少年対策地区委員会のリーダーや育成者が企画・実施し、野外炊飯、川遊び、ハイキング、キャンプファイヤーや花火など、都会では普段味わえない体験の機会を青少年に提供します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

＊平成 25 年度に子ども家庭支援部子ども家庭課（現：子ども若者支援課）から各総合支所協働推進課へ一部事務移管されました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和２年度、令和３年度及び令和４年度は中止しました。

青少年対策地区委員会活動支援	各総合支所協働推進課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

青少年対策地区委員会は区立中学校通学区域ごとに設置された任意団体で、地域における青少年対策の推進母体として地域の青少年団体との連絡調整を図り、それらの活動を援助・協力し地域の実情に応じた様々な自主事業を実施して、青少年の健全育成活動を行っています。

区は、これらの団体を支援することにより青少年の健全育成を図ります。

内　　容

（１）「組織活動補助金」及び「レベルアップ事業補助金」の交付

（２）地区委員会相互及び区（各総合支所協働推進課、子ども家庭支援部子ども若者支援課）との情報交換のため、会長会や担当者会などを開催

根 拠 法 令 等

港区青少年対策地区委員会の組織活動補助金等交付要綱

港区青少年対策地区委員会の会長の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

事 業 開 始 時 期

昭和34年11月に青少年問題協議会の下部組織として発足

昭和37年６月に青少年問題協議会から独立

昭和57年６月に青少年問題協議会の下部組織である補導連絡会と一体化

関 係 発 行 物

港区青少年対策地区委員会ハンドブック（隔年度発行）

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

＊平成 25 年度に子ども家庭支援部子ども家庭課（現：子ども若者支援課）から各総合支所協働推進課へ一部事務移管されました。

にぎわい商店街事業 （１）コミュニティ事業	各総合支所協働推進課 産業・地域振興支援部産業振興課

概　　要

地域コミュニティとの積極的な交流を図り、地域コミュニティの核となる商店街づくりのため、商店会等が行うイベント事業に対し、その経費の一部を助成します。

内　　容

商店会等が行うイベント事業に対し、区が補助金を交付します。

	補助率	補助限度額（円）
イベント事業	2／3	600 万

※１商店会等につき、１年度内２事業まで。ただし、複数商店会等による共催事業１回は、当該回数に含まないものとします。

※港区商店街振興組合連合会が運用する地域通貨アプリを利用した際に係る補助対象経費の補助率は、６分の５とします。

※防災や環境など当該補助事業者に相応しいテーマを掲げて実施する、総事業費 36 万円以下の「小規模な事業」の補助金は、補助対象経費の９分の８又は 32 万円のいずれか低い額を限度額とします。

※商店会等の若手・女性グループが小規模な事業を実施する「若手・女性支援事業」については、補助対象経費の９分の８以内の額又は 88 万８千円のいずれか低い額とします。ただし、１商店会等につき、１年度内１事業までとし、総事業費は 100 万円以下、複数商店会での共催は不可とします。

※商店会等の女性グループが小規模な事業を実施する「女性活躍推進事業」については、補助対象経費の 12 分の 11 以内の額又は 91 万６千円のいずれか低い額とします。ただし、１商店会等につき、１年度内１事業までとし、複数商店会での共催は可とします。

※法人商店街が実施するイベント事業を特別に支援する「組織活力向上支援事業」については、補助対象経費の 12 分の 11 以内の額又は補助限度額 825 万円のいずれか低い額とします。ただし、１法人商店街につき、１年度内１事業までとし、複数商店会での共催は不可とします。

※商店会等が他地域と連携して実施する「全国連携事業」については、補助対象経費の９分の８以内の額又は 88 万８千円のいずれか低い額とします。ただし、１商店会等につき、１年度内１事業までとし、他の商店会等の全国連携事業との共催は可とします。

※商店会等がこども向けに実施する「こども応援事業」については、補助対象経費の９分の８以内の額又は 88 万８千円のいずれか低い額とします。ただし、１商店会等につき、１年度内１事業までとし、他の商店会等のこども応援事業との共催は可とします。

	補助率	補助限度額（円）
商店街小規模 イベント支援事業	2／3	50 万

※1 事業につき、上限 50 万円かつ 1 商店会当たり年間上限 100 万円まで。また、100 万円の範囲内であれば申請回数の制限なしとします。

＊当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照
＊平成 25 年度から各総合支所協働推進課と産業振興課が共管

にぎわい商店街事業 （２）商店街活性化事業	各総合支所協働推進課 産業・地域振興支援部産業振興課

概　　要

商店会等が自ら計画し実施する商店街の整備及び活性化を推進する事業の経費の一部を助成することにより、事業の効果的かつ円滑な推進を図り、商店街の活性化及び自立的発展に寄与します。

内　　容

商店会等が行う商店街活性化事業に対し、区が補助金を交付します。

補助率	補助限度額（円）
2／3	1,400 万

ただし、多言語対応に要する経費については、補助対象経費の６分の５又は 833.3 万円のいずれか低い額を補助します。

国庫補助対象事業となる場合は、補助対象経費から国庫補助金を除いた額の２分の 1 又は 700 万円のいずれか低い額を補助します。

また、港区商店街連合会及び港区商店街振興組合連合会が実施する「商店街組織力強化支援事業」については、補助対象経費の 12 分の 11 又は 1,400 万円のいずれか低い額を補助します。

＊当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照
＊平成 25 年度から各総合支所協働推進課と産業振興課が共管

にぎわい商店街事業 （３）地域連携型商店街事業	各総合支所協働推進課 産業・地域振興支援部産業振興課

概　　要

地域コミュニティとの積極的な交流を図り、地域コミュニティの核となる商店街づくりのため、商店会等と地域団体等が連携して行うイベント事業に対し、その経費の一部を助成します。

内　　容

商店会等と地域団体等が実行委員会形式で行うイベント事業に対し、補助金を交付します。

	補助率	補助限度額（円）
イベント事業（新規）	4／5	400 万
イベント事業（継続）	2／3	333.3 万

※１実行委員会につき、１年度内１事業まで。なお、同一の商店会等が構成員となっている実行委員会が複数ある場合は、いずれか１つの実行委員会の補助事業のみを対象とします。

※港区商店街振興組合連合会が運用する地域通貨アプリを利用した際に係る補助対象経費の補助率は、６分の５とします。

＊当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照

にぎわい商店街事業 （４）商店街地域力向上事業	各総合支所協働推進課 産業・地域振興支援部産業振興課

概　　要

地域社会の中で商店会等が自ら住民生活を支えるための活動を行うに際し、必要な補助金を交付することにより、広く地域社会に貢献する商店街の振興を図り、中小企業の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与します。

内　　容

商店会等が行う住民生活を支えるための活動に対し、区が補助金を交付します。

	補助率	補助限度額（円）
地域社会の中で商店会等が自ら行う住民生活を支えるための活動	2／3	40 万

※1 商店会につき、1 年度内２事業まで。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の活動については令和６年３月廃止。

＊当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照

にぎわい商店街事業 （５）商店街振興アドバイザー派遣事業	各総合支所協働推進課 産業・地域振興支援部産業振興課

概　　要

地域特性と個性を生かした魅力ある商店街の形成を推進するため、専門コンサルタントが商店街を巡回し、各種相談に応じます。

内　　容

区内商店街を直接訪問し、組織概要・立地・業種構成などを把握し、商店街の問題点の抽出及び助言を行います。

※令和６年度より、原則専門派遣補助事業を活用。

＊当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照
＊平成 25 年度から各総合支所協働推進課と産業振興課が共管

猫の去勢・不妊手術補助	各総合支所協働推進課 みなと保健所生活衛生課

目　　的

適正な飼養を行うことができない猫の繁殖及び近隣被害の未然防止を図ります。

内　　容

区内にいる飼い主のいない猫に対し、去勢・不妊手術費の一部補助を実施しています。

適正な地域猫活動を啓発するための事業として「地域猫セミナー」を開催しています。

実　績　表

猫の去勢・不妊手術補助数　　（単位：匹）

総合支所	年度／区分	2	3	4	5	6
芝地区	去勢	16	3	1	1	10
	不妊手術	19	3	0	2	6
麻布地区	去勢	30	31	12	17	2
	不妊手術	39	31	16	10	13
赤坂地区	去勢	10	23	21	13	4
	不妊手術	9	29	16	13	2
高輪地区	去勢	47	11	5	10	1
	不妊手術	49	8	8	17	2
芝浦港南地区	去勢	3	6	6	1	0
	不妊手術	6	5	5	1	2
合　計	去勢	106	74	45	42	17
	不妊手術	122	76	45	43	25

（各年度末日現在）

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

動物の愛護・管理	各総合支所協働推進課 みなと保健所生活衛生課

目　　的

動物の適正飼養の普及を図ります。

内　　容

犬や猫等の飼い方等に関する苦情相談に対応しています。

所有者の判明しない犬・猫等について情報管理を行い、飼い主への返還を図ります。

動物の適正飼養を普及啓発する事業として、「犬のしつけ方セミナー」を開催しています。

実　績　表

動物の愛護・管理　　（単位：件）

年度	総合支所	苦情相談件数		
		犬	猫	その他
2	芝地区	4	33	0
	麻布地区	50	59	0
	赤坂地区	11	38	0
	高輪地区	11	37	0
	芝浦港南地区	9	8	0
3	芝地区	6	19	0
	麻布地区	41	41	0
	赤坂地区	5	40	0
	高輪地区	21	18	0
	芝浦港南地区	4	23	0
4	芝地区	11	15	0
	麻布地区	60	47	0
	赤坂地区	13	10	0
	高輪地区	25	26	0
	芝浦港南地区	9	8	0
5	芝地区	0	11	0
	麻布地区	52	30	0
	赤坂地区	6	17	0
	高輪地区	20	20	0
	芝浦港南地区	9	4	0
6	芝地区	5	9	0
	麻布地区	25	5	0
	赤坂地区	11	9	0
	高輪地区	35	6	0
	芝浦港南地区	5	2	0

（各年度末日現在）

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

公害の規制・指導［公害苦情・相談］	各総合支所協働推進課 各総合支所まちづくり課 環境リサイクル支援部環境課

公害は、区民の日常生活に悪影響を及ぼす切実な問題です。区では、苦情の申立てがあった場合、現地調査を行い、公害の発生状況等の確認を行います。その上で、必要に応じて発生源に対する指導等を行い問題の解決に努めています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照

地域環境美化・みなとタバコルール推進	各総合支所協働推進課 環境リサイクル支援部環境課

「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づき、区民をはじめ区内で活動する多くの団体や事業者との連携・協働による地域環境美化に配慮した取組や喫煙による迷惑を防止する取組を行っています。

＊当事業の詳細内容は「港区の環境リサイクル」を参照

ハクビシン等対策	各総合支所協働推進課 環境リサイクル支援部環境課

ハクビシン及びアライグマ（以下「ハクビシン等」といいます。）の家屋内侵入等による区民の生活環境被害に対応するため、東京都が策定した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、ハクビシン等の捕獲等の対策を実施しています。

＊当事業の詳細内容は「港区の環境リサイクル」を参照

まちづくり課

道路の管理［占用］	各総合支所まちづくり課

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することです。この占用には道路管理者の許可が必要です。(道路法第 32 条第 1 項)

道路は、歩行者・車両等の通行空間として、交通の用に供されることが本来の目的です。また、一方では、都市生活に不可欠な情報やエネルギーのライフラインの収容空間、災害時の避難、救助活動空間であるとともに、都市景観を創造する環境空間としての機能も併せ持っています。このように、区民の日常生活圏は、道路を基盤として形成されています。

主な占用物件としては、道路上空に添架されている、各戸に電力を供給するための電線や通信線等、建築物に取り付けられている日除け、突出看板等があります。

さらに、民有地での建築工事の際の安全確保や円滑な工事施工のための仮囲い、足場等の工作物が設置されることもあります。

一方、道路の路面下には、上下水道、電気、通信、ガス等の施設が埋設されているだけでなく、公共輸送機関である地下鉄施設も設けられています。区は、一定の基準に従い、道路管理上支障にならない範囲で占用を許可しています。

なお、限られた都市空間のなかで道路の通行空間、防災空間、環境空間としての効用を一層高めていくために、道路上空にある電線及び通信線の地中化を公益事業者と協議しながら進めています。

また、道路の通行空間としての機能を阻害している置き看板やのぼり旗などを区道上に置かないこと、道路上にイスやテーブルを出した営業活動を行わないことなど、道路の適正な利用を促進するために監察、指導しています。

○道路占用許可件数及び占用料徴収実績

年度 / 項目	4		5		6	
	許可件数	占用料(円)	許可件数	占用料(円)	許可件数	占用料(円)
企業占用	1,527	7,571,401,970	1,539	7,992,275,283	1,307	7,971,152,864
一般占用	1,732	814,249,868	1,847	810,236,694	1,677	697,821,200
計	3,259	8,385,651,838	3,386	8,802,511,977	2,984	8,668,974,064

○令和６年度　路上放置物の是正指導及び排除実績　（単位：件）

総合支所 / 種別	芝地区		麻布地区		赤坂地区		高輪地区		芝浦港南地区		合計	
	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去
工　作　物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋台･リヤカー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
置　看　板	12	0	17	0	336	0	0	0	0	0	365	0
その他物件	7	492	24	493	7	22	0	30	17	71	55	1,108
計	20	492	41	493	343	22	0	30	17	71	421	1,108

根 拠 法 令 等

道路法　港区道路占用料等徴収条例　港区特別区道路占用規則

道路の整備［歩車共存道路の整備］	各総合支所まちづくり課

道路幅員が狭く歩道の整備が困難な道路では、歩行者などの安全を確保し、通過する車両の速度を抑制するため、歩行者の通行帯のカラー舗装及び狭窄部等の設置等により、歩行者と自動車等が共存できる歩行者優先の道路整備を実施しています。

○年度別実績（整備延長）　（単位：m）

年度／種別	整　備 総延長	2	3	4	5	6
延長	4,315.0	－	－	－	－	37.0

六本木三丁目 14 番先から 15 番先まで
（令和６年度施工）

道路の整備［歩道の整備］	各総合支所まちづくり課

歩行者などの安全を確保するため、自動車と歩行者などの通行空間を分離し、快適でゆとりある歩道の新設・改良を進めています。

○年度別実績（整備延長）　（単位：m）

年度／種別	2	3	4	5	6
歩道設置	71.0	－	－	212.5	－
歩道改良	286.2	240.9	90.8	1,319.8	104.7

東麻布三丁目９番先から
三田一丁目10番先まで
（令和６年度施工）

道路の整備［遮熱性舗装・保水性舗装の推進］	各総合支所まちづくり課

都心では、コンクリートの建物やアスファルトの道路が多く、緑や水辺が少ないため、気温が郊外に比べて島（アイランド）状に高くなる「ヒートアイランド現象」が生じやすくなっています。そのため、ヒートアイランド現象を緩和するため、道路の整備にあわせ、効果の継続性が見込める「遮熱性舗装」を中心に、「保水性舗装」と併せて路面温度の低減効果が期待できる舗装整備を推進しています。

○年度別実績（整備面積）　（単位：㎡）

種別＼年度	2	3	4	5	6
遮熱性舗装	3,535	－	4,454	6,655	2,138
保水性舗装	－	－	－	－	－
合　計	3,535	－	4,454	6,655	2,138

■遮熱性舗装（概念図）

※「遮熱性舗装」とは、舗装表面に特殊な遮熱塗料を塗布し、太陽光のうち特に赤外線を反射することで、アスファルト舗装の路面温度の上昇を抑制する舗装です。

■保水性舗装（概念図）

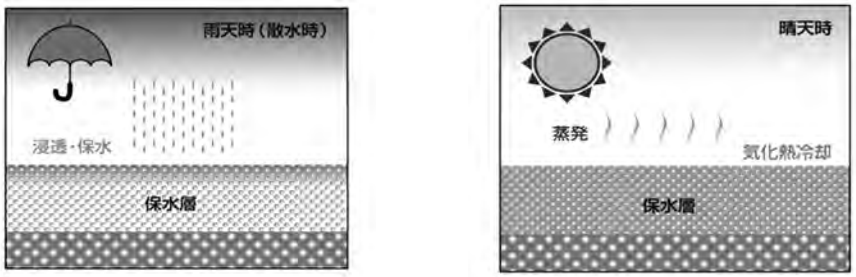

※「保水性舗装」とは、保水機能を持つブロックや、すきまの大きなアスファルトに水分を吸収する「保水材」を注入した舗装です。晴天時に保水材に蓄えられた水分が蒸発する際の気化熱により路面温度の上昇を抑制します。

道路の整備［電線類の地中化］	各総合支所まちづくり課

1　概　要

区は、都市防災機能の強化や安全・安心で快適な歩行空間の創出、美しい街並みの形成を図ることを目的として、令和４年３月に「港区無電柱化推進計画」を改定し、主に電線共同溝方式により、電線類の地中化を積極的に推進しています。

道路の構成や沿道状況等に合わせ、優先度の高い路線から区民の方々と協働し、各電線管理者と調整を図りながら、電線類の地中化事業を進めています。

2　現　状

区は、これまで一ツ木通り、大門通り、補助第７号線（二之橋からオーストラリア大使館まで）、港南二丁目、芝大門一丁目、六本木六丁目（芋洗坂）、赤坂二丁目、赤坂四丁目、虎ノ門一丁目などにおいて、地元や電線管理者等の協力を得て、電線類の地中化を実施しました。

令和６年度は、芝二丁目電線共同溝整備工事（Ⅱ期）、芝公園二丁目電線共同溝整備工事（Ⅱ期）、新橋四丁目電線共同溝整備工事（Ⅰ期）及び補助第７号線（オーストラリア大使館から桜田通り）電線共同溝整備工事（Ⅱ期）を実施しました。

令和７年度は、芝二丁目電線共同溝整備工事（Ⅲ期）、新橋四丁目電線共同溝整備工事（Ⅱ期）を予定しています。

令和６年度から令和８年度にかけて、東麻布一・二丁目電線共同溝整備工事を実施しています。

【整備前】

【整備後】

虎ノ門一丁目地区（特別区道第 1,012 号線）

道路の整備［細街路の整備］	各総合支所まちづくり課 街づくり支援部開発指導課

平成 25 年４月から道路幅員が４ｍ未満の狭い道路（細街路）の拡幅整備事業を始めました。区民の安全で安心な日常生活を支え、災害発生時にも避難路や緊急車両の進入路などとして寄与する細街路の拡幅事業を推進しています。

拡幅整備にあたっては、区に工事を依頼する方法や、自主で整備を行う方法があります。また、工事費の助成も行っています。

【施工前】

南麻布三丁目地区　【施工後】

○令和６年度　拡幅協議延長実績

種別＼総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
協議件数	6 件	9 件	8 件	13 件	0 件	36 件
拡幅延長	49.7m	98.5m	190.9m	183.0m	0m	522.1m

根 拠 法 令 等

港区細街路拡幅整備要綱

港区細街路拡幅整備要領

道路の維持［道路維持］	各総合支所まちづくり課

区民の生活に密接なつながりを持つ「区道」は、延長約 221km で、国道、都道を含めた区内の道路全体の約８割を占め、都市基盤として欠くことのできない施設です。

この区道を安全かつ快適な通行空間として常に良好な状態に保つため、直営作業や請負工事等で道路の維持補修及びその他道路構造物の修繕を行っています。

１　直営作業

区職員による直営作業は、日常的な巡視及び定期的に行う管内の巡回点検により、危険箇所等の早期発見に努めています。これらの点検結果などをもとに作業計画を作成し、路面及び側溝の補修、雨水桝の清掃、街路灯、ガードレール等の補修等を行っています。

２　請負工事・業務委託

舗装、側溝、雨水桝等の補修は、請負工事により対応しています。

また、道路上でへい死した動物（犬猫等）の処理や雨水桝のしゅんせつについては業務委託により対応しています。

実　績　表

○令和６年度　請負工事・業務委託の実績

種別＼総合支所		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
請負工事							
	舗装補修	938 ㎡	4,467 ㎡	623 ㎡	427 ㎡	5,591 ㎡	12,046 ㎡
	側溝補修	235.0m	297.3m	103.2m	44.7m	0m	680.2m
	雨水桝補修	2 か所	50 か所	10 か所	5 か所	0 か所	67 か所
業務委託							
	動物死体処理	29 匹	47 匹	59 匹	28 匹	55 匹	218 匹
	雨水桝しゅんせつ	325 か所	161 か所	60 か所	88 か所	156 か所	790 か所

道路の維持［掘削道路復旧］	各総合支所まちづくり課

1　事業の背景

道路には、日常生活を支える上下水道、電気、通信、ガス等の施設が埋設されています。これらの施設については、占用企業者による建築に伴う供給管の新設・撤去や、維持管理に伴う更新作業等が行われており、これらの作業に伴い道路の掘削工事が発生します。

2　掘削復旧

区は、道路占用許可申請を占用許可基準に照合し、審査及び許可するとともに、掘削跡の復旧までの技術的な指導と監督を行い、道路を常に良好な状態に保つことに努めています。

○令和６年度　占用企業者復旧実績

総合支所／種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
自費復旧	302 件	300 件	303 件	102 件	52 件	1,059 件
受託復旧	8 件	6 件	10 件	0 件	0 件	24 件
舗装復旧面積	19,610 ㎡	7,652 ㎡	11,280 ㎡	1,567 ㎡	2,786 ㎡	42,895 ㎡

3　自費工事

建築工事等で、道路の構造や道路附属物を区の基準に基づき一時的に、または永久的に改良等する際、道路を適切に維持管理できるよう内容を審査し、工事の承認をしています。

○令和６年度　自費工事実績

総合支所／種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
承認件数	133 件	61 件	90 件	30 件	27 件	341 件

4　沿道掘削

建築工事等で、道路端から民有地側への一定の範囲を指定した沿道区域内を掘削する場合、道路への損害を予防するために工事の指導をするとともに、道路が傷つけられた場合は原状に回復させています。

○令和６年度　沿道掘削実績

総合支所／種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
承認件数	31 件	25 件	8 件	16 件	6 件	86 件
掘削延長	1,091.9m	853.0m	410.0m	964.5m	91.0m	3,410.4m

根 拠 法 令 等

道路法

道路の維持［私道整備］	各総合支所まちづくり課

私道は、主に土地所有者が通行することを目的として設置されています。

現状においては、不特定多数の人が利用するなど、土地所有者以外の人々にとっても重要な役割を果たしています。

区は「港区私道整備に関する条例」及び「同施行規則」に基づき、舗装及び排水施設の新設・改修工事について、私道の土地所有者などから工事委託申請書を受けて、工事費（受託施工）を助成しています。

○令和６年度　実績表

総合支所 / 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
アスファルト系舗装	0㎡	7㎡	2㎡	287㎡	0㎡	296㎡
コンクリート系舗装	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡
排水施設（排水管）	0ｍ	0ｍ	0ｍ	55.5ｍ	3.5ｍ	59.0ｍ
排水施設（側溝）	0ｍ	3.0ｍ	0.6ｍ	26.2ｍ	0ｍ	29.8ｍ
排水施設（雨水桝）	0か所	1か所	1か所	4か所	0か所	6か所

高輪地区（高輪一丁目）

高輪地区（白金台四丁目）

根 拠 法 令 等

港区私道整備に関する条例　港区私道整備に関する条例施行規則

道路の維持［街路灯］	各総合支所まちづくり課 各総合支所協働推進課

街路灯（道路照明）は、夜間に道路を利用する車両や歩行者などが、安全かつ円滑に通行することを目的として設置しています。

区は、日常的な保守点検として２か月に１回程度、区の職員により夜間の巡回点検を実施して、不点対応や修繕を行っています。

耐用年数を超えた街路灯については、年度ごとに路線を選定しながら建替えなどにより機能の更新を行っています。

＜省エネルギー対策の変遷＞

平成 23 年度より、大型街路灯（水銀ランプ 200W以上を対象）に使用していた水銀ランプをセラミックメタルハライドランプへ交換することで、省エネルギー化を進めてきましたが、平成 26 年度にＬＥＤを光源とした器具仕様が東京都で定められたことから、区も現在残る水銀ランプのＬＥＤ化を順次進めており、一部地区を除き令和２年度に完了しました。

なお、小型街路灯については、平成 29 年度に約 5,000 基全てをＬＥＤ（10W未満）の器具に交換し、省エネルギー化を図りました。

町会等が管理している私道上の防犯灯については、町会等に対して、電気代等の維持管理費用を助成しています。また、新設・建替えについても工事費を補助して町会等による管理負担の軽減を図っています。

○令和６年度　実績表　（単位：基）

種別＼総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
街路灯の新設・建替え	14	7	0	9	40	70
防犯灯設置助成基数	1	6	0	0	0	7
防犯灯補助基数	190	370	481	648	69	1,758
商店街灯補助基数	104	142	46	117	0	409

根 拠 法 令 等

道路法

道路の維持［道路植栽］	各総合支所まちづくり課

1　街路樹等の植栽

街路樹、植樹帯等の道路植栽は、都市の景観形成や交通環境・生活環境を保全する機能、火災の延焼防止等の防災機能など、重要な役割を担っています。

なお、樹種については、常緑樹及び落葉樹を含めた幅広い種類の中から、季節感や景観などの観点も踏まえ、地域の方々の意向や地域特性に配慮しながら選定しています。

平成 10 年度には、街路樹の植樹ますを活用し、人通りの多い道路を花で飾る「街路樹フラワーランド事業」を始めました。

水やりなどの世話や、草花の植付けなど区民の方々の参加と協力をいただく「港区アドプト・プログラム」等も活用しながら、都会の中を四季折々の草花で彩っています。

2　道路植栽の維持管理

美観の向上や健全な育成を図るため、整枝せん定、刈込み、病虫害防除、施肥や土壌改良等の維持管理を行っています。

病虫害防除は、初期防除に努めるとともに、せん定防除を主に行うことで、薬剤散布を極力避けています。

現在、植樹してから年数が経過した街路樹が増えてきており、平成 25 年度から、３年に１度の計画で樹木医による街路樹点検を実施し、樹木の健全な育成に努めています。なお、不健全な樹木がある場合には、適切な処置を施すことによって倒木等による事故防止を図り、衰退が見られる樹木については、樹勢回復治療等しています。

○令和６年度　道路植栽管理実績

区分＼総合支所		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
街路樹等新設	高木	17 本	0 本	0 本	0 本	0 本	17 本
	中低木	178 株	530 株	0 株	0 株	116 株	824 株
	地被類	0 株	0 株	0 株	0 株	0 株	0 株
補植等整備	高木	31 本	5 本	8 本	0 本	17 本	61 本
	中低木	65 株	425 株	0 株	0 株	198 株	688 株
	地被類	0 株	0 株	81 株	0 株	0 株	81 株
街路樹等せん定		618 本	278 本	253 本	161 本	363 本	1,673 本
植樹帯等刈込み		9,793 ㎡	1,592 ㎡	2,403 ㎡	665 ㎡	5,196 ㎡	19,649 ㎡
街路樹病虫害防除		0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
街路樹植樹帯等施肥		0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
防寒（霜除け）		0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
街路樹フラワーランド整備（総数）		180 か所	15 か所	0 か所	0 か所	113 か所	308 か所

根 拠 法 令 等

道路法

道路の維持［交通安全施設・坂名標識・公衆トイレ］	各総合支所まちづくり課

1　交通安全施設

歩行者の安全確保と一般車両の円滑な通行を確保するため、交通安全施設としてガードレール及び横断抑止柵、すべり止め舗装、視覚障害者誘導用ブロック、道路標識、道路反射鏡等を設置しています。

ガードレールは、主に運転操作を誤った車両が歩道等への逸脱を防ぐ目的で、横断抑止柵は、歩行者のみだりな横断を抑制する目的で設置し歩行者を事故から守っています。

すべり止め舗装は、交差点や横断歩道の手前に滑り止め効果のある舗装を施すもので、車両のスリップによる事故の防止に効果があります。

また、視覚障害者が安全に通行できるよう横断歩道部や歩道巻込み部等に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、歩行の安全を確保しています。

道路反射鏡は、信号機のない交差点等、見通しの悪い場所に設置し、事故防止を図っています。

○令和６年度　実績表

総合支所／種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
ガードレール等の施工	158.0m	442.6m	157.8m	7.4m	479.4m	1,245.2m
すべり止め舗装の施工	89㎡	412㎡	0㎡	111㎡	0㎡	612㎡
視覚障害者誘導用ブロックの施工	8㎡	60㎡	0㎡	7㎡	133㎡	208㎡
道路標識等の施工	0本	13本	9本	2本	0本	24本
道路反射鏡の施工	0本	2本	1本	0本	0本	3本

2　坂名標識

港区は、都内で有数の坂の多い街です。

名所・旧跡にちなんだ有名な坂も多く、落語の小話の材料や芝居に取り入れられたものもあり、街を特色づける要素の一つとなっています。

区内には、名称のついている坂は約 100 か所ありますが、その中で由来が不明なもの及び坂の位置関係が不明なものを除き、昭和 47 年度から、その名の由来や歴史などを記載した「坂名標識」を 148 か所設置しています。

この事業は、地域に根ざした文化・歴史を大切にする親しみのあるまちづくりの一環として実施しています。

3　公衆トイレ

現在、公衆トイレは、区内に 30 か所設置されています。広く一般の人々が利用する施設であることから、常に清潔な状態を保ち、不快感を与えないように維持する必要があります。

公衆トイレの巡回及び点検については、器具の破損、室内の照明の不点、悪臭等に配慮しながら実施しています。

さらに、便器の洋式化、洗面器等の器具の更新及び床面コーティングによる特殊清掃を実施することで利便性の向上を図っています。

橋りょうの整備・維持	各総合支所まちづくり課

1　概　要

区が管理している道路橋は、古川に架かる橋りょうが 13 橋、運河に架かる橋りょうが 18 橋、区道を跨ぐ橋りょうが 1 橋で合計 32 橋となっています。

安全で良好な道路機能を維持し、災害時における避難路としての機能を確保するため、日常から適切な維持管理を行うとともに、５年に１回定期点検を実施することで、橋りょうの長寿命化を図っています。また、老朽化の進行状況等を踏まえ必要に応じて架替えや耐震補強工事を計画的に行っています。

なお、橋りょうの架替えにあたっては、景観アドバイザー等の意見を参考にしながら、周辺の景観等と調和したデザインとなるよう整備をしています。

2　橋りょうの整備

区は、橋りょうの耐震性の向上や老朽化対策、さらに安全・安心で快適な道路空間を確保するため、定期的な調査や点検の結果に基づき、耐震補強工事及び架替工事を計画的に進めています。

3　橋りょうの維持管理

橋りょうの機能を確保するため、定期点検を実施し、補修、塗装、舗装面の清掃などにより、維持管理しています。

平成 24 年度からは、長期にわたって橋りょうの安全性を確保するため、定期点検によって把握した損傷について劣化の予測を行い、適切な時期に必要な修繕を行う長寿命化を踏まえた「予防保全型管理」により管理しています。

○令和６年度　維持工事実績

橋りょう名	工　事　内　容
将監橋	塗替塗装
浦島橋	塗替塗装 （令和 7 年度完了予定）
霞橋	塗替塗装
御楯橋	ひび割れ補修、断面修復
竹芝橋	塗替塗装 （令和 7 年度完了予定）
二之橋	橋面補修

霞橋（工事完了後）

公園等の整備・維持［公園・児童遊園の整備］	各総合支所まちづくり課

1　公園・児童遊園の整備について

公園は、自然環境の減少、価値観の多様化、少子高齢化の進行など社会状況の変化の中で、快適な都市環境の形成に大きな役割を果たしています。また、健康体力づくりや文化・コミュニティ活動の場として、災害時の広域避難場所や地域集合場所として、さらには緩衝地帯としての役割等多くの機能を持っています。

公園の緑地の存在は、ビル及び舗装面の増加によるヒートアイランド現象の緩和にも貢献しています。

公園は、区民の世論調査でも、スポーツ施設とともに設置要望の高い施設です。

そのため、大規模な開発に合わせて公園や緑地の空間を確保したり、芝浦水再生センターや芝給水所の上部を利用して公園等を整備するなど量的な拡充に努めています。

公園・児童遊園の整備に当たっては、地域特性を踏まえながら、地域の意見を取り入れ、地域に根ざした、安全で安心に利用できる施設づくりに努めています。

また、ビオトープの確保など、自然環境と調和した公園づくりに取り組んでいます。

2　住民参画による公園づくり

公園整備における基本計画づくりは、ワークショップ方式等を採用して行っています。ワークショップ方式は、計画の初期段階から地域の住民の方々等の参画を得て、専門家等の助言を得ながら、地域のご意見を踏まえた公園の基本計画づくりを行うものです。

3　公園の整備

六本木三丁目児童遊園等整備工事

六本木三丁目児童遊園は、環境改善を目的とし、ＸＲコンテンツ等の最新技術を取り入れた「ロクサンひろば」として再整備しました。

再整備にあたっては、地域の意向や特性を反映し、地形を生かした緩やかな階段状のデザインとし、視界を遮る構造物等を極力なくし、見通しを確保しました。また、再生木材を活用したベンチ、フェンスを設置しました。

○令和５～６年度　工事概要

工事場所	港区六本木三丁目 15 番 25 号
工　　期	令和 6 年 1 月 19 日から 令和 7 年 3 月 21 日まで
工事内容	擁壁工　　1 式 排水施設工　1 式 など

六本木三丁目児童遊園
（ロクサンひろば）

公園等の整備・維持［公園・児童遊園の維持等］	各総合支所まちづくり課

1　公園・児童遊園の維持管理

区は、公園・児童遊園を日々安全で快適に利用できるよう、園内の除草、清掃、遊具点検、補修、樹木の整枝せん定、病虫害防除などにより維持管理しています。

また、利用者のニーズに沿うよう地域の特性を踏まえた魅力ある施設とするため、改修に努めています。

さらに、公園・児童遊園に草花コーナーを設け、年３～４回を目途に季節の草花を植えています。

令和６年度に維持修繕した公園・児童遊園は次表のとおりです。（一部のみ記載）

○令和６年度　維持修繕工事実績

総合支所	公園名	工事内容
芝地区	桜田公園	トイレ自動ドア装置交換
麻布地区	飯倉公園	ダスト舗装
	有栖川宮記念公園	ブランコ取替
	さくら坂公園	ゴムチップ舗装
赤坂地区	氷川公園	ロッキング遊具設置
高輪地区	高松くすのき公園	花壇造成
	三田台公園	岩瀬砂改修
芝浦港南地区	芝浦公園	バスケットコート舗装改修
	プラタナス公園	複合遊具取替
	東八ツ山公園	シーソー設置

総合支所	児童遊園名	工事内容
芝地区	三田二丁目児童遊園	防災収納ボックス取替
麻布地区	南麻布新堀児童遊園	ダスト舗装
赤坂地区	桑田記念児童遊園	すべり台マット改修
高輪地区	白金台どんぐり児童遊園	真砂土舗装
	三光児童遊園	防球ネット建替
芝浦港南地区	船路橋児童遊園	リンク遊具設置、照明 LED 化

プラタナス公園
複合遊具取替

船路橋児童遊園
リンク遊具設置

２　公園・児童遊園の占用・使用許可

公園は、公衆の利用を前提として公開された区域です。そのため、一般の利用目的以外に必要最小限の範囲内で、公益的な工作物の設置の占用又は地域住民のレクリエーション行事や撮影等を一時的に認めています。

児童遊園は、規模が小さいことから、原則的に地域的な行事以外の目的外使用を制限しています。

○令和６年度　公園・児童遊園の占用・使用許可件数　（単位：件）

種別＼総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
公園占用・使用許可	195	332	68	86	74	755
児童遊園等使用許可	12	26	9	94	5	146

３　公園の行事（旧乃木邸一般公開）

旧乃木邸は、故乃木希典（陸軍大将、学習院長）の邸跡で、乃木大将の遺言により東京市に寄贈され、大正２年４月から東京市が一般公開を始めました。

昭和 25 年 10 月に港区に移管されてからは、乃木大将の命日にあわせて、毎年９月 12 日・13 日の両日に邸宅内部を一般に公開しています。令和６年度については、５月、９月、11 月のうち７日間の公開を行いました。

○旧乃木邸入場者数　（単位：人）

年度	4	5	6
入場者数	1,705	2,247	1,885

４　指定管理者による管理・運営

多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や、効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理を包括的に代行させる指定管理者制度を導入し、公園・児童遊園の管理・運営を行っています。

根 拠 法 令 等

都市公園法
港区立公園条例
港区立公園条例施行規則
港区立上下水道施設上部利用公園条例
港区立上下水道施設上部利用公園条例施行規則
港区立児童遊園条例
港区立児童遊園条例施行規則

公園等の整備・維持［緑地の整備・維持］	各総合支所まちづくり課

１　概　要

人と緑の関わりを取戻し、緑豊かな魅力ある生活環境を創り出すため、昭和 63 年３月に「港区緑地管理要綱」を制定し、現在 45 か所の緑地を管理しています。

今後も、運河の護岸整備や開発等に伴い区に提供される緑地を整備、開放していきます。

２　緑地の維持管理

緑地を日々安全で快適に利用できるよう、植込地等のせん定や刈込み、清掃や施設の補修などにより、維持管理しています。

令和６年度に維持修繕した緑地は、次表のとおりです。

○令和６年度　維持修繕工事実績

総合支所	緑地名	工事内容
麻布地区	元麻布三丁目第二緑地	水飲み、浸透桝設置等
芝浦港南地区	芝浦運河沿緑地	照明 LED 化
	新芝北運河沿緑地	照明 LED 化
	新芝運河沿緑地	ウッドデッキ取替、スロープ手摺塗装、ベンチ座面取替、灯具取替
	高浜運河沿緑地	パーゴラ改修、ベンチ座面取替、照明 LED 化

新芝運河沿緑地
ウッドデッキ取替

高浜運河沿緑地
パーゴラ改修

根 拠 法 令 等

港区緑地管理要綱

公園等の整備・維持［遊び場の整備・維持］	各総合支所まちづくり課

1　遊び場（遊休地等の一時開放）

港区遊び場対策本部が港区遊び場の設置基準等に基づき、遊休地や寺社境内などに設置した子どもの遊び場を区立児童遊園に準じて整備し、維持管理をしながら開放しています。

2　遊び場の維持管理

子どもたちが、日々安全で快適に利用できるよう、遊具の点検、施設の補修及び改修工事を実施しています。

令和６年度に維持修繕した遊び場は、次表のとおりです。

○令和６年度　維持修繕工事実績

総合支所	遊び場名	工事内容
麻布地区	永坂上遊び場	簡易舗装
	久国神社境内遊び場	遊具取替
高輪地区	白金台三丁目遊び場	砂場柵補修
芝浦港南地区	夕凪橋際遊び場	時計設置
	港南三丁目遊び場	じゃぶじゃぶ池用ろ過装置取替、 水飲み取替

夕凪橋際遊び場
時計設置

港南三丁目遊び場
水飲み取替

子どもの遊び場づくり事業［プレーパーク事業］	各総合支所まちづくり課 街づくり支援部土木課

１　目　　的

子どもがのびのびと思い切り遊べるように禁止事項をできるだけ少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、自然の中で子どもがやりたいことを自分自身の手で実現することを目的としています。

２　内　　容

プレーパーク事業は、平成23年度に、高輪森の公園、プラタナス公園で開始しました。

プレーパーク事業を実施するには、運営を担う住民組織と支援する区とのお互いのパートナーシップが不可欠です。

今後、区は実施場所や実施回数を増やしながら、意見交換会や指定管理者が実施する事業をとおして、住民組織による運営を目指すとともに、運営を担う新たな住民組織などの地域団体を発掘し、５地区での展開を目指します。

３　実　　績

年度	地区	回数	場所	回数内訳
4	麻布地区	0回	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	
	高輪地区	186回	高輪森の公園【164回】 亀塚公園【22回】	6回（4月）、10回（8月） 12回（1月）、15回（7月、3月） 17回（5月、12月） 18回（9月、2月） 19回（6月、10月） 20回（11月）
	芝浦港南地区	25回	港南三丁目遊び場	毎月開催　計25回
5	麻布地区	4回	有栖川宮記念公園	2回（2月、3月）
	高輪地区	198回	高輪森の公園【167回】 亀塚公園【31回】	10回（8月）、13回（4月） 14回（3月）、15回（7月） 16回（1月）、17回（9月、2月） 18回（5月） 19回（6月、11月） 20回（10月、12月）
	芝浦港南地区	25回	港南三丁目遊び場	毎月開催　計25回
6	麻布地区	4回	有栖川宮記念公園	1回（10月、12月、2月、3月）
	高輪地区	211回	高輪森の公園【171回】 亀塚公園【40回】	14回（8月）、15回（9月） 16回（4月） 17回（7月、11月、1月、3月） 18回（2月、5月） 20回（10月） 21回（6月、12月）
	芝浦港南地区	28回	港南三丁目遊び場	毎月開催　計28回

事 業 開 始 時 期

平成23年度

子どもの遊び場づくり事業［あそびのきち事業］	各総合支所まちづくり課 街づくり支援部土木課

１　目　　的

子どもたちの健やかな成長と保護者の在宅子育てを支援するため、０歳から未就学の子どもたちとその保護者が一緒に自由に、主体的に、安全な外遊びを続けることができるようにすることを目的とします。

２　内　　容

０歳から未就学の子どもたちとその保護者を対象とし、どんぐり遊びなどの自然遊びを通じて、親子が一緒に自由で安全な外遊びを楽しめるあそび場づくりを行います。

３　実　　績

年度	回数	場所	回数内訳
令和３年度	39 回	亀塚公園	4 月　0 回　10 月　6 回 5 月　1 回　11 月　6 回 6 月　3 回　12 月　5 回 7 月　2 回　1 月　2 回 8 月　0 回　2 月　4 回 9 月　6 回　3 月　4 回
令和４年度	40 回	亀塚公園	4 月　4 回　10 月　4 回 5 月　3 回　11 月　3 回 6 月　5 回　12 月　4 回 7 月　3 回　1 月　3 回 8 月　0 回　2 月　3 回 9 月　5 回　3 月　3 回
令和５年度	40 回	亀塚公園	4 月　4 回　10 月　4 回 5 月　3 回　11 月　4 回 6 月　5 回　12 月　3 回 7 月　2 回　1 月　3 回 8 月　0 回　2 月　5 回 9 月　4 回　3 月　3 回
令和６年度	40 回	亀塚公園	4 月　3 回　10 月　5 回 5 月　4 回　11 月　4 回 6 月　4 回　12 月　3 回 7 月　3 回　1 月　4 回 8 月　0 回　2 月　4 回 9 月　4 回　3 月　2 回

事 業 開 始 時 期

令和３年度

河川等の管理	各総合支所まちづくり課

1　河川

昭和 40 年に現行の河川法が施行され、洪水、高潮等における災害発生の防止、適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、総合的な管理を行うことになりました。

区は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき古川と汐留川を管理しています。

護岸の日常点検や維持修繕を行うとともに、河床については、正常な流れの確保と増水時の対策として流路整正を行っています。

○河川の占用許可件数　（単位：件）

年　度	3	4	5	6
占用許可	180	173	178	177

2　排水施設

旧海岸線に走るＪＲ線を横断する区道は、汐留、海岸、芝浦、港南地区とＪＲ山手線内側地区を結ぶ重要な道路ですが、いくつかの区道は線路の下を通り、周辺の土地より低いため、台風や集中豪雨の際は道路冠水を起こすおそれがあります。このうち、高輪地区と芝浦港南地区を結ぶ特別区道第 241 号線では、道路として常に良好な状態を保つために、ポンプによる排水施設を設けています。

3　法定外公共物

道路法、河川法、下水道法などの適用を受けない通路や水路などの公共施設を「法定外公共物」と呼んでいます。区は、「港区法定外公共物管理条例」に基づき管理しています。

水路については、雨水などの排水施設として従来その役割を担ってきましたが、下水道の整備が進むにつれて排水施設としての効用は薄れ、多くは道路の中に取り込まれて、一般の交通に供されている場所が多くなっています。

現在、上下水道、ガス管、電柱などの公益事業用施設や建築工事用の一時的な使用として、必要と認められるものに限り使用を許可しています。

○令和６年度　使用許可件数　（単位：件）

総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
許可件数	19	42	42	56	0	159

根 拠 法 令 等

河川法

港区法定外公共物管理条例

港区法定外公共物管理条例施行規則

水防［水防計画］	各総合支所まちづくり課 街づくり支援部土木課 防災危機管理室防災課

1　概　要

近年多発する集中豪雨や大型台風等を原因とする内水氾濫や河川の洪水等による道路の冠水や浸水等の被害に対し、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、消防等関係機関との連携を密にして水防活動を実施しています。

2　水防組織

・防災危機管理室（防災課）は、区民の避難に関する情報の収集や提供を行います。
・街づくり支援部及び各総合支所まちづくり課は、水防作業を行うとともに、被害に関する情報を収集します。
・各総合支所管理課は、区民の自主避難施設の開設や運営、また、各総合支所内の態勢を取りまとめます。
・各総合支所協働推進課及び区民課は、状況により管理課及びまちづくり課を応援します。

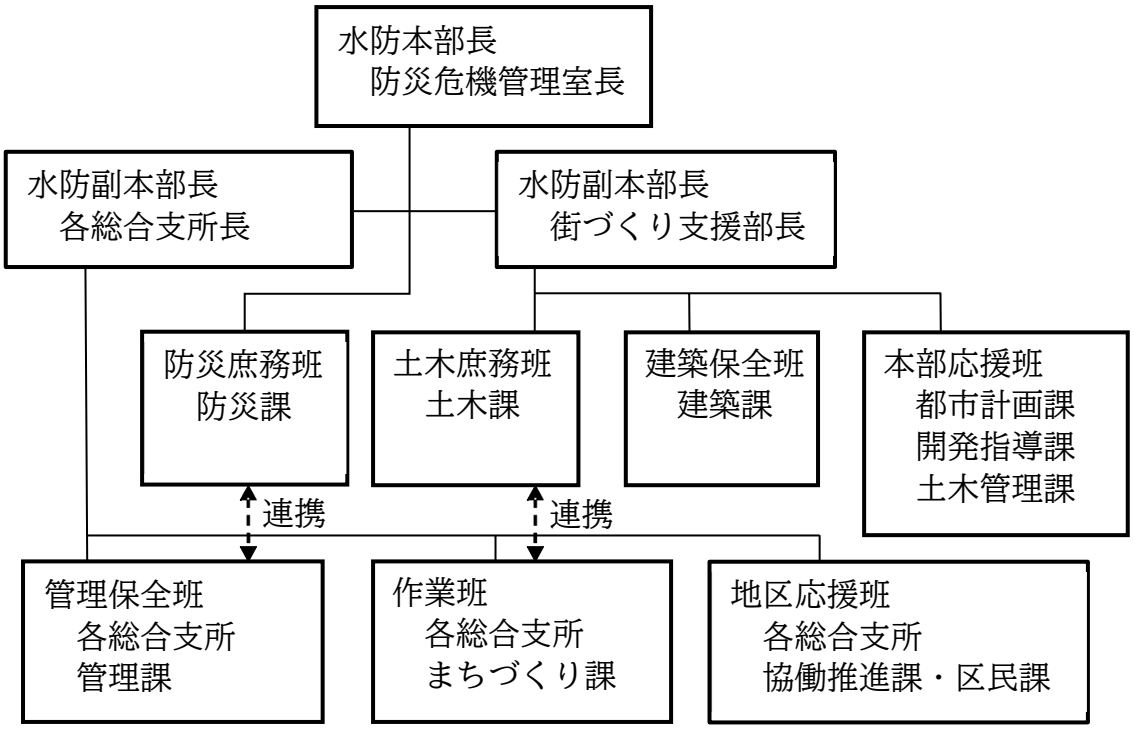

3　水防態勢

水防本部長は、区が分担する水防活動に万全を期するため、状況に応じて次の態勢を指示します。

種　　類		基　準　及　び　内　容
情報確認態勢		各水防要員が気象情報等の情報を収集し、連絡態勢への移行の準備をする態勢
情報連絡態勢		気象情報の注意報が発せられ、態勢の必要性を認めたとき。主として情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて配備態勢の指示連絡が行える態勢
警戒配備態勢		気象情報の注意報又は警報が発令中であっても、水防活動の必要性が少ないとき。主として観測警戒等を行える態勢
水防本部	第１次 非常配備態勢	気象情報の警報が発せられ、水害が発生するおそれがあるとき。その水害に直ちに対応できる態勢
	第２次 非常配備態勢	かなりの水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。その水害に直ちに対応できる態勢
	第３次 非常配備態勢	区内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。全員で対応できる態勢

4　水防備蓄資器材

水防に必要な水防備蓄資器材は、各総合支所まちづくり課の倉庫に保管され、水防態勢に入れば、直ちに使用できるようになっています。

○水防備蓄資器材保管状況

管内 品名	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	計
土　の　う	5,000 袋	1,500 袋	1,000 袋	1,000 袋	800 袋	9,300 袋
土のう留ぐい	400 本	100 本	50 本	53 本	40 本	643 本
トラロープ	500m	100m	100m	100m	100m	900m
シ ョ ベ ル	230 丁	30 丁	30 丁	30 丁	30 丁	350 丁
ツ ル ハ シ	110 丁	11 丁	10 丁	7 丁	9 丁	147 丁
カ　ケ　ヤ	120 本	10 本	10 本	10 本	10 本	160 本
カ マ ノ コ	65 丁	5 丁	5 丁	5 丁	9 丁	89 丁
ナ　　タ	45 本	3 本	5 本	5 本	5 本	63 本
ブルーシート	30 枚	3 枚	5 枚	3 枚	4 枚	45 枚
軽 量 鋼 板	48 枚	—	—	—	—	48 枚
鉄　　線	20kg	30kg	10kg	10kg	20kg	90kg
ペ　ン　チ	30 丁	3 丁	5 丁	5 丁	5 丁	48 丁
一　輪　車	14 台	4 台	5 台	3 台	4 台	30 台

（令和７年４月１日現在）

港区アドプト・プログラム	各総合支所まちづくり課

１　目　　的

「港区アドプト・プログラム」は、地域の方々が区と協働し、道路・公園等の緑化活動、清掃活動等を通して、道路・公園等が地域コミュニティの場となるなど、より快適でうるおいのある魅力的なまちづくりを推進することを目的としています。

※アドプトとは、「養子にする」という意味で、地域の方々が「里親」となり、区の道路・公園等をいわば自分たちの養子（アドプト）として清掃をしたり、花を植えたり、愛し育てていくボランティア活動です。

２　内　　容

参加団体は、区と協定を結び、道路・公園等の清掃活動、街路樹桝や公園等の花壇への花植え、手入れ等の様々な活動を行っています。区は、清掃用具や花壇管理に必要な用具の貸出し、草花等の提供及び活動中の事故に備えての保険加入等の支援をしています。また、港区のホームページへの掲載やサインボードの設置により、アドプト活動のＰＲを行っています。

平成 14 年度から始まり、毎年参加団体数も増加し、現在は 154 の団体が活動を行っています。

３　事 業 開 始 年 月

平成 14 年６月 25 日

４　事 業 の 状 況

○登録団体数　　（単位：団体）

総合支所／区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
道　路	27	8	9	9	33	86
公　園　等	14	7	5	16	26	68
合　計	41	15	14	25	59	154

（令和７年４月１日現在）

※「公園等」の団体数のうち麻布地区の２団体、赤坂地区の４団体、芝浦港南地区の４団体は、公園等内での活動に加え、道路での活動も行っています。

根 拠 法 令 等

港区アドプト・プログラム実施要領

緑化推進［みどりの保護］	各総合支所まちづくり課 環境リサイクル支援部環境課

1　保護樹木・樹林等の指定と補助

港区みどりを守る条例に基づき、区内にある樹木・樹林を守り、いつまでも健全に育てていくため、区の基準に該当する民間所有の樹木・樹林を所有者や管理者からの申請に基づき調査の上、保護樹木・樹林として指定しています。

保護樹木・樹林については、標識を設置し、維持管理に要する費用の一部を補助しています。また、樹木の倒木・枝折れなど偶発的な事故により、第三者に損害を与えた場合、所有者等の負担を軽減するため区が所有者等に代わり賠償保険に加入しています。

さらに、区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木・樹林について、特別保護樹木・樹林として指定するための基準を設けています。

2　樹木の引き取り・あっせん（グリーンバンク）（令和３年３月終了）

区民が大切に守り育てていた樹木を、引越や建物の増改築等に伴い伐採しなければならなくなった場合に、区民からの申請を受けて区が移植可能かどうか等を判定し、区有地（桜田公園内）に引き取ります。

また、引き取った樹木を希望する区民にあっせんし、活用を図っています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照

緑化推進［みどりの育成］	各総合支所まちづくり課 環境リサイクル支援部環境課

屋上等緑化の助成

都市環境の改善や生活環境の向上を図り、自然との共生都市の実現に資することを目的に、区内の民間建築物の屋上、壁面に新たな緑化をする建築物所有者に対し、経費の一部を助成しています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照

緑化推進［みどりの普及・啓発］	各総合支所まちづくり課 環境リサイクル支援部環境課

緑の重要性について、広く区民の理解と認識を高めるために、港区ホームページ等を通じて緑化意識の普及・啓発に努めるとともに、区民が行うみどりの普及・啓発活動への支援を行っています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照

緑化推進［ビオトープづくりの推進］	各総合支所まちづくり課 環境リサイクル支援部環境課

公園や児童遊園などの新設改良に合わせ、小鳥や昆虫など身近な生きものがすめる空間（ビオトープ）を確保し、地域の生物多様性の保全・再生の拠点づくりを進めています。

これらのビオトープは、身近な公園等で自然を感じ、自然体験を通して生物多様性を理解するために作られたもので、各総合支所及び指定管理者が維持管理しています。

設置場所	箇所数	設置場所	箇所数
芝公園	1か所	白金台どんぐり児童遊園	1か所
元麻布三丁目緑地	1か所	芝浦中央公園	2か所
亀塚公園	1か所	芝浦公園	1か所
高輪森の公園	1か所	杜の公園	1か所
高松くすのき公園	1か所	港南緑水公園	1か所

（令和7年4月1日現在）

芝地区のまちづくり ［環状第二号線新橋・虎ノ門地区］	芝地区総合支所まちづくり課 街づくり支援部都市計画課 街づくり支援部街づくり推進担当

環状第２号線は、東京都の道路事業及び再開発事業として、平成 26 年３月に新橋・虎ノ門間の地上部道路（通称：新虎通り）、地下トンネルが暫定開通しました。

令和４年 12 月に新橋・築地間が整備され、全線開通しました。

環状第二号線沿道新橋地区（面積約 8.4 ヘクタール）では、次世代の東京を象徴するシンボルストリートの形成に向けて、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づき、平成 25 年３月に「街並み再生方針」を策定し、令和４年 10 月には歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）の指定を受けています。

＊当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照

地区まちづくりに係る支援制度	各総合支所まちづくり課 街づくり支援部都市計画課 街づくり支援部開発指導課

１　まちづくり相談

住民の発意によるまちづくりを支援するため、まちづくりに関する情報提供や相談・調整を行っています。

２　まちづくりコンサルタント派遣

あらかじめ区に登録しているコンサルタント（都市計画・建築設計・不動産・税等の専門家）を講演会や研究会等の講師、計画立案のアドバイザー等として派遣する制度です。

区民を含むグループが自主的なまちづくりを目指し、まちづくり活動を行う場合に派遣します。

３　まちづくり活動助成

区民参画によるまちづくりの推進を図るため、平成 20 年度から、「港区まちづくり条例」に基づき、区民が主体となって行う地域のまちづくり活動に対して、まちづくりの段階に応じ助成しています。

※対象者　まちづくり組織（「港区まちづくり条例」に基づく登録団体）

＊当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照

屋外広告物	各総合支所まちづくり課

屋外広告物について、まちの良好な景観を形成し、風致を維持し、広告物の倒壊等を防止するために、区は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により「東京都屋外広告物条例」に基づいて指導、許可等を行っています。

違反広告物の是正指導について、各総合支所における監察業務の業者委託により、路上にある貼り紙等違反広告物の簡易除却を強化したことによる効果も表れ、簡易除却件数は減少傾向にあります。

また、区から委嘱した地域の方々の「道路美化協力員制度」によるボランティア活動や、警察署、関係企業、地元町会などの協力のもとで「共同除却」を実施するなど、道路上の違反広告物の排除活動を強化しています。

○令和６年度　許可実績

種別＼総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
広　告　塔						
許可件数	29	9	3	1	2	44
申請手数料(円)	2,440,760	837,200	74,060	61,180	16,100	3,429,300
広　告　板						
許可件数	403	176	273	68	94	1,014
申請手数料(円)	12,487,160	5,863,620	8,497,580	2,311,960	3,281,180	32,441,500
電柱・街路灯柱利用						
許可件数（許可枚数）	6（3,062枚）	5（449枚）	16（259枚）	0	0	27（3,770枚）
申請手数料(円)	949,220	136,090	110,050	0	0	1,195,360
標 識 柱 利 用						
許可件数（許可枚数）	1（592枚）	0	0	0	0	1（592枚）
申請手数料(円)	124,320	0	0	0	0	124,320
そ　の　他						
許可件数	8	6	31	0	56	101
申請手数料(円)	83,900	204,400	492,600	0	1,051,050	1,831,950
支 所 別 合 計						
許可件数	447	196	323	69	152	1,187
申請手数料(円)	16,085,360	7,041,310	9,174,290	2,373,140	4,348,330	39,022,430

○令和６年度　違反広告物　是正指導実績　（単位：件）

種別＼総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
是正指導件数	144	14	2	33	17	210

根 拠 法 令 等

東京都屋外広告物条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

放置自転車対策	各総合支所まちづくり課 街づくり支援部地域交通課

1　事業の概要

自転車は、通勤、通学、買い物等のための身近な近距離交通手段として幅広い年齢層に利用されています。

誰にでも手軽に利用することができ、しかも無公害、省エネルギーの優れた乗り物として時代のニーズにマッチし、今後その利用はますます増大することが予想されます。

しかし、自転車利用の増大は、同時に駅周辺における自転車の大量放置により様々な問題を引き起こしています。

令和６年 10 月末現在で、639 台の自転車等が区内の駅周辺に放置されています。

これらは、歩行者環境を悪化させ、消防車や救急車などの緊急車両の活動を阻害するだけでなく、公共の場としての機能や都市景観を著しく損なわせるなど、深刻な弊害を生じさせています。

この対策として、以下の３つを柱とし、交通体系の中でバランスよく実施することが重要です。

（１）　放置自転車等の抑制
（２）　自転車利用者に「短い距離は歩く」等の日常的な啓発活動
（３）　自転車等駐車場の整備

2　警告及び撤去活動

各駅周辺、道路上の放置自転車等への警告及び撤去を随時実施しました。

3　啓発活動

区民、在勤者、在学者に放置防止を啓発するため、各警察署、道路管理者等関係機関と協力し、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を令和６年 10 月 22 日から 10 月 31 日まで実施しました。

広報みなとによるお知らせ、ポスター掲示を行うとともに、自転車等利用者への啓発活動、放置自転車への警告、撤去活動を強化しました。

4　自転車等駐車場の設置義務

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例により、集客施設に自転車等駐車場を設けるよう義務付けています。

令和６年度における設置義務に関する新設の届出件数は 13 件、設置予定台数は 1,382 台です。

5　放置自転車リサイクル事業

平成 13 年 10 月から、保管期限を過ぎた撤去自転車を（公社）港区シルバー人材センターで整備・リサイクルをすることで、資源の有効活用を図っています。

令和６年度は保管期限が過ぎた撤去自転車 338 台を無償譲渡し、266 台を販売しました。

６　自転車等駐車場の整備

自転車等駐車場には、区が条例で設置した本格的な「自転車等駐車場」と、それを設置するまでの間の緊急対策として整備した「暫定自転車等駐車場」、駅周辺の遊休地を暫定利用した「暫定自転車等置場」があります。また、区は、開発の機会を捉え、開発事業者などに「民設民営自転車等駐車場」の整備を誘導しています。

区が条例で設置した自転車等駐車場 12 施設については、指定管理者制度を導入し、運営しています。

根 拠 法 令 等

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例
港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則
港区放置自転車リサイクル事業実施要綱

条例に基づく自転車等の撤去・返還・処分の流れ図

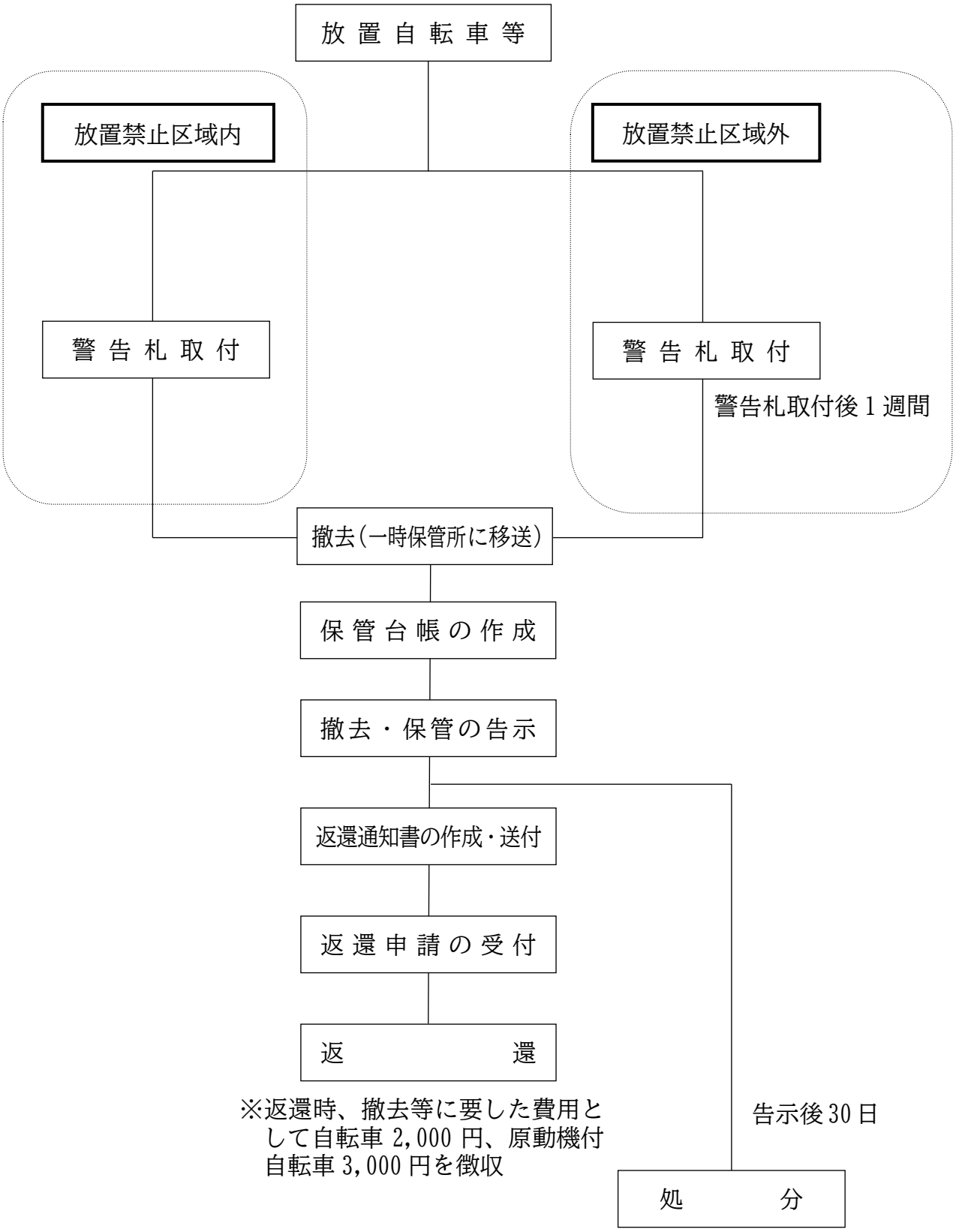

令和６年度　自転車等駅前乗入台数調査

（単位：台）

	駅名	路線名	放置台数					駐車場･置場内台数				
			自転車	バイク			計	自転車	バイク			計
				原付	特定小型原付	自動二輪			原付	特定小型原付	自動二輪	
1	新橋	ＪＲ山手線・地下鉄銀座線・浅草線・ゆりかもめ	38	2	0	3	43	206	0	0	0	206
2	浜松町	ＪＲ山手線・東京モノレール	1	0	0	0	1	113	22	0	0	135
3	田町駅東口	ＪＲ山手線	18	0	0	1	19	549	27	0	0	576
4	田町駅西口・三田	ＪＲ山手線・地下鉄三田線・浅草線	13	1	0	1	15	202	8	0	0	210
5	品川駅港南口	ＪＲ山手線	9	0	0	1	10	818	20	0	0	838
6	品川駅高輪口	ＪＲ山手線・京浜急行線	4	0	0	0	4	36	8	0	0	44
7	芝公園	地下鉄三田線	2	0	0	1	3	50	0	0	0	50
8	御成門	地下鉄三田線	25	0	0	0	25					
9	内幸町	地下鉄三田線	8	1	0	1	10					
10	大門	地下鉄浅草線・大江戸線	4	0	0	0	4					
11	泉岳寺	地下鉄浅草線	14	1	0	0	15					
12	高輪台	地下鉄浅草線	13	0	0	0	13					
13	神谷町	地下鉄日比谷線	10	2	0	2	14					
14	六本木	地下鉄日比谷線・大江戸線	28	0	0	0	28	183	0	0	0	183
15	広尾	地下鉄日比谷線	6	0	0	0	6	95	0	0	0	95
16	虎ノ門	地下鉄銀座線	18	0	0	1	19					
17	赤坂見附	地下鉄銀座線・丸ノ内線	8	1	0	0	9	73	3	0	44	120
18	青山一丁目	地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線	8	0	0	0	8	110	0	0	0	110
19	外苑前	地下鉄銀座線	138	0	0	0	138					
20	赤坂	地下鉄千代田線	9	1	0	1	11	19	2	0	1	22
21	乃木坂	地下鉄千代田線	25	0	0	0	25	87	0	0	0	87
22	表参道	地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線	25	0	1	0	26					
23	汐留	地下鉄大江戸線・ゆりかもめ	10	1	0	3	14					
24	芝浦ふ頭	ゆりかもめ	0	0	0	0	0	33	0	0	0	33
25	日の出	ゆりかもめ	16	0	0	6	22					
26	竹芝	ゆりかもめ	13	0	0	0	13					
27	お台場海浜公園	ゆりかもめ	0	0	0	0	0	47	4	0	0	51
28	台場	ゆりかもめ	1	0	0	0	1					
29	溜池山王	地下鉄銀座線・南北線	7	0	0	0	7					
30	麻布十番	地下鉄南北線・大江戸線	18	0	0	0	18	185	12	0	0	197
31	六本木一丁目	地下鉄南北線	32	2	0	1	35					
32	白金高輪	地下鉄南北線・三田線	15	2	0	2	19	164	0	0	0	164
33	白金台	地下鉄南北線・三田線	1	1	0	0	2	153	0	0	0	153
34	赤羽橋	地下鉄大江戸線	16	0	0	0	16					
35	虎ノ門ヒルズ	地下鉄日比谷線	45	0	0	1	46					
36	高輪ゲートウェイ	ＪＲ山手線	0	0	0	0	0	30	0	0	0	30
	合計		598	15	1	25	639	3,153	106	0	45	3,304

（令和６年10月31日現在）

○ 年度別駅前放置自転車の推移　　（単位：台）

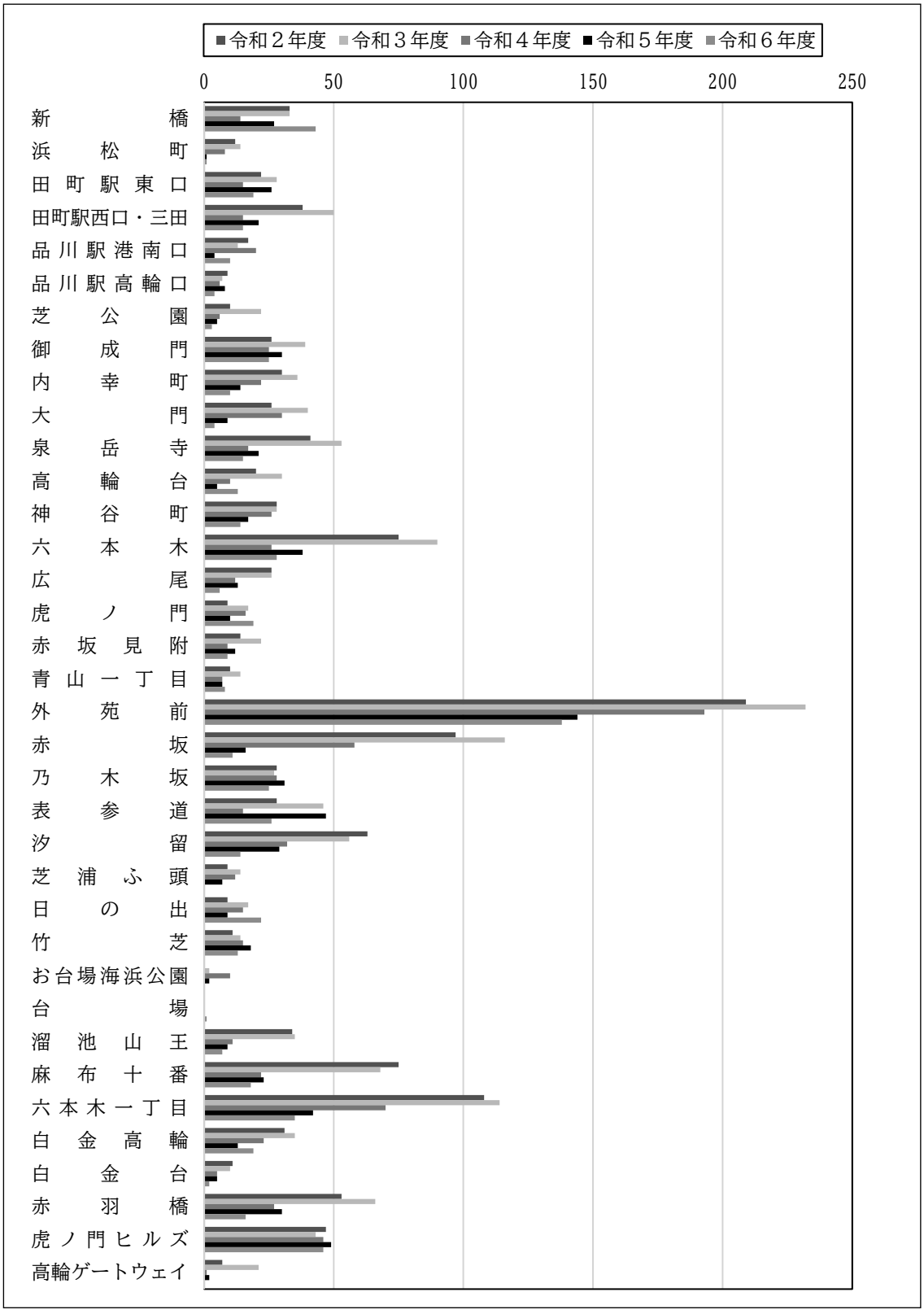

（各年度 10 月 31 日現在）

（単位：台）

年度	2	3	4	5	6
自転車等駐車場利用台数	232,258	251,214	273,502	304,159	304,749

（各年度末日現在）

（単位：台）

年度	2	3	4	5	6
撤去自転車等返還台数	2,381	2,434	4,125	4,923	4,789

（各年度末日現在）

○年度別乗り入れ自転車等総数　（単位：台）

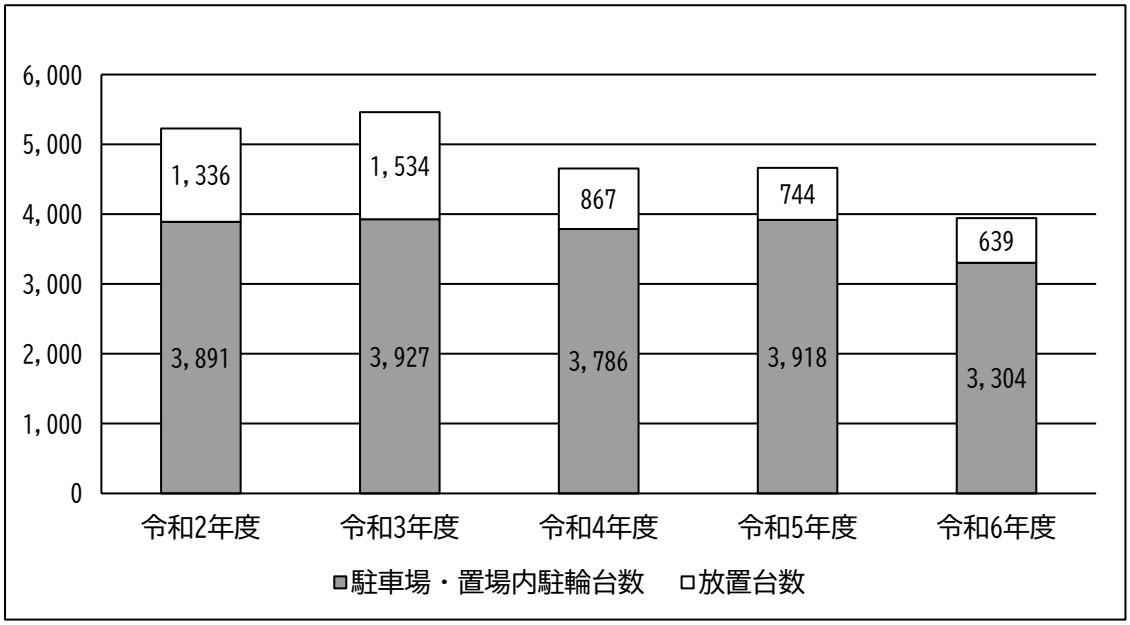

（各年度 10 月 31 日現在）

○年度別放置自転車等撤去等実績　（単位：台）

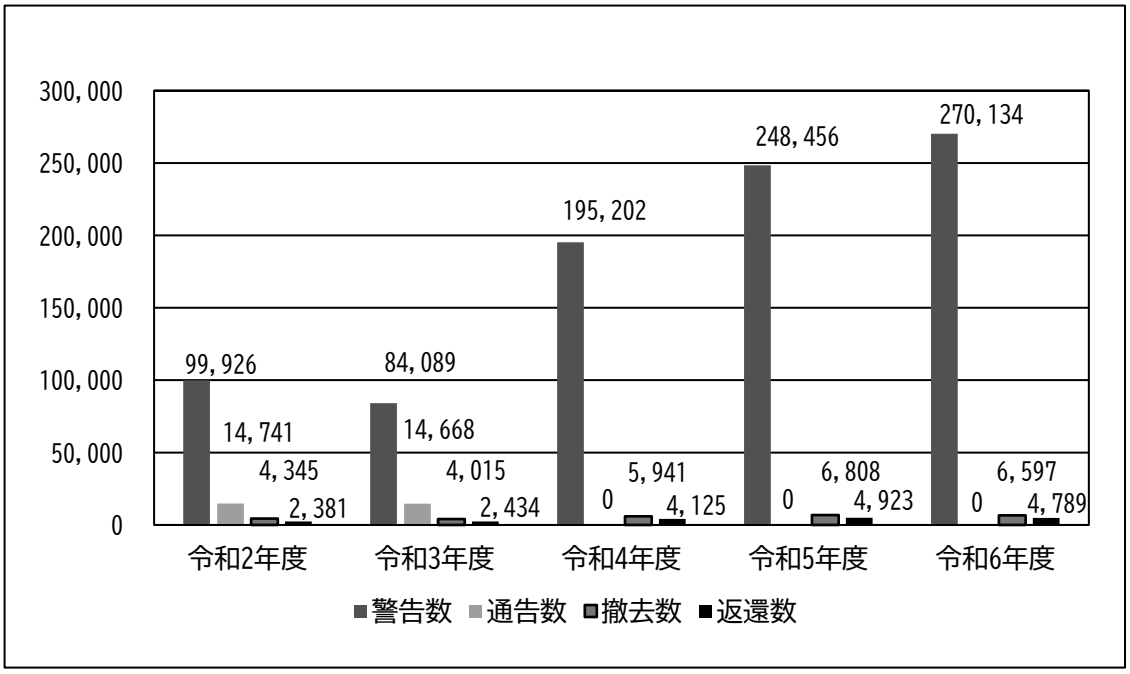

（各年度末日現在）

※令和４年度から警告札により撤去を通告

あき地の適正管理	各総合支所まちづくり課

1 目　　的

「あき地の管理の適正化に関する条例」に基づき、適正管理の指導を行います。

2 内　　容

あき地の適正管理における苦情・相談に対応します。

3 根拠法令等

あき地の管理の適正化に関する条例

4 事業開始時期

昭和 40 年４月

5 事業の状況

○苦情・相談件数　　（単位：件）

年度／総合支所	2	3	4	5	6
芝地区	0	0	1	0	0
麻布地区	1	2	3	5	2
赤坂地区	1	3	3	2	3
高輪地区	4	3	5	5	4
芝浦港南地区	0	0	0	0	0
合　計	6	8	12	12	9

（各年度末日現在）

区　　民　　課

住民基本台帳諸届	各総合支所区民課

概　　要

住民基本台帳法に基づく各種届出の受理

内　　容

住民の居住関係に関する公証事務、その他住民の住所に関する基礎情報に資するため、住所や世帯構成等の諸届の受付、審査、記載、通知を行います。また、戸籍の変更等が生じた場合は、通知に基づき住民票の記載や修正を行います。

根 拠 法 令 等

住民基本台帳法及び同施行令

事 業 開 始 時 期

昭和 42 年

実　績　表

◎住民登録世帯及び人口（台場分室の世帯と人口は、芝浦港南地区の内数）

（各年度末日現在、単位：上段－世帯、下段－人）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	（台場分室）	合　計
2	26,174	36,129	21,596	33,771	29,163	(2,513)	146,833
	41,631	61,003	37,491	61,492	57,204	(5,578)	258,821
3	26,355	35,822	21,755	33,893	29,584	(2,499)	147,409
	41,672	60,335	37,572	61,621	57,583	(5,506)	258,783
4	27,004	36,521	22,164	35,040	30,529	(2,611)	151,258
	42,493	61,129	38,118	63,330	58,900	(5,612)	263,970
5	27,405	36,535	22,137	36,261	31,170	(2,544)	153,508
	42,886	61,042	38,086	65,391	59,845	(5,502)	267,250
6	27,791	36,971	22,305	36,389	31,358	(2,579)	154,814
	43,455	61,354	38,234	65,702	60,038	(5,525)	268,783

◎各種届出受付件数

令和２年度　　（単位：件）

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生	死亡	帰化	職権記載	その他
芝地区	7,627	2,178	6,511	419	861	1,321	39	5,506	180
麻布地区	3,785	2,231	4,097	316	419	66	8	1,001	122
赤坂地区	2,222	1,033	2,426	172	269	99	6	646	47
高輪地区	3,065	1,491	3,522	314	412	177	9	841	39
芝浦港南地区	2,723	1,292	3,128	305	679	14	15	965	53
台場分室	179	75	196	25	22	0	0	27	0
合　　計	19,601	8,300	19,880	1,551	2,662	1,677	77	8,986	441

令和３年度　　（単位：件）

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生	死亡	帰化	職権記載	その他
芝地区	7,507	2,059	5,492	298	733	1,390	28	4,899	99
麻布地区	3,812	2,308	3,836	291	436	49	6	1,021	56
赤坂地区	2,341	1,066	2,402	187	294	94	7	636	24
高輪地区	3,418	1,570	3,499	300	453	183	6	851	21
芝浦港南地区	3,131	1,391	3,196	283	664	27	8	961	29
台場分室	175	83	212	14	17	1	0	15	3
合　　計	20,384	8,477	18,637	1,373	2,597	1,744	55	8,383	232

令和４年度　（単位：件）

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生	死亡	帰化	職権記載	その他
芝地区	8,017	1,813	5,121	276	653	1,249	26	4,442	116
麻布地区	5,119	2,427	4,138	290	392	71	11	1,286	77
赤坂地区	2,695	1,039	2,437	172	271	156	5	702	40
高輪地区	4,099	1,812	3,494	271	392	312	2	955	27
芝浦港南地区	4,173	1,549	3,657	293	678	86	13	1,188	34
台場分室	208	87	209	17	29	0	1	20	1
合　　計	24,311	8,727	19,056	1,319	2,415	1,874	58	8,593	295

※令和４年度は引越しワンストップサービスの件数も含みます。

令和５年度　（単位：件）

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生	死亡	帰化	職権記載	その他
芝地区	8,225	1,906	5,256	353	728	1,371	35	5,848	129
麻布地区	4,108	2,031	4,147	211	372	61	8	1,054	74
赤坂地区	2,349	973	2,341	196	260	93	4	619	37
高輪地区	4,082	1,867	3,561	342	436	205	11	930	45
芝浦港南地区	3,685	1,484	3,015	274	641	13	17	978	44
台場分室	153	50	642	16	21	2	0	17	2
合　　計	22,602	8,311	18,962	1,392	2,458	1,745	75	9,446	331

※令和５年度は引越しワンストップサービスの件数も含みます。

令和６年度　（単位：件）

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生	死亡	帰化	職権記載	その他
芝地区	7,613	1,805	5,146	337	642	1,449	21	4,475	84
麻布地区	4,390	2,050	4,040	227	359	54	8	1,142	77
赤坂地区	2,400	987	2,303	208	251	122	6	607	25
高輪地区	3,561	1,405	3,696	354	394	206	15	901	31
芝浦港南地区	3,619	1,392	2,819	318	722	25	12	1,039	36
台場分室	178	76	896	15	28	0	0	23	1
合　　計	21,761	7,715	18,900	1,459	2,396	1,856	62	8,187	254

※令和６年度は引越しワンストップサービスの件数も含みます。

◎住民記録関係諸証明交付通数（窓口発行・郵送請求分）

（　）内は無料、内数（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合　　計
2	104,152	39,407	22,381	31,762	26,754	2,763	227,219
	(32,337)	(6,249)	(2,878)	(2,997)	(3,742)	(534)	(48,737)
3	108,060	42,172	24,462	35,146	30,931	3,135	243,906
	(89,429)	(41,323)	(23,580)	(34,482)	(30,474)	(3,101)	(222,389)
4	107,145	42,227	24,586	35,309	32,527	3,040	244,834
	(88,508)	(41,352)	(23,536)	(34,624)	(31,946)	(3,006)	(222,972)
5	107,209	36,405	22,942	35,240	30,530	2,771	235,097
	(86,857)	(35,359)	(21,726)	(34,401)	(29,764)	(2,707)	(210,814)
6	106,163	36,450	23,304	31,591	28,950	2,716	229,174
	(85,510)	(35,318)	(22,063)	(30,741)	(28,247)	(2,654)	(204,533)

※令和３～６年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。

◎閲覧件数　（　）内は無料、内数（単位：回）

年度	回　　数
2	220
	(59)
3	180
	(46)
4	184
	(44)
5	233
	(92)
6	240
	(80)

※特定閲覧は簿冊一冊をもって１回、不特定閲覧は、閲覧時間30分毎に１回とする。

印鑑登録	各総合支所区民課

概　　要

印鑑登録と印鑑登録証明書の交付

内　　容

住民基本台帳法により記録されている人に、申請に基づき印鑑登録と印鑑登録証明書を交付します。

根 拠 法 令 等

地方自治法

港区印鑑条例及び同施行規則

事 業 開 始 時 期

昭和 31 年

実　績　表

◎各種届出受付・証明発行件数

令和２年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件　印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,430	673	11	930	192	301	715	30,100
麻布地区	3,778	814	47	843	153	29	25	26,634
赤坂地区	2,458	404	15	561	113	24	18	16,363
高輪地区	3,237	1,000	22	810	137	42	25	21,298
芝浦港南地区	2,774	633	20	655	103	58	12	14,838
台場分室	226	0	2	62	8	0	11	1,489
合　　計	17,903	3,524	117	3,861	706	454	806	110,722

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

令和３年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件　印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	4,688	470	15	632	167	279	502	25,662
麻布地区	3,603	812	17	686	150	49	22	24,091
赤坂地区	2,335	327	2	463	81	21	15	15,581
高輪地区	3,302	388	9	615	138	48	22	20,039
芝浦港南地区	2,929	313	17	546	92	53	8	14,099
台場分室	221	2	2	55	10	0	7	1,446
合　　計	17,078	2,312	62	2,997	638	450	576	100,918

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

令和４年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件　印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	4,044	487	6	524	147	270	390	22,983
麻布地区	3,485	304	32	593	112	56	33	22,357
赤坂地区	2,256	63	9	382	91	38	9	14,879
高輪地区	3,287	84	12	534	125	43	14	19,064
芝浦港南地区	3,194	319	18	496	125	43	12	14,054
台場分室	266	0	0	44	12	0	6	1,418
合　　計	16,532	1,257	77	2,573	612	450	464	94,755

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

令和５年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件　印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	4,342	103	5	437	148	286	327	23,340
麻布地区	3,134	68	17	497	114	43	13	20,204
赤坂地区	2,172	62	12	382	83	30	9	13,684
高輪地区	3,593	56	7	555	130	47	9	18,911
芝浦港南地区	3,101	156	4	391	115	50	16	13,327
台場分室	228	0	1	42	9	0	2	1,265
合　　計	16,570	445	46	2,304	599	456	376	90,731

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

令和６年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件　印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	4,180	21	7	420	151	258	175	21,370
麻布地区	3,268	29	17	506	109	42	4	19,903
赤坂地区	2,113	16	9	291	78	33	1	13,692
高輪地区	3,025	24	5	453	103	46	5	18,014
芝浦港南地区	2,979	26	8	384	73	41	12	11,449
台場分室	205	2	1	30	6	0	0	1,298
合　　計	15,770	118	47	2,084	520	420	197	85,726

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。
※令和３～６年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。

◎印鑑登録者数　（単位：人）

年度	登 録 者 数
2	146,674（内、外国人　6,147）
3	147,359（内、外国人　6,265）
4	148,323（内、外国人　6,868）
5	149,712（内、外国人　7,617）
6	150,658（内、外国人　8,153）

（各年度末日現在）

戸籍関連事務	各総合支所区民課

概　　要

日本国民について、親族的な身分関係を登録し、それを公証するための諸届の受理

内　　容

・国籍や住所にかかわらず、出生から死亡までの戸籍関係の諸届の受付、審査、記載、通知等を行います。また、港区を本籍とする戸籍の編製及び管理を行います。

（以下、芝地区総合支所のみ）

・戸籍の附票の編製、住民基本台帳法第 19 条通知による記載、他区市町村への附票通知を行います。
・人口動態調査票を作成して、保健所に報告します。
・官公庁等からの身元照会について回答します。

根 拠 法 令 等

戸籍法及び同施行規則・戸籍事務取扱準則
法の適用に関する通則法
国籍法
民法
住民基本台帳法

事 業 開 始 時 期

明治５年

実　績　表

◎戸籍関係状況及び処理件数

	年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合　　計
本籍数（戸）	2	－	－	－	－	－	172,480
	3	－	－	－	－	－	173,477
	4	－	－	－	－	－	174,564
	5	－	－	－	－	－	175,812
	6	－	－	－	－	－	177,289
本籍人口（人）	2	－	－	－	－	－	391,504
	3	－	－	－	－	－	393,934
	4	－	－	－	－	－	396,446
	5	－	－	－	－	－	399,195
	6	－	－	－	－	－	402,260
新戸籍編製（戸）	2	2,775	301	209	285	278	3,848
	3	2,744	313	245	279	297	3,878
	4	3,014	336	228	271	310	4,159
	5	3,036	296	207	311	328	4,178
	6	3,523	317	205	262	293	4,600
戸籍全消除（戸）	2	2,801	51	56	77	21	3,006
	3	2,713	59	65	68	34	2,939
	4	2,917	51	63	72	22	3,125
	5	2,840	53	70	66	21	3,050
	6	2,984	47	60	65	21	3,177
身元関係照会（件）	2	5,283	－	－	－	－	5,283
	3	5,905	－	－	－	－	5,905
	4	5,634	－	－	－	－	5,634
	5	5,594	－	－	－	－	5,594
	6	5,880	－	－	－	－	5,880
附票記載（件）	2	28,375	－	－	－	－	28,375
	3	28,766	－	－	－	－	28,766
	4	30,031	－	－	－	－	30,031
	5	29,116	－	－	－	－	29,116
	6	30,000	－	－	－	－	30,000
人口動態調査票作成（件）	2	8,203	－	－	－	－	8,203
	3	8,152	－	－	－	－	8,152
	4	8,244	－	－	－	－	8,244
	5	8,210	－	－	－	－	8,210
	6	8,355	－	－	－	－	8,355
相続税法通知（件）	2	1,846	－	－	－	－	1,846
	3	1,874	－	－	－	－	1,874
	4	2,007	－	－	－	－	2,007
	5※	1,750	－	－	－	－	1,750

（各年度末日現在）

※相続税法通知は、令和６年３月から法務局管轄となったため、令和６年２月までの数値です。

◎戸籍届出受付件数

（単位：件）

	年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合　計
出生届	2	3,111	424	280	419	705	4,939
	3	3,101	447	297	452	680	4,977
	4	2,983	387	262	372	679	4,683
	5	2,828	376	251	440	658	4,553
	6	3,085	364	259	405	767	4,880
死亡届	2	4,299	73	117	214	17	4,720
	3	4,475	58	122	225	28	4,908
	4	4,833	57	138	282	26	5,336
	5	4,636	67	137	243	15	5,098
	6	5,033	67	150	260	31	5,541
婚姻届	2	4,256	197	118	154	160	4,885
	3	4,211	213	175	160	185	4,944
	4	4,314	202	116	149	161	4,942
	5	4,322	191	133	149	167	4,962
	6	5,081	213	160	179	187	5,820
離婚届	2	845	90	73	84	78	1,170
	3	864	90	63	80	77	1,174
	4	833	98	72	64	66	1,133
	5	915	81	64	102	84	1,246
	6	1,070	103	64	98	85	1,420
養子縁組届	2	178	25	12	25	15	255
	3	202	25	23	16	9	275
	4	183	19	19	14	19	254
	5	188	19	11	22	15	255
	6	227	21	19	21	8	296
養子離縁届	2	80	8	6	3	3	100
	3	60	6	3	5	3	77
	4	69	3	7	2	3	84
	5	61	7	2	9	2	81
	6	67	9	8	6	6	96
その他	2	3,515	325	271	343	309	4,763
	3	3,091	380	280	303	316	4,370
	4	3,345	370	261	274	323	4,573
	5	3,131	353	239	348	347	4,418
	6	3,306	357	220	260	330	4,473
合　計	2	16,284	1,142	877	1,242	1,287	20,832
	3	16,004	1,219	963	1,241	1,298	20,725
	4	16,560	1,136	875	1,157	1,277	21,005
	5	16,081	1,094	837	1,313	1,288	20,613
	6	17,869	1,134	880	1,229	1,414	22,526

◎戸籍関係諸証明交付件数（窓口発行・郵送請求分）

（　）内は無料、内数（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合　計
2	100,518	10,483	11,569	11,372	6,252	510	140,704
	(32,848)	(678)	(794)	(817)	(600)	(56)	(35,793)
3	107,913	12,700	12,748	13,268	7,709	573	154,911
	(62,632)	(7,130)	(5,220)	(7,666)	(4,853)	(338)	(87,839)
4	108,402	14,552	15,265	15,053	9,134	773	163,179
	(61,047)	(8,051)	(6,011)	(8,771)	(5,642)	(439)	(89,961)
5	107,958	13,589	14,705	15,068	9,682	890	161,892
	(62,267)	(7,271)	(5,578)	(8,721)	(5,830)	(550)	(90,217)
6	80,129	11,220	10,218	12,797	7,130	600	122,094
	(55,682)	(7,335)	(5,161)	(8,857)	(5,191)	(430)	(82,656)

※令和３～６年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。

◎戸籍の広域交付件数（窓口発行分）

（　）内は無料、内数（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合　計
5	403	290	238	323	355	40	1,649
	(293)	(261)	(197)	(312)	(330)	(25)	(1,418)
6	10,324	5,368	5,342	8,881	6,726	686	37,327
	(7,885)	(4,715)	(4,317)	(8,242)	(6,143)	(568)	(31,870)

※令和６年３月から、戸籍の広域交付（港区外戸籍の交付）が開始されました。
※令和５～６年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。

◎身分証明交付件数（窓口発行・郵送請求分）

（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合　計
2	3,415	586	580	588	410	27	5,606
3	3,615	708	667	630	492	38	6,150
4	3,678	686	749	718	454	31	6,316
5	3,507	782	712	658	492	37	6,188
6	3,510	763	661	565	561	51	6,111

※令和３～６年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。

在留管理制度・特別永住者制度	各総合支所区民課

概　　要

　中長期在留者及び特別永住者の住居地に関する業務、特別永住者証明書に関する業務

内　　容

　住居地を港区に定めた中長期在留者及び特別永住者の住居地届出の受付

　在留カード又は特別永住者証明書の裏面への住居地の記載

　特別永住許可申請・記載事項変更届出・有効期間更新申請・再交付申請・特別永住者証明書返納の受付

根 拠 法 令 等

　出入国管理及び難民認定法

　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

　住民基本台帳法

事 業 開 始 時 期

　平成 24 年７月９日

実　績　表

◎住居地届出件数

令和２年度　　（単位：件）

	新規上陸後の住居地届出	在留資格変更等に伴う住居地届出	住居地の変更届出（転入）	住居地の変更届出（転居）
中長期在留者	1,409	388	1,848	1,623
特別永住者	0	0	128	74

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

令和３年度　　（単位：件）

	新規上陸後の住居地届出	在留資格変更等に伴う住居地届出	住居地の変更届出（転入）	住居地の変更届出（転居）
中長期在留者	1,167	170	1,926	1,450
特別永住者	0	0	119	65

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

令和４年度　（単位：件）

	新規上陸後の住居地届出	在留資格変更等に伴う住居地届出	住居地の変更届出（転入）	住居地の変更届出（転居）
中長期在留者	5,641	209	2,755	2,181
特別永住者	0	0	104	61

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

令和５年度　（単位：件）

	新規上陸後の住居地届出	在留資格変更等に伴う住居地届出	住居地の変更届出（転入）	住居地の変更届出（転居）
中長期在留者	3,886	310	2,735	1,760
特別永住者	0	0	115	74

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

令和６年度　（単位：件）

	新規上陸後の住居地届出	在留資格変更等に伴う住居地届出	住居地の変更届出（転入）	住居地の変更届出（転居）
中長期在留者	4,188	288	2,549	1,796
特別永住者	0	0	71	79

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

◎特別永住者証明書各種申請件数　（　）内は無料、内数　（単位：件）

年度	特別永住許可	記載事項変更	有効期間の更新	再交付	返納
2	5	4	111	15 (15)	130
3	4	3	214	10 (10)	227
4	1	2	162	19 (19)	182
5	3	3	98	16 (15)	113
6	5	1	152	31 (30)	153

住居表示	芝地区総合支所区民課 ※一部各総合支所区民課

概　　要

住居表示の実施、変更及び維持管理

内　　容

住居表示未実施地区の住居表示実施
住居表示既実施地区の住居表示変更
新（改）築建物への住居番号付定
住居表示街区案内板・街区（町名、住居番号）表示板の維持管理
住居表示台帳（附図）の管理
住居表示実施（付定）証明書の発行

根 拠 法 令 等

地方自治法
住居表示に関する法律及び同施行令
港区住居表示に関する条例及び同施行規則

事 業 開 始 時 期

昭和 37 年

実　績　表

住居表示実施率　99.71％
（麻布狸穴町・麻布永坂町を除くすべての地域）
住居表示街区案内板設置基数　７基

◎住居番号付定件数、証明書交付件数　　（単位：件）

年度	新築建物等の住居番号付定件数	住居表示実施証明書等交付件数
2	218	92
3	247	61
4	283	81
5	251	71
6	231(58)	59(4)

（　）カッコ内は電子申請による内数

※各総合支所区民課窓口サービス係で取り扱う事務は、住居表示実施証明書の発行と建物その他の工作物新築届の受領のみです。
※令和６年４月から電子申請による受付を開始しました。

電話予約サービス	各総合支所区民課

概　　要

電話で予約された住民票の写し及び印鑑登録証明書の受渡し業務

内　　容

窓口開庁時間内に来庁できない区民のために、電話予約をすることにより、平日夜間や休日に区民センター等で住民票の写し及び印鑑登録証明書の受取りができるサービスを行っています。

根 拠 法 令 等

住民票の写し及び印鑑登録証明書の電話予約サービス事業実施要綱
住民票の写し及び印鑑登録証明書の電話予約サービス事業実施細目

事 業 開 始 時 期

平成 12 年

実　績　表

◎電話予約サービス利用件数

（単位：件　住民票の写し及び印鑑登録証明書：通）

年度		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合　　計
2	件	242	197	109	238	179	17	982
	住	247	200	100	199	154	17	917
	印	138	116	83	149	109	6	601
3	件	252	224	133	248	194	10	1,061
	住	283	277	121	239	189	8	1,117
	印	134	184	127	152	116	9	722
4	件	206	163	78	216	161	12	836
	住	230	162	72	218	178	12	872
	印	94	103	62	163	82	5	509
5	件	138	117	52	152	122	8	589
	住	141	124	53	160	130	7	615
	印	71	91	45	105	73	4	389
6	件	89	89	62	123	97	6	466
	住	122	109	62	140	104	4	541
	印	41	60	62	118	64	4	349

※上段：利用件数、中段：住民票の写し、下段：印鑑登録証明書。
※証明書の枚数は件数とは一致しません（１件で複数の申請があるため）。
※令和３～６年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。
※当事業は、令和７年３月で終了しました。

証明書コンビニ交付	各総合支所区民課

概　　要

コンビニエンスストア（コンビニ）における各種証明書の交付

内　　容

マイナンバーカード又は暗証番号が登録された住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニに設置されているマルチコピー機から、各種証明書を取得することができます。コンビニの従業員を介する必要はなく、証明書用紙にも偽造・改ざん防止対策が施されています。

◎住民基本台帳カードの交付は、平成 27 年 12 月で終了しています。ただし、既に交付されている住民基本台帳カードは、平成 28 年 1 月以降もカードの有効期限が終了するまで利用できます。

◎証明書コンビニ交付で取得できる証明書

（１） 住民票の写し（現在のもの、世帯全員・世帯一部）
（２） 印鑑登録証明書
（３） 戸籍（全部･個人）事項証明書（現在のもの、本籍地が港区の場合のみ）※１
（４） 戸籍の附票の写し（全部・一部）（現在のもの、本籍地が港区の場合のみ）※１
（５） 特別区民税・都民税・森林環境税課税証明書（直近３年分）※２
（６） 特別区民税・都民税・森林環境税納税証明書（直近３年分）※２

※１　住民登録が港区以外の方でも本籍地が港区にある場合には、マイナンバーカードを利用して戸籍証明書を取得できます。
※２　令和６年度から森林環境税が創設されました。

◎発行手数料は、各証明書ともに窓口での発行手数料より 100 円安くなっています。

◎令和３～６年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、証明書発行手数料は一律 10 円としました。

◎利用時間は、午前６時 30 分から午後 11 時までです。
（年末年始及びメンテナンス時を除く。）

利 用 で き る 店 舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ（証明書が発行できるマルチコピー機を設置している店舗に限ります。）
※コミュニティ・ストアは、令和３年 11 月末で終了しました。

根 拠 法 令 等

港区印鑑条例及び同施行規則
港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（廃止）及び同施行規則（廃止）
港区多機能端末機による証明書の交付等に関する要綱
電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

事 業 開 始 時 期

平成 27 年２月

実　績　表

◎証明書コンビニ交付における証明書発行件数　（単位：通）

年度	住民票	印鑑登録証明書	戸籍証明	戸籍の附票	課税証明書	納税証明書	合計
2	37,350	38,248	7,299	1,045	4,785	1,690	90,417
3	49,642	42,098	12,765	2,049	6,589	2,361	115,504
4	60,680	49,427	20,234	2,762	8,041	3,020	144,164
5	77,935	59,138	30,365	3,826	9,886	3,530	184,680
6	80,591	62,506	26,333	3,715	13,328	4,355	190,828

マイナンバーカード（個人番号カード）交付	各総合支所区民課

概　　要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバーカード（個人番号カード）の交付

内　　容

（1）マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、マイナンバーが記載された顔写真付きのＩＣカードで、公的な身分証明書として使用できるほか、ｅ－Ｔａｘ（国税電子申告・納税システム）等の電子申請や、コンビニでの住民票等の証明書の取得時に利用できます。

また、申込みにより、健康保険証としての利用や給付金等の受取口座を登録することもできます。

※マイナンバーカードには、表面に氏名（希望により旧氏追加）・住所・生年月日・性別・本人の顔写真（申請時に満1歳未満の乳児は顔写真の無いカードになります）、裏面にマイナンバーが記載されます。マイナンバーカードのＩＣチップには、カード面に記載されている個人情報と、公的個人認証の電子証明書等が記録されています。

（2）国外転出者向けマイナンバーカードは、国外に転出した後もマイナンバーカードを利用することができる制度です。個人番号制度が開始された平成27年 10 月5日以降に一度でも国内で住民登録をしたことがある日本国籍の方が申請できます。

（3）特急発行は、満1歳未満の乳児や、マイナンバーカードの紛失等でマイナンバーカードが至急必要になる方のために、申請から一週間程度でマイナンバーカードを受取ることができる制度です。カードはＪ－ＬＩＳ（地方公共団体情報システム機構）から申請者の自宅へ直接送付されます。

根 拠 法 令 等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び同施行令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令

事 業 開 始 時 期

（1）平成28年 1 月
（2）令和 6 年 5 月
（3）令和 6 年12月

実　績　表

◎マイナンバーカード交付件数

令和２年度　（単位：件）

	新規交付	再交付		合計
	無料	有料	無料	
芝地区	5,427	181	237	5,845
麻布地区	6,892	230	368	7,490
赤坂地区	4,254	141	284	4,679
高輪地区	7,597	144	427	8,168
芝浦港南地区	8,056	159	317	8,532
合　計	32,226	855	1,633	34,714

令和３年度　（単位：件）

	新規交付	再交付		合計
	無料	有料	無料	
芝地区	5,299	132	290	5,721
麻布地区	8,117	224	440	8,781
赤坂地区	4,668	100	281	5,049
高輪地区	8,714	121	391	9,226
芝浦港南地区	8,586	107	412	9,105
合　計	35,384	684	1,814	37,882

令和４年度　（単位：件）

	新規交付	再交付		合計
	無料	有料	無料	
芝地区	6,048	239	291	6,578
麻布地区	8,407	477	302	9,186
赤坂地区	5,156	280	203	5,639
高輪地区	9,275	274	333	9,882
芝浦港南地区	8,935	238	315	9,488
合　計	37,821	1,508	1,444	40,773

令和５年度　（単位：件）

	新規交付	再交付		合計
	無料	有料	無料	
芝地区	4,281	379	358	5,018
麻布地区	5,945	708	403	7,056
赤坂地区	3,315	304	265	3,884
高輪地区	6,366	419	540	7,325
芝浦港南地区	6,427	472	408	7,307
合　計	26,334	2,282	1,974	30,590

令和６年度　　（単位：件）

	新規交付	再交付		国外発行	特急発行	合計
	無料	有料	無料			
芝地区	2,473	473	881	363	125	4,315
麻布地区	3,967	834	1,251	－	53	6,105
赤坂地区	2,231	385	801	－	83	3,500
高輪地区	3,808	570	1,470	－	6	5,854
芝浦港南地区	3,669	588	1,345	－	178	5,780
合　計	16,148	2,850	5,748	363	445	25,554

マイナンバーカード等の電子証明書	各総合支所区民課

概　　要

電子証明書の発行

内　　容

自宅等のパソコンから行政機関への申請や届出を、インターネットを通じて行う際、「申請・届出者のなりすまし」や「申請・届出内容の改ざん」が行われることを防止し、確かに本人からの申請・届出とするために「電子証明書」が必要となります。

具体的には、区で交付した「住民基本台帳カード」又は「マイナンバーカード（個人番号カード）」に「電子証明書」と「本人が設定した秘密鍵」を記録します。発行主体は平成 27 年 12 月までは東京都知事、平成 28 年 1 月以降は J-LIS（地方公共団体情報システム機構）です。ただし、申請受付・発行は区で行っています。

◎電子証明書の有効期間は、発行日から５回目の誕生日までです。

◎発行手数料は、平成 16 年 1 月から同年３月までは無料、同年４月から平成 27 年 12 月までは 500 円、平成 28 年 1 月からは、初回無料、２回目以降は 200 円となりました。

◎平成 27 年 12 月で、住民基本台帳カードを利用する電子証明書の新規発行・更新は終了しました。平成 28 年 1 月から、電子証明書の新規発行・更新は、マイナンバーカードを利用します。

根 拠 法 令 等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

事 業 開 始 時 期

平成 16 年

実　績　表

◎電子証明書発行件数　　（　）内は無料、内数（単位：件）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合　　計
2	11,769	12,064	7,988	17,013	14,012	62,846
	(11,589)	(11,835)	(7,874)	(16,880)	(13,863)	(62,041)
3	11,310	12,422	7,793	14,847	13,554	59,926
	(11,087)	(12,093)	(7,641)	(14,667)	(13,362)	(58,850)
4	13,210	13,974	9,000	16,797	15,039	68,020
	(12,971)	(13,510)	(8,692)	(16,355)	(14,800)	(66,328)
5	12,915	12,295	7,288	15,069	13,855	61,422
	(12,537)	(11,601)	(6,962)	(14,612)	(13,394)	(59,106)
6	13,961	14,059	8,323	15,159	15,866	67,368
	(13,452)	(13,239)	(7,923)	(14,582)	(15,260)	(64,456)

電子申請サービス	芝地区総合支所区民課

概　　要

インターネットから交付請求された各種証明書の交付

内　　容

電子申請サイトから、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書により本人確認を行ったうえで、オンラインで各種証明書を請求し、クレジットカード又はPayPayで発行手数料及び送料の支払いができるサービスです。

◎電子申請サービスで取得できる証明書

（１） 住民票の写し（世帯全員・世帯一部）、除票の写し
（２） 印鑑登録証明書
（３） 戸籍（全部・個人）事項証明書（現在のもの）
（４） 戸籍の附票の写し（全部・一部）（現在のもの）
（５） 特別区民税・都民税・森林環境税の課税証明書、納税証明書※
（６） 軽自動車税の納税証明書
（７） 身分証明書
（８） 独身証明書
（９） 住居表示に関する証明書

※令和６年度から森林環境税が創設されました。

根 拠 法 令 等

港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び同施行規則

事 業 開 始 時 期

令和３年３月

実　績　表

◎電子申請サービスにおける証明書発行件数　（　）内は無料、内数（単位：通）

年度	住民票	印鑑登録証明書	戸籍証明	戸籍の附票	身分証明書	独身証明書	合計
2	5	0	12	0	－	－	17
3	78（78）	22（22）	194（14）	16（0）	－	－	310（114）
4	102（102）	53（53）	306（16）	29（8）	－	－	490（179）
5	139（105）	54（54）	345（8）	40（2）	15（1）	6（2）	599（172）
6	118（91）	35（35）	237（35）	46(11)	71（11）	38（7）	545（190）

※課税・納税証明書及び軽自動車税の納税証明書については、産業・地域振興支援部税務課で発行しています。詳細内容は「港区の産業・地域振興」を参照。
※令和３～６年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。
※除票の写し、身分証明書及び独身証明書は令和５年10月から開始しました。
※住居表示に関する証明書は令和６年４月に開始しました。334ページを参照。

証明書等の交付事務	芝地区総合支所区民課

概　要

証明書等の交付

内　容

窓口、郵送、電子申請、コンビニによる各種証明書等の交付を行います。

根拠法令等

住民基本台帳法及び同施行令
戸籍法及び同施行規則
港区印鑑条例及び同施行規則
港区住居表示に関する条例及び同施行規則

実績表

◎令和５年度　証明書交付内訳

（窓口請求・郵送請求・電子申請・コンビニ交付による証明書）　（単位：通）

		芝地区※1	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区※2	コンビニ交付	合　計
住民票関係	住民票	81,450	35,120	21,300	34,005	32,419	77,935	282,229
	広域交付	427	162	322	47	148		1,106
	住民票その他証明	299	23	29	33	40		424
	戸籍の附票	24,475	1,044	1,179	1,052	661	3,826	32,237
	附票その他証明	737	56	112	103	33		1,041
	小計	107,388	36,405	22,942	35,240	33,301	81,761	317,037
戸籍関係諸証明	戸籍謄抄本（電算化）	72,550	10,154	11,132	11,899	8,502	30,365	144,602
	戸籍謄抄本（電算化前）	31,134	2,468	2,962	2,560	1,364		40,488
	広域交付※3	403	290	238	323	395		1,649
	身分証明※4	3,522	782	712	658	529		6,203
	独身証明等※4	323	58	71	76	67		595
	受理証明等	3,528	873	389	477	611		5,878
	その他証明	774	36	151	56	28		1,045
	小計	112,234	14,661	15,655	16,049	11,496	30,365	200,460
印鑑証明		23,394	20,204	13,684	18,911	14,592	59,138	149,923
住居表示の証明		94	2	4	0	0		100
合計		243,110	71,272	52,285	70,200	59,389	171,264	667,520

◎令和６年度　証明書交付内訳

（窓口請求・郵送請求・電子申請・コンビニ交付による証明書）　　（単位：通）

		芝地区※1	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区※2	コンビニ交付	合　計
住民票関係	住　民　票	80,257	34,946	21,730	30,192	30,657	80,591	278,373
	広域交付	631	258	291	110	204		1,494
	住民票その他証明	356	161	75	112	110		814
	戸籍の附票	24,387	1,034	1,119	1,041	660	3,715	31,956
	附票その他証明	696	51	89	136	35		1,007
	小　計	106,327	36,450	23,304	31,591	31,666	84,306	313,644
戸籍関係諸証明	戸籍謄抄本（電算化）	56,385	8,240	7,612	9,791	6,151	26,333	114,512
	戸籍謄抄本（電算化前）	19,740	1,951	1,865	2,355	760		26,671
	広域交付※3	10,324	5,368	5,342	8,881	7,412		37,327
	身分証明※4	3,581	763	661	565	612		6,182
	独身証明等※4	389	66	83	89	59		686
	受理証明等	3,249	939	552	525	743		6,008
	その他証明	641	24	106	37	17		825
	小　計	94,309	17,351	16,221	22,243	15,754	26,333	192,211
印鑑証明		21,405	19,903	13,692	18,014	12,747	62,506	148,267
住居表示の証明		184	4	1	0	0		189
合　計		222,225	73,708	53,218	71,848	60,167	173,145	654,311

※１　郵送請求・電子申請における証明書発行分は芝地区に含む。

※２　台場分室における証明書発行分は芝浦港南地区に含む。

※３　戸籍の広域交付は、戸籍（除籍）謄本及び改製原戸籍が対象で、令和６年３月開始。

※４　身分証明・独身証明等には、令和５年 10 月開始の電子申請を含む。

※５　住居表示の証明には、令和６年４月開始の電子申請を含む。

ご遺族支援コーナー	各総合支所区民課

概　　要

身近な方を亡くされたご遺族の様々な手続に関する不安や負担を軽減するための区役所での手続を一括でご案内する専用窓口

内　　容

事前予約制

みなとコールにて相談希望日の５日前までに電話予約受付を行うとともに、亡くなられた方の個人情報を伺い、受給サービスなど、必要な手続を確認したうえ、持ち物等について事前にお知らせします。

主なご案内の例

・世帯主変更届（亡くなられた方が世帯主だった場合）
・葬祭費支給申請（国民健康保険・後期高齢者医療制度）
・国民健康保険被保険者証等の返還
・後期高齢者医療被保険者証等の返還
・介護保険被保険者証等の返還
・身体障害者手帳、愛の手帳等の返還
・障害福祉サービス受給者証等の返還

事 業 開 始 時 期

令和５年２月　芝
令和６年２月　麻布
令和７年２月　赤坂・高輪・芝浦港南

関 係 発 行 物

リーフレット「ご遺族の方へ」
「ご遺族支援コーナーのご案内」

事 業 の 状 況

（単位：件）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
4	19	－	－	－	－	19
5	101	4	－	－	－	105
6	98	29	4	5	4	140

火葬（埋葬）・改葬許可	各総合支所区民課

概　　要

火葬（埋葬）許可証の交付、改葬許可証の交付

内　　容

死亡届を受理し、火葬（埋葬）許可証を交付します。

埋葬してある焼骨等を他の墳墓に移したいとの申請に対し、改葬許可証を交付します。

根 拠 法 令 等

墓地、埋葬等に関する法律及び同施行規則

事 業 開 始 時 期

昭和 41 年

実　績　表

◎火葬（埋葬）許可証交付件数　（単位：件）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区※	合　計
2	1,466	105	124	223	31	1,949
3	1,452	66	140	238	39	1,935
4	1,530	73	157	285	45	2,090
5	1,440	94	155	249	27	1,965
6	1,553	81	181	261	50	2,126

※芝浦港南地区の件数は、台場分室の件数を含みます。

◎改葬許可証交付件数　（単位：件）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合　計
2	55	14	57	15	2	143
3	155	18	197	19	2	391
4	118	15	61	38	4	236
5	140	18	65	41	2	266
6	108	15	82	18	2	225

区民葬儀及び区民葬儀券の発行	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部地域振興課

概　　要

区民葬儀の案内及び区民葬儀券の発行

内　　容

区民が執り行う葬儀の費用負担の軽減を図るため、区民葬儀を実施しています。

区民葬儀を利用するためには、区民葬儀券の交付を受け、区民葬儀取扱指定店に申し込みます。

根 拠 法 令 等

特別区区民葬儀運営協議会設置要領

特別区区民葬儀実施要領

実　績　表

◎区民葬儀券発行件数　（単位：件）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合　　計
2	29	7	18	21	0	0	75
3	45	1	12	20	0	0	78
4	58	6	14	18	0	0	96
5	56	15	12	16	0	0	99
6	82	7	15	21	1	0	126

（各年度末日現在）

◎区民葬儀取扱指定店

店　名	所在地
青山典範（資）	南青山２-18-２
（有）第一社	南青山６－８－２
（有）吉田商店	白金台４－７－５
（有）遠州屋葬儀社本店	六本木３－４-14
（有）奥村式典社	白金３－２－９
（株）牧野総本店	高輪１-21-１

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照

特別区民税の徴収事務	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部税務課

概　　要
　前年の所得に基づき賦課された特別区民税を徴収します。

内　　容
　納税義務者は１月１日現在に、
　・区内に住所を有する個人
　・区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照

軽自動車税（種別割）の徴収事務	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部税務課

概　　要
　軽自動車等の所有者から軽自動車税（種別割）を徴収します。

内　　容
　納税義務者は４月１日現在に、区内に主たる定置場がある原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車の所有者

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照

臨時運行許可関係事務	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部税務課

概　　要
　車両の臨時運行のため、仮ナンバープレートを貸与します。

内　　容
　車両の回送のため、必要最小日数（最大５日間）、仮ナンバープレートを貸し出します。
　申請受付は、各総合支所区民課のみとなっています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照

介護保険の被保険者証の交付及び保険料の収納に関する事務	各総合支所区民課 保健福祉支援部介護保険課

概　　要

被保険者証の交付及び保険料の収納

内　　容

(1)　被保険者証の再交付（紛失等）、書換交付（転居による住所変更等）、古い被保険者証の回収を行います。

(2)　保険料の収納を行います。

＊当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険料の減免制度	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

前年の所得が一定基準以下であったり、災害や特別の事情などにより、生活が一時的に著しく困難になり保険料の納入ができなくなった場合、保険料を減額又は免除します。

内　　容

(1)　減　額

前年の所得が一定基準以下の世帯に対し、保険料均等割額を減額して賦課します。

(2)　減額・免除

災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納入ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。

(3)　旧被扶養者に対する減額

被用者保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者（65歳以上75歳未満）が国保に加入した場合は、申請により減額します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険療養費	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

被保険者が現物給付としての療養の給付を受けられなかった場合に、後日、保険者から現金の支払いを受ける制度です。

内　　容

(1)　保険者が、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき。
（柔道整復、あんま、マッサージ、はり、きゅう、補装具、生血）

(2)　緊急、その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、薬局で診療等を受けたとき。

(3)　緊急、その他やむを得ない理由によりマイナ保険証、被保険者証、資格確認書を提示しないで保険医療機関等において診療又は薬剤の支給を受けたとき。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

非自発的失業者の保険料の軽減措置	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同じ程度の保険料負担で医療保険に加入できるように、保険料を軽減する制度です。

内　　容

対象者の前年の給与所得を、100 分の 30 として保険料を算定します。
（ただし、対象者と同じ世帯に属する被保険者の所得は、通常の額を用いて算定。）

対 象 者

（1） 65 歳未満の雇用保険の特定受給資格者
（倒産、解雇等の事業主都合により離職した人）

（2） 65 歳未満の雇用保険の特定理由離職者
（雇用期間満了で更新希望したが更新されなかった人、正当な理由により退職した人）

※適用期間中に 65 歳になった場合は、対象期間中は継続して軽減します。
※国民健康保険の資格を喪失した場合は、適用を終了します。
※再就職しても国民健康保険を継続する場合には、適用終了としません。

軽 減 期 間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

出産被保険者の保険料の減額措置	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

出産被保険者の産前産後期間相当分に係る保険料を減額する制度です。

内　　容

出産被保険者の産前産後期間相当分に係る保険料の所得割額と均等割額を免除します。単胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月相当分、多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の３か月前から出産予定月（又は出産月）の翌々月相当分が対象となります。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険その他の医療給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

国民健康保険療養の給付（現物給付）及び療養費（現金給付）のほか、その他の医療給付として、保険外併用療養費及び訪問看護療養費があります。これらについては、概念上は療養費ですが、診療報酬請求による現物給付により支給されます。

また、移送費については、後日、保険者からの現金の支払いを受ける現金給付の制度です。

内　　容

(1)　保険外併用療養費

保険給付として、評価療養（高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて評価を行うことが必要な療養)、患者申出療養（高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、保険給付の対象とすべきか否かについて評価を行うことが必要な療養）及び選定療養（被保険者の選定による特別の病室の提供その他の療養）について、それぞれ保険外併用療養費を支給します。評価療養、患者申出療養及び選定療養を病院で受けた場合、その療養自体は自費となりますが、入院料・検査等の基礎部分で保険診療が受けられます。

(2)　訪問看護療養費

医師から訪問看護の必要を認められた在宅患者の人が、訪問看護ステーションから派遣された看護師等により、療養上の世話その他必要な診療上の補助を受けた場合に、費用の一部を支払うだけで残りを国保が負担します。

(3)　移送費

患者が移動困難であって、当該医療機関の設備では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院したときなどに申請し、国保が認めたときは、移送費が支給されます。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険医療費の一部負担金の減額・免除と徴収猶予	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

被保険者が災害や失業などの特別な理由で、生活が一時的に著しく困難になった場合に、医療費の一部負担金(自己負担分)を減額・免除又は徴収猶予します。

※入院時の食事代の自己負担分や、補装具等の療養費については、対象となりません。

内　　容

(1) 要　　件

次のいずれかに該当したことによって生活が一時的に著しく困難になった場合に減額・免除又は徴収猶予できます。

① 震災等の災害により世帯主などが死亡したとき、又は資産に重大な損害等が生じたとき。

② 事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

③ 事業又は業務に重大な損害を受けたとき。

④ その他上記に類する理由があるとき。

(2) 手　　続

世帯主が申請します。受理の後調査、審査し、認定又は不認定の決定をし、申請者に通知します。

(3) 期　　間

減額・免除については、３か月以内です。ただし、再申請により、さらに３か月の範囲で認定できます。

徴収猶予については、６か月以内です。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険高額療養費	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

医療機関等で国民健康保険の加入者の支払った金額（一部負担金）が、自己負担限度額を超えた場合、超えた分を支給します。

内　　容

（1）　自己負担限度額【70歳～74歳】（月額）

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並みⅢ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円+（総医療費-842,000 円）×1%（※3）	
現役並みⅡ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円+（総医療費-558,000 円）×1%（※4）	
現役並みⅠ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円+（総医療費-267,000 円）×1%（※5）	
一般 （課税所得 145 万円未満等）	18,000 円（※6） （年間限度額 144,000 円）	57,600 円（※7）
低所得Ⅱ（※1）	8,000 円（※6）	24,600 円
低所得Ⅰ（※2）	8,000 円（※6）	15,000 円

※１　同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人が対象です（低所得Ⅰ以外の人）。

※２　同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、各人の所得（年金所得は控除額を80万円として計算、給与所得は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）が０円となる人が対象です。

※３　過去12か月以内に限度額を超えた支給が４回以上あった場合（多数回該当）は、４回目以降の限度額は、140,100円です。

※４　過去12か月以内に限度額を超えた支給が４回以上あった場合（多数回該当）は、４回目以降の限度額は、93,000円です。

※５　過去12か月以内に限度額を超えた支給が４回以上あった場合（多数回該当）は、４回目以降の限度額は、44,400円です。

※６　年間（８月～翌年７月）の限度額は144,000円です。基準日（７月31日）時点で、所得区分が一般及び低所得Ⅰ・Ⅱの人が対象です。

※７　過去12か月以内に外来＋入院（世帯単位）の限度額を超えた支給が４回以上あった場合（多数回該当）は、４回目以降の限度額は、44,400円です。

（2） 自己負担限度額【70歳未満】（月額）

所得区分（賦課基準額）	年3回目までの限度額	年4回目以降
ア（901万円超）	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％	140,100円
イ（600万円超～901万円以下）	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％	93,000円
ウ（210万円超～600万円以下）	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％	44,400円
エ（210万円以下）	57,600円	44,400円
オ（住民税非課税世帯）	35,400円	24,600円

(1)(2)共通

※70歳以上、70歳未満とも自己負担限度額は毎年８月診療分から所得判定年度が変更されます。

※非自発的失業者の保険料の軽減を受けた人は、給与所得を軽減して、自己負担限度額を計算します。

支給要件等

（1） 支給基準

同じ世帯の人が同じ月に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。一部負担金は、病院・診療所ごとに計算し（同じ病院・診療所でも歯科は別計算）、入院・通院は、それぞれ別の病院・診療所として扱います。

（2） 世帯合算

70歳未満の場合、同一世帯で同じ月に1か月の一部負担金が21,000円以上のものについて合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

70歳以上の場合、一部負担金の金額にかかわらず合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

（3） 高額療養費多数回該当

同一世帯で過去12か月以内に４回以上高額療養費に該当する場合、４回目以降の自己負担限度額を適用し、その超えた額を支給します。

（4） 高額療養費の現金給付

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

（5） 高額療養費の現物給付

「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により、医療機関等の窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。

申請により、「限度額適用認定証（70歳未満の住民税課税世帯の人、70歳以上74歳未満で課税所得145万円以上690万円未満の住民税課税世帯の人）」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯の人）」を交付します（毎年８月更新）。「限度額適用認定証」等がなくても、オンラインで自己負担限度額を確認できる医療機関があります。

（6） 特定疾病の負担軽減

厚生労働大臣が指定した長期高額疾病（先天性血液凝固因子障害、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症）の場合、自己負担限度額は1か月10,000円（人工透析を要する70歳未満の所得区分ア・イの人は、20,000円）。保険者の認定する「特定疾病療養受療証」が必要です（２年ごと10月更新、70歳未満の人工透析が必要な慢性腎不全の人は毎年８月更新）。

（7） 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食事については、食事療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が食事療養費として負担します。また、療養病床に入院する65歳以上の人の生活療養に要した費用（食費・居住費）については、生活療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が生活療養費として負担します。

住民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付し、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額が減額されます。

※食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、高額療養費の対象となりません。

（単位：円）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th rowspan="2">標準負担額（入院時食事代）（1食）</th><th colspan="2">生活療養標準負担額（65歳以上）</th></tr>
<tr><th>食事代（1食）</th><th>居住費（1日）</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般（下記以外の人）</td><td>510</td><td>510</td><td rowspan="4">370</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民税非課税世帯（69歳まで）及び低所得Ⅱの人（70歳～74歳）</td><td>過去12か月の入院日数が90日までの入院</td><td>240</td><td rowspan="2">240</td></tr>
<tr><td>過去12か月の入院日数が90日を超える入院（再度申請が必要）</td><td>190</td></tr>
<tr><td colspan="2">低所得Ⅰの人（70歳～74歳）</td><td>110</td><td>140</td></tr>
</table>

※医療機関や疾病内容により減額される場合があります。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

国民健康保険加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。
また、加入者が死亡した場合、葬祭費を支給します。

内　　容

(1)　出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したとき、出生児１人につき令和５年４月１日以降に出産した場合は50万円、令和５年３月31日までに出産した場合は42万円を支給します。直接支払制度（入院時に医療機関等で手続を行うことで、出産育児一時金を国民健康保険から直接医療機関等へ支払う制度）を利用すれば、出産した人は医療機関等へ出産育児一時金を差し引いた額の支払いで済みます。

妊娠４か月（85日）以上であれば、死産・流産（この場合は医師の証明が必要）でも支給します。出産育児一時金請求申請は、出産日の翌日から２年以内です。

(2)　葬祭費

国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行って葬儀費用を支払った人に葬祭費７万円を支給します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険結核・精神医療給付金	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

結核医療（一般）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第37条の２）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税が非課税（18歳未満のときは世帯主の住民税が非課税）の場合、申請により「結核医療給付金受給者証」を交付し、自己負担相当額を支給します。

精神通院医療については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第54条）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税非課税世帯の場合、申請により「国保受給者証（精神通院）」を交付し、自己負担相当額を支給します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険高齢受給者証	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

国民健康保険の被保険者が満70歳になると、国民健康保険高齢受給者証が交付され、保険医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合が２割又は一定以上の所得を有する人は３割になります。医療機関を受診するときは、「マイナ保険証」を持参し、電子資格確認を受けるか、「被保険者証」又は「資格確認書」と「高齢受給者証」を併せて提示し、自己負担額を支払います。（令和６年12月２日から被保険者証は廃止され、資格確認書を交付しています。）

内　　容

(1)　対象者

国民健康保険に加入している70歳～74歳の人。

70歳の誕生月の翌月１日から適用されます。ただし、１日生まれの人は誕生月から適用されます。

(2)　一部負担金の割合の判定

	判定基準	自己負担割合
現役並み所得者	本人及び同じ世帯に70歳～74歳の国保被保険者で住民税課税所得が145万円以上の人がいる人	3割
一般	上記以外の人	2割

＊当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成20年４月から新たな高齢者医療制度が創設されました。高齢期における健康の保持増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することにより、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目的としています。

後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合(以下「都広域連合」という。)が運営主体になり、都内62区市町村が加入しています。区は、都広域連合と連携し、窓口での各種申請・届出の受付、資格確認書等の引渡し、保険料の徴収、保健事業等の事務を行います。

被保険者証は、令和６年12月２日以降は新規の発行をしないため、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることが出来ない状況にある被保険者には資格確認書を交付することとなりました。

内　　容

(1)　被保険者の範囲

港区内に住所のある75歳以上の人(３か月以上の在留期間がある外国人も含みます。)

また、65歳以上75歳未満で一定の障害がある場合は、都広域連合に申請し認定された人も対象になります。なお、道府県に転出した場合でも、新住所が特別養護老人ホーム等である場合は、住所地特例に該当し、引き続き被保険者となります。ただし、生活保護受給者は被保険者になりません。

(2)　負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は１割、２割又は３割です。

一部負担金の割合は、前年の所得が確定した毎年８月１日に見直します。

(3)　保険料

保険料は前年の所得に応じて各被保険者が負担します。

保険料額の決定は都広域連合が行い、月割計算や特別徴収と普通徴収の振分け、保険料通知の発送等は区が行います。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

心身障害者医療費の助成（㊟制度）	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

心身障害者の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として、東京都が実施する制度です。申請書受理、受給者証交付、医療費の支払事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき港区が行っています。

内　　容

(1)　対象要件

次の全ての要件に該当する人が対象となります。

①　港区内に住所がある人

②　身体障害者手帳１・２級の人若しくは３級の内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の人、愛の手帳１・２度の人、又は精神障害者保健福祉手帳１級の人

③　国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人

④　年齢が65歳未満の人（ただし、65歳以上の人で、平成12年８月31日現在、㊟受給者証を持っていた人等は対象になります。）

⑤　前年の所得が東京都で定める基準額以下の人

㊟医療費助成対象者所得基準額表（令和６年９月１日現在）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人所得(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504

※ 20歳未満の人は、その人の加入する保険の世帯主等の所得で算定します。（ただし、本人が世帯主等の場合は本人所得で算定します。）

(2)　助成対象期間

９月１日から翌年の８月31日まで（毎年９月１日に更新）

(3)　診察を受けるとき

保険医療機関等で診察を受けるときは、「マイナ保険証（有効期限内の被保険者証、資格確認書等）」と「㊟受給者証」を一緒に提示し一部負担金を支払います。住民税非課税の人は入院時の食事代（標準負担額）のみ支払います。

①　一部負担金（住民税が課税されている人のみ）

原則、定率１割負担となっています。ただし、１か月に支払う自己負担の上限が定められています。医療機関で１か月の自己負担限度額を超えて支払った場合には、高額医療費として差額を支給します。

（令和７年４月１日現在）

	一部負担金	１か月の自己負担限度額	
		外来	入院
住民税課税者	１割	18,000 円 （年間上限額 144,000 円）	57,600 円 （年 4 回目以降 44,400 円）
住民税非課税者	負担なし	－	－

※㊟制度を取り扱っていない保険医療機関等で診察を受けたときは、いったん健康保険の自己負担分を支払い、区へ償還払いの手続をします。

② 標準負担額（入院時の食事代）

１食につき 510 円

住民税非課税世帯に属する人は、加入している健康保険に申請することにより減額認定を受けることができます。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民年金	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課

概　　要

国民年金制度は、日本国憲法第25条第２項（社会福祉・社会保障の向上・増進）の理念に基づき、老齢、障害、死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上を図ることを目的として、昭和36年に発足しました。

国民年金は当初、厚生年金や共済組合等に加入していない自営業者等を対象としていましたが昭和61年４月の改正により、基礎年金のかたちで全ての人に拡大されて、被用者年金の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者となりました。

さらに平成３年４月の改正により、20歳以上の学生も国民年金への加入が義務づけられて、現在に至っています。

国民年金は老齢・障害になったときや、死亡したときに全ての人に共通する基礎的な年金給付として「基礎年金」の支給を行います。このほか、国民年金独自の給付として、「付加年金」、「寡婦年金」、「死亡一時金」があります。

また、国民年金制度発足時すでに高齢に達していて、年金を受ける条件に該当しなかった人が受ける老齢福祉年金があり、平成17年４月から、特別障害給付金の制度が施行されました。

区は、国民年金の被保険者に係る届出の受付、保険料免除に係る届出の受理等の事務を行います。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

民生委員・児童委員の支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部保健福祉課

目　　的

日頃から地域の中で、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行う民生委員・児童委員の活動を支援することで、社会福祉の増進を図ります。

内　　容

社会福祉の増進を図るため、以下に掲げる活動を行う民生委員・児童委員を支援しています。

(1)　民生委員・児童委員（任期３年）

民生委員・児童委員は、地域における社会福祉の推進役、コーディネーター役として、厚生労働大臣からの委嘱を受け、活動しています。また、児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童や妊産婦の保護・援助などを行っています。民生委員・児童委員の中から、児童問題を専門に担当する主任児童委員が、厚生労働大臣から指名されています。

民生委員・児童委員は区域を担当し、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭などで社会的支援を必要とする人の相談を受け、必要な支援を行っています。このほか、誰もが、いつでも、必要とする各種福祉制度を利用できるよう、適切な助言や行政機関・施設への橋渡しなどを行っています。

主任児童委員は、区域を担当している委員と連携を図り、児童福祉機関との連絡・調整や支援を必要とする人の相談等を行っています。

(2)　民生委員推薦会（任期３年）

民生委員･児童委員候補者を決定し､都知事に推薦するための常設機関です。

定数は、区議会議員等の７つの分野から各２名（計 14 名）以内とし、区長が委嘱又は任命しています。

＊当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照

活 動 状 況

令和２年度　　（単位：件）

区分＼地区		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
内容別相談・支援件数	在宅福祉	7	30	3	14	6	60
	介護保険	6	7	0	13	2	28
	健康・保健医療	13	100	5	40	16	174
	子育て・母子保健	1	67	7	11	15	101
	子どもの地域生活	13	5	7	25	2	52
	子どもの教育・学校生活	2	90	7	42	2	143
	生活費	2	9	6	8	4	29
	年金・保険	0	0	0	1	0	1
	仕事	1	0	9	4	1	15
	家族関係	14	10	1	4	8	37
	住居	1	10	11	10	4	36
	生活環境	7	16	7	46	4	80
	日常的な支援	342	125	72	138	250	927
	その他	40	189	14	95	17	355
	計	449	658	149	451	331	2,038
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	398	427	110	217	258	1,410
	障害者に関すること	2	44	2	6	18	72
	子どもに関すること	16	165	25	93	40	339
	その他	33	22	12	135	15	217
	計	449	658	149	451	331	2,038

（単位：件）

その他の活動件数	調査・実態把握	29	41	44	116	34	264
	行事・事業・会議への参加・協力	247	261	244	302	212	1,266
	地域福祉活動・自主活動	480	527	295	367	208	1,877
	民児協運営・研修	921	821	801	843	558	3,944
	証明事務	13	52	21	32	40	158
	要保護児童の発見の通告・仲介	6	6	0	6	1	19

（単位：回）

訪問回数	訪問・連絡活動	560	431	206	340	275	1,812
	その他	251	61	135	454	264	1,165

（単位：回）

連絡調整回数	委員相互	1,336	2,757	1,091	1,405	965	7,554
	その他の関係機関	1,506	1,929	848	1,663	1,090	7,036

（単位：日）

活動日数	3,088	3,431	2,308	2,950	2,154	13,931

活 動 状 況

令和３年度　　（単位：件）

区分＼地区		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
内容別相談・支援件数	在宅福祉	22	63	19	24	2	130
	介護保険	8	12	3	18	0	41
	健康・保健医療	24	96	8	60	31	219
	子育て・母子保健	0	44	12	9	4	69
	子どもの地域生活	15	16	10	35	2	78
	子どもの教育・学校生活	5	40	5	48	1	99
	生活費	7	7	7	8	8	37
	年金・保険	1	4	0	0	0	5
	仕事	1	1	11	1	1	15
	家族関係	13	6	1	6	2	28
	住居	6	18	7	14	2	47
	生活環境	5	21	11	60	8	105
	日常的な支援	210	153	66	84	276	789
	その他	40	111	41	159	51	402
	計	357	592	201	526	388	2,064
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	287	431	149	256	329	1,452
	障害者に関すること	11	20	3	11	5	50
	子どもに関すること	21	128	28	105	17	299
	その他	38	13	21	154	37	263
	計	357	592	201	526	388	2,064

（単位：件）

その他の活動件数	調査・実態把握	322	61	39	184	33	639
	行事・事業・会議への参加・協力	271	261	327	455	259	1,573
	地域福祉活動・自主活動	616	1,132	411	561	304	3,024
	民児協運営・研修	1,019	1,022	786	878	626	4,331
	証明事務	18	61	20	24	22	145
	要保護児童の発見の通告・仲介	1	1	0	4	0	6

（単位：回）

訪問回数	訪問・連絡活動	352	519	322	384	732	2,309
	その他	841	802	385	1,148	610	3,786

（単位：回）

連絡調整回数	委員相互	1,477	3,081	1,200	1,517	1,087	8,362
	その他の関係機関	1,651	2,296	837	1,646	1,185	7,615

（単位：日）

活動日数	3,374	3,845	2,443	3,348	2,498	15,508

活 動 状 況

令和４年度　　（単位：件）

区分＼地区		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
内容別相談・支援件数	在宅福祉	12	63	5	14	10	104
	介護保険	6	10	2	8	9	35
	健康・保健医療	26	92	9	39	19	185
	子育て・母子保健	3	51	9	9	0	72
	子どもの地域生活	8	2	6	44	5	65
	子どもの教育・学校生活	11	90	1	39	6	147
	生活費	1	1	10	16	6	34
	年金・保険	0	0	0	0	0	0
	仕事	0	2	1	0	0	3
	家族関係	19	2	0	8	3	32
	住居	6	5	5	22	4	42
	生活環境	5	23	9	36	9	82
	日常的な支援	317	71	76	82	198	744
	その他	52	166	34	169	25	446
	計	466	578	167	486	294	1,991
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	408	349	111	218	246	1,332
	障害者に関すること	1	23	2	33	5	64
	子どもに関すること	23	143	12	99	31	308
	その他	34	63	42	136	12	287
	計	466	578	167	486	294	1,991

（単位：件）

その他の活動件数	調査・実態把握	481	864	538	440	296	2,619
	行事・事業・会議への参加・協力	341	391	745	629	478	2,584
	地域福祉活動・自主活動	684	655	626	626	568	3,159
	民児協運営・研修	1,133	975	809	858	739	4,514
	証明事務	31	92	46	63	52	284
	要保護児童の発見の通告・仲介	2	8	0	5	0	15

（単位：回）

訪問回数	訪問・連絡活動	596	700	654	560	682	3,192
	その他	867	1,419	1,103	1,139	1,361	5,889

（単位：回）

連絡調整回数	委員相互	1,188	2,575	1,375	1,132	1,039	7,309
	その他の関係機関	1,491	2,177	896	1,486	1,288	7,338

（単位：日）

活動日数	3,554	3,833	2,952	3,522	2,686	16,547

活 動 状 況

令和５年度　　（単位：件）

区分 ＼ 地区		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
内容別相談・支援件数	在宅福祉	10	59	2	14	8	93
	介護保険	13	10	0	6	3	32
	健康・保健医療	15	15	1	29	10	70
	子育て・母子保健	0	24	4	4	0	32
	子どもの地域生活	8	14	1	29	1	53
	子どもの教育・学校生活	11	51	9	35	0	106
	生活費	0	2	2	0	6	10
	年金・保険	3	0	0	2	0	5
	仕事	2	0	0	2	0	4
	家族関係	13	1	2	23	1	40
	住居	14	10	1	21	1	47
	生活環境	18	8	8	38	3	75
	日常的な支援	249	50	46	65	43	453
	その他	32	53	10	216	20	331
	計	388	297	86	484	96	1,351
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	322	170	63	180	67	802
	障害者に関すること	3	16	1	29	3	52
	子どもに関すること	29	88	17	72	19	225
	その他	34	23	5	203	7	272
	計	388	297	86	484	96	1,351

（単位：件）

その他の活動件数	調査・実態把握	841	1,058	676	934	963	4,472
	行事・事業・会議への参加・協力	497	613	620	895	518	3,143
	地域福祉活動・自主活動	760	686	431	654	481	3,012
	民児協運営・研修	1,049	954	692	850	713	4,258
	証明事務	40	36	18	25	32	151
	要保護児童の発見の通告・仲介	0	5	5	0	0	10

（単位：回）

訪問回数	訪問・連絡活動	1,025	746	457	967	258	3,453
	その他	1,301	2,450	1,271	1,856	1,686	8,564

（単位：回）

連絡調整回数	委員相互	1,040	1,422	1,376	899	873	5,610
	その他の関係機関	1,406	2,114	855	1,495	1,266	7,136

（単位：日）

活動日数	3,762	4,072	2,385	3,768	2,540	16,527

活 動 状 況

令和６年度　　（単位：件）

区分 ＼ 地区		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
内容別相談・支援件数	在宅福祉	12	57	28	16	24	137
	介護保険	10	8	0	22	3	43
	健康・保健医療	25	14	4	21	4	68
	子育て・母子保健	8	26	0	0	0	34
	子どもの地域生活	10	6	1	26	1	44
	子どもの教育・学校生活	28	15	3	21	3	70
	生活費	3	0	1	7	8	19
	年金・保険	2	0	5	5	0	12
	仕事	1	0	0	0	0	1
	家族関係	13	4	3	4	0	24
	住居	5	6	3	14	0	28
	生活環境	9	13	20	33	2	77
	日常的な支援	125	51	28	66	34	304
	その他	43	59	24	199	5	330
	計	294	259	120	434	84	1,191
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	199	179	107	179	52	716
	障害者に関すること	7	3	1	14	2	27
	子どもに関すること	52	50	5	55	27	189
	その他	36	27	7	186	3	259
	計	294	259	120	434	84	1,191

（単位：件）

その他の活動件数	調査・実態把握	552	934	284	680	735	3,185
	行事・事業・会議への参加・協力	596	771	678	1,008	543	3,596
	地域福祉活動・自主活動	559	671	425	665	615	2,935
	民児協運営・研修	1,148	1,008	723	812	695	4,386
	証明事務	30	162	27	36	24	279
	要保護児童の発見の通告・仲介	8	2	0	0	0	10

（単位：回）

訪問回数	訪問・連絡活動	477	433	400	594	457	2,361
	その他	1,228	2,155	824	1,830	1,294	7,331

（単位：回）

連絡調整回数	委員相互	1,038	1,401	1,220	788	678	5,125
	その他の関係機関	1,442	2,037	649	1,225	1,331	6,684

（単位：日）

活動日数	3,498	3,594	2,233	3,501	2,361	15,187

無料入浴券の給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

高齢者、障害者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に対して、公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、疲れた体をいやし生活意欲の向上及び健康保持を図ります。

内　　容

(1)　対　　象

区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人

①　70 歳以上の高齢者

②　障害者及び原爆被爆者

③　自家に風呂のない生活保護世帯等

(2)　給付時期

毎年４月１日から翌年３月 31 日まで

(3)　給付枚数

高　　齢　　者	１人当たり年間最大 52 枚 ※申請月により給付枚数が異なります。
障害者及び原爆被爆者	大人、中人、小人とも１人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。
生 活 保 護 世 帯 等	大人、中人、小人とも１人当たり年間最大60枚 ※開始月により給付枚数が異なります。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

都営交通の無料乗車券の交付	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課 保健福祉支援部生活福祉調整課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者、生活保護世帯等及び児童扶養手当受給世帯等に、無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

内　　容

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者、生活保護世帯等及び児童扶養手当受給世帯等に、都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します。

有 効 期 間

・身体障害者、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者は３年間
・生活保護世帯等、児童扶養手当受給世帯等は１年間

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」及び「港区の子ども・家庭支援」を参照

コミュニティバス乗車券の発行	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課 保健福祉支援部生活福祉調整課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成することにより、社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

内　　容

(1)　対　　象

区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人

① 70歳以上の人
② 都営交通無料乗車券を所持している人
③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している人
④ 難病等医療費助成を受けている人
⑤ 児童扶養手当証書を所持している人
⑥ ひとり親家庭等医療費助成を受けている人
⑦ 妊産婦
⑧ ３歳未満の子がいる、区が定める所得基準内（※）の世帯の保護者１人

※所得基準表

扶養親族等人数	所得基準
0人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、208万円未満
1人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、246万円未満
2人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、284万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額未満

※令和６年10月から、所得基準額が改定されました。

(2)　費用負担

無料

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」及び「港区の子ども・家庭支援」を参照

救急情報の活用支援事業（救急医療情報キット）	各総合支所区民課

目　　的

高齢者等の救急（119番出動）時に、迅速な救命措置等に役立てるため、「救急医療情報キット」を配布して、高齢者等の安全・安心を支援します。

内　　容

「救急医療情報キット」は「かかりつけ医療機関」「持病」などの医療情報や「診察券」「健康保険証」など情報の写しを専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。

(1)　対　　象

港区内に在住している人

①　高齢者　②　障害者　③　健康上不安がある人

(2)　配布場所

①　各総合支所区民課　②　各いきいきプラザ

③　各高齢者相談センター（地域包括支援センター：65 歳以上の高齢者のみ）

④　芝の家

根 拠 法 令 等

港区救急医療情報キット配布実施要綱

事 業 開 始 時 期

平成20年５月

事 業 の 状 況

各総合支所受付件数　　（単位：件）

年度	地区／区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
2	高齢者	58	38	145	84	86	411
	障害者	0	0	19	1	0	20
	その他	0	3	15	9	3	30
	合計	58	41	179	94	89	461
3	高齢者	58	72	82	97	243	552
	障害者	3	0	12	0	19	34
	その他	1	0	11	5	0	17
	合計	62	72	105	102	262	603
4	高齢者	18	43	102	163	166	492
	障害者	11	2	6	0	17	36
	その他	2	2	11	4	2	21
	合計	31	47	119	167	185	549
5	高齢者	92	74	58	122	145	491
	障害者	5	3	12	1	4	25
	その他	7	10	5	0	5	27
	合計	104	87	75	123	154	543
6	高齢者	115	58	66	168	203	610
	障害者	5	2	8	2	16	33
	その他	6	2	0	1	9	18
	合計	126	62	74	171	228	661

（各年度末日現在）

高齢者福祉相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課

目　　的

　老人福祉法に基づき、福祉事務所は高齢者の福祉に関する実情の把握に努めると同時に、相談者への必要な情報の提供や相談に応じ、必要な調査・指導とともに、これらに付随する業務を行うことにより、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図ります。

内　　容

　老人福祉指導主事及び地区担当員が、養護、特別養護、軽費、有料の各老人ホームへの入所、経済的事項、家庭的事項、医療・保健、職業等の各種相談に応じています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者・心身障害者（児）訪問電話	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

　ひとり暮らし等の高齢者世帯及び重度の心身障害者（児）世帯に対し、定期的に電話をすることによって、安否を確認するとともに安全を確保し、各種の相談に応じます。

内　　容

(1) 対　　象

　① 近隣に親族が居住していないおおむね65歳以上の高齢者でひとり暮らしの人

　② 近隣に親族が居住していない高齢者世帯で昼間、高齢者のみになる世帯等

　③ 重度の心身障害者（児）で外出困難な人

　④ 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で昼間重度以上の心身障害者のみの世帯

　⑤ 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で同居者が病弱者又は児童のみの世帯

　⑥ 常時介護を要する重度心身障害者（児）をかかえる世帯

(2) 電話相談員　　２人

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者・障害者等救急通報システム	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

高齢者及び障害者、難病り患者が家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき又は一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認、救助等を行って生活の安全を確保します。

内　　容

(1)　対　　象

区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人

①　在宅で生活する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の人

②　在宅で生活する65歳未満の人で、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているひとり暮らし等の人及びひとり暮らし等の難病の人

③　民間賃貸住宅入居支援事業（Ｐ385）を利用し、紹介を受けた物件に入居が決まった人若しくは協定債務保証会社と債務保証契約を締結した人

※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。

(2)　内　　容

遠隔救急ペンダント、コントローラー、火災センサー（熱感知器）、ライフリズムセンサー（生活活動感知器）を一式で設置し、緊急時、火災発生時等の事業者（警備会社）への通報により、専門の警備員が出動します。状況に応じて救急車などの要請を事業者が行います。

(3)　利用者負担

無料

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

認知症高齢者等おかえりサポート事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課

目　　的

認知症高齢者、認知症であることが疑われる高齢者及び若年性認知症の人が、今いる場所が分からなくなる等の見当識障害があらわれた場合でも、地域の人、関係機関との協力により、見守り・早期発見できる仕組みをつくることにより、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう支援します。また、認知症による徘徊に起因する事故補償制度を設けることにより、認知症高齢者等の家族及び介護人の経済的・精神的負担の軽減を図ります。

内　　容

1　おかえりサポート事業

(1)　対　　象

区内に住所を有し、在宅で生活しており、迎えに行くことができる介護人等がいる人で①～③いずれかに該当する人

①　65 歳以上で認知症による徘徊の恐れがある人

②　65 歳以上で認知症の疑いがあり、徘徊の恐れがある人

③　65 歳未満であっても、若年性認知症などにより徘徊の恐れがある人

(2)　内　　容

①　対象者が徘徊などにより行方不明となる場合に備えて、緊急連絡先等の情報を登録及び管理します。

②　対象者の発見時における速やかな身元確認に資する二次元コードが入ったラベルシールを配付します。

③　登録者が発見された場合に、発見者が二次元コードを読み込むことで、緊急連絡先（登録のあるメールアドレス）に通知メールが届きます。発見者には二次元コードを読み込むと登録者のニックネームや注意すべきことが表示され、発見者と登録連絡先でチャット形式の情報交換ができ、お迎えまでのやりとりを迅速に行うことができます。

④　行方不明になった対象者が発見された後、必要に応じて関係機関による生活支援につなげます。

(3)　利用者負担

無料

2　認知症高齢者等賠償責任保険

(1)　対　　象

おかえりサポート事業登録者で、40 歳以上の人

(2)　内　　容

①　損害賠償責任補償　認知症による徘徊に起因する事故により、第三者の身体の障害及び財物の破損壊に係る損害賠償責任を最大５億円補償します。

②　被害者死亡時の見舞金　認知症による徘徊に起因する事故により第三者を怪我させ、被害者がその事故を直接的な死因として死亡した場合に、お葬式の香典や見舞品の購入費用として一律 15 万円支給します。

(3)　利用者負担

無料

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者・障害者（児）徘徊探索支援事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

認知症による徘徊行動のある高齢者や徘徊行動のある知的障害者（児）等に対し、ＧＰＳを利用した位置情報専用探索機による探索サービスを行うことにより、徘徊高齢者や徘徊障害者（児）の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

内　　容

(1)　対　　象

①　区内に住所を有し、認知症の徘徊により探索サービスが必要と認められる在宅の65歳以上の高齢者で、位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等がいる人

②　中度以上（愛の手帳１～３度）の知的障害者（児）又は自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者（児）

(2)　利用者負担　ＧＰＳ端末機 月額 500円

現場急行サービス１回 3,000円

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者・障害者配食サービス	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

ひとり暮らし等で食事の調理や食材の調達が困難な高齢者や障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を、居宅に訪問して提供することにより、栄養管理や健康維持の一助とするとともに、安否確認を行い、在宅高齢者及び障害者の福祉の増進を図ります。

内　　容

(1)　対　　象

①　高　齢　者

65歳以上の区内在住で食事作りが困難な方で次の要件のいずれかにあてはまる人

ア　ひとり暮らしの人

イ　高齢者のみで世帯を構成する人

ウ　高齢者と障害者のみで世帯を構成する高齢者

②　障　害　者

65歳未満の区内在住で食事作りが困難な方で次の要件のいずれかにあてはまる人

ア　身体障害者手帳､愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人でひとり暮らしの人

イ　障害者のみで世帯を構成する人

ウ　障害者と高齢者のみで世帯を構成する障害者

※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。

(2)　利用者負担

１食あたり　320 円～480 円

(3)　実 施 回 数

１週間に７食まで、昼食又は夕食を配食します。

(4)　配食事業者

申請時に６事業者から選ぶことができます。

申請後に事業者を変更することもできます。事業者を変更した場合は、変更申請から 10 日以内に新しい事業者のサービスを受けられます。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者・心身障害者（児）福祉理美容サービス	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

在宅で生活する寝たきりの高齢者及び外出困難な心身障害者（児）に福祉理美容サービス登録カードを交付し、理容師又は美容師による出張理美容サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに、家族介護の軽減を図ります。

内　　容

(1)　対　　象

区内に住所を有し、在宅で生活する人のうち、以下のいずれかに該当する人

①　65歳以上で、要介護３以上の人

②　東京都重度心身障害者手当を受給している人

③　下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳１級の人

④　愛の手帳１度の人

(2)　実 施 回 数

年６回まで

(3)　利用者負担

１回 500 円

(4)　登録カード有効期間

４月１日から翌年の３月 31 日まで

(5)　利 用 方 法

港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、港区福祉理容協力店名簿・港区福祉美容協力店名簿に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者・障害者（児）紙おむつ給付及びおむつ代の助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

日常生活で紙おむつを必要とする高齢者及び障害者（児）に紙おむつ等を給付することにより、高齢者等の快適な生活を確保するとともに、介護する家族等の介護負担の軽減を図ります。

なお、医療機関に入院している人等に対しては、おむつ代を助成しています（限度額　月額12,000円）。

※同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。

内　　容

(1)　対　　象

高齢者：区内に住所を有する要介護認定又は要支援認定を受け、常時臥床及び失禁状態にある人

障害者：区内に住所を有する身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度又は精神障害者保健福祉手帳１級で、３歳以上65歳未満の人

(2)　給 付 内 容

紙おむつ等の支給対象商品の中から、給付限度の範囲内で選択する方式

(3)　給 付 方 法

委託業者が、月１回指定の場所に配送

(4)　利用者負担

月額 500円

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者・障害者（児）寝具乾燥等消毒	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

在宅で生活する寝たきりの高齢者及び寝具の乾燥が困難と認められる障害者（児）が使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図ります。

内　　容

(1)　対　　象

区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人

①　在宅で生活する65歳以上で、要介護３以上の人

②　在宅で生活する身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、寝具の乾燥が困難と認められる人

(2)　実 施 回 数

年12回（うち２回は水洗い）

(3)　利用者負担

寝　具１組（乾燥消毒）	150円
掛布団１枚（水洗い消毒）	300円
敷布団１枚（水洗い消毒）	300円
毛　布１枚（水洗い消毒）	50円

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者・心身障害者（児）福祉キャブ	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

車椅子使用や寝たきりの高齢者及び障害者（児）に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。

内　　容

(1) 対　　象

区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人

① おおむね65歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人

② 介護保険の第２号被保険者のうち、要介護認定又は要支援認定を受け、一般の交通機関を利用することが困難な人

③ 65歳未満で、次の要件に該当する人

（ア）身体障害者手帳　下肢・体幹・視覚１～３級の人、内部障害１級の人、呼吸器機能障害１・３級の人

（イ）愛の手帳１・２度の人

④ 以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童

・人工呼吸器管理　・気管内挿管、気管切開
・鼻咽頭エアウェイ　・酸素吸入
・６回/日以上の頻回の吸引　・ネブライザー　６回/日以上又は継続使用
・中心静脈栄養（IVH）　・経管（経鼻・胃ろうを含む。）
・腸ろう・腸管栄養　・継続する透析（腹膜灌流を含む。）
・定期導尿　３回/日以上（人工膀胱を含む。）　・人工肛門

(2) 予　約　方　法

利用者が、原則として利用日の前日までに、運行委託業者に直接申し込みます。

(3) 補　助　内　容

利用者が負担する乗車運賃を普通車タクシー料金と同額にします。

(4) 介助人利用助成

ヘルパー資格を有する介助人を利用した場合、介助人１人までの利用料のうち半額を助成します。

(5) 乗　車　地　域

出発地又は到着地が東京 23 区・武蔵野市・三鷹市

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

緊急移送サービス利用助成事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

車椅子等を使用する高齢者や障害者（児）が、緊急時に24時間対応の民間救急移送サービスを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者や障害者の在宅生活を支援し、福祉の向上に役立てます。

内　　容

(1)　対　　象　　港区福祉キャブ利用カード交付者

(2)　利用方法　　利用者が福祉キャブ運行委託事業者に直接申し込みます。

(3)　利用者負担

①　利用料金が10,000円以下の場合　　利用料金の30%に相当する額

②　利用料金が10,000円超の場合　　3,000円＋10,000円を超える部分の額

※移送補助用具（寝台・車椅子・リクライニング式車椅子）の利用料金については、全額助成します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者日常生活用具給付事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課

目　　的

身体機能が低下した高齢者に日常生活用具を給付することにより、日常生活や外出時の安全性を高め、高齢者の積極的な社会参加の促進を図ります。

内　　容

(1)　対　　象

給付種目と対象者は、以下のとおりです。

給付種目	対象者	給付条件
シルバーカー又は杖	・65 歳以上の区民で、歩行補助用具を使用することで歩行の安定を図ることができる人 ・在宅で生活している人 ・介護保険のサービスで歩行補助用具の貸与を受けていない、または購入をしていない人	・要支援認定を受けている人は、この事業で給付を受けていることがケアプランに明記されている必要があります。 ・要介護認定を受けている人は、介護保険のサービスが優先となります。ただし、介護保険サービスの歩行補助用具の貸与または購入では対応できない身体状態の場合のみ、対象となる場合があります。
浴室用滑り止めマット	・65 歳以上の区民で、入浴補助用具を使用することで自力での入浴を安全に行うことができる人 ・在宅で生活している人	－
入浴用椅子又は浴槽内椅子	・65 歳以上の区民で、入浴補助用具を使用することで自力での入浴を安全に行うことができる人 ・在宅で生活している人	・要支援認定又は要介護認定を受けている人は、対象外です。

※申請は給付各種目につき、１回限りです。

(2)　利用者負担

介護保険サービス利用時の費用負担割合に準じて決定します。所得に応じて協定価格の１～３割が利用者負担額となります。生活保護受給者は無料です。

(3)　給 付 方 法

区が協定を締結した福祉用具事業者の福祉用具専門相談員による事前調査を受け、安全性と効果性を確認した上で、用具を給付します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

民間賃貸住宅入居支援事業	各総合支所区民課 街づくり支援部住宅課

目　　的

様々な理由で現在の住まいから住み替えが必要であるにも関わらず、新たな住まいが見つからず困っている高齢者世帯等の良好な居住環境の確保を図ります。

内　　容

(1)　民間賃貸住宅の紹介

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第六ブロック及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部港支部の協力を得て、民間賃貸住宅を紹介します。

対象要件

①　区内に住所を有すること。

②　高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯又は生活保護受給者世帯であること。

③　独立して日常生活を営むことができること。

④　現在住み替えが必要で、新たな住まいに困窮していること。

⑤　転居先への救急通報システムの設置に了承すること（高齢者世帯に限る。）。

⑥　賃貸借契約の締結に当たり、連帯保証人がいない場合、協定債務保証会社を利用すること。

(2)　入居費用の一部助成

転居の理由が自己の責めによらない立ち退きによるもので、本事業(1)の紹介を受けた港区内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を結んだ場合は、入居費用の一部を助成します。

対象要件

①　住み替えの理由が、自己の責めによらない立ち退きによるものであること。

②　本事業で港区内の民間賃貸住宅の紹介を受け、当該住宅に入居することが決定し、当該住宅の所有者と賃貸借契約を締結していること。

③　世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。

④　生活保護法の規定に基づく公的給付を受給していないこと。

助成額　・礼金相当分…月額賃料の２か月分以内で実際に要した額

・仲介手数料…月額賃料の１か月分以内で実際に要した額

ただし、単身世帯は360,000円、２人以上の世帯は480,000円が上限です。

(3)　債務保証会社の紹介

保証人がいないため港区内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を結べない場合等、区と協定を締結している債務保証会社を紹介します。

対象要件

①　本事業（1）の①から③までの要件をいずれも満たすこと。

②　賃貸借契約に際し、連帯保証人となり得る親族若しくは知人がいないこと又は債務保証会社の利用が必須であること。

③　世帯の所得が 3,228,000 円を超えていないこと。

④　転居先への救急通報システムの設置に了承すること（高齢者世帯に限る。）。

(4)　債務保証会社の初回保証委託料の助成

本事業で、区内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を結ぶ際に、債務保証会社を利用する場合は、初回保証委託料を助成します。

対象要件

①　本事業の（3）の債務保証会社の紹介を受け当該債務保証会社を利用すること、又は（1）民間賃貸住宅の紹介を受け、区内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を結ぶ際、家主が指定する債務保証会社を利用する必要があること。

②　世帯の所得が 3,228,000 円を超えていないこと。

助成額　・単身世帯…60,000 円以内で実際に要した額

・２人以上の世帯…80,000 円以内で実際に要した額

(5)　家主あんしんサポート保険（家主向け）

単身高齢者世帯等が入居する住宅を対象に、賃貸戸室内における死亡事故による家主の損害を補償します。

保険登録することが出来る民間賃貸住宅

①　所在地が区内であること

②　入居者(賃借人)が 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の者を含む 60 歳以上の者で構成する世帯であること

③　保険登録時の家賃が 20 万円以下であること

＊当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照

＊本事業は、令和６年度まで保健福祉支援部が実施していた「高齢者民間賃貸住宅入居支援事業」を、令和７年４月から街づくり支援部において「民間賃貸住宅入居支援事業」として、対象者を拡大して実施するものです。

＊従前の「高齢者民間賃貸住宅入居支援事業」の実績表は、「港区の保健福祉」を参照

養護老人ホーム入所措置	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課

目　　的

環境上の理由及び経済的理由で、在宅生活が困難になった高齢者について、養護老人ホームの入所措置をします。

内　　容

(1)　対　　象

65歳以上（事情のある場合は60歳以上）で、次の①②の要件をともに満たす人

①　環境上の理由

家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅での生活が困難な人

②　経済的理由

次のア～ウのいずれかに当てはまる人

ア　生活保護受給世帯

イ　世帯の生計中心者が特別区民税所得割を課されていない世帯

ウ　災害などのため、その世帯の収入が急激に減少し、生活に困窮している状態にある人

(2)　費用負担

入所者本人及び扶養義務者から、それぞれの階層区分に応じた費用を徴収します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

寿商品券等贈呈	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課

目　　的

多年にわたり社会の進展に尽くした高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いします。

内　　容

寿商品券（区内共通商品券）を贈呈します。また、100歳以上の人へ記念品・花束を贈呈します。

(1)　対　　象

９月15日現在、区内に住所を有する77歳（喜寿）、80歳（傘寿）、88歳（米寿）、90歳（卒寿）、99歳（白寿）の人、100歳以上の人

(2)　贈 呈 品

商品券　77歳…１万円、80歳…１万５千円、88歳…２万円、90歳…２万５千円、99歳…３万円

記念品・花束　100歳以上

(3)　贈呈方法

８月下旬から敬老の日の頃にかけて、民生委員・児童委員などが本人にお届けします。

※令和２年度及び令和３年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全件郵送しました。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

成年後見審判申立事業	各総合支所区民課

目　　的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない人たちの「本人保護」と「自己決定尊重」の理念に併せ、身上監護・財産管理のために区長が成年後見審判開始申立てを行い、高齢者・障害者福祉の増進を図ります。

内　　容

区長は認知症高齢者、知的障害者、精神障害者に２親等以内の親族がいないとき等、成年後見等審判開始の手続ができないときは家庭裁判所に審判開始の申立てを行います。また、後見人の報酬の支払が困難な被後見人等へ報酬の一部又は全部の助成をします。

根 拠 法 令 等

港区成年後見審判申立事業に関する要綱

実 績 表

成年後見制度申立件数・報酬助成件数　　（単位：件）

年度	区分＼地区		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
2	高齢者分	申立	2	6	1	4	5	18
		報酬助成	3	5	3	5	2	18
	障害者分	申立	1	1	0	0	0	2
		報酬助成	0	0	0	1	0	1
3	高齢者分	申立	2	3	6	7	6	24
		報酬助成	4	0	1	4	4	13
	障害者分	申立	0	0	0	0	0	0
		報酬助成	0	0	0	1	0	1
4	高齢者分	申立	7	2	8	5	6	28
		報酬助成	3	2	2	6	4	17
	障害者分	申立	0	0	0	0	0	0
		報酬助成	0	0	0	1	0	1
5	高齢者分	申立	2	0	9	6	3	20
		報酬助成	1	1	2	2	4	10
	障害者分	申立	0	0	0	0	0	0
		報酬助成	0	0	0	1	0	1
6	高齢者分	申立	2	0	2	3	3	10
		報酬助成	2	0	2	3	2	9
	障害者分	申立	0	0	0	0	1	1
		報酬助成	0	0	0	1	0	1

（各年度末日現在）

高齢者単身世帯実態調査	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課

目　　的

ひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等を把握することによって、本人の緊急時などに備えます。

内　　容

区内の単身世帯（65 歳以上）高齢者の実態を調査しています。

３年に一度、住民基本台帳上単身世帯（65 歳以上）全員を調査対象とした全数調査を行い、続く２年間については、全数調査の結果を基に、当該年度の転入者等を含め、調査を行います。

(1)　調査内容

同居親族の有無、本人電話番号、緊急連絡先の名前・電話番号の聞き取り

(2)　調査対象

毎年４月１日現在、満65歳以上で住民基本台帳上単身世帯の人

(3)　調査方法

65歳以上75歳未満　　郵送調査（高齢者支援課から郵送）

75歳以上　　訪問調査（民生委員・児童委員等）

※令和２年度及び令和３年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全件郵送で調査を行いました。

※単身世帯のうち、施設職員による実態把握ができている特別養護老人ホーム、ケアハウス等居住者は、特定住所として調査対象外です。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者の地域におけるセーフティネットワーク構築	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課

目　　的

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体及び関係機関と区との連携を図り、各地区の特性に応じた高齢者セーフティネットワークを構築します。

内　　容

(1)　地区高齢者支援連絡会の開催

所掌事項

・高齢者の孤独死の防止に関すること。
・高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援に関すること。
・認知症に関する普及啓発及び認知症の人とその家族への支援に関すること。
・高齢者の消費者被害の防止に関すること。
・区と関係機関等の相互の情報交換及び連絡調整に関すること。
・その他地区の高齢者の生活、介護等に関して必要な事項に関すること。

(2)　地区における高齢者のセーフティネットワークの構築

高齢者をはじめ地域の人たちが気軽に参加できる交流の場を設置すること。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者補聴器購入費助成事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課

目　　的

聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用を助成することにより、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図ります。

内　　容

(1)　対　　象

次の全ての要件に該当する人

①　60歳以上の区内在住者又は区が実施する高齢者聴力検査の対象者であること。

②　区が指定する医療機関（補聴器相談医在籍）の医師が、補聴器の装用を認める人

③　聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人

(2)　対象機器

補聴器本体（片耳1台分）及びその付属品（電池、充電器及びイヤモールド）

※区が指定する販売店（認定補聴器技能者在籍）で購入するものに限ります。

(3)　助 成 額

補聴器購入額（上限144,900円）

※住民税課税の人は補聴器購入額の半額（上限72,450円）が助成額です。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

要介護・要支援認定（申請）	各総合支所区民課 保健福祉支援部介護保険課

概　　要

介護保険サービスを必要とする人のために要介護・要支援認定を行います。

内　　容

(1)　対　象

①　第１号被保険者（65歳以上の人）で、寝たきり・認知症などで常に介護が必要な人、又は家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人

②　第２号被保険者（40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人）で、初老期における認知症、脳血管疾患など加齢に伴う国が指定する16種類の病気（特定疾病）によって介護や支援が必要になった人

(2)　認　定

介護の必要性の有無及びその度合いを介護認定審査会において審査判定します。要介護度は、心身の状態に応じて７段階に区分され、利用できるサービスの量などが決まります。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

障害者控除対象者認定	各総合支所区民課

目　　的

65歳以上で、原則として要介護区分が要介護１以上で、寝たきり又は障害者に準ずる状態にあると認められる人に対し、(特別) 障害者控除対象者と認め、認定書を交付します。

内　　容

対　　象

障害者手帳をお持ちでなくても、障害者控除対象者認定書の交付により、(特別) 障害者控除の対象となります。

65歳以上で、原則として要介護区分が要介護１以上で、寝たきり又は障害者に準ずる状態にあると認められる人

根 拠 法 令 等

所得税法

関 係 発 行 物

介護保険・高齢者サービスの手引き

障害者のためのサービス一覧

実　績　表

障害者控除認定件数　　(単位：件)

年度	区分＼地区	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
2	非該当	0	0	0	0	0	0
	障害者控除	3	8	11	14	3	39
	特別障害者控除	23	15	15	21	8	82
3	非該当	0	1	0	0	0	1
	障害者控除	6	10	2	9	7	34
	特別障害者控除	14	17	14	22	11	78
4	非該当	0	0	0	0	0	0
	障害者控除	6	4	11	11	2	34
	特別障害者控除	17	12	18	21	13	81
5	非該当	0	0	0	1	0	1
	障害者控除	7	7	6	10	10	40
	特別障害者控除	8	15	15	14	11	63
6	非該当	2	1	0	0	2	5
	障害者控除	8	5	10	15	13	51
	特別障害者控除	16	11	10	10	6	53

(各年度末日現在)

介護給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者（児）に対し、自宅で入浴・排せつ・食事等の日常生活の介護や通所先の施設で創作的活動や生産活動の場の提供等を行います。

内　　容

日常的に介護が必要な障害者（児）に対し、次の支援を行います。

(1)　居宅介護
(2)　重度訪問介護
(3)　同行援護
(4)　行動援護
(5)　療養介護
(6)　生活介護
(7)　短期入所
(8)　重度障害者等包括支援
(9)　施設入所支援

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

訓練等給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために法律に基づき、障害者に対し、通所先の施設で、身体機能向上のための訓練の提供や就労に必要な知識や技術の習得のための支援等を行います。

内　　容

障害者（児）が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、次の支援を行います。

(1)　自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
(2)　就労選択支援　（※　令和７年 10 月１日から開始）
(3)　就労移行支援
(4)　就労継続支援Ａ型
(5)　就労継続支援Ｂ型
(6)　就労定着支援
(7)　自立生活援助
(8)　共同生活援助（グループホーム）

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

障害児通所支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

児童福祉法に基づき、障害児に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応や生活能力の向上のための支援等を行います。

内　　容

集団生活への適応や生活能力の向上のため、次の支援を行います。

(1)　児童発達支援
(2)　医療型児童発達支援
(3)　放課後等デイサービス
(4)　居宅訪問型児童発達支援
(5)　保育所等訪問支援

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

相談支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

障害者（児）が地域で安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障害者等の立場に立って相談支援を行います。

内　　容

障害者の地域生活への移行や地域生活の継続のための支援を行います。また、障害者（児）が障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用するに当たり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。

(1)　一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
(2)　特定相談支援（計画相談支援）
(3)　障害児相談支援

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

移動支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

内　　容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の１つとして、区と協定を締結した居宅介護事業者等が、ヘルパーを派遣し、障害者等の外出の支援を行います。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

身体障害者手帳	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

身体障害者手帳は、本人（15 歳未満の場合は保護者）の申請に基づき、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されます。

身体障害者手帳の交付を受けた人は、自立支援医療（更生医療）の給付や施設への入所、補装具費の支給等の各種福祉サービスを受けることができます。

内　　容

(1)　対 象 者

身体障害者福祉法別表に定める障害を有する人

(2)　障害種別

①　視覚　　②　聴覚、平衡機能　　③　音声、言語・そしゃく機能
④　肢体不自由　　⑤　心臓機能　　⑥　じん臓機能　　⑦　呼吸器機能
⑧　ぼうこう又は直腸機能　　⑨　小腸機能
⑩　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能　　⑪　肝臓機能

(3)　障害程度

１～６級（肢体不自由には７級もありますが、７級の障害１つのみでは手帳は交付されません。）

(4)　申請方法

下記の書類をそろえ、各総合支所区民課に申請します。その後、東京都知事あてに進達しています。

①　手帳交付申請書　　②　都道府県知事指定医の診断書・意見書
③　撮影後１年以内の写真　　④　マイナンバーカード等

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

愛の手帳（知的障害者）	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

知的障害者（児）の保護と自立支援を図るとともに、社会の理解と協力を深めるため、東京都が全国に先がけて設けた制度で、本人又は保護者の申請に基づいて交付しています。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

内　　容

(1)　対 象 者
　　知的機能の発達遅滞のある人

(2)　障害程度
　　１～４度

(3)　申請方法
　　18歳未満の人は港区児童相談所へ、18歳以上の人は東京都心身障害者福祉センターへ申請します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

精神障害者保健福祉手帳	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

精神障害の人が、様々な支援を迅速かつ有効に活用できるようにし、社会復帰と自立、社会参加の促進を図ります。

内　　容

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害の人が一定の障害があることを証明するもので、認定された場合は、該当等級（１～３級）によって様々な福祉サービスを受けることができます。

申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

身体障害者福祉相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者及び家族からの相談に応じ、福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう必要な援助を行います。

また、その他サービスを提供する関係者等との連携を図ります。

内　　容

各総合支所区民課に身体障害者福祉司及び地区担当相談員を配置し、身体障害者手帳の取得及び自立支援医療（更生医療）、補装具、障害者支援施設の入所等、各種の相談に応じます。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

知的障害者福祉相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者及び家族からの相談に応じ、福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう必要な援助を行います。

また、その他サービスを提供する関係者等との連携を図ります。

内　　容

各総合支所区民課に知的障害者福祉司及び地区担当相談員を配置し、障害者支援施設の入所・通所及び職業、教育、生活等、各種の相談に応じます。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

自立支援医療（更生医療）	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

身体障害者が手術等によって障害の程度を軽くしたり取り除いたりすることにより、日常生活能力や職業能力の回復や獲得を目的として行う医療で、知事の定める指定医療機関において給付します。

内　　容

(1)　対　象　者

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人で、東京都心身障害者福祉センターにおいて医療の給付が必要と判定された人（ただし、心臓（更新のみ）、じん臓、小腸、肝臓（更新のみ）及び免疫機能障害の医療給付判定は、各指定自立支援医療機関からの要否意見書に基づき区が行います。）

(2)　支給対象となる障害区分

①　視覚障害によるもの
②　聴覚、平衡機能の障害によるもの
③　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
④　肢体不自由によるもの
⑤　心臓、じん臓、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
⑥　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

(3)　給付内容（下記に関する費用）

①　診察
②　薬剤又は治療材料の支給
③　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
④　居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
⑤　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
⑥　移送（医療保険により給付を受けることができない人の移送に限ります。）

(4)　給付の範囲

医療保険の給付又は他の公費負担制度の適用がある場合は、その残額（本人の負担分）が給付の対象となります。

(5)　実施方法

各総合支所区民課に申請書、指定医の意見書（概略書）等を提出し、自立支援医療受給者証の交付を受けて、指定自立支援医療機関で医療の給付を受けます。自立支援医療（更生医療）の費用は、区から東京都国民健康保険団体連合会等を通じて医療機関に支払います。

(6)　自己負担

原則、医療費の１割の自己負担があります。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されています（生活保護を受給している人は自己負担なし）。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

補装具費の支給	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

身体機能が損なわれた身体障害者等に補完又は代替する用具を支給し、障害者の日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。

内　　容

(1)　対　象　者

身体障害者手帳の交付を受けた人又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等の人で、東京都心身障害者福祉センター等で補装具の購入が必要と判定された人

(2)　補装具種目

①	視覚障害者用	視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡（矯正・弱視・遮光）、コンタクトレンズ
②	聴覚障害者用	補聴器
③	肢体不自由者用	義手、義足、装具（上肢・下肢・体幹・靴型）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、姿勢保持装置
④	内部障害者用	車椅子
⑤	重度障害者用	意思伝達装置
⑥	児童用（①～⑤のほか）	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
⑦	難病患者等用	車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、靴型装具等

(3)　実施方法

申請に基づき、内容を審査（判定）の上、支給決定し、補装具費支給券を交付します。この支給券によって、指定業者から購入、貸与、修理をします。

(4)　自己負担

原則、給付内容の１割の自己負担があります。ただし、世帯の所得によって月の負担上限があります（生活保護、区民税非課税世帯は自己負担なし）。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

障害者（児）日常生活用具及び住宅設備改善費の給付等	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

在宅の障害者（児）に対し、日常生活用具及び住宅設備改善費を給付等し、日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。

内　　容

(1)　対　象　者

①　区内に居住する身体障害、知的障害又は精神障害者で、原則として障害種別における障害程度が重度の人。ただし、給付種目によっては、障害程度に達していなくても必要と認められる人

②　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等で、給付が必要と認められる人

(2)　給付等種目

①　日常生活用具

（給付）特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド、浴槽（湯沸器を含む。）、訓練・姿勢保持用具、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、杖、移動・移乗支援用具、温水洗浄便座、火災警報器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置、ガス安全システム、環境制御装置、視覚障害者支援具、聴覚障害者支援具、音声ＩＣタグレコーダー、食事用自助具、調理用自助具、知的障害者支援具、電磁波防護服、生活用品自助具、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、振動式体温計、視覚障害者用体重計、ルームクーラー、空気清浄器、エアーパッド、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、ポータブル電源（蓄電池）、携帯用会話補助装置、パーソナルコンピューター、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置（ファクシミリを含む。）、聴覚障害者用情報受信装置、フラッシュベル、会議用拡聴器、携帯用信号装置、人工喉頭、人工鼻、点字図書、大活字図書、ＤＡＩＳＹ図書、ストーマ装具、紙おむつ・さらし等、排泄予測支援機器、収尿器、歩行支援用具（手すり、スロープ等）

②　住宅設備改善

小規模住宅改修、中規模住宅改修、ハンズフリー住宅改修、屋内移動設備、階段昇降機、ホームエレベーター、難病小規模住宅改修、電動式ドア開閉装置

※①②とも、給付等種目により、対象者及び基準額が異なります。

(3)　実施方法

申請に基づき、内容を審査の上、給付決定し、日常生活用具又は住宅設備改善給付券を交付します。それにより、指定業者から納入又は施工を受けます。

(4)　自己負担

原則、給付内容の１割の自己負担があります。ただし、所得によって月の負担上限があります（生活保護、区民税非課税世帯は自己負担なし）。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

中等度難聴児発達支援事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の中等度難聴児に対し、補聴器の装用による言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を図るため、補聴器等購入費用の一部を助成します。

内　　容

費用（基準額）の９割を助成。生活保護世帯、区民税非課税世帯は 10 割助成。
対象は次のいずれにも該当する 18 歳未満の児童

①身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象とならない程度の聴力で、両耳の聴力レベルがおおむね 30dB 以上であること。

②耳鼻咽喉科医師による意見書が提出できること。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

自動車運転免許取得費助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

障害者が第一種運転免許を取得しようとする場合、取得に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

内　　容

(1)　対 象 者

区内に引き続き３か月以上居住している人で、次の要件に該当する人

①　運転免許適性試験に合格した人で、３級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人、４度以上の愛の手帳の交付を受けている人。ただし、内部障害については４級以上、下肢又は体幹に係る障害については５級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、歩行が困難な人

②　道路交通法第96条第１項に規定する運転免許試験の受験資格を有する人

③　本人の前年分所得税額が40万円以下の人

④　他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない人

(2)　内　　容

教習所（練習所）入所料、技能・学科教習料、受験料、教材費及び排気量等の限定解除に直接要する費用を対象とし、前年の所得税額に応じて164,800円まで（排気量等の限定解除の費用については20,600円まで）を助成します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

自動車改造費の助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

障害者が自分で運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

内　　容

(1)　対 象 者

区内に住所を有し、現に居住している人で、次のいずれにも該当する人

①　下肢又は体幹等の身体障害者手帳の交付を受けた人であって、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある人

②　本人又は扶養義務者等の前年の所得が所得制限基準内の人（特別障害者手当と同じ）

(2)　内　　容

操向装置及び駆動装置等の改造費用として、原則、対象者１人につき１台に限り、133,900円までを助成します（所得制限あり）。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

車椅子使用者が容易に同乗又は昇降できる福祉車両の購入費の一部を助成することにより、在宅の車椅子使用者の外出を支援し、社会生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

内　　容

(1)　対 象 者

・区内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた常時車椅子使用の人又はその同居の親族

・どちらも前年の所得が、所得制限基準内の人（心身障害者福祉手当と同じ）

※福祉車両に同乗する人が、施設に入所等をしている場合は対象になりません。

(2)　内　　容

１件につき300,000円まで助成します。

ただし、中古車の場合は、300,000円と購入費用の５分の１に相当する額のいずれか少ない額とします。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

入浴サービス	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

自宅や公衆浴場での入浴が困難な障害者（児）に対し、入浴サービスを行うことにより健康・衛生保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図ります。

障害状況等により、巡回入浴車による方法と施設入浴（機械入浴・介助入浴・家族入浴）による方法があります。

内　　容

種　類	内　　容	対　象　者	備　　考
機械入浴	全介助が必要な人に対して、障害保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の機械浴室で入浴介助を行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	専用車による送迎があります。
介助入浴	自力移動が可能で、一部介助が必要な人に対して、障害保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の家族浴室で、障害の状況に応じた入浴介助を行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	必要に応じて専用車による送迎があります。
家族入浴	障害保健福祉センター内の家族浴室で、家族等の介助により入浴することができます。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の人	家族等の介助により入浴できることが条件です。
巡回入浴	巡回入浴車を派遣し、居宅において特殊浴槽を用い、家族の立会いのもと入浴サービスを行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	

費　　用　無料

利用日等　①　施設入浴　月～土曜日午前10時～午後５時の枠内で、相談の上、決定します。
②　巡回入浴　相談の上、決定します。

申込手続　申請書、承諾書、医師の意見書（家族入浴は除く）の提出が必要です。

そ の 他　①　医師から入浴を許可されていることが必要です。
②　原則として、介護保険サービスの対象者は除きます。
③　当日の利用者の健康状態により、入浴が困難な場合は、サービスの提供をお断りすることがあります（例：感染症にり患している場合など）。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

ＮＨＫ放送受信料減免対象世帯の証明	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

　障害者世帯等が、ＮＨＫ放送受信料の免除基準に該当することの証明を行います。

内　　容

(1)　対 象 者

〔全額免除〕

①　世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、身体障害者手帳の交付を受けている人がいる場合

②　世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、愛の手帳の交付を受けている人がいる場合

③　世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる場合

〔半額免除〕

①　世帯主で受信契約者である本人が、視覚障害又は聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている場合

②　世帯主で受信契約者である本人が、身体障害者手帳１・２級の交付を受けている場合

③　世帯主で受信契約者である本人が、愛の手帳１・２度の交付を受けている場合

④　世帯主で受信契約者である本人が、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている場合

⑤　世帯主で受信契約者である本人が、戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者で、障害程度が特別項症から第１款症である場合

（※令和７年４月１日現在によるものです。）

(2)　内　　容

　各総合支所区民課で証明を受けた免除申請書を、ＮＨＫ営業所又は集金職員に提出し、減免を受けます。

※戦傷病者の場合は、東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当（電話5320－4078）で証明します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

タクシー利用券の給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

歩行困難な障害者（児）等に、タクシー利用券を給付することにより、生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ります。

内　　容

(1)　対 象 者

身体障害者手帳　下肢・体幹・視覚１～３級の人、内部障害１級の人、呼吸器機能障害１・３級の人

愛の手帳　　１・２度の人

精神障害者保健福祉手帳　１級の人

在宅において日常的に、以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童

・人工呼吸器管理
・気管内挿管・気管切開
・鼻咽頭エアウェイ
・酸素吸入
・６回／日以上の頻回の吸引
・ネブライザー６回／日以上又は継続使用
・中心静脈栄養（ＩＶＨ）
・経管（経鼻・胃ろうを含む）
・腸ろう・腸管栄養
・継続する透析（腹膜灌流を含む）
・定期導尿３回／日以上（人工膀胱を含む）
・人工肛門

(2)　給付方法

◎新規申請者は、各総合支所区民課窓口で給付
◎継続して利用する人は障害者福祉課から郵送

(3)　給 付 額

年52,000円分
（ただし、７月～９月の新規申請は39,000円、10月～12月の新規申請は26,000円、１月～３月の新規申請は13,000円）
※自動車燃料費の助成との併給はできません。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

自動車燃料費の助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

障害者（児）等の使用する自動車に係る燃料費の一部を助成することにより、障害者（児）等の生活圏の拡大及び経済的負担を軽減し、社会活動の促進を図ります。

内　　容

(1)　対 象 者

身体障害者手帳　下肢・体幹・視覚１～３級の人、内部障害１級の人、呼吸器機能障害１・３級の人

愛の手帳　　１・２度の人

精神障害者保健福祉手帳　１級の人

在宅において日常的に、以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童

・人工呼吸器管理
・気管内挿管・気管切開
・鼻咽頭エアウェイ
・酸素吸入
・６回／日以上の頻回の吸引
・ネブライザー６回／日以上又は継続使用
・中心静脈栄養（ＩＶＨ）
・経管（経鼻・胃ろうを含む）
・腸ろう・腸管栄養
・継続する透析（腹膜灌流を含む）
・定期導尿３回／日以上（人工膀胱を含む）
・人工肛門

(2)　助 成 額

年52,000円以内

（ただし、７月～９月の新規申請は39,000円、10月～12月の新規申請は26,000円、１月～３月の新規申請は13,000円）

※タクシー利用券との併給はできません。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

補助犬の給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者へ補助犬を給付し、自立と社会参加を促進します。

内　　容

(1)　対 象 者

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、おおむね１年以上都内に居住しており、支障なく補助犬の飼育ができる人

・盲導犬…視覚障害１級
・介助犬…肢体不自由１・２級
・聴導犬…聴覚障害２級

(2)　実施方法

東京都が給付決定した人に、委託団体が育成、訓練を行った補助犬を無償で給付します。区は申請の受付をしています。

(3)　所得制限

世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が77,000円未満であること。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

重度脳性麻痺者介護事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

重度脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ります。

内　　容

(1)　対 象 者
区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳１級の脳性麻痺者

(2)　介護者及び介護回数
家族を介護者とし、１日を単位として月12回まで

(3)　認定申請
あらかじめ登録が必要です。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

たん吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする重度の身体障害者（児）が、登録事業者による医療保険又は介護保険の訪問看護と併せて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護、重度訪問介護又は地域生活支援事業の移動支援（以下「居宅介護等」といいます。）を利用する場合に、区独自の加算をすることにより、質の高いサービスの提供を確保し、もって重度の身体障害者（児）の福祉の増進を図ります。

内　　容

(1)　対　象　者
区内に住所を有し、次の①～③のいずれにも該当する人（介護保険の要介護認定を受けた人は除く。）
①　身体障害者手帳１級又は２級であること。
②　居宅介護等を利用していること。
③　たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、登録事業者による訪問看護を利用していること。

(2)　内　　容　医療的ケアの必要な人に、看護師による居宅介護等の提供を行います。

(3)　利用者負担　無し（ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護等の提供に係る費用について、所得額に応じた利用者負担あり。）

(4)　助　成　額　登録事業者に対して助成
区内事業者：30分当たり2,500円
区外事業者：30分当たり2,650円

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

医療的ケアを必要とし、家族が在宅で介護を行っている重症心身障害児（者）等について、自宅等に看護師又は准看護師を派遣し、家族に代わり一定時間のケアを行うことにより、重症心身障害児（者）等とその家族の福祉の向上及び就労支援の促進を図ります。

内　　容

(1)　対 象 者

区内に住所を有する以下のいずれにも該当する人（ただし、介護保険の要介護認定を受けている人を除く。）

①　重度の知的障害（愛の手帳１・２度程度）があり、かつ、重度の肢体不自由（身体障害者手帳１・２級）がある人又は、以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童

・人工呼吸管理　・気管内挿管、気管切開　・鼻咽頭エアウェイ
・酸素吸入　・６回／日以上の頻回の吸引　・ネブライザー６回／日以上又は継続使用　・中心静脈栄養　・経管（経鼻・胃ろうを含む。）
・腸ろう、腸管栄養　・継続する透析（腹膜灌流を含む。）　・定期導尿３回／日以上（人工膀胱を含む。）　・人工肛門

②　家族等による在宅介護を受けて生活している人

③　看護による医療的ケアを受けている人又は必要としている人

(2)　内　容

自宅等に看護師又は准看護師を派遣し、家族が日頃行っている医療的ケア及び療養上の世話を家族に代わって提供します。（１年度の利用上限時間288時間）

※事前承認を受けた場合に限り、特別支援学校等へ看護師又は准看護師を派遣します。（自宅以外での１年度の利用上限時間　144時間）

※申請月により利用上限時間が異なります。

(3)　利用者負担（１回当たり）　（単位：円）

世帯の課税状況	2時間 利用	2時間30分 利用	3時間 利用	3時間30分 利用	4時間 利用
生活保護受給世帯及び 区民税非課税世帯	0				
［障害者の場合］ 区民税所得割16万円未満の世帯	370	460	550	640	740
［障害児の場合］ 区民税所得割28万円未満の世帯	180	220	270	310	360
上記以外の世帯	1,500	1,880	2,200	2,630	3,000

上記のほか、衛生用品等の実費相当分は利用者負担となります。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

特別障害者手当等（国制度）	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

在宅の重度障害者（児）に対し、障害により特に必要とされる負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

内　　容

1　特別障害者手当

(1)　対 象 者

重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人。ただし、病院等に３か月を超えて入院している人、施設に入所している人は対象外になります。原則、医師の診断書に基づいて判定します。

(2)　支 給 額

月額　29,590円（本人、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えているときは、支給を停止します。）

(3)　支給方法

２月、５月、８月、11月に指定の金融機関に振り込みます。

2　障害児福祉手当

(1)　対 象 者

重度の障害があるため、日常生活において常時の介護が必要な20歳未満の人。原則、医師の診断書に基づいて判定します。

ただし、施設に入所している人、障害を理由とする公的年金を受給している人、聴覚の障害により申請する場合、補聴器及び人工内耳の電源を切った状態で音声を認識できる程度の人、運転免許の適性試験に合格している人は対象外になります。

(2)　支 給 額

月額　16,100円（本人、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えているときは、支給を停止します。）

(3)　支給方法

２月、５月、８月、11月に指定の金融機関に振り込みます。

3　経過的福祉手当

(1)　対 象 者

昭和61年４月の特別児童扶養手当の支給に関する法律等の改正に伴う経過措置として手当を受給している人（新規の認定はありません。）

(2)　支 給 額

月額　16,100円

(3)　支給方法

２月、５月、８月、11月に指定の金融機関に振り込みます。

所得限度額表　（令和７年４月現在）

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※別に扶養義務者の所得限度額も設けられています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

重度心身障害者手当（都制度）	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

心身に特に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする人に手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

内　　容

(1)　対 象 者

65 歳未満の障害者（児）が次のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、東京都心身障害者福祉センターから重度心身障害者の判定を受けた人。

ただし、３か月を超えて入院している人、施設に入所している人は対象外となります。

①　重度の知的障害と著しい精神症状が重複している人
②　重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人
③　重度の四肢体幹機能障害（座位困難）の人

所得限度額表　（令和７年４月現在）

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1 人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※対象者が 20 歳未満の場合は、扶養義務者又は配偶者の所得が判定の対象となります。

(2)　支 給 額

月額　60,000 円

(3)　支給方法

東京都が毎月、指定の金融機関に振り込みます。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

心身障害者福祉手当（区制度）	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

心身に障害のある人に、心身障害者福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

内　　容

(1)　対 象 者

65歳未満で次の①～⑤のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、施設に入所していない人

ただし、65歳以上で平成13年７月分の手当を受給した人のうち、①～⑤のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、施設に入所していない人は対象者になります。

①　身体障害者手帳１～３級
②　愛の手帳１～４度
③　精神障害者保健福祉手帳１級
④　脳性麻痺又は進行性筋萎縮症
⑤　難病の医療費助成を受けている人

所得限度額表　（令和７年４月現在）

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※対象者が20歳未満の場合は、扶養義務者又は配偶者の所得が判定の対象となります。

(2)　支 給 額

月額　15,500円（ただし、身体障害者手帳３級・愛の手帳４度の人は月額7,750円）

(3)　支給方法

指定の金融機関に年３回（４月、８月、12月）振り込みます。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

民営バス乗車割引証	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

心身障害者及びその介護人が、都内に路線を有する民営バスの割引を利用することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

内　　容

心身障害者本人及び介護者を対象に、乗車割引証を交付します。なお、定期乗車券を購入する場合は、定期券割引購入申込書（３割引）を交付します。

(1)　対 象 者

身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている人及びその介護人

(2)　内　　容

各総合支所区民課の窓口で心身障害者民営バス乗車割引証（普通乗車用・介護人付）の交付を受け、乗車の際に割引証を提示して５割引の割引料金を支払います。

※身体障害者手帳・愛の手帳所持者が単独で利用する場合は、手帳を提示するだけで割引を受けられます。

※愛の手帳の交付を受けている人が介護人付で乗車する際の割引証は、18歳以上は東京都心身障害者福祉センター、18歳未満は港区児童相談所でも交付します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

有料道路障害者割引制度	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

身体障害者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合、又は重度の身体障害者手帳若しくは、重度の愛の手帳の交付を受けている人を乗せて運転する場合に、東日本高速道路株式会社の割引基準に該当することの証明を行っています。

内　　容

(1)　対 象 者

①　身体障害者手帳の交付を受けている人が自分で運転する場合

②　重度（※１）の身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている人を乗せて運転する場合

※１…身体障害者手帳又は愛の手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄に「第１種」と記載されている人。

(2)　対象車両

障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する乗用車１台（営業車、法人所有は除く。）又は排気量125cc を超えるバイク

(3)　利用方法

・料金を支払う際に、手帳（※２）を提示の上料金を支払います。

・ＥＴＣの場合は、登録されたＥＴＣカードを登録されたＥＴＣ車載器に挿入してＥＴＣレーンを通行します。

※２…申請により手帳に割引対象であることを証明するシールを貼付します。利用者は東日本高速道路株式会社に郵送にて申し込みます。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

自立支援医療（精神通院医療）	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

在宅の精神障害者の通院医療費を助成することにより、適切な医療を給付します。

内　　容

自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者が治療に専念できるための制度です。自立支援医療費及び保険制度併用により、通院医療費自己負担が原則１割になりますが、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額があります（生活保護、非課税世帯は自己負担なし）。

申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

難病等医療費助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

　難病等医療費助成の対象疾病にり患し、基準を満たしていると認定された人に、その治療に係る医療費等の一部を公費で負担します（都独自の制度においては、生活保護などで医療費が助成されている人は対象外）。

内　　容

（1）　実施主体

　東京都（区では申請を受け付け、東京都知事あてに進達し、認定結果を管理しています。）

（2）　対象疾病（令和７年４月１日現在）

国疾病	348疾病
都単独疾病	８疾病
特定疾患治療研究事業対象疾病	４疾病
特殊医療費助成対象疾病	２疾病
Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎治療	５治療法

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

小児精神障害者入院医療費助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

　精神疾患のために精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の人に対して、医療費を助成することにより、その医療の確立と普及を図り、あわせて患者の医療費の負担軽減を図ります。

内　　容

　精神科病床における入院医療費について、高額療養費の支給を受けた上での保険医療費自己負担分の助成の申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。ただし、入院時食事療養費（標準負担額相当）は自己負担となります。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

短期入所事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課

目　　的

在宅の常時介護を必要とする障害者（児）のいる家庭で、介護を行う人の疾病その他の理由がある場合に、障害者（児）の入浴、排せつ又は食事の介護を短期間の入所において支援します。

内　　容

(1)　対 象 者

障害福祉サービス受給者証の交付を受けている人で、障害支援区分１以上の身体、知的又は精神障害がある人

(2)　利用期間

支給決定された日数

(3)　実施施設

・障害者支援ホーム南麻布（令和２年３月１日開始）
・障害保健福祉センター（令和２年４月１日開始）
・精神障害者支援センター（令和３年６月１日開始）

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

児童手当	各総合支所区民課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

児童を養育している人に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に役立てるとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。

内　　容

(1)　対象者

18歳に達する日以後の最初の３月31日までの児童を養育している人

(2)　手当額（児童１人当たりの月額）

（令和７年４月現在）

	第１子・第２子	第３子以降
３歳未満	15,000円	30,000円
３歳～高校生（年代）	10,000円	

＊第３子以降とは、22歳の誕生日後の最初の３月31日までの養育している子のうち、３番目以降の支給対象児童をいいます。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

児童扶養手当	各総合支所区民課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。

内　　容

(1)　対象者

18歳に達する日以後の最初の３月31日までの児童（心身に中度以上の障害のある場合は20歳未満）を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父又は母がいないか、父又は母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（１月から10月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

①　父母が離婚している
②　父又は母が死亡している
③　父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳１・２級程度、愛の手帳１・２度程度、重度の精神障害）
④　父又は母が生死不明である
⑤　父又は母に１年以上遺棄されている
⑥　父又は母がＤＶ保護命令を受けている
⑦　父又は母が法令により１年以上拘禁されている
⑧　婚姻によらない出生

所　得　限　度　額　表

扶養親族等の数(人)		0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額（千円）	全部支給	690	1,070	1,450	1,830	2,210	2,590	380
	一部支給	2,080	2,460	2,840	3,220	3,600	3,980	380

※令和６年11月から、全部支給の所得限度額が改定されました。

(2)　手当額（月額）

（令和７年４月現在）

児童数	1人	2人目以降
全部支給（円）	46,690	11,030 加算
一部支給（円）	46,680～11,010	11,020～5,520 加算

※所得に応じて10円刻みで変動
※手当額は毎年物価スライドにより改定されます。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

特別児童扶養手当	各総合支所区民課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

精神又は身体に障害のある児童の福祉の増進を図ります。

内　　容

(1)　対象者

20歳未満の障害児を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父母がいないか、父母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（１月から７月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

①　「愛の手帳」１・２・３度程度

②　「身体障害者手帳」１・２・３級程度及び一部４級（下肢の一部のみ）程度

③　長期間安静を要する病状、重度の内部障害又は重度の精神障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

※障害の程度により「重度」「中度」に認定が分かれる（所定の診断書により認められる程度）

所　得　限　度　額　表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加　算
所得限度額(千円)	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496	380

(2)　手当額（月額）（令和７年４月現在）

１級　　児童１人につき　　56,800円

２級　　児童１人につき　　37,830円

※手当額は毎年物価スライドにより改定されます。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

児童育成手当（育成手当）	各総合支所区民課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

手当を支給することにより、ひとり親家庭の児童の福祉の増進を図ります。

内　　容

(1)　対象者

18歳に達する日以後の最初の３月31日までの児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（１月から７月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

①　父母が離婚している
②　父又は母が死亡している
③　父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳１・２級程度、愛の手帳１・２度程度、重度の精神障害）
④　父又は母が生死不明である
⑤　父又は母に１年以上遺棄されている
⑥　父又は母がＤＶ保護命令を受けている
⑦　父又は母が法令により１年以上拘禁されている
⑧　婚姻によらない出生

所　得　限　度　額　表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加　算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2)　手当額（月額）（令和７年４月現在）

児童１人につき13,500円

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

児童育成手当（障害手当）	各総合支所区民課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

手当を支給することにより、障害のある児童の福祉の増進を図ります。

内　　容

(1)　対象者

20歳未満で障害のある児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（１月から７月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

①　「愛の手帳」１・２・３度程度

②　「身体障害者手帳」１・２級程度

③　脳性マヒ又は進行性筋萎縮症

所　得　限　度　額　表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加　算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2)　手当額（月額）（令和７年４月現在）

児童１人につき15,500円

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

子ども医療費助成	各総合支所区民課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

子どもの医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ります。

内　　容

高校生等（18歳に達する日以後の最初の３月31日）までの子どもの医療費を助成します。

(1)　助成の対象者

次の要件に該当する子どもの保護者

①　保護者・子どもが港区に住所を有すること

②　日本の公的な健康保険に加入していること

※高校生相当世代の児童が父母の監護を離れている場合には、児童自身が保護者となり助成を受けることができます。

(2)　助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費の自己負担分（入院時の食事療養費を含む）を助成します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

ひとり親家庭等医療費助成	各総合支所区民課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。

内　　容

ひとり親家庭等の保護者と児童の医療費を助成します。

(1)　助成の対象者

次のいずれかの要件に該当し、健康保険に加入しているひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者とその児童（18歳に達する日以後最初の３月31日まで〈ただし、児童に障害がある場合は20歳未満まで〉）で、かつ前々年の所得が所得限度額未満の人

① 父母が離婚している
② 父又は母が死亡している
③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳１・２級程度、愛の手帳１・２度程度、重度の精神障害）
④ 父又は母が生死不明である
⑤ 父又は母に１年以上遺棄されている
⑥ 父又は母がＤＶ保護命令を受けている
⑦ 父又は母が法令により１年以上拘禁されている
⑧ 婚姻によらない出生

所　得　限　度　額　表

扶養親族等の数（人）	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加　算
所得限度額(千円)	2,080	2,460	2,840	3,220	3,600	3,980	380

※令和７年１月から所得限度額が改定されました。

(2)　助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費（入院時の食事療養費を除く）を助成します。

① 住民税非課税世帯の場合、支払う医療費の自己負担分を助成します。
② 住民税課税世帯の場合、支払う医療費の自己負担分から一部負担金相当額を控除した額を助成します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

出産費用助成	各総合支所区民課 子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　　的

子どもの出産に係る費用の一部を負担することにより、子育てする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境整備を図ります。

内　　容

(1)　助成の対象者

出産した子どもの保護者で次の全ての要件に該当する人（所得制限なし）

①　子どもを出産した日以前から出産後も港区に住所があり、申請日において引き続き１年以上港区に居住していること

②　生まれてきた子どもも出生日から港区に住所があり、保護者と同居していること

ただし、外国籍の対象者が、日本国外で出産した場合、出生後初めて日本に子どもの住民登録をした日から、申請者の住所に子どもの住民登録があり申請日において同居していること

③　母が日本の公的な健康保険に加入していること

(2)　助成の範囲

出産に係る分娩費及び入院費等81万円を限度としてその額から出産育児一時金等を差し引いた額を助成します。多胎の場合、81万円に子どものうち１人を除いた子ども１人につき48万円を加算した額が限度額となります。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

小規模保育事業	各総合支所区民課 子ども家庭支援部保育課

目　　的

　０歳児から２歳児までの児童で、就労などにより家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。

内　　容

(1)　定　員（令和７年４月１日現在）

　　小規模保育事業所10か所、定員156人

(2)　保育料

　在園中に要する費用（保育料）は、４月から８月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量を基に、９月から３月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量を基に決定します。

　また、令和２年４月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第２子以降の保育料は無料としています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

居宅訪問型保育事業	各総合支所区民課 子ども家庭支援部保育課

目　　的

　保育を必要とする児童を、保育者が保護者に代わって、児童の居宅において１対１で保育を行います。

内　　容

(1)　対　象

　①　医療的ケア等が必要な児童

　　保育の必要性があり、医療的ケア等が必要で障害、疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる１歳児から５歳児までの児童（０歳児は要相談）

　②　待機児童

　　保育の必要性があり、保護者が仕事や病気などにより、保育ができない０歳児から２歳児までの児童

(2)　保育料

　認可保育園と同じ（待機児童向け居宅訪問型保育事業の延長保育料は１時間につき1,000円）

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

狂犬病予防	各総合支所区民課 みなと保健所生活衛生課

目　　的

狂犬病の予防を図ります。

内　　容

飼い犬の登録、狂犬病予防集合注射、注射済票の交付を行っています。

実　績　表

狂犬病予防注射済票交付数　　（単位：件）

年度	区分＼地区	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合　計
2	飼い犬の登録頭数	－	－	－	－	－	11,494
	注射済票交付数	760	1,630	696	1,583	1,311	5,980
3	飼い犬の登録頭数	－	－	－	－	－	12,288
	注射済票交付数	889	1,684	821	2,071	1,606	7,071
4	飼い犬の登録頭数	－	－	－	－	－	15,319
	注射済票交付数	869	2,003	840	2,608	1,588	7,908
5	飼い犬の登録頭数	－	－	－	－	－	17,386
	注射済票交付数	1,268	2,000	896	2,070	1,697	7,931
6	飼い犬の登録頭数	－	－	－	－	－	19,241
	注射済票交付数	962	1,938	893	2,116	1,810	7,719

（各年度末日現在）

＊当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

咬傷犬事故処理	各総合支所区民課 みなと保健所生活衛生課

目　　的

咬傷事故による狂犬病の感染の有無を確認するとともに、飼い主への指導により、事故の再発を防止します。

内　　容

咬傷事故の通報があった場合、飼い犬の場合は「事故発生届出書」を飼い主に提出させ、狂犬病の有無について獣医師の検診を受けさせています。また、飼い主不明の犬で捕獲されたものについては、動物愛護相談センターで検診を実施しています。

実　績　表

咬傷事故届出件数　（単位：件）

地区／年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合　計
2	1	3	2	3	2	11
3	0	5	3	2	0	10
4	2	3	1	1	3	10
5	1	4	3	5	0	13
6	3	13	4	3	5	28

（各年度末日現在）

＊当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

母子訪問指導	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課

目　　的

新生児、乳児及び妊産婦に対して、訪問により、妊娠、出産及び育児に関する様々な相談支援等を実施するとともに、母子の心身状態等を的確に把握した上で適切な支援の提供に結びつけることにより、育児不安の軽減や虐待予防を図ります。

内　　容

(1)　新生児等訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問）、妊産婦訪問指導

出生通知書より把握したおおむね生後120日以内の新生児、乳児及び妊産婦に対して、委託した助産師または総合支所保健師が、家庭訪問により育児相談、産後の体調の相談・母子保健サービスの紹介等を行います。

(2)　未熟児訪問指導

2,000g 未満等で生まれた乳児に対して、委託した助産師または各総合支所保健師が家庭訪問により、退院後の育児相談・発達相談・母子保健サービスの紹介等を行います。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

養育医療	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課

目　　的

未熟児は一般の新生児に比べて機能が未熟であり、疾病にもかかりやすく、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があります。そのため、養育に必要な医療の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。

内　　容

医療を必要とする未熟児に対して医療費助成を行います。

実　績　表

養育医療申請状況　　（単位：件）

地区／年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合　計
2	2	1	0	2	13	18
3	1	0	1	5	16	23
4	2	1	1	7	9	20
5	9	3	4	5	14	35
6	5	0	5	6	8	24

（各年度末日現在）

＊当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

育成医療・療育給付	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課

目　　的

障害のある児童及び結核にかかっている児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行います。また、医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。

内　　容

(1)　育成医療

身体に障害のある児童に対して、日常生活に必要な能力を得るために必要な医療の給付を行います。

(2)　療育給付

結核にかかっている児童に対して、入院を促し、専門的な医療の給付及び、この間に必要な日用品、学用品の給付を行います。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

小児慢性疾患医療費助成	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課

目　　的

慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付、その他の事業を行います。

内　　容

心疾患・膠原病など小児慢性疾患のための保険医療費の自己負担分の助成のための申請の受付を行います。

実　績　表

小児慢性疾患医療費助成申請状況　　（単位：件）

地区／年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合　計
2	3	5	5	18	11	42
3	10	5	5	17	24	61
4	7	6	7	13	20	53
5	9	10	4	12	19	54
6	11	8	5	9	18	51

（各年度末日現在）

＊当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

母子健康手帳（親子手帳）の交付	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課

目　　的

妊産婦、乳幼児の健康の保持増進等、母子保健の向上を図ります。

内　　容

妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳（親子手帳）を交付します。その際、妊婦健康診査受診票・母親学級の案内等の入った「母と子の保健バッグ」「妊娠子育て情報ファイル」を交付して、母子の健康を守るための各種サービスが受けられるよう、情報提供を行っています。

根 拠 法 令 等

母子保健法第 16 条

実　績　表

母子健康手帳（親子手帳）交付状況　　（単位：件）

年度	地区／区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合　　計
2	新規交付	570	628	323	634	794	19	2,968
	受付件数	674	699	375	700	898	24	3,370
3	新規交付	521	549	321	530	798	21	2,740
	受付件数	616	614	387	584	930	23	3,154
4	新規交付	555	552	310	513	737	20	2,687
	受付件数	643	639	373	581	864	27	3,127
5	新規交付	537	571	297	591	719	19	2,734
	受付件数	631	647	356	745	862	32	3,273
6	新規交付	498	544	340	583	748	25	2,738
	受付件数	585	617	406	714	873	31	3,226

（各年度末日現在）

＊当事業の詳細内容及び実績表は、「港区の保健衛生」を参照

都外医療機関、助産院（都内、都外を問わない）での妊婦健康診査又は新生児聴覚検査費用助成及び多胎妊婦健康診査費用助成（都内、都外を問わない）	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課

目　　的

妊婦健康診査受診票又は新生児聴覚検査受診票が使用できない都外医療機関、助産院での受診者に対して、費用の一部を助成することにより、都内医療機関受診者との費用負担の公平化を図ります。

多胎妊婦健康診査費用助成については、単胎妊娠の場合よりも、頻回の妊婦健康診査が推奨される多胎妊婦に対し、費用の一部を助成します。

内　　容

妊婦健康診査受診票又は新生児聴覚検査受診票の使用は、都内の委託医療機関に限られます。都外の医療機関、助産院（都内・都外を問わない）で妊婦健診を受診した場合又は都外の医療機関で新生児聴覚検査を受診した場合は、費用の全額が自費になるため、申請により費用の一部を償還払いの方法で助成します。

多胎妊婦健康診査費用助成については、妊婦健康診査受診票 14 回分を超えて、自費で受診した際（都内、都外を問わない）に要した費用の一部を助成します。（15 回目から 19 回目までに自費で受診した分が対象になります。）

※新生児聴覚検査費用助成に関しては平成 31 年４月開始
※多胎妊婦健康診査費用助成に関しては令和３年４月開始
＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

健康手帳の交付	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課

目　　的

健康の保持増進に必要な事項を記録し、自らの健康管理への関心を高めます。

内　　容

みなと保健所、各総合支所、高齢者支援課、国保年金課、いきいきプラザの窓口や事業において、20 歳以上の区民の希望者に交付します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

精神保健福祉事業	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課

目　　的

こころの病気の早期発見、早期治療の促進、社会適応の援助のほか、区民のこころの健康の保持・増進を図るほか、こころの病気に対する関心と理解を深めるため普及啓発を行います。

内　　容

こころの病気や精神的問題を抱える本人及びその家族に対する相談・助言を行います。精神科医による相談は月４～５回、保健師による相談は随時行っています。また、必要に応じて保健師等による訪問を行っています。

普及啓発活動として、講演会を開催しています。

家族への正しい知識の提供と、家族同士の交流の場として、家族会を開催しています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

保健師・助産師・看護師・管理栄養士学生実習の受け入れ	各総合支所区民課 みなと保健所保健予防課 みなと保健所健康推進課

目　　的

公衆衛生における保健所の役割と地域保健活動の理解促進を目的として医療技術系学生の保健所実習を行います。

内　　容

保健所活動の概要説明と各職種の現場実習及び施設見学などにより、保健所機能と地域保健活動の実際を学ぶ場を提供します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

保健師活動	各総合支所区民課 みなと保健所保健予防課 みなと保健所健康推進課

内　　容

保健師は、乳幼児から高齢者まですべての年代の区民を対象に活動しています。

保健師活動は、区民がより健康で質の高い生活を送ることができるように、あらゆる健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるよう継続的に行う活動です。

また、個人・集団・地域への働きかけを通じて、地域全体の健康の向上をめざしています。活動の方法としては、(1)個別の支援活動(2)健康診査等の事業を通じての保健指導(3)地域における活動などがあります。

(1)　個別の支援活動

①　家庭訪問

区民等の生活の場である家庭などを訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、健康保持のための相談及び日常・療養生活指導等を行っています。

②　所内相談

来所した区民等に対して、健康上の不安や疑問、育児や生活上の悩みなどの相談・助言を随時実施しています。また、様々な医療費助成申請時の面接も行っています。

③　電話相談

相談者が気軽に利用でき、悩みや不安を相談できる有効な手段であり、随時実施しています。また、必要に応じて面接や訪問などへつなげています。

④　関係機関との連携

区民の健康な生活を支援するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携しています。

(2)　健康診査等の事業を通じての保健指導

保健師は、健康教育、健康診査、結核健康診断、ＨＩＶ・性感染症検査及び相談等の事業を実施しています。

特に乳幼児健康診査や成人健康診査等においては、健康相談を実施するとともに、各総合支所と保健所が連携をとり、健診後のフォロー等を実施しています。

(3)　地域における活動

各種講座の開催、家族会・育児グループ等の発足や活動に向けての助言・支援を実施しています。また、各総合支所では児童館・子育て施設等との連携による母子保健活動や地区独自の事業等を立ち上げ、地域の健康の向上を目指す活動をしています。

(4)　感染症の防疫対応

結核やその他感染症に対して、積極的疫学調査やサーベイランスを行うとともに、感染拡大防止のための指導や教育・相談支援を行います。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

生活保護事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

内　　容

(1)　生活扶助
　衣食、光熱水費その他日常生活に必要な費用

(2)　住宅扶助
　家賃、地代等の費用

(3)　教育扶助
　義務教育に必要な学用品、教材、学校給食費等の費用

(4)　医療扶助
　原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた医療機関（指定医療機関）において医療の給付を行います。

(5)　介護扶助
　原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた介護サービス機関（指定介護機関）を通じて介護サービスを行います。

(6)　出産扶助
　出産に必要な費用

(7)　生業扶助
　技術を身につけたり、仕事を始めるのに必要な費用及び高等学校等への就学に要する費用

(8)　葬祭扶助
　葬祭のために必要な費用

(9)　就労自立給付金
　就労により自立した世帯に給付金を支給します。

(10)　進学・就職準備給付金
　大学等に進学又は就職する世帯員に給付金を支給します。

※これらの給付は(4)、(5)を除き、原則として金銭で支給します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

就労支援事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

　生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、就労支援員が就労に関する支援を行います。

内　　容

　就労支援員を配置

(1)　内　　容

　求人情報の提供、求職の支援、ハローワークへの同行、履歴書の書き方や面接の指導、その他就労に関わる相談等を専門的に行います。

　また、就労経験のない生活保護受給者等に、短期・軽度の就労体験プログラムを実施します。

(2)　対　　象

　生活保護受給中の人、生活保護相談中の人

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

生活保護受給者等就労自立促進事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

　生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、福祉事務所と公共職業安定所（ハローワーク）が連携して就労に関する支援を行います。

内　　容

(1)　内　　容

　支援対象者ごとに福祉事務所とハローワークが生活保護受給者等就労支援チームを設置し、連携して就労支援を行います。

(2)　対　　象

　生活保護受給中の人、住居確保給付金受給中の人、生活保護相談中の人等

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

生活保護受給者等メンタルケア支援事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

　精神保健福祉士等の専門的な知識を有する者を「メンタルケア支援員」として配置し、精神疾患等を有する人の自立への支援を行います。

内　　容

　メンタルケア支援員を配置

(1)　内　　容

　メンタルケア支援員は、対象者の自立を支援するため、ケースワーカー、相談員、嘱託医等と連携して以下の業務を行います。

①　被保護者の自立に向けた個別支援

　ア　日常生活支援

　イ　社会生活支援

　ウ　就労支援

②　ケースワーカー等へのアドバイス業務

(2)　対　　象

　生活保護受給中の人、生活保護相談中の人

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

調査訪問体制強化事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

年金受給権等生活保護以外の制度・施策の利用可能性を探る調査や資産の活用等を行う体制を強化して、生活保護受給世帯の自立への援助を行います。

内　　容

生活福祉調整課に、調査訪問補助員及び年金専門調査員を配置

(1)　内　　容

①　資産活用方法調査　②　年金受給権調査　③　扶養義務者調査

④　債務整理支援等

(2)　対　　象

生活保護受給中の人、生活保護申請中の人

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

法外援護事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯に対して、日常生活の安定・向上及び自立を図るため、法による扶助のほか、様々な法外援護を実施しています。

内　　容

(1)　見舞金（夏季・冬季）を支給

(2)　出産に際し、祝品を支給

(3)　小学生、中学生、高校生に学童服及び運動衣の購入費用を支給（小学１年生、中学１年生、高校１年生のみ別途対応）

(4)　小学生、中学生、高校生に夏季健全育成費（夏休みの野外活動等の参加費用）を支給

(5)　修学旅行が実施される学年に在籍する小学生、中学生、高校生に修学旅行支度金を支給

(6)　中学校を卒業し、高校に入学又は就職する生徒に高校学習支援金・就職支度金を支給

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

自立促進事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

生活保護を受給している世帯又は、受給している人に対して自立支援に要する経費の全部又は一部を支給することにより、保護を受給している人の自立の促進を図ります。

内　　容

(1)　就労支援　　（被服費・技能習得費・緊急一時保育料・就職活動用の携帯電話購入費）
(2)　社会参加活動支援　（シルバー人材センター年度会費・ボランティア保険料）
(3)　地域生活移行支援　（居宅清掃費用及び居宅環境整理サポート費用等）
(4)　健康増進支援　　（介護予防教室等参加費）
(5)　次世代育成支援　　（学習環境整備支援費・大学等進学支援費）

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

被保護者健康管理支援事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

生活保護を受給している人に対し健康管理上の支援を行うことにより、生活習慣病等の重症化予防を図り、受給者の自立を支援します。

内　　容

生活保護を受給している人で、健康管理上の支援が必要な人に対し、医療機関の受診勧奨、保健指導及び生活支援等を行います。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

生活相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

生活に困窮する人の相談に応じ、生活保護及びその他の援護について、必要な助言を行います。

内　　容

生活困窮に至った経緯、生活状況などを聴き取り、生活保護制度の説明後、生活保護の対象となる人は、保護申請につなげます。生活保護の対象にならない人は、生活保護以外の社会資源の情報提供や助言を行います。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

中国残留邦人等支援給付事業	芝地区総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

中国残留邦人等は中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本人としての義務教育を受ける機会もなく、今日においても多くの人が、日本語が不自由な状態です。また、帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分な状態です。

上記の特別な事情を鑑み、国は一定の要件を満たす中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金を満額受給することができるようにしましたが、それでもなお生活の安定が十分に図れない世帯に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ります。

内　　容

世帯の収入が一定の基準に満たない人を対象に、生活保護とは別の制度ですが、生活保護制度の内容・金額等を準用して、支援給付を支給します。

平成 26 年 10 月から、中国残留邦人等の人が亡くなられた後に、支援給付を受けている特定配偶者に対して、配偶者支援金を支給しています。

また、中国語ができ、中国残留邦人等の問題に理解のある支援・相談員を 1 人配置しています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

路上生活者対策事業	芝地区総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

路上生活者に対し、応急援護として、交通費又は食費を支給します。また、自立支援センター等を活用した社会的自立支援を行います。

内　　容

(1)　交通費又は食費の支給

窓口に来所した路上生活者に対し、①自立を支援するために行う就労等に要する交通費又は食費の支給、②医療機関の受診に必要な特別診療券の交付を行います。

＊窓口にて面談を実施後、対象となる路上生活者に対し、交通費又は食費として500円（３か月に１回）を支給します。

(2)　自立支援センター(都区共同による自立支援事業)※

路上生活者に対し、①緊急一時保護事業による心身の健康回復と本人の意欲、能力等の総合的な評価、②自立支援事業での就労による自立支援、③支援付住宅による居宅移行支援に取り組みます。

※23区内に５か所設置済み

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

戦没者遺家族援護	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課

目　　的

旧軍人・軍属の遺族等を対象にした国の特別給付金などの制度に対する請求受付を行います。

内　　容

区で請求を受付け、本籍地の都道府県で裁定され国庫債券として支給されます。

(1)　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

遺族年金や公務扶助料等を受ける遺族等がいない場合に、３親等内の親族のうち、請求権の最高順位の１人に支給します。

(2)　戦没者等の妻に対する特別給付金

遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する妻に対し支給します。

(3)　戦傷病者等の妻に対する特別給付金

傷病賜金や障害年金等の受給権を有する戦傷病者等の妻に対し支給します。

(4)　戦没者の父母等に対する特別給付金

遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する父母等で、戦没者以外に子も孫も有していない父母等に対し支給します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

索　　引

あ

愛の手帳（知的障害者）……398
赤坂青山 美しいまち マナーのまち宣言……129
赤坂・青山会議～地元企業等による社会貢献ネットワーク～……110
赤坂・青山子ども共育事業……121
赤坂・青山シニアファッショニスタ～自分らしく素敵に～……126
赤坂・青山多世代交流促進事業…… 99
赤坂・青山ふれあいサロン……127
赤坂・青山みんなで学ぼうさい事業……112
赤坂・青山 Meet up プロジェクト……115
赤坂親善大使 魅力発信プロジェクト……117
赤坂地区版計画書の全体像…… 7
赤坂でつながり隊……113
あき地の適正管理……320
麻布地域の魅力伝承事業
　「あざぶ達人ラボ ～次世代へつなぐ麻布の魅力～」…… 82
　「麻布未来写真館」…… 81
　「あざぶら部」…… 83
麻布地区版計画書の全体像…… 6
ＡＺＡＢＵ　ＷＯＲＬＤ　ＦＥＳＴＡ…… 89
あっぷリング高輪フェスティバル……137

い

飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業…… 92
いきいきプラザ・児童高齢者交流プラザ（あいぷら）……207
いきいきプラザ等地域訪問事業……232
育成医療・療育給付……432
一時保育……229
移動支援……397
違法置き看板ゼロ作戦……132
印鑑登録……326

う

運河に架かる橋りょうのライトアップ……188

え

エコ芝教室…… 56
ＮＨＫ放送受信料減免対象世帯の証明……406
ＳＫＤｓ未来の担い手育成プロジェクト……181

お

屋外広告物……313
お台場ふるさとの海づくり事業……184
親子でエコっとプロジェクト…… 91
「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組……186

か

介護給付……395
介護保険の被保険者証の交付及び保険料の収納に関する事務……349
各総合支所課別事業別決算（令和６年度）…… 27
各総合支所「地域のできごと」……256
各総合支所の主な事務…… 15
各総合支所の組織及び現員…… 10
家具転倒防止器具等助成及び取付支援……262
学童クラブ……213
学童クラブ児童見守りシステム……218
河川等の管理……305
火葬（埋葬）・改葬許可……346

き

帰宅困難者対策の推進……261
救急情報の活用支援事業（救急医療情報キット）……373
狂犬病予防……429
共同住宅防犯対策助成事業……268
橋りょうの整備・維持……297
居宅訪問型保育事業……428
緊急移送サービス利用助成事業……383
緊急一時保育……231

く

区設掲示板設置及び管理……257
区長と区政を語る会……202
区民協働スペース……204
区民交通傷害保険事業……240
区民参画組織　赤坂・青山地区タウンミーティング
　全体体系図……102
　「赤坂地区版計画推進分科会」……103
　「地域情報の発信・交流分科会」……104
　「いきがいづくり推進分科会」……106
　赤坂青山「知伝活（ちでんかつ）」プロジェクト……107
　「まちのお宝発掘プロジェクト」……109
区民参画組織　麻布を語る会
　全体体系図…… 78
　「麻布地区政策分科会」…… 79
区民参画組織　タウンミーティングTAKANAWA
　全体体系図……140
　「地区版計画改定支援グループ」……141
　「地域情報紙グループ」……142
　「私が語る高輪今昔物語グループ」……143
　「高輪みどりでつながるプロジェクト」……145
区民参画組織 港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト
　全体体系図……165
　「水辺のまち歩きプロデュース分科会」……166
　「みどりでつなぐプロジェクト分科会」……168

「べいあっぷ編集部」……170
「地区版計画検討分科会」……172
区民センター……195
区民葬儀及び区民葬儀券の発行……347
区民の声の受付……201
訓練等給付……395

け

軽自動車税（種別割）の徴収事務……348
健康手帳の交付……435

こ

ご遺族支援コーナー……345
公園等の整備・維持[遊び場の整備・維持]……302
公園等の整備・維持[公園・児童遊園の維持等]……299
公園等の整備・維持[公園・児童遊園の整備]……298
公園等の整備・維持[緑地の整備・維持]……301
公害の規制・指導[公害苦情・相談]……282
後期高齢者医療制度（長寿医療制度）……360
咬傷犬事故処理……430
高齢者・障害者（児）紙おむつ給付及びおむつ代の助成……380
高齢者・障害者（児）寝具乾燥等消毒……381
高齢者・障害者（児）徘徊探索支援事業……377
高齢者・障害者配食サービス……378
高齢者・心身障害者（児）福祉キャブ……382
高齢者・心身障害者（児）福祉理美容サービス……379
高齢者・心身障害者（児）訪問電話……374
高齢者・障害者等救急通報システム……375
高齢者人材バンク事業……206
高齢者単身世帯実態調査……390
高齢者日常生活用具給付事業……384
高齢者の買い物支援……70
高齢者の地域におけるセーフティネットワーク構築……391
高齢者福祉相談……374
高齢者補聴器購入費助成事業……392
高齢者みずべネット……190
ご近所イノベーション学校～芝に幸せを呼ぶ人づくり～……64
国民健康保険医療費の一部負担金の減額・免除と徴収猶予……354
国民健康保険結核・精神医療給付金……358
国民健康保険高額療養費……355
国民健康保険高齢受給者証……359
国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給……358
国民健康保険その他の医療給付……353
国民健康保険料の減免制度……350
国民健康保険療養費……350
国民年金……363
戸籍関連事務……328
子育てひろば等事業（あっぴぃ）……233

寿商品券等贈呈……388
子ども医療費助成……425
子ども地域間交流事業～離れていても心は一つ！～……123
子どもの遊び場づくり事業[あそびのきち事業]……304
子どもの遊び場づくり事業[プレーパーク事業]……303
コミュニティバス乗車券の発行……372

さ

災害見舞金……242
在留管理制度・特別永住者制度……332

し

児童育成手当（育成手当）……423
児童育成手当（障害手当）……424
児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等……209
児童館等週末施設開放……212
自動車運転免許取得費助成……403
自動車改造費の助成……404
自動車燃料費の助成……408
児童手当……420
児童扶養手当……421
芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト……189
芝浦港南地区版計画書の全体像…… 9
芝地区「地域情報誌編集会議」…… 68
芝地区地域資源活用はぐくみ支援事業…… 55
芝地区のまちづくり[環状第二号線新橋・虎ノ門地区]……311
芝地区版計画書の全体像…… 5
芝地区防災力向上プロジェクト…… 63
芝地区歴史・文化の発信…… 69
芝 ｄｅ Ｍｅｅｔ Ｔｈｅ Ａｒｔ～アートに親しむまち、芝～…… 53
芝ＢｅｅＢｅｅ’ｓプロジェクト …… 71
住居表示……334
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等事業……411
重度心身障害者手当（都制度）……414
重度身体障害者（児）居宅生活支援事業……410
重度脳性麻痺者介護事業……410
住民基本台帳諸届……323
就労支援事業……439
出産被保険者の保険料の減額措置……352
出産費用助成……427
障害児通所支援……396
障害者控除対象者認定……394
障害者（児）日常生活用具及び住宅設備改善費の給付等……402
小規模保育事業……428
小児精神障害者入院医療費助成……418
小児慢性疾患医療費助成……433
情報公開制度……203
証明書コンビニ交付……336

証明書等の交付事務……343
自立支援医療（更生医療）……400
自立支援医療（精神通院医療）……417
自立促進事業……442
心身障害者医療費の助成（㊟制度）……361
心身障害者福祉手当（区制度）……415
身体障害者手帳……397
身体障害者福祉相談……399

す

水防[水防計画]……306
住まいの防犯対策助成事業……269

せ

生活安全活動の支援
（１）港区生活安全協議会・生活安全活動推進協議会……264
（２）安全・安心まちづくり推進地区の取組(六本木地区)……265
（３）安全・安心まちづくり推進地区の取組(赤坂地区)……266
生活相談……443
生活保護事業……438
生活保護受給者等就労自立促進事業……440
生活保護受給者等メンタルケア支援事業……440
清潔できれいなまちの実現（新橋駅周辺）…… 74
清潔できれいなまちの実現（六本木交差点周辺）…… 86
清潔できれいなまちの実現（赤坂見附駅・赤坂駅周辺）……133
青少年対策地区委員会活動支援……275
精神障害者保健福祉手帳……398
精神保健福祉事業……436
清掃協力会支援事業……273
成年後見審判申立事業……389
戦没者遺家族援護……445

そ

総合支所関係施設一覧…… 18
総合防災訓練（地域訓練）……259
相談支援……396

た

大学連携推進事業……148
たかなわ親子防災教室……151
たかなわ子どもコミュニティカレッジ……138
高輪情報局……159
高輪地区商店街にぎわいプロジェクト……154
高輪地区版計画書の全体像…… 8
高輪地区防災ボランティア育成事業……149
たかなわ防災コミュニティ向上プロジェクト～地域とつながるマンション防災～……156
高輪ほっとひといき子育て支援事業……155
たかなわみんなのおしらせばん……139

タクシー利用券の給付……407
竹芝プロジェクト～ともにつながる未来へ～…… 57
多様性を学ぶまち　～ＳＨＩＢＡ～…… 52
短期入所事業……419

ち

地域環境美化・みなとタバコルール推進……282
地域間子ども交流～あらたなはっけん　あらたなきずな～…… 77
地域サロン「ちょこっと立ち寄りカフェ」…… 93
地域事業活性化プロジェクト…… 90
地域情報紙「ザ・ＡＺＡＢＵ」…… 80
地域葬儀支援事業……241
地域で支え合う～アロマネットワーク～…… 73
地域デビューの集い……114
地域をつなぐ！交流の場づくりプロジェクト…… 66
地区の政策形成……239
地区版計画書の政策とＳＤＧｓとの関係…… 4
地区まちづくりに係る支援制度……312
知的障害者福祉相談……399
中国残留邦人等支援給付事業……443
中等度難聴児発達支援事業……403
町会・自治会の支援……245
町会・自治会・マンション交流活性化プロジェクト
　～地域がつながる　たかな輪コミュニティ～……152
調査訪問体制強化事業……441

て

電子申請サービス……342
伝統文化交流館……205
電話予約サービス……335

と

動物の愛護・管理……281
道路の維持[街路灯] ……294
道路の維持[掘削道路復旧]……292
道路の維持[交通安全施設・坂名標識・公衆トイレ]……296
道路の維持[私道整備]……293
道路の維持[道路維持] ……291
道路の維持[道路植栽] ……295
道路の管理[占用]……285
道路の整備[細街路の整備] ……290
道路の整備[遮熱性舗装・保水性舗装の推進]……288
道路の整備[電線類の地中化] ……289
道路の整備[歩車共存道路の整備] ……286
道路の整備[歩道の整備]……287
都営交通の無料乗車券の交付……371
都外医療機関、助産院（都内、都外を問わない）での妊婦健康診査又は
　新生児聴覚検査費用助成及び多胎妊婦健康診査費用助成（都内、都外を問わない）‥435

特別区民税の徴収事務……348
特別児童扶養手当……422
特別障害者手当等（国制度）……412
トレジャー☆スクール～芝体験学習～…… 72

な
難病等医療費助成……418

に
にぎわい商店街事業
（１）コミュニティ事業……276
（２）商店街活性化事業……278
（３）地域連携型商店街事業……278
（４）商店街地域力向上事業……279
（５）商店街振興アドバイザー派遣事業……279
入浴サービス……405
認知症高齢者等おかえりサポート事業……376
認定こども園……224

ね
猫の去勢・不妊手術補助……280

は
ハクビシン等対策……282

ひ
非自発的失業者の保険料の軽減措置……351
ひとり親家庭等医療費助成……426
被保護者健康管理支援事業……442

ふ
福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成……404
ふれ愛まつりだ、芝地区！…… 51

へ
ベイエリア防災リンク事業……177

ほ
保育園……219
保育園であそぼう……225
法外援護事業……441
放課ＧＯ→クラブ……215
防災アドバイザー派遣……260
防災住民組織育成・地域防災協議会支援……258
放置自転車対策……314
防犯カメラ等の設置支援等……267
保健師活動……437
保健師・助産師・看護師・管理栄養士学生実習の受け入れ……436
母子健康手帳（親子手帳）の交付……434

母子訪問指導……430
補助犬の給付……409
補装具費の支給……401

ま
マイナンバーカード（個人番号カード）交付……338
マイナンバーカード等の電子証明書……341

み
水辺のまちサーキュラーＬＡＢ．……175
水辺フェスタ……178
みずまちプロデュース事業……173
みどりでつなぐプロジェクト事業……187
みなとキャンプ村……274
港区アドプト・プログラム……308
港区基本構想について…… 3
港区チャレンジコミュニティ大学……147
港区保育室事業……227
みなとパーク芝浦等ふれあい交流事業……163
みなと保育サポート事業……235
民営バス乗車割引証……416
民間賃貸住宅入居支援事業……385
民生委員・児童委員の支援……364
みんなでまちをよくする「ミナヨク」…… 87
みんなとパトロール……270

む
無料入浴券の給付……370

も
もっと地域を豊かにする芝地区戦略会議（芝地区区民参画組織　芝会議）…… 58

ゆ
有料道路障害者割引制度……417

よ
養育医療……431
要介護・要支援認定（申請）……393
養護老人ホーム入所措置……387
よちよち子育て交流会……118

り
リサイクル団体助成……272
緑化推進[ビオトープづくりの推進]……310
緑化推進[みどりの育成]……309
緑化推進[みどりの普及・啓発]……310
緑化推進[みどりの保護]……309
臨時運行許可関係事務……348

れ
歴史と文化がつなぐ地域交流事業……179

ろ
老人クラブの活動助成……271
路上生活者対策事業……444
六本木安全安心プロジェクト～ルール違反ゼロの六本木へ～…… 85

港区「区の木・区の花」

区の木　ハナミズキ　　区の花　アジサイ　　区の花　バラ

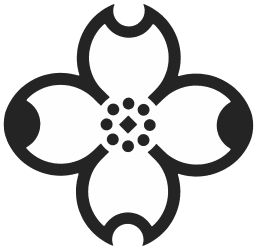

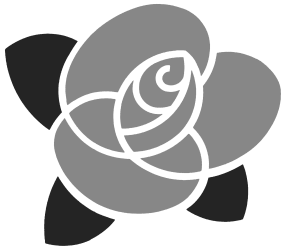

港区の地域行政（総合支所）
令和７年度（２０２５年度）版　事業概要

令和７年（２０２５年）８月発行

編集・発行　　港区　芝地区総合支所管理課
麻布地区総合支所管理課
赤坂地区総合支所管理課
高輪地区総合支所管理課
芝浦港南地区総合支所管理課

発行番号 2025058-2415

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。